

史跡等を活かした地域づくり・観光振興

平成29年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

2018

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

史跡等を活かした地域づくり・観光振興

平成29年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

2018

独立行政法人 国立文化財機構

奈良文化財研究所

Nara National Research Institute for Cultural Properties

目 次

はじめに

史跡等を活かした地域づくり・観光振興1
内田 和伸 (奈良文化財研究所文化遺産部道路整備研究室長)	

I 講演・研究報告

平成29年度 遺跡整備・活用研究集会開催概要6
1. 基調講演 文化庁のまちづくり・観光に関する施策について -文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と 活用の在り方にについて(第一次答申)を踏まえて-7
村上 裕道 (文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ研究官)	
2. 史跡等を活かした地域づくり・観光振興 -奈良市の事例-29
立石 堅志 (奈良市教育委員会教育総務部文化財課長)	
3. 地域と文化財と行政と -太宰府市の場合-45
城戸 康利 (太宰府市教育委員会文化財課長)	
4. 名勝旧堀氏庭園の整備と活用にみる文化財の観光資源としての活用について49
米本 潔 (元津和野町商工観光課長補佐、(兼)津和野町教育委員会次長補佐)	
5. 彼岸花の里づくりプロジェクト事業の現状と課題 -国史跡上淀魔寺跡を彼岸花の咲く丘に-59
長谷川 明洋 (米子市上淀白鳳の丘展示館副館長)	
6. 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡等を活かした地域づくり・観光振興 -佐賀県立名護屋城博物館における「史跡の保存と活用」の新たな試み-65
松尾 法博 (佐賀県立名護屋城博物館学芸課長)	
総合討議の記録79
資料 「史跡等を活かした地域づくり・観光振興」事前アンケート調査の実施・結果88

II 事例報告

1. 特別史跡藤原宮跡を活かした地域づくり・観光振興 -植栽花園整備事業の取り組み-103
濱口 和弘 (樺原市役所魅力創造部世界遺産・文化資源活用課長)	
2. 鳥取県米子市の文化財保護の現状と課題107
下高 瑞哉 (米子市経済部文化観光局文化振興課文化財室長)	
3. 佐賀市の文化財活用の現状と課題 -見えない世界遺産「三重津海軍所跡」の事例を中心に-113
木島 優治 (佐賀市企画調整部三重津世界遺産課長)	
4. 中世荘園「日根莊遺跡」を活かしたまちづくり -大阪都市部近郊の史跡と重要文化的景観にかかる事業について-121
中岡 勝 (泉佐野市教育委員会文化財保護課課長代理)	
5. 「醤油醸造の発祥の地」での歴史まちづくり -小規模自治体における文化財をめぐる行政の状況-127
山本 隆重 (和歌山県湯浅町地方創生ブランド戦略推進課、 (兼)湯浅町教育委員会文化財調査員)	
6. 新潟市における史跡等を活かした地域づくり・観光振興について -史跡古津八幡山遺跡の事例を中心に-135
相田 泰臣 (新潟市文化スポーツ部歴史文化課文化財センター主査)	
7. 出島和蘭商館跡の史跡整備と活用 -復元整備20年の歴史と展開-145
山口 美由紀 (長崎市文化観光部出島復元整備室専門官)	

III 関連論考

1. 奈良県における文化財行政の歴史と近年の動向155
建石 健・持田大輔 (奈良県地域振興部文化資源活用課)	
2. 特別史跡大坂城跡の整備と活用について -大阪城公園パークマネジメント(PMO)事業を中心に-163
久村 宗憲・阪本 恵子・森 翠 (大阪市経済戦略局)	
3. 繩向遺跡辻地区におけるGCFを活用した遺跡整備事業について171
橋本 輝彦 (桜井市教育委員会文化財課長)	
4. 奈良文化財研究所による特別名勝平城宮東院庭園の活用について177
内田 和伸 (奈良文化財研究所文化遺産部道路整備研究室長)	

凡 例

1. 本報告書は、平成29年（2017）12月22日（金）に奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂において開催した平成29年度遺跡整備・活用研究集会「史跡等を活かした地域づくり・観光振興」に関する報告書である。
2. 本研究集会は、「記念物の保存・活用に関する調査研究」の一環として、奈良文化財研究所遺産部遺跡整備研究室が企画・主催し、内田和伸（遺跡整備研究室長）・高橋知奈津（遺跡整備研究室員）マレス・エマニユエル（遺跡整備研究室アソシエイトフェロー）が担当した。参加者は、地方公共団体職員・研究者・実務者等、計82名であった。
3. 本報告書「史跡等を活かした地域づくり・観光振興」の「I 講演・研究報告」に収録した論考は、上記の研究集会において発表した内容に総合討議での議論を踏まえて各発表者が作成または加筆修正したもので、発表者の所属は、研究集会開催時点のものである。「II 事例報告」および「III 関連論考」は、研究集会等での情報収集の後に編者が原稿依頼したもので、各報告者の所属は平成30年10月時点のものである。
4. 本書の編集は内田和伸が行い、渡邊佳奈の助力を得た。英文目次はEdwards Walter（奈良文化財研究所客員研究員）が校閲した。

はじめに

史跡等を活かした地域づくり・観光振興

本報告書は「史跡等を活かした地域づくり・観光振興」をテーマに平成29年に開催した遺跡整備・活用研究集会での報告に、関連する事例報告や論考を加えて収めたものである。以下、各報告内容に触れながらテーマに関わる課題を概観してみたい。

1) 文化財保護行政を支える組織体制について

文化財を支える地域社会の人口減少・衰退などを要因とする文化財継承の担い手の不在によって、文化財が散逸・消滅の危機に瀕しており、文化財をまちづくりに活かしつつ、確実な継承を図って行くことが求められている（村上）¹⁾。その円滑な遂行のためにには教育委員会部局の史跡等の文化財の保存に関わる業務と、首長部局の文化財を活用する観光等に関わる業務を双方の担当者が理解し、問題意識等を共有して一体的に進めることができることである。そこで組織体制上は大きく次の三つの方法が採られているといえる。

①委任・補助執行

平成30年6月には「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布された。施行前の現在、地方公共団体における文化財保護に関する事務については、教育委員会が管理・執行することになっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条）。ただし、教育委員会と首長の協議により、教育委員会が所管する事務の一部を首長部局に委任もしくは補助執行させることができる（地方自治法第180条の7）のである²⁾。この制度を利用し、文化財部門が首長部局に移動した事例が平成の後半期に多く見られるようになり、平成29年度では事務委任が都道府県1、政令指定都市1、その他市町村14で、補助

執行が都道府県3、政令指定都市11、その他市町村81の地方公共団体で見られる（建石・持田）。特に世界遺産や日本遺産、重要伝統的建造物群保存地区等まちづくりに密接な文化財部門を持つ地方公共団体の移動は少なくない。その長所はまちづくりや観光等に関わる部局との連携が取りやすくなったり、意思決定の迅速化などがあげられる。短所としては事務的にはかえって煩雑になったこと、首長の意向の影響を受けやすいこと、学知や教育に主眼が置かれなくなり得ること、業務量の増加により文化財保護業務が手薄になることなどがあげられている（総合討議の記録、資料〔研究会の事前アンケート調査結果〕）。

新潟市では平成11年の組織改革で文化財保護事務を教育委員会にかわって首長部局の歴史文化課が補助執行するようになった。これまでのところ首長部局でのデメリットや活用面での保存に関する危惧等は生じていない（相田）。

長崎市では平成20年に組織改革が行われ、教育委員会で文化財行政全般を所管する文化財課と史跡出島の整備を担当する出島復元整備室が首長部局の文化観光部へ移動となった。出島の整備事業は昭和26年から継続的に行われており、積極的な活用が図られる利点がある（山口）。なお、企画財政部には世界遺産推進室があり、二つの世界遺産関連業務を行っている。

鳥取県米子市では平成30年の組織改革で文化財保護事務は首長部局の経済部文化観光局文化振興課文化財室があたるようになったが、今のところ支障はない（下高）。

奈良県では文化財の保存に関わる事務を教育委員会の文化財保存課が、文化財を含む文化資源の活用

に係る事務を首長部局の地域振興部の文化資源活用課がそれぞれ担当しており、後者の所管には県立櫻原考古学研究所とその附属博物館が含まれる。現在、平成31年4月を目途に文化財保存課の知事部局移管の準備をしているという（建石・持田）。

②併任

文化財の保存と活用の一體的推進という意味では双方に係る職員が双方の職務を併任する方法もある。

佐賀県では博物館施設の知事部局への所管替えによって特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の発掘調査や整備事業を行ってきた佐賀県立名護屋城博物館の業務が知事部局の業務となつたが、これらに従事してきた文化財担当職員（学芸員）が教育委員会文化財課から併任を受けて事業を行っている（松尾）。

佐賀市では教育委員会の文化振興課に文化財係と文化振興係を置き、首長部局の企画調整部に世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である史跡三重津海軍所跡に関わる三重津世界遺産課を置いている。発掘担当職員2名は双方を併任する（木島）。

島根県津和野町（人口約8千人）では文化財保護事務は教育委員会にあり、文化振興係と埋蔵文化財担当職員のいる文化財係がある。文化振興を担当する一般行政職員の教育委員会次長補佐が商工観光課課長補佐を併任し、歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画、町の日本遺産センターの運営など様々な業務を行っている（米本）。小さな地方公共団体で担当職員も少なければ、一人当たりの守備範囲は広いことが求められる。

文化財の保存活用に関わる職員は埋蔵文化財担当職員や学芸員だけとは限らない。全国の市町村の1/3程の地方自治体には文化財専門職員がまだ配置されていないからである。和歌山県湯浅町（人口約12千人）では醤油の醸造町の保存活用を図るために教育委員会の中に伝建推進室を置いていたが、平成18年に重要伝統的建造物群保存地区となると、3年後の組織改革で首長部局のまちづくり企画課へ業務が引き継がれ、伝建業務を含む文化財業務全般を担

当することとなり、文化財専門職員のいない中、歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）や日本遺産の認定を受けている。平成30年の組織改革では文化財の保護に関することを教育委員会の社会教育係に戻し、観光や企画部門が統合された地方創生ブランド戦略推進課の歴史文化係が伝建地区の保存に関わる業務を引き継ぎ、一般行政職員が両係を兼務する形にしている（山本）。

③異動に伴う人的交流

各地方公共団体では組織改革を伴わなくとも文化財部門は教育委員会に留まつたまま、首長部局との調整と緊密な連携、異動に伴う人的交流などがこれまでに行われ、相互の理解は深められてきた。

奈良市では教育委員会の文化財担当職員が観光経済部の観光戦略課や観光振興課を経て、太宰府市でも教育委員会の文化財担当職員が首長部局の都市整備課を経て、ともに文化財課課長となってその経験が文化財の活用の取り組みに活かされているという（立石、城戸）。

奈良県橿原市では教育委員会が文化財行政を所管し、文化財保存課と重要伝統的建造物群保存地区の今井街並み保存整備事務所を置く。一方、首長部局の魅力創造部には世界遺産・文化資産活用課を置き、文化財担当だった職員が課長を務める（濱口）。

2) 史跡等を活かした地域づくり・観光振興

ここで言う地域づくりの対象は「文化財が置かれている自然環境や周囲の景観、文化財を支える人々の活動に加え、文化財を維持・継承するための技術、文化財に関する歴史資料や伝承等」の文化財の周辺環境であり、歴史文化基本構想ではこれを歴史文化と呼んでいる³⁾。

本報告では地域づくり・観光振興の事例として遺跡発掘体験・遺跡探訪ツアー（立石）、建造物の利用（米本・山本・久村ら）、VRの活用（松尾・木島）、植栽の活用（長谷川・濱口・中岡）、復元建物の活用（相田・山口・内田）などがある。

研究会の事前アンケート調査によると、近年、地域づくりや観光振興を目的とする文化財の活用関係

で発生している業務は、企画の立案や実施、公開対応、観光イベントでの講師、学校・NPO・自治会・他市町村との連携に関わる業務、観光パンフ等の作成などである。こうした業務の中での課題は、部局間での連携、所有者・住民との連携や意識の共有、文化財専門職員の人材不足、保存と活用のバランス、観光インフラの不足、PR不足、活用に関する全体計画の欠如、文化財の価値の表現・伝達方法の工夫、事業の継続性、人材の高齢化などがあげられている。保存に関わる問題に関しては「特になし」としている回答が最も多かったが、文化財の毀損が10件あり、他には人員不足、予算不足、保存と活用のバランス、安い現状変更の要望などがある。外国人旅行者の増加に対しては看板やパンフレット、HPやアプリなどの多言語化が課題となっている。

文化財を地域づくりや観光振興に活かすメリットは、住民の理解促進・地域への愛着・保護意識の向上、文化財の認知度の向上、地域の特色の創生・発信、地域コミュニティ活性化、集客・交流人口の拡大、文化財継承への貢献・後継者の育成、学校教育での活用、地域史理解増進等があり、デメリットは毀損・汚損のリスクが高まり保全対策が必要となること、活用重視による保護意識の薄れ、過剰活用による劣化などがあげられている。

3) 文化財担当職員の役割

史跡等を活かした地域づくり・観光振興が求められる中で、文化財担当職員の業務内容は文化財調査だけに留まらない。業務内容全体としては現状変更の事務的手続きや他部局との調整を含む事務マネジメント、整備計画策定や修理工事などの技術マネジメント、普及啓発・公開などの活用マネジメントに分類できる(米本)。文化財担当職員の役割としては、文化財の調査研究によりその価値を広くわかりやすく発信すること、文化財は地域のものであることを伝え続けること(城戸)、文化財の保存を確実にすること、文化財を活かした施策に根拠などを与え、その提案ができること(城戸・濱口)、文化財特に不動産文化財の活用にはまちづくりや観光等との連

携が行政マンとして必要であることから双方の意見を調整すること、協働の視点をもって関連する人々を巻き込むこと(木島・相田)などが求められる。

アンケートでは文化財に関する専門知識を活かしたコンテンツや情報の提供、保存・活用を両立させる運用の判断・助言、地域の潜在的な資源・価値の発見・顕在化、他部局との調整、テーマ性・ストーリー性のある価値づけや活用事業の提案と実施などがあげられている。

国土開発の盛んな時期は「文化財の保存と開発との調整」が文化財担当職員の重要な仕事であった(もちろん今もそうである)が、最近は「文化財の保存と活用との調整」も重要になってきている(総合討議)。附帯決議でも「保存と活用の均衡」を求められている通りである。文化財担当職員は時代ごとに求められる様々なニーズに応えなければならないであろう。そして、そのニーズは教育・まちづくり・観光だけでなく、国際交流や福祉、その他の分野へと拡大し、新たな仕事の分野を創出する可能性を秘めている(村上)。

4) 事業手法・予算

史跡等をまちづくりや観光振興等で活用を進める上では文化庁の史跡等に係る国庫補助事業だけではなく、様々な事業手法が試みられている。

特別史跡大坂城跡は都市公園にもなっており、民間事業者が指定管理者となって管理運営する事業を実施している。史跡内の公園施設の管理運営だけでなく、魅力向上事業の提案と実施を行っている。経費は有料施設の使用料収入や事業収入で賄うという自立した経営で、民間の投資とノウハウを活用した官民連携の事業となっている(久村・阪本・森)。観光客の多い史跡等での、今後の文化財の活用・管理運営等を考える上で興味深い事例である。

扇の形で知られる長崎市の史跡出島では文化庁の補助で復元整備事業を進めているが、扇の内側が水路となって拡幅されているため、通路に当たる表門橋は復元事業にはならず架橋には募金が充てられた(山口)。

奈良県桜井市の纏向遺跡ではガバメントクラウドファンディングの事業手法も導入して、発掘調査後の仮整備として遺構表示を行った。財源不足を補うだけでなく、寄付を寄せた方々の思いを形にした意味もあるようである（橋本）。

大阪府泉佐野市では、ふるさと応援給付金を史跡の保存管理計画策定、重要文化的景観選定地区内の林道整備等にも充てている（中岡）。

鳥取県米子市の史跡上淀庵寺跡では史跡整備事業完了後に近接するガイダンス施設と合わせて、米子市と地元企業が出資する第三セクターの株式会社が指定管理者となっている。この史跡では有志と行政機関と指定管理者が彼岸花の里づくり事業を行っている。球根の寄付を得て、それをボランティアが植え、花の時期にまつりを開催するものである。開花の時期は一週間程、数10万円の予算規模ではあるが、多くの人が訪れて確実に地域の人々の交流が生まれているという（長谷川）。

まとめ

文化財保護事務の所管を教育委員会に置くか首長部局に置くかについては、各地方公共団体の判断に委ねられ、条例により首長が担当できることになる。今回の文化財保護法改正が地方文化財行政の推進力強化を目指しており、文化財保護事務の教育委員会から首長部局への移管に拍車をかける契機となることは考えられる。どちらの部局にあるとしても、地域社会が文化財を活かした地域づくり・観光振興等を一体的・総合的に行い、持続的な経済効果も期待するなら文化財の確実な保存・継承が必要なことは言うまでもない。そのためには、改正案に対する附帯決議（平成30年5月18日衆議院文部科学委員会、31日参議院文部科学委員会）に述べられているように「保存と活用の均衡」、「文化財に係る専門的知識を有する人材の育成及び配置」等が充分に配慮されなければならない。その意味で移管にあたり地方公共団体に必ず置かなければならない地方文化財保護審議会の監視機能には期待したい。

我が国は観光立国を目指さており、文化財がその価値を認識され、地域づくりや観光振興等で活用されることは良いことである。しかしながら、すべての史跡等がインバウンド等の観光に資することは限らない。資質がない訳ではなく努力も必要だが過度な期待は避けた方が良い。

片や我が国は世界に誇るべき文化芸術立国の実現を目指している。文化庁予算は充分とは言えない状況であるが、膨大な予算さえつけば良いという訳でもなく、限られた予算の中で、一過性のものではなく、地域の中で文化財を保護していく自立した仕組みができるような取り組みをすることが肝要である。

地域づくりにおいてはすべての史跡等の保存と活用はそれ自体の歴史的性格や立地的特徴等を見極め、地域の財政状況も含め社会的環境等に合わせた持続可能な事業の在り方を探ることが必要であろう。文化財担当職員らが地域の脈絡にあった文化財の保存活用を企画し、知恵を出して投資以上の成果を実現するなら、文化財は地域の誇りとなり、観光客はその「光」を観に来るであろう。その地域の脈絡は今後示されるであろう都道府県が策定する「大綱」と市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」、史跡等個別の文化財に関わる「保存活用計画」を踏まえて導き出されるものである。文化財担当職員が地域づくりや観光振興等に果たす役割は少なくなはない。

内田和伸

参考文献

- 1) 文化庁文化資源活用課「文化財保護法の改革～文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と活用の在り方について～」
https://www.isan-no-sekai.jp/feature/33_01
- 2) 文化庁「「地方公共団体の文化財保護事務の所管」について」
www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingaku/bunkazai/kikaku/h29/10/_/1396837_05.pdf
- 3) 文化庁文化財部伝統文化課文化財保護調整室「歴史文化基本構想」策定ハンドブック

I 講演・研究報告

平成29年度 遺跡整備・活用研究集会 開催概要

■ 開催趣旨

現在ほど文化財が地域づくりや観光振興において注目されるようになったことはないであろう。文化庁では史跡等の整備や埋蔵文化財の活用だけでなく、歴史文化基本構想の策定の推進や、日本遺産の認定など文化財の総合的な活用を進めてきた。また、今年度からは文化庁に地域文化創生本部ができ、広域文化観光・まちづくり担当が置かれ、この方面への一層積極的な施策がみられるようになった。さらに、これから時代に相応しい文化財の保存と活用を意図した文化財保護法改正も日程に上っている。

地方公共団体では文化財をまちづくり等に積極的に活用するため、文化財担当課が教育委員会を離れて、首長部局に移ることも行われたところもあり、文化財を地域で活かすことが当たり前のとの認識が広まっている。一方、小規模な地方公共団体では文化財担当者は少なく、積極的な取り組みを行うのは困難な状況も見受けられる。

文化財を活かした地域づくり・観光振興が譲れるようになり久しいが、今回改めて、文化財、特に史跡等を活かした地域づくり・観光振興を進めるまでの問題点や課題等の情報を共有したい。

■ テーマ 史跡等を活かした地域づくり・観光振興

■ 日 時 平成29年12月22日（金）9：30～17：00

■ 場 所 奈良文化財研究所 平城宮跡資料館 講堂

■ 事務局 奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室

内田 和伸 高橋 知奈津 マレス・エマニュエル

■ 参加者 地方公共団体職員・研究者・実務者等 計82名（発表者・事務局を含む）

■ プログラム

9：30 ～9：40	開会挨拶・趣旨説明
9：40 ～11：00	基調講演 「文化庁のまちづくり・観光に関わる施策について」 村上 裕道（文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ研究官）
11：00 ～11：50	報告① 「史跡等を活かした地域づくり・観光振興－奈良市の事例－」 立石 堅志（奈良市教育総務部文化財課長）
13：20 ～13：50	報告② 「史跡等を活かした地域づくり・観光振興－太宰府市の場合－」 城戸 康利（太宰府市教育委員会文化財課長）
13：50 ～14：20	報告③ 「名勝旧堀氏庭園の整備と活用による文化財の観光資源としての活用について」 米本 蘭（島根県津和野町商工観光課長補佐・津和野町教育委員会次長補佐）
14：30 ～15：00	報告④ 「彼岸花の里づくりプロジェクト事業の現状と課題 －国史跡上淀庵寺跡を彼岸花の咲く丘に－」 長谷川 明洋（上淀白鳳の丘展示館副館長）
15：00 ～15：30	報告⑤ 「特別史跡名護屋城跡並びに陣跡等を活かした地域づくり・観光振興 －佐賀県立名護屋城博物館の新たな試み－」 松尾 法博（佐賀県立名護屋城博物館学芸課長）
15：45 ～16：50	質疑・総合討議
16：50 ～17：00	閉会挨拶

文化庁のまちづくり・観光に関わる施策について

－文化財の確実な継承に向けたこれから時代にふさわしい保存と 活用の在り方について（第一次答申）を踏まえて－

村上 裕道（文化庁地域文化創生本部総括・政策研究グループ研究官）

1. 文化財保護関連の最近の動向

(1) はじめに

文化財は、文化的な財産である。つまり、その文化圏の成り立ちを示すもの、審美的な世界觀を示すもの、そして、希少な代替不能なものとして、そのものが有する経済的価値に加え、歴史的価値、芸術的価値、学術的価値等（文化財指定基準参照）を有するものである。そして、文化財保護法では、「国民共有の財産」と位置づけられ、文化財は公共的性格の強いもの、つまり「公共財」として考えられている。

さらに、筆者は、文化的な『公共財』として、各文化財の性格に合わせて、国民（世界の人々）に①その価値を報せる必要、②その価値を感じてもらう必要、③その価値を理解してもらう必要、④その価値を活かしてもらう必要、⑤その価値を誇りにしてもらう必要があると考えている。なお、各世代の国民がその価値を享受できるよう、確実に維持・継承することが前提となっていることは自明である。

一方、我が国の社会状況は大きく変化し、政治、経済のグローバリゼーションの進展や、過疎化・少子高齢化の進展等による地域社会の衰退が指摘されている。文化財の継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化する中で、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある。地域の文化財を確実に次世代に継承していくには、文化財の価値を報せて、感じて理解してもらい、活かして誇りにしてもらう、筆者が呼ぶ、上記①～⑤の『活用の五原則』に沿っ

て、文化財を活用することを前提に保存することが維持継承の確率をあげるものと考えている。

(2) 近時における政府の重要方針

2017年6月9日に、『経済財政運営と改革の基本方針2017』が閣議決定され、文化経済戦略（仮称）を策定し、文化による国家ブランド戦略の構築と文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大に向け取組み、政策の総合的推進など新たな政策ニーズ対応のための文化庁の機能強化等を図るとされた。

また、同日の『未来投資戦略2017』の発表では、古民家等の上質な歴史的資源を改修し、観光まちづくりの核として「日本の魅力を再発見」する取組を、全国200地域で展開することや伝統芸能等の新しい観光資源の開拓が提案された。さらに、同日、『まち・ひと・しごと創生基本方針2017』も発表され、同様の取組を目指すことが示された。それぞれ、歴史文化の保護・継承を図る文化財関連機関にとって、興味深い施策の発表である。

さらに、2017年6月23日には、『文化芸術基本法』が改正された。同基本法の第1、趣旨では、「1. 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと 2. 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」と社会が文化財に求める内容が記された。

文化芸術自体の振興策を考えるフェーズから、文化芸術の振興による観光、まちづくり、福祉、教育等への実効性のある貢献策の提示が必要とされる

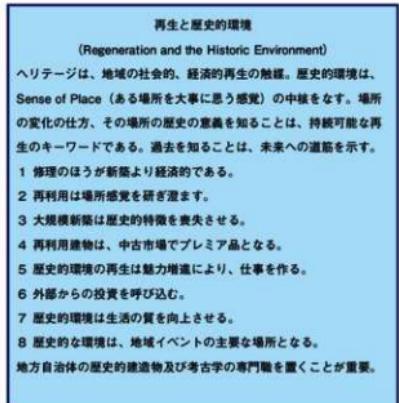


図1 イングリッシュヘリテージセンターによる歴史文化を活かした地域再生計画、各種¹⁾

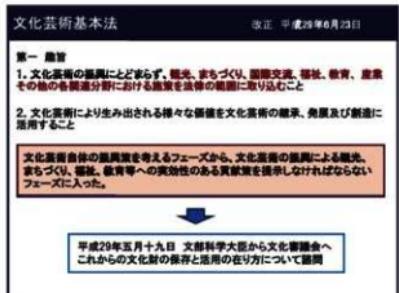


図2 文化芸術基本法 第一趣旨

フェーズに入った。今後、文化財と関連分野におけるそれそれからのインターフェースの開発が要請されるであろう（図1）。

確認したいのは、文化財の分野に携わる人々が、脆弱化するコミュニティ等への地域振興等の貢献をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野への文化財の活用手法を提案することにより、次世代の人々が文化財を活かす新たな分野の仕事を開拓できるよう、仕事分野の創出（図3）や人材供給システムの開発に取り組むことを社会は望んでいることである。

図1に示すように、イギリスの文化財保護を司るイングリッシュヘリテージセンターが、21世紀を迎える頃からロンドンオリンピックに向けて歴史文化を活かした地域再生を展開し、様々な関連事業の手法の開発を行っていた¹⁾。文化財保存・活用と現代文化の融合は当然で、文化財保存・活用と観光・まちづくり・教育・福祉等、文化芸術基本法で示す対象分野との整合性を図っていたことは言うまでもない。

（3）文化財の保存と活用の在り方について、諮問

2017年5月19日に文部科学大臣から文化審議会へ『これからの文化財の保存と活用の在り方について』諮問があり、同年12月8日に『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第1次答申）』が行なわれた（図4）。そして、それを受け文化財保護法の改正に向けて準備が進んでいるところである²⁾。

諮問理由には、「地域の風土や生活、他国の文化との交流等を通じて育まれ、現在まで守り伝えられてきた多様な文化財の地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成していると「地域文化の厚みの重要性」を諷うとともに、我が国の政治、経済のグローバリゼーションの進展や、過疎化・少子高齢化の進展等により地域社会の衰退が指摘される等、地域文化の多様性の維持・発展が脅かされつつある状況にあると現状を憂えている。

そして、「文化財を保存し活用することは、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、個性あふれる地域づくりの礎となる」とことから、脆弱化するコミュニティ等への地域振興等の貢献をはじめ、文化財を活かした取組への期待が増大してきていると説く。最後に、「このような社会状況の中、文化財をいかにして確実に次世代に継承していくかについて、未来に先んじて必要な施策を講じる必要」があると課題を示し、諮問内容を記す。

①これから時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善

②文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文

内閣府 未来投資戦略2017

内閣官房日本経済再生総合事務局 2017年6月 p.47

今後の取組

モノ

- 魅力ある公共施設、インフラの大胆な整備
- ・市街空間、京都迎賓館において施設に応じた
改修整備の実施、市街迎賓館前の公園に、カブト
及び体感型、トイレ等を有する施設を整備。
- ・軒前宮の1日当たりのガイドツアー
回数、既定員を远远超え、外国人費用の
施設ガイドツアーを新たに実施。

【観光資源の保存と活性化のレベルアップを図り日本の魅力を再発見】

- 古都奈良の歴史的資源を活用した観
光まちづくりの推進
- ・歴史的古民家等の歴史的資源を上質
且高級感漂うレストランに改修し、
観光まちづくりの顔として再生。活
用する取組を、2020年までに半数
200箇所以上実現。

- 国立公園奈良町のプロジェクト
- ・「ステップアッププログラム2020」に
よる、公的等により民間事業者の加
盟で施設整備が活用され、1軒ないし
2軒の古民家等の活用を実現。



新規施設やスポーツイベント等の多様化や地域活性化の取組を実現。

(参考写真: 奈良県)

まち・ひと・しごと創成基本方針2017(概要版)

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
地方創生推進事務局 2017年6月9日 p.3

③古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり

- ・「歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チーム」によるコンサルティング、
料理人等の人材育成に取り組み、地方公共団体やDMO等への情報提供や支援、海外への
情報発信を行う。あわせて、金融・公的支援のほか、規制・制度の改善を進める。
- ・2020年までに全国200地域での取組を目指す。

退休資産を活用した特徴的な事例

【油津商店街(宮崎県南市)】



「50mのシャッター通り
に、4年間で20以上の新
規出店を実現すること」
をKPIとし、マネージャー
を外部公募。現在26店
舗がオープンし、商店街
を再生。

【椎山城下町(兵庫県猪名市)】



椎山城下町において、國
家戦略特区を活用し、4つ
の古民家を1つのホテルと
して面的に利用した斬新な
手法により古民家を再生。
その結果、20名以上の移
住者、50名近くの雇用を創
出。

REVICの観光地域活性化ファンド

官民ファンドは民間だけでは取りにくいリスクや発展途上の機能を補う。

REVICは、地域金融機関と連携して「地域観光活性化ファンド」を設立・運営。

リスクマネーの供給システムを構築して、地域銀行にノウハウを転移。

地方創生に向けた小規模不動産特定共同事業制度の創設

不動産特定共同事業法の一部改正(3月3日閣議決定)による小規模不動産特定共同事業の特例
の創設

最低資金要件:1億円 → 引き下げ

1事業当たりの出資総額:1人当たりの出資上限額: → 古民家や町屋の改修ができる程度の規模

料理人等の育成及び地方部への人材流動に向けて

地元資産(古民家等)の良さを活かしたレストランやカフェを再生し、地元食材による料理等を提供
地域の料理人の育成、都市部から地方へシェフ等の流動化を促進

日本版DMO候補法人の意向

歴史的資源を活かした観光まちづくりについて、取り組みの意向あり → 92%

上記について、関心があるが取り組めていない → 55%

上記について、障害となっていること → 人材不足 33% 資金調達の問題 33% → 観光税導入

図3 未来投資戦略 2017 概要

諮詢 これからの文化財の保存と活用の在り方について
平成29年諮詢第33号 平成29年5月19日

5月19日：文部科学大臣から文化審議会へ諮詢

12月 8日：『文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について』
(第1次答申)

諮詢理由：「地域文化の厚みが日本文化全体の豊かさの基盤」、「後の世代に確実に継承していくことが必用」、しかし、「我が国の社会状況は大きく変化、政治、経済のグローバリゼーションの進展や、過疎化や少子高齢化の進展等による地域社会の衰退」、文化財の「継承の基盤となるコミュニティ自体が脆弱化する中で、地域の文化多様性の維持・発展が脅かされつつある状況」

「文化財を保存し活用することは、心豊かな国民生活の実現に資することはもとより、個性あふれる地域づくりの礎となることから、脆弱化するコミュニティ等への地域振興等の貢献はじめ、文化財を活かした取組への期待が増大」

「このような社会状況の中、文化財をいかにして確実に次世代に継承していくかについて、未だに先んじて必要な施策を講じる必要」とあると課題を示し、諮詢内容を記す。

諮詢内容：① これからの時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策の改善
② 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財保護の新たな展開
③ 文化財を確実に継承するための環境整備

審議経過：文化庁ホームページ

『文化審議会文化財分科会・専門調査会等、(6)企画調査会 平成29年度』に掲載

図4 謝問 これからの文化財の保存と活用の在り方

化財保護の新たな展開

③文化財を確実に継承するための環境整備

その後の文化審議会文化財分科会企画調査会での審議内容は、文化庁ホームページ「文化財>文化審議会文化財分科会>専門調査会等>(6)企画調査会 議事要旨等>平成29年度」に掲載されているところである³⁾。

2. 企画調査会第一次答申

(1) 文化財保護施策、その起点の想定

答申では、社会の現状認識として、「我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。文化財は、開発・災害等による消滅の危機のみならず、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機に瀕している。」と伝統や文化の消滅の危機に直面していることを率直に認める。そして、未指定の文化財も含めた文化財の継承には、社会全体で支えていく体制

づくり等が急務であるとする。さらに、「文化財保護制度をこれからの時代を切り拓いていくにふさわしいものに改めていくことが必要」であり、未指定も含めた文化財全体を「地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索すべき」としている。

一方、諮詢の「未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方」の「未来に先んじて必要な施策」の文言をどのように考えるべきであろうか。社会状況が急激に変化しているとはいえ、未だ人口が増大しているところもあり、都市と農村の二極分化が未だ存すると連想させるところもある。しかし、過疎化・少子高齢化の進行する地方の現状は既に看過できない状況にあり、早晚、都市部も人口減少、少子高齢化が進行する。人材育成等、時間のかかる対策が必要になることを考えれば、全ての都道府県の人口が減少する社会状況を想定して抜本的な体制の再構築を進めることができると考え

る（図4）。

日本の縮図と言われる兵庫県において、過去四半世紀の間、文化財に関するフィールド調査を行ってきたが、コミュニティの脆弱化について、確かに実感するところがある。2017年10月、人口減少の進む兵庫県北部の日本海側に位置する、豊岡市の出石重要伝統的建造物群保存地区（以下、重伝建地区と表記）で「選定10周年記念シンポジウム」が開かれた。その際、高齢の住民が「自分たちが元気な間は何とかする。しかし、次の世代になれば、今でも目立つ空家が多数となり、重伝建地区、まちが維持できるか不安である。」と文化財の継承と町の存続を同一の次元で語られた。同所は、保護法の趣旨を踏まえた保存対策に加え、各種活用策を展開し、年間100万人の観光客を迎える等、経営感覚の優れた所の一つと思っていたところである。そこでの言葉であり、文化財の継承とそのエリアの維持について、危機感を改めて教わった。

（2）文化財の保存・活用の基本的な考え方

基本的な考え方の項では、「文化財の保存と活用は文化財保護の重要な柱」と規定し、文化財の種類や性質に配慮しながら、適切な保存と活用の在り方を整理し、保存を確固とするような活用の在り方を模索していくことが必要と説く。続けて、未来の世代が文化財の魅力や価値を我々と同じく享受し活用できるよう長期的視点を含む計画的な修理・管理等、文化財の適切な保存が必要とする。そして、未指定も含む文化財の一体的な保護には、「文化財と地域社会の維持発展が不可欠」であり、文化財を核にした取組を地域の維持発展に役立てる文化財の保存や新たな文化創生へと還元する視点が必須であると解く。

なお、文化財は多種多様であり、社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない重伝建地区のような文化財が存在する一方、脆弱なものもある。文化財の種類・性質による違いは軽視できない。例えば、接着剤としての膠は何百年も耐用年数はない。古糊もしかりである。古い掛軸などは裏地

の保存修理無しに掛けることも難しい。一方、重伝建地区や登録文化財建造物等のように、現在社会の中で適切に機能・用途が与えられ、使われ続けることによって未来に受け継ぐ動機が高まり文化財の保存が強化されるものもある。材質の違いにより、より繊細な扱いを必要とするもの等、取り扱いは異なるという。

しかし、その前に文化財の持つ「公共財」としての社会性から活用を促進せずして維持することは困難であることを理解すべきである。文化財は、保存と活用を一体として取り組むことが、文化財を将来へ継承し、新たな文化創生の本源となることに留意したい。

（3）これからの時代にふさわしい文化財の継承策

地域の歴史環境が複雑かつ複数ある。未指定の文化財や指定等文化財と一体性や関連性を有する周辺環境等、貴重な資源が失われつつあり、歴史文化基本構想の作成で示すように、文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り込むことが重要であるとする。そして、次世代への継承のため、地域住民や子供たちがその価値に触れられるようにするとともに、まちづくりや地域の活性化等、身近な活かし方につなげることが必要と述べる。

なお、総体として捉える視点には、①文化財類型の総体化、②文化財指定等の総体化、③個別から歴史文化的領域への総体化、そして、④社会的権威の総体化を示す、「4つの総体化」が存すると私は考えている。つまり、①文化財類型の総体化では、文化財指定の際には、その分野における類型の典型を選んでおり、その指定物件の周囲には多数の同類の文化財が所在する。それらが総体として存知しておれば、地域の人にとってはその特徴の真意をより理解しやすいし、他者への発信力も高まろうと考える視点である。②文化財指定等の総体化とは、文化財指定分類に分かれての専門的な価値判断、国指定、地方公共団体指定の指定種別の序列化等、文化財特

事例 豊岡市地域再生計画

地方創生の将来目標：

戦略体系に基づく効果的な各種施策を複合的に組み合わせ、「豊岡で暮らすことの価値と魅力」を伝え、豊間に共感して移住・定住する若者を増やしていくことにより、「量的緩和」と「質的転換」を同時に図る。

「重伝地区を活かした貢献策」の目標設定

- ① 定住人口は確実に減少
- ② 地域の大なる“もの”は使わないで残らない
- ③ 使う人を増やすには、人をひきつける必要
- ④ 人をひきつけるには地域の魅力を考える必要



地域の文化遺産を活かし、新たな文化を創造

- ① 重伝地区の現状把握 一齊健康診断
- ② 計画的修理の導入 preventive care
- ③ 普及啓発 住民・HM他
- ④ 記録の作成 毎年実施報告書の刊行

現行計画にプラスアルファが必要

- ⑤ エリアの磨き直し

エリアの磨き直し

約40年続く特別天然記念物コウノトリ保護増殖事業、出石重伝地区保存活用事業に加え、クリエイティブシティネットワーク事業と連動し、文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取組を実施。行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携のもとエリアの磨き直しに取組む。

ユネスコ：文化の多様性を保持するとともに、世界各地の文化産業が都市間の戦略的連携により発展させるための枠組みとして、「創造都市ネットワーク」事業を開始。

文化庁：文化芸術の持つ創造性を地域振興、観光・産業振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、その優れた年を文化庁長官が表彰。



城崎国際アートセンター



図5 豊岡市地域再生計画における文化の意味

既存取り組みにクリエイティブなエリアの磨き直しの追加の必要性を示唆



(出典) 1920~2010年は総務省統計局「国勢調査」、2010年以後は内閣府統計局・ひと・しごと・まち生本部「平成22年度人口推計ワーキングシート」(Q4-04)により作成した本市基準推計

年	人口 (人)
総人口	85,783
男性	43,059
女性	42,724
世帯数	32,453
世帯構成	40,355
世帯構成	45,252
世帯構成	47,459
世帯構成	45,059
世帯構成	44,508
世帯構成	43,547
世帯構成	43,862
世帯構成	43,503
世帯構成	4,982
世帯構成	5,279
世帯構成	6,429
世帯構成	5,880
世帯構成	4,973
世帯構成	26,572
世帯構成	23,823
世帯構成	20,338
世帯構成	18,415
世帯構成	18,086
世帯構成	17,242
世帯構成	12,562
世帯構成	12,171
世帯構成	11,749
世帯構成	11,329
世帯構成	10,821
世帯構成	7,519
世帯構成	6,759
世帯構成	6,062
世帯構成	4,742

(出典) 奈良県統計局「国勢調査」

豊岡市人口ビジョン 平成27年10月30日

豊岡市の人口は、1947~1949年に103,154人で最多
2010年には85,592人(国勢調査)
2040年には57,608人。
2060年には38,044人まで減少

豊岡市の方針 人口減少のスピードを和らげる

豊岡市 平成28年度長官表彰



性の細分化により生ずる、場所性や人との緊密性の低減傾向を回避しようとするものである。例えば、寺の一棟ごとの建物の指定や建物の一部の障壁画を別途指定する等の細分化による地域住民感情との乖離を避けるため、総体化により地域密着の基本を強調しようとする視点である。^③個別から歴史文化的領域への総体化とは、^{①②}を受けて、地域から歴史的文化な遺産を関連化、体系化して、地域の資産として、意義を付与し、活かしていくとする考え方である。そして、^④社会的権威の総体化とは、「重要なものを指定する」という法が示すトップダウンの意志と地域の方々が大事と思う気持ちをボトムアップの手法で生かそうとする総体化である（図6）。重要文化財（建造物）に着目すると、明治30年（1897）以来、120年をかけても、37.77%の市町村にしか、重要文化財指定をできていない。結果として、重要な文化財建造物の無いことをオーソリティが指摘したことになるともいえるのである。

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第5条では、文化遺産の保護、保存及び整備に関して、文化遺産に対して社会生活における役割を与え、遺産の保護を総合的な計画の中に組み込むことが述べられており、エリアを有する文化財の保護においては、計画的な保護が必然であることを示す（図7）。

また、1999年に制定された、イコモス ウッド特別委員会の原則（ICOMOS WOOD Committee Principle）も2017年3月に改訂され、コミュニティの精神的・歴史的ニーズに対する認識の欠如が文化財の喪失を助長すること、文化財の保護と地域の持続可能な発展の調整にコミュニティ参加の必要性を説いている（図8）。グローバル経済が進展する現在、文化財の継承と地域の持続性との関係において世界は同様の課題を抱えているのであろう。参考にすべきである。

そして、答申では、文化財部局の適切な体制を整えたうえで、中長期的な視野に立った「歴史文化に関するマスタープランの策定・推進を制度化する」

ことが必要であり、マスタープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要と述べる。これらの基本的な考え方は、世界的な動きとも同期していると見ていく。

マスタープランのイメージとして、国、都道府県、市町村の役割を示し、国は基本的な考え方について指針を示すとする。そして、都道府県は、市町村界を超える広域的な文化圏を考慮した指針や災害発生時の対応方針等、市町村への支援も含めた大綱をつくるとする。統いて、市町村は、歴史文化の保存・活用に関する政策の基本となる「地域計画」を策定する。

同「地域計画」では、最も大変な作業である域内の文化財の現状・特性・課題、地域の歴史や文化等の特徴等、歴史文化基本構想で培った調査に加え、文化財を核とした地域がとるべき方向性、文化財を総合的に保存・活用するための基本的な方針や保存・活用のために必要な措置（文化財に関する基本データの他、学校教育・社会教育との連携、普及啓発・地域振興等への活用方策）及び文化芸術基本法に示す関連分野や博物館との連携方策等、計画の内容、位置づけ、及び計画期間を示す。

（4）地域計画の策定効果

歴史文化に関する「地域計画」の作成により、保存活用の方針、計画の位置づけが公になれば、民間も含めた機関の関与も含め、地域全体で保護の手立てを考え、行動することが可能となる。

兵庫県教委による兵庫県内市町文化財関係職員数の経年変化に関する調査によれば、平成大合併前の2003年4月には、226名（埋文専門職122名、その他専門職22名、事務職82名）、大合併後の2006年4月には、190名（埋文専門職117名、その他専門職16名、事務職57名）、そして、2017年4月では、186名（埋文専門職120名、その他専門職24名、事務職42名）となっている。市町の考えは、文化財関連の専門的な職能の必要性を認めるものの、公務員定数の関係から事務職を大幅に減じて対応しているものと推測できる。しかし、地方公共団体では、文化

文化財の総合的な保存・活用に係る計画における4つの総体化

総体として捉える視点には

- ①文化財類型の総体化
- ②文化財指定等の総体化
- ③個別から歴史文化的領域への総体化
- ④社会的権威の総体化

を示すと私は考えている。

① 文化財類型の総体化では、文化財指定の際に、その分野における類型の典型を選んでおり、その指定物件の周囲には多数の同様の文化財が所在する事例がみられる。それらが総体として存知しておれば、地域の人にとってその特徴の真意をより理解しやすいし、他者への発信力もあろうと考える視点である。

② 文化財指定等の総体化とは、文化財指定分類に分かれての専門的な価値判断、国指定、地方公共団体指定の指定種別の序列化等、例えば、寺の一棟ごとの建物の指定や建物の一部の障壁面を別途指定する等の細分化による地域住民感情からの離縁の発生を避けるため、総体化により地域密着の基本を強調しようとする視点である。

③ 個別から歴史文化的領域への総体化とは、①②を受けて、地域から歴史的文化的な遺産を関連化、体系化して、地域の資産として、意義を付与し、活かしていくとする考え方である。

④ 社会的権威の総体化とは、「重要なものを指定する」と法が示すトップダウンの意志と地域の人々が大事と思う気持ちをボトムアップの手法で生かそうとする総体化である。

図6 文化財の保存活用計画における4つの総体化

参考 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約

第1条 記念物、建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居並びにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上、芸術上又は顯著な普遍的価値を有するもの

第5条 総約国は文化遺産の保護、保存及び整備のための措置を確保するため、次のことを行うよう努める。

(1)文化遺産に対し社会生活における役割を与え並びにこれらの遺産の保護を総合的な計画の中に組み込むこと。

世界遺産条約履行のための作業指針 真正性(Authenticity)

82 文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値(登録推薦の根拠として提示される価値基準)が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。

形状・意匠 材料・材質 用途・機能 伝統・技能・管理体制

位置・セッティング 言語その他の無形遺産 精神・感性

その他の内部要素・外部要素

課題 これらの指標をどのように守るか

図7 世界文化遺産保護のためのガイドライン抜粋

イコモス ウッドコミッティ 新しい歴史的建造物の保存原則

この文書における「価値」の話は、審美的、人類学的、考古学的、文化的、歴史的、科学的、技術的遺産の価値を指す。これらの原則は、歴史的価値を持つ木造建築と構造物に適用される。全建物が完全に木造ではない、建設における他資材との相互作用に十分配慮する必要がある。

原則:

・世界の文化遺産の一環として、全時代の木造建築物、その構成システム及び詳細の重要性を認識し尊重する。

・木造遺産、および関連する無形遺産の多様性を考慮し、尊重する。

・職人、建築業者、かれらの伝統的、文化的、先人知識の技能の証拠を木造遺産が提供することを認識する。

・時間経過と共に**文化的価値**の絶え間ない進化と、それがどのように識別され、真正性がどのように決定されるかを、変化する認識や態度に適応するために定期的に見直す必要性を理解する。

・保存に使用できる多種多様なアプローチや手法を考慮して、異なる地域の伝統、建築実践、保存方法を尊重する。

・歴史的に使用されている様々な材種や木質を考慮し、尊重する。

・木造建築物は建物全体または構造物に関する時系列データの貴重な記録を提供することを認識する。

・地盤力に耐える木構造の優れた挙動を考慮する。

・温度や湿度の変動、雷、菌害や虫害、腐耗や製傷、火災、地震などの自然災害、及び人の破壊行動によって、引き起こされた環境や気候条件の変化による木材の全部または一部の構造の脆弱性を認識する。

・脆弱性、誤用、伝統的意匠、施工技術のスキルと知識の喪失、および**生活コミュニティ**の精神的および歴史的ニーズに対する理解の欠如により、歴史的木構造建築物の減少速度が増大していることを認識する。

・木造遺産の保護、社会的および環境的変容との関係、および持続可能な発展におけるその役割における**コミュニティ**参加の妥当性を認識する。

静的な維持システムから動的な維持システムへの転換。

歴史的建造物の維持と社会の変化に対応しようとしていることが伺われる。

図8 ICOMOS WOOD Committee Principle

2017改定PRINCIPLE 歴史的建造物の保存に無形文化財の保護が記載。保護管理のため**コミュニティ**との協働が規定

財の全分野に専門職員を配置することは難しいことから、オールラウンドプレイヤーとして対応していた熟練の事務職員の不足から市町において手の廻らない分野が出現し始めているのが現状である。これら状況の好転を期待することは、人口減少下では難しい。公務員の横断的協力は必須として、地域住民の関与率を引き上げることが文化財の適切な保護にとって最も効果的であろう。「地域計画」の立案により民間の力を足していただけることが最大の効果と考える。

兵庫県教委をはじめ全国43都道府県では、価値の定まらない未指定の文化財建造物を再発見し、活用の提案・実践を行う民間の活用リーダーであるヘルテージマネージャ（以下、HMで記載）を養成し、市町村での協働を展開している。事例として、兵庫県教委では、建造物の好成績を踏まえて各文化財分野へ拡大し、県立考古博物館でも民間ボランティアが一つのセクションをつくるまでとなっている。し

かし、公とのパートナーシップを組んでの活動の展開までには至っていない。「地域計画」の策定により、民間団体や教育機関等との連携協定による有効な活動が勃起するものと期待する。

また、関連法令との関係を見ると、「地域の歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」の制定により、三省庁の共管として歴史文化を活かしたまちづくりを展開している。しかし、全国の状況を見ると、歴史文化活用構想を経ずして「認定歴史まち計画」の制定に至るもの、また、歴史文化基本構想から同計画に進むが、「認定歴史まち計画」に至っていないなど、効率的な推進スキームとは言えない事例が見られるのも事実である（図9）。その原因として、文化財保護法に歴史まち計画を規定していないこと、若しくは、歴史文化基本構想が法定計画の次元ではないことなどが考えられる。文化財のマスタープランである「地域計画」と歴史的風致維持向上計画の整合を図り、法定計画として連動

(2) ヘリテージマネージャー養成研修会

講義 ······ 32時間 實習 ······ 24時間

基礎知識

- ・修復概念
- ・法規・補助等
- ・兵庫の文化財
- ・ヘリテージマネジメント

演習1 (登録文化財)

- ・登録文化財調査
- ・報告

演習2 (指定文化財)

- ・県内規定の視察
- ・現場演習

演習3 (まちづくり)

- ・私の好きな町並み
- ・アート・マネジメント
- ト
- ・私が見つけた登録文化

近現代建築物の工法・リノーヴル技術



建築修復の技法・工法

- ・構造形式・名称
- ・耐震構造設計
- ・伝統建築物の工法
- ・近現代建築物の工法

演習4 (まちづくり関係)

- ・文化財と防災
- ・歴史的環境の整備
- ・環境景観
- ・まちづくり活動史



古跡や遺跡の発掘技術



アートマーケット開催

ヘリテージマネージャー育成の展開

2018.03

年次	月	日	課題	担当者	実施場所	実施内容	主な取組み	実績	課題			評議会
									課題	担当者	実績	
2017	1月	17	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2月	24	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月	21	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4月	25	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5月	22	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月	26	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7月	23	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8月	27	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月	24	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10月	21	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月	18	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月	15	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2018	1月	12	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2月	16	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月	13	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4月	17	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5月	14	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月	21	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7月	18	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8月	22	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月	19	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10月	26	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月	23	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月	20	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2019	1月	17	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2月	24	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3月	21	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4月	25	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5月	22	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月	26	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	7月	23	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8月	27	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	9月	24	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	10月	21	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月	18	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月	15	登録文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○

民間分野に新職種の萌芽が見られる。
新たな活動をする不動産文化財分野の現状を見るべきである。

図9 全国ヘリテージマネージャーの育成状況

させることが望まれる。

さらに、「地域計画」の策定により、地域に於ける文化財の活かし方を示せば、その計画に沿った活用案は、個人の嗜好による選択ではなく、地域の皆「公」が望む案である。把握した文化財の登録等、将来の現状の変更の規制を担保することにより、建築基準法3条適用（重要文化財では、文化財の価値保全のため、建築基準法に示さない代替案による施工も可能としている。また、地方公共団体指定文化財では、建築審査会の同意を得て、建築基準法3条の適用を可能としている。）との連動も可能となつて来よう。

（5）個々の文化財の保存・活用と担い手の拡充

文化財の保護は何世代にも継承することを前提にしており、時には所有者の変更も生じる。そのため、重要文化建造物や史跡名勝天然記念物では「保存活用計画」の作成を推奨している。また、重伝地区、重要文化的景観についても、同種の計画の策定

が制度化されており、答申は、その有効性をより重視し、その計画を制度的に明確に位置づけようとする。また、加えて、所有者と共に文化財の保存・活用を担う主体の位置づけも併せて行おうとしている。

姫路市の特別史跡姫路城跡等の事例から、前者の有効性については既に十分知られており、史跡等の保存活用計画の必要性は必須と認識されている。住民等はじめ、専門家、行政などの関係者により計画立案し、特別史跡姫路城跡に見るように、地方自治体の総合的な計画に位置付け保存整備に繋げる等、実質的な作業を行なうまでになっている。また、周期的な見直しを行う中で、活用等、新たに発生する需要についても吸収しており、ノウハウは蓄積しているものと考える。但し、これまで地域全体での文化財の位置づけが不明確である事例もあり、地域との関連で充足すべき内容が残るのも実状である。今後、この点の改善が図られよう（図10）。

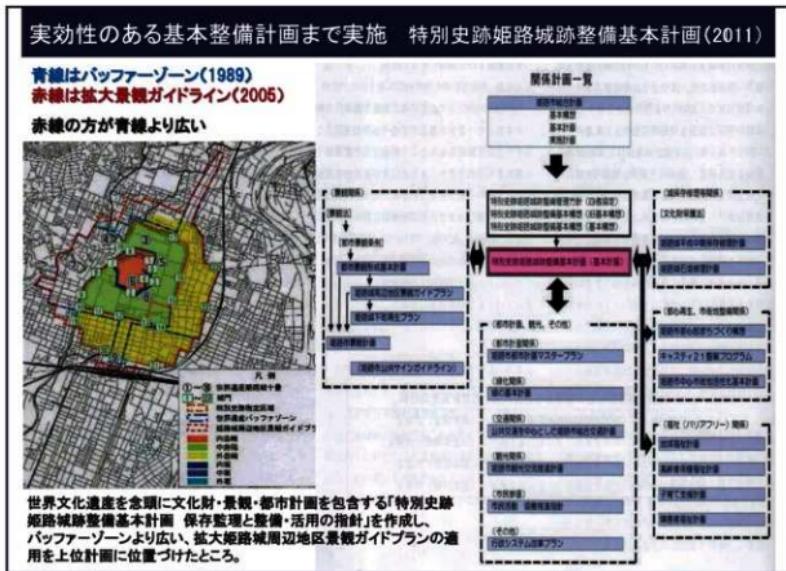


図10 既存保存管理計画・整備計画の評価

一方、後者の保存・活用を担う主体の位置づけは、これまでの計画から一歩進み、文化財の管理に幅を持たせる考えである。

例えば、兵庫県内の指定文化財建造物のうち、民家等で所有者が現住している事例は数件しかない。さらに、現住所有者は、ほとんどが高齢で実質的な管理が難しい状況となっている。今後、所有者等による改善は難しいことが予想されることから、実質的な管理運営を行えるシステムの構築（新たな管理責任者⁴⁾の仕組みの導入）を目指そうとするものである。そのため、所有者の変動や多様な権利者が所在することを前提とした史跡等の保存活用計画のノウハウは有効である。

また、動産文化財については、きめ細やかに文化財の脆弱性等を見極め、活用にともする体制を考えており、地方の専門職員数の不足している博物館・資料館への技術・情報支援サービスを始め、文化財のアーカイブ化等を通じての発信力の強化に努めることが述べられている。

（6）地方文化財行政の推進力強化

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条により文化財保護に関する事務については教育委員会が管理・執行することとされているが、地方自治法第180条の7により教育委員会と首長との協議により教育委員会が所管する事務の一部を首長部局に委任もしくは補助執行させることができることとされている。この仕組みを活用して教育委員会外に文化財担当部局を設置している地方公共団体も既にある。答申では、今後とも教育委員会が所管することを基本とすべきとするものの、移管をする場合は、企画調査会報告で整理した4要請⁵⁾に加え、地方文化財保護審議会の設置を制度上も明確にするとともに建議の権限を付与する等、文化財保護の体制が向上することを狙っている。

3 まとめ

（1）博物館機能と地域文化財保護

世界的なメガシティへの集住は増え進展し、ロー

カル・コミュニティの更なる脆弱化は避けられない。そのような中、「リアリティ」としての「個性あふれる地域の魅力」の価値は増大すると考えられる。その象徴となる文化財が個性あふれる地域づくりの唯一無二の手段となってしまうことを考える必要がある。今後、AIやVRの普及により、社会のグローバルとローカルの関係も大きく変化しそうである。

「The Future of Employment⁶⁾」によると、AIの進展は、既存の労働環境を大きく変え、単純労働系に加え、論理的思考系の仕事分野もAIが携わることが示されている。そして、心体に関連する感性の分野や創造的な分野、小さな子供の情操教育等の分野、防災等の緊急的判断を求められる熟練マネージャーは、置き換わることが難しい分野に分類されている。

図11には、私自身、イメージの難しい仕事名称が上がっており正確にいうことは難しいが、文化芸術基本法の示す文化財関連分野との連携施策の対象がAIに置き換わりにくい分野であることが推測できる。つまり、労働力の分野間シフトを考える必要があるとのことである。既に2017年12月8日の「新しい経済政策パッケージ」において、「society 5.0 の社会的実装と破壊的イノベーションによる生産革命」として、その予測が示されている（図12）。文化芸術分野の絶対数が増えなければ、次世代職能として大事と思う分野を先行者が占有していると思い、不完全ながらも増加していくけば、地方における大事な職能分野となりそぐだと、次世代の人々が期待を持ってみるのではないかと想像する。兵庫県で見たように文化財の専門職の必要性は増していると思われるデータも出てきており、また、全国の学芸員数の増加傾向も社会情勢の変化を読み取ってのことと思う。さらに、一部地域では博物館・資料館等の館数が増加⁷⁾してきていることを再考すべきである。AIに置き換わる職種に代わり、関連分野とのインターフェースを創出することにより、新たに人材を呼び込まなければならない構図となっている

(1) 未来の雇用

社会状況はAIやVRの普及とグローバルとローカルの関係も変化
AIの進展は、単純労働系に加え、論理的思考系の仕事分野もAIが挑戦する。

AIが奪って代わりにくい分野

- ① 心体に適応する感性の分野や創造的な分野
- ② 小さな子供の教育等の分野
- ③ 防災等の緊急的判断を求められる
熟練マネージャー

文化芸術基本法の示す文化財関連分野

AIに置き換わりにくい分野
地方における次世代の大手の職能分野

萌芽的傾向（想定）

兵庫県内：文化財の専門職の増

全国の学芸員数：増加傾向
一部地域：博物館・資料館等数が増加

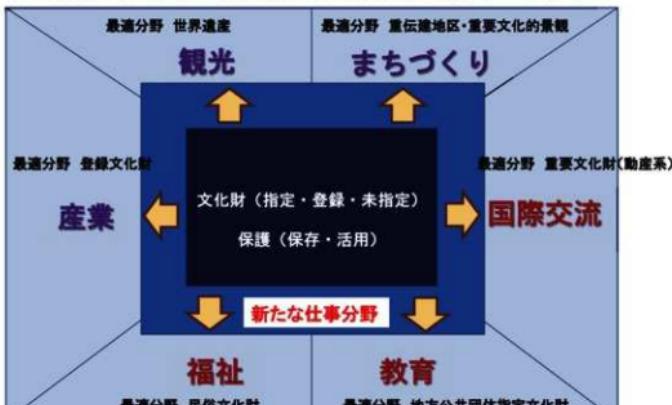
文化財関連分野とのインターフェースを創出することにより、新たに人材を呼び込まなければならない構図

文化財の保存と活用のフロントラインにいる博
物館芸術館等の考え方方が、地域における職業の
発生可能性に影響を与える可能性

Computation		The Future of Employment		
Rank	Probability	Labeled	Job code	Occupation
1.	0.0028		29-1125	Recreational Therapists
2.	0.0023		49-1011	First-Line Supervisors of Mechanics, Installers, and Repairers
3.	0.0023		31-9951	Emergency Management Directors
4.	0.0021		21-1023	Mental Health and Substance Abuse Social Workers
5.	0.0021		29-1181	Architellers
6.	0.0015		29-1132	Occupational Therapists
7.	0.0015		29-2997	Quality Control Inspectors
8.	0.0015		21-1022	Tool and Die-Making Engineers
9.	0.0014		33-9021	First-Line Supervisors of Fire Fighting and Prevention Workers
10.	0.0014		26-1011	Dietitians and Nutritionists
11.	0.0013		11-9981	Lodging Managers
12.	0.0013		27-2032	Cheesemakers
13.	0.0011		41-9031	Sales Engineers
14.	0.0011	*	29-1061	Physicians and Surgeons
15.	0.0012	*	23-9931	Instructional Coordinators
16.	0.0012		19-3031	Psychologists, All Other
17.	0.0013		33-2012	First-Line Supervisors of Police and Detectives
18.	0.0014		29-1021	Detention Officers
19.	0.0014	*	25-2021	Elementary School Teachers, Except Special Education
20.	0.0013		19-1042	Medical Scientists, Except Epidemiologists
21.	0.0016		11-9032	Education Administrators, Elementary and Secondary School
22.	0.0016		29-1081	Podiatrists
23.	0.0016		19-3031	Clinical, Counseling, and School Psychologists
24.	0.0017		21-1014	Mental Health Counselors
25.	0.0018		51-0051	Fabric and Apparel Patternmakers
26.	0.0019		27-1027	Set and Exhibit Designers
27.	0.0015		11-9121	Human Resource Managers
28.	0.0015		39-0021	Training and Development Managers
29.	0.0015		11-3131	Training and Development Managers
30.	0.0015		29-1127	Speech-Language Pathologists
31.	0.0014		35-1121	Computer Systems Analysts
32.	0.0015		11-9151	Social and Community Service Managers
33.	0.0017	*	25-4012	Coaches
34.	0.0018		29-9091	Athletic Trainers
35.	0.0017		11-9111	Medical and Health Services Managers
36.	0.0013		25-2011	Preschool Teachers, Except Special Education
37.	0.0014	*	25-9021	Park and Recreation Management Advisors
38.	0.0015		19-3091	Anthropologists and Archeologists

4 文化財保護に関わる人々が開発すべき職能分野

文化芸術基本法が求める実効性のある貢献策を提示すべき分野



各文化財分野の特性を引き出すとともに、文化財全体へ表現を拡大する方法とは何か。
各分野にはプロがいる。文化財分野を取り込んでらうインターフェイスを担当する職種とは何か。

図11 文化財保護にかかる人々が開発すべき職能分野

考え方の一例を示したものであり、視点をより具体に詳細に計画すれば、最適分野の捉え方が変化するものと予想している。

ように見える。確認しておきたいのは、文化財分野の核心的な仕事である保護（保存・活用）に携わる人材をシフトして、新たに発生する仕事へ充当する考えではなく、文化財保護と観光やまちづくり等の境界領域に新たな仕事分野を創出する必要があると述べているのである。

文化財分野は、人材育成に時間のかかる分野であること、また、文化財種等の相違による特性の違いを考えると、観光・教育等、全6分野の内、各個別分野に特に親和性の高い文化財種から新たな職業につながる活動の開発に努め、全文化財種へ拡大していくよう取り組むべきではなかろうか。文化財の保存と活用のフロントラインにいる博物館美術館等の考え方方が、地域における職業の発生可能性に影響を与える可能性があると感じている。

(2) まちづくり・観光に関する考え方

2013年度住宅・土地統計調査によれば、総住宅数6,063万戸に対し、空家820万戸（13.5%）であると

発表された（図13）。また、兵庫県住宅政策課の2017年の空家状況調査によれば、約36万戸の内、約8万戸（22%）が古民家であるという。

現在、各市町村は空家対策に関する計画、事業を実施しているところである。しかし、その内の多くの建物が、在来工法で建てられた、50年を超える民家である。また、立命館大学の調査⁸⁾によれば、2000年以降に社寺の火災や盗難事件の報道件数が急増していると報告する。これらの報告から、極めて重要で貴重な文化財（High Heritage）以外の文化財の管理が難しくなってきていること、その反面、内閣府の国民の社会意識に関する世論調査（図14）によると、社会は社寺等、文化財への興味関心を高めていることも判る。指定文化財のように類型的典型的ではないが、地域の歴史と文化を示す身近な多数の文化財は、使わなければ維持不能となる。また、それら不動産文化財の建物が亡くなると、その中にある動産文化財も移動させなければならないが、博

新しい経済政策パッケージ

2017 1208

「閣議決定」

第3章 生産性革命

3. Society 5.0 の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

(2) 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

⑦ 観光・スポーツ・文化芸術

- 文化芸術産業の経済規模(文化GDP)及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大する。このため、文化庁の機能強化を図りつつ、人材の育成・確保、文化財の更なる公開・活用や保護制度の見直し、地域文化資源の機能や国際発信力の強化等により、新たな価値を創出する「稼ぐ文化」に向けた基盤を整備する。

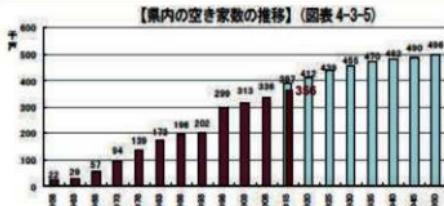
Society 5.0とは IoT(Internet of Things)、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人一人のニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会を「Society 5.0(ソサエティ 5.0)」と名付けた。この概念は、平成28年1月に策定された第5期科学技術基本計画において初めて提唱され、日本は世界に先駆けて新たな社会の実現を目指すとしている。

生産性革命とは、「未来投資戦略 2017」に盛り込まれた施策を着実に実行するとともに、2020年までの3年間を「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制・予算・規制改革等の施策を総動員する。これにより、①我が国の生産性を2015年までの5年間の平均値である0.9%の伸びから倍増させ、年2%向上、②2020年度までに対2016年度比で日本の設備投資額を10%増加、③2018年度以降3%以上の賃上げ、といった目標の達成を目指して、「生産性革命」を実現し、国民一人ひとりのやりがいの発揮や、持続的な賃金上昇とデフレからの脱却につなげるとともに、我が国の潜在成長率の向上と国際競争力の強化を実現するとしている。

図12 新しい政策パッケージ

兵庫県内の空家数の推移予測

2005～2040



(出典：人口減少社会の課題研究報告書「兵庫県人口減少社会の課題研究プロジェクトチーム」)

既に356,500戸(13%)の空家の発生

2015年：2008年より約20,000戸の増加
その多くは、50年を超える建物

歴史的建造物の撤去は、そこに収蔵する動産文化財の散逸も発生、さらに地域の活力の低下は無形文化財の消滅をも導因する。

歴史的建造物等を地域の資産と見て、住民と一緒に取組む活動グループのセクターを作る必要

2013年度 住宅・土地統計調査

総住宅数：6063万戸

総世帯数：5246万世帯

平成10年から15年で

総住宅数：1000万戸以上増加

総世帯数：800万世帯以上増加

居住世帯の有る住宅：5210万戸

居住世帯の無い住宅：853万戸

空家 1958(昭和33)年：36万戸

2013(平成25)年：820万戸

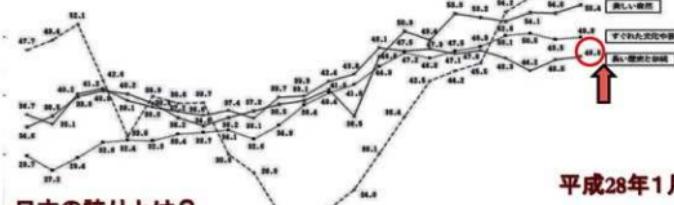
全国平均 13.5% 3大都市圏外
14.9%

図13 兵庫県内の空家数の推移予測

時代の潮流を読む

社会意識に関する世論調査

内閣府調査 日本の誇り感じる上位4項目の推移



平成28年1月

日本の誇りとは？

治安の良さが急激に支持を伸ばしたが、美しい自然・優れた文化や芸術・長い歴史と伝統が上位を常に占める

(職業)	治安のよ く	美しい 自然	すぐれた 文化や芸 術	長い歴史 と伝統	国民主 のよ く	治安のよ く	美しい 自然	すぐれた 文化や芸 術	長い歴史 と伝統	(年齢)	治安のよ く	美しい 自然	すぐれた 文化や芸 術	長い歴史 と伝統	国民の よ く		
専門・技術	67.2	55.8	57.7	48.5	50.1	使用者	61.0	54.2	52.6	46.3	43.5						
販売・卸	57.2	54.6	56.5	52.7	58.2	自営業主	52.5	53.7	52.4	50.1	40.8	20～29歳	57.8	45.8	50.5	41.2	27.5
管理職	58.8	54.6	56.5	52.7	58.2	従業員	45.2	42.7	42.7	33.9	30～39歳	61.2	46.5	54.7	40.6	35.1	
専門・技術	59.9	57.4	60.1	47.9	49.2	家族從業	58.9	58.7	45.2	42.7	33.9	40～49歳	63.2	54.4	59.3	44.4	
事務職	55.4	55.1	56.6	47.6	47.9	その他	51.8	56.9	48.4	46.6	39.2	50～59歳	60.7	59.4	56.6	53.5	47.1
販売・サービス	57.2	54.2	51.0	48.4	40.8	主婦	53.0	60.7	51.8	46.1	40.8	60～69歳	58.4	59.6	50.1	48.6	48.1
農林漁業	55.8	55.6	38.2	48.3	27.5	その他	48.6	53.3	40.5	46.3	37.0	70歳以上	44.9	57.0	40.1	48.8	36.1
公共・福祉・施 設・介護職	51.8	51.8	46.8	44.1	34.6	無職											

図14 日本の誇り「歴史・文化」の位置

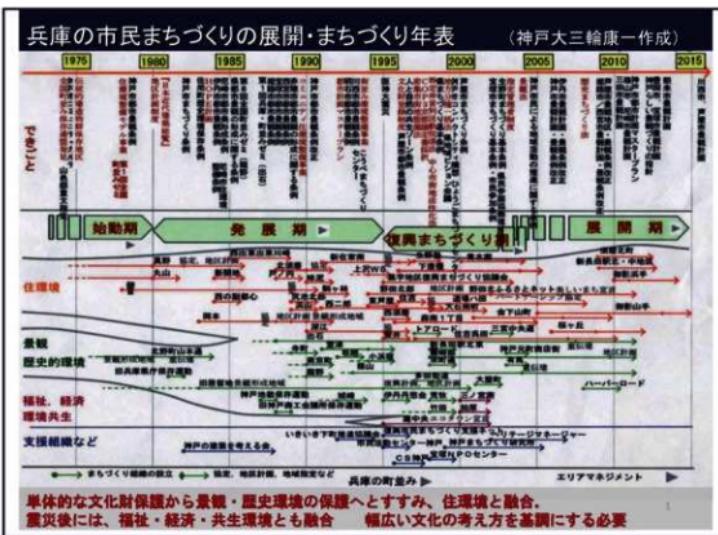


図15 兵庫のまちづくり活動史

地域計画研究者による「住環境」「歴史環境」「福祉」等の連関状況を調査したところ、95年の阪神淡路大震災後の復旧計画から、これら三要素が融合し始めたことを指摘



図16 篠山市 歴史文化まちづくり資産の可視化

ヘリテージマネージャーの育成

(6)カリキュラム 養成講習会

演習

講義・演習	時間	内 容
(演習)私の好きな町並み 才本雅二(才本建築設計事務所)	4	伝建地区篠山を題材に、伝建地区制度の概要とHMの役割 古民家再生プロジェクトについて学ぶ。
(演習)県指定文化財修理現場見学 (黒瀬彌司・県教委)	4	指定文化財の修理現場において、文化財修理の基本的な考え方と実際を学ぶ。
(演習)アートマネージメント 河崎晃一(甲南大学)	2	アートセンターを題材に、CAPの芸術活動を学ぶとともに、アートを活用した活動との連携を探る。
(演習)私が見つけた登録文化財 (受講生)	3	講習会期間中に登録文化財候補物件を3件報告し、最終日にプレゼンを行い、発見能力と説得力を養う

建築士コース	内 容
登録文化財調査(実測演習) 吉川悟(吉川工務店)清水克俊	登録文化財候補物件を題材に、実測を行いCADで面図化する演習 1日目・2日目に分けて実施
登録文化財調査(成果のまとめ方) 吉川悟(吉川工務店)+県教委	1日目の実測演習の点検 登録文化財申請に必要な資料と「所見」の書き方をまなぶ。



修理がまちづくり活動へ 住民の修理の勉強会 竹林整備から竹灯籠の制作

図17 ヘリテージマネージャ育成のカリキュラム

既に受講をしたヘリテージマネージャが経験を通じた実践的授業を展開するまでとなっている。



図18 篠山市歴史文化をいかしたまちづくり

重要伝統的建造物群保存地区の町屋の修理が完了したところを活用して、ストリートアートフェスティバルを開催。伝建物の所有者への修理支援が、目に見える型になって地域に還元、町屋の転用が、新しいデザインを誘因することを実感。この連動が地域の感動を助起すると考えている。



図19 蓼山古民家宿泊施設

史跡篠山城跡・篠山重伝建地区の周辺を活かして、古民家の宿泊施設を開設
計画配置を詳しく見ると、古民家再生の計画場所が、史跡エリア、重伝建エリアの少し外の一般エリアであることが理解されよう。
指定文化財等の過度の機能負担を避け歴史文化を活かすエリアを拡大しようとするアイデアである。

空き家再生の展開									
主な事業									
空き家利用事業 (1) 重伝建地区	①リバース方式	■ 計画実施地図 ■ 計画実施地図(全体図) ■ イタリア建築家監修の古民家 ■ 古民家再生の計画場所(一例) ■ リバース方式(古民家再生の計画場所)							
	②サブリース方式	■ 計画実施地図 ■ 計画実施地図(全体図) ■ 地域活性化方式 ■ 古民家再生の計画場所(一例) ■ 古民家再生の計画場所(全体図) ■ リバース方式(古民家再生の計画場所)							
	③地権者方式	■ 計画実施地図 ■ 計画実施地図(全体図) ■ 古民家再生の計画場所(一例) ■ 古民家再生の計画場所(全体図) ■ リバース方式(古民家再生の計画場所)							
	④古民家再生の計画場所	■ 計画実施地図 ■ 計画実施地図(全体図) ■ 古民家再生の計画場所(一例) ■ 古民家再生の計画場所(全体図) ■ リバース方式(古民家再生の計画場所)							
	⑤リバース方式	■ 計画実施地図 ■ 計画実施地図(全体図) ■ 古民家再生の計画場所(一例) ■ 古民家再生の計画場所(全体図) ■ リバース方式(古民家再生の計画場所)							
空き家利用事業 (2) 重伝建地区	その他	■ 計画実施地図 ■ 計画実施地図(全体図) ■ 古民家再生の計画場所(一例) ■ 古民家再生の計画場所(全体図) ■ リバース方式(古民家再生の計画場所)							
	シナジカル事業	■ 計画実施地図 ■ 計画実施地図(全体図) ■ 古民家再生の計画場所(一例) ■ 古民家再生の計画場所(全体図) ■ リバース方式(古民家再生の計画場所)							
	事業の解説								
	人口旧地区で122人の雇用者増につながっている。 ライフスタイルに共感した就職者が全国から来ている。 高学歴者も多い。工場経営異なる就職者グループ。 アントレプレナーの割合が多い、先駆が柔軟な人が増えた印象。								
	人口減少地域にとって、雇用者の増・移住者の増は本当に欲しいところ								

図20 空き家再生による雇用の発生

約60事業により122人の常勤雇用を新規開拓。アントレプレナーの集住。工場誘致とは異なる雇用の開拓

一件ずつは規模が小さいが、その分、クラッシュのリスクは低減されている。

持続可能性から考へた場合、少しずつ変化がリピーターに心地よい印象を与えると見ている。

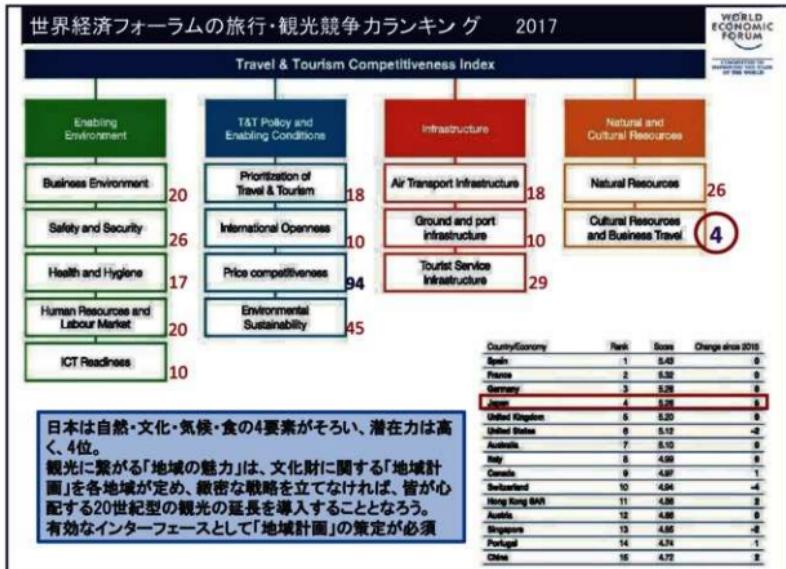


図21 世界経済フォーラム旅行・観光競争力ランキング

物館や資料館に納まる量ではない。建物の消失は動産文化財の散逸もある。維持管理の連鎖を考えるべきである。

文化財に関する「地域計画」は、地域文化全体を示す、身近な文化財を如何に継承するかを考えているものであり、図5に示す豊岡市出石町の住民のように、文化財の継承とまちの維持を同一レベルで見る住民の目線を直視すべきである。文化財の維持・管理の向上に向けて地域の文化財との結びつきを強める各種の機会を設け、文化財の種別や類型等を踏まえて「地域計画」で整理し、一番適切な保存・活用の方法を先入観なく開発していくべきと考える。

一方、文化財関連の周辺分野から「地域計画」を見れば、文化財関係者が指定文化財のどこに文化財の価値を見出し、何を核心的な部分とみていくか、また、その関連でどこにその要素が繋がるのか、計画全体の中で説明されることにより、地域空間の中で価値の定まらない未指定文化財も含めた文化財全

体の保護の体系の理解が促進することが判る。そのことは、図11で示すように、文化財の価値判断から文化財を活かしたまちづくり・観光振興等、核心的な文化財から周辺環境の維持に至る多段階の歴史文化の保存・活用策、つまり、文化芸術基本法で示す「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等」の文化財関連分野への一種のインターフェース開発になるとを考えている（図15）。そして、各関連分野は文化財の言語を翻訳するための協議を求めてくるであろう。

例えば、兵庫県篠山市で歴史文化を活かしたまちづくりの展開を行っているが、篠山市では「歴史文化基本構想」を2011年3月に作成し、市内264集落地図に、4924件の資産を記載しており、一見して興味ある資産を確認できるようになっている（図16）。さらに、地域の文化財を活かす事業者は、重伝建地区、史跡の周辺で、文化財修理の基本を準用する修理（モットー：ミニマムインターベンション）・転

用（モットー：リバーシブル）を行うなど、両者の共存を狙う手法の展開をしており、補完的な組み立てとなっている（図18、19、20）。篠山市歴史文化基本構想策定時には観光関係の方もおられたが、地域ごとのインターフェースの開発手法として、「地域計画」の策定時に、関係者に参加していただくことが有効ではなかろうか。

世界経済フォーラムの旅行・観光競争力ランキングでは、日本は自然・文化・気候・食の4要素がそろい、潜在力は高く、4位であるとする（図21）。しかし、観光に繋がる「地域の魅力」は、文化財に関する「地域計画」を各地域が定め、緻密な戦略を立てなければ、皆が心配する20世紀型の観光の延長を導入することとなろう。有効なインターフェースとして「地域計画」を策定するには、文化財担当のマネージメント能力の向上が必須である。文化財関係者が結集して、人材育成から始めるのが、近道と思う。例えば、建造物系のHMの育成（図9、17）は、建築士連合会等、民間組織の努力により、既に3895人を数えるまでとなっている。また、このヘリテージマネージャー（HM）の導入は、行政と違い民間主体であることから営業活動もできる。走り始めると自力走行することも判った。また、その職種は既存の文化財保護関連の事業より活用形に主軸を置いており、観光・まちづくり等との境界領域における新たな職種に近いことも判った。さらに、篠山等の事例から、図20に示すように、新たなビジネスとして人口減少地域においてかなりの雇用効果もあることも判ってきた。

これら状況を見ると、冒頭で示したイングリッシュ・ヘリテージセンターが示す「再生と歴史的環境」の内容が、現在の日本で受け入れ可能な状況になつたことを示しているのではないかと考える。歴史文化の活用は、洋の東西を超える。

【註】

- 1) 吉本 光宏『ロンドン2012大会 文化オリンピアードを支えた3つのマーク東京2020文化オリンピアードを巡る』（筑摩書房）

ドを巡って』<http://www.nli-research.co.jp/report/detail?id=53352?site=nli>

2016年7月11日ニッセイ基礎研究所社会研究部

- 2) 本稿脱稿後、文化審議会文化財分科会企画調査会の第一次答申を受け、2018年3月6日の定例閣議において、「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」が決定された。さらに、同閣議において、文化芸術基本法に基づく、アクションプランである「文化芸術推進計画」が決定された。
- 3) <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashikingikai/bunkazai/kikaku/h29/index.html>
- 4) 新たな管理責任者は、管理の責任を負うのみならず、文化財の保存及び活用の全体を通して所有者を支援することとし、選任対象も自然人に限定しない形としている等、より使いやすい実効性のある制度にしようとしている。
- 5) 平成25年の企画調査会報告で整理した4要請、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育と社会教育との連携」
- 6) The Future of Employment: How Susceptible are Jobs to Computerization? Carl benedict Frey (Oxford Martin School, University of Oxford) and Michael A. Osborne September 17 2013
- 7) 京都市の博物館・美術館連絡協議会の加盟館数は、設立当初の1992年には101館であったが、2017年には、加盟館208館、協賛館20館という。四半世紀で加盟館数は倍増している。また、館数増の要因は、民間博物館等の増である。
- 8) 中谷友樹、米島万有子、Mingi Cui『全国調査から見た文化財保有社寺における犯罪被害』立命館大学歴史都市防災論文集Vol11 2017年7月

文化審議会文化財分科会企画調査会とりまとめ
文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について
(第一次答申(案))

検討の背景及び文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

- 我が国においては、文化財保護法により有形・無形の文化財について体系的な施策が講じられ、所有者等の尽力により文化財保護の成果が上げられてきた
- 一方で社会状況は急速に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により豊かな伝統や文化が消滅の危機。これまで価値づけが明確でなかった未指定文化財も対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支える体制づくりが急務

今後、多くの人が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索することが必要

これからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策

1. 総合的な視野に立った地域における文化財の保存・活用の推進強化

(地域における文化財の総合的な保存・活用に係る計画の策定等)

- 個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加え、地方公共団体が、未指定も含めた域内の文化財を把握し、地域で協力して総合的にその保存・活用に取り組む制度が必要
- 都道府県が策定する大綱的な方針・計画等
 - 都道府県は、國が示す指針等を踏まえて域内の文化財の総合的な保存・活用に係る大綱的な方針・計画（以下、「大綱」という。）を策定できる
 - ・大綱記載事項
 - 都道府県としての域内に所在する文化財の総合的な保存・活用に関する取組の方針や必要な措置、広域的な地区ごとの取組、災害発生時の対応、域内の市町村による地図計画策定への支援方針等を記載
 - ・都道府県の役割
 - 都道府県は市町村の計画策定の助言や広域連携のほか、未策定の市町村における文化財の保存・活用に係る取組に対し、積極的な役割を果たす
- 市町村が策定する地域計画
 - 市町村は、國が示す指針等に基づき、都道府県が大綱を策定している場合には大綱を踏まえつつ、単独又は他の市町村と共同し、地域の文化財に関するマスター・プランとして、域内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（以下、「地域計画」という。）を策定できる
 - ・計画記載事項
 - 地域の文化財の総合的な把握の上で、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置等を記載
 - ・策定手続
 - 計画の策定・変更や計画実施に係る連絡調整のため、市町村は都道府県をはじめ関係者で構成される協議会を組織。協議会は当該市町村の関係部局、都道府県、博物館、文化財所有者、地域住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者等で構成
 - 地方文化財保護審議会への意見聴取を必須とし、必要な場合は文化財の所有者等とも調整。地域住民の声も適切に反映
 - ・國による認定等
 - 市町村は、都道府県を経由して國に地域計画の認定を申請でき、國が一定の要件を満たす計画を認定。認定された場合の制度上の効果として、計画認定された市町村の國に対する文化財の登録の優遇、必要な事務体制のある一般市・町村による手掛け式の事務の実施の特例の2点につき措置
 - ・民間の推進主体となる団体
 - 市町村が、地域計画の趣旨に沿って活動する団体を指定できる

2. 各々の文化財の計画的な保存・活用と担い手の拡充

- 文化財ごとに保存・活用の考え方や保存・活用のために必要な事項等を明確にし、所有者等の文化財の維持・管理・活用・伝承等の自主性・的確性向上が必要。このため現在も国指定重要文化建造物等で作成を推奨している、**個々の文化財の「保存活用計画」を制度上に位置づけ**
 - ・計画の記載事項：文化財の現状（所在地・所有者・保存状況等）、保存管理上の留意事項や修理・活用の方針、保護継承の方針等（詳細は文化財種別ごとの特性を踏まえ整理）
 - ・国の認定等：計画の内容を国が確認し、認定するとともに、認定計画の中に記載された保存・活用の具体的な行為については、計画認定後に要する諸手続きを弾力化
- 文化財は日常的な管理の負担が大きく、所有者だけでは十分な管理や公開など活用が難しい場合もあり、現行の管理責任者制度について、使いやすく実効性のある制度とすることが必要。
 - ・管理責任者について、管理の責任のみならず文化財の保存及び活用金体として所有者を支援できることとし、所有者に対し保存活用計画の作成・変更を提出できる権限を付与
- 国宝・重要文化財（美術工芸品）の公開に関する取扱い事項について、技術の進歩や公開ニーズに対応するため、材質等によって公開日数の上限を延長**
 - ・第三者が重要文化財等を公開する際、年間の公開日数は延べ60日以内等の一例の基準であったところ、石、土、金属等（金属は一部製品に限る）で作られたものは、公開日数の上限を150日に延長等
- 文化財の保存と活用を両立させるため、活用に当たり必要不可欠な文化財の取扱いや保存修理等の知識・技術等に関する文化財所有者・管理団体・美術館・博物館等の関係機関等からの相談を一元的に受ける窓口・センター的機能の整備を検討

地方文化財行政の推進力強化

（地方公共団体の文化財に係る体制の充実）

- 文化財担当職員等の人材確保や資質向上**のため、「文化財保護指導委員」の配置を都道府県だけでなく市町村にも拡大したり、専門性を重視した選任をしたりすること等が必要

（地方文化財保護行政の所管）

- 地方における文化財保護の所管は教育委員会となっているが、地方の判断で首長部局に移管できる仕組みを確立する声があがっている。文化行政全体としての一体性や景観・まちづくり等に関する事務との関連性を考慮し、文化財保護に関する事を一層充実させるために必要な効率的な場合は、平成25年の文化審議会文化財分科会企画調査会報告で示された4つの要請（「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性・継続性・安定性の確保」「開拓行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」）に対応できるよう環境を整備しつつ、条例により、首長部局での事務の執行・管理も可能とすべき
- 4つの要請へ対応するための環境整備として、移管する場合は必ず**地方文化財保護審議会**を設置することを制度上明確化。また、同審議会の機能強化も必要。加えて、専門的職員の配置促進や学校教育・社会教育との連携等により4つの要請への適切な対応が必要

＜その他推進すべき施策＞

- ・博物館等の役割強化、国際交流や訪日外国人、障害者への対応、文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携（復元遺物の在り方についての積極的な調査検討、文化財アーカイブや模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティ等に係る効果的な取組の普及等）

＜中長期的観点から検討すべき課題＞

- ・第一次審査の後、速やかに検討に着手すべき事項

- ・文化財を守る技術・技能やそれを担う職人・原材料の確保、修理事業の質の維持向上と人材育成、文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策 等

史跡等を活かした地域づくり・観光振興 －奈良市の事例－

立石 堅志（奈良市教育委員会教育総務部文化財課長）

1. はじめに

(1) 奈良市の市勢概要

奈良市の位置および地勢に関しては、今更という感もあるが、まずは簡単に紹介しておく。

奈良市は、奈良県の北端に位置し、西は生駒市、南は大和郡山市、天理市、櫻井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県、北は京都府に接している。

市域は東西35.7km、南北22.22km、面積は276.84km²となり、奈良県総面積の約7.5%を占める。

奈良市域は、東西に長い形をしており、ほぼ東西の中央に位置する春日山を境に大きく地勢が異なる。春日山以東の地区は、標高200～600mのなだらかな山地状の地形が広がる大和高原の北部に位置しており、春日山以西の地区は、奈良盆地の北側に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川などが盆地の南

部に向かって流下し、南の大和川と合流する。地区的西部には、西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が伸びている。この丘陵の間を富雄川が南流し、大和川に合流する（図1）。

世界遺産「古都奈良の文化財」に代表される平城京の遺跡は、この平坦部に所在する。

(2) 奈良市市域の変遷

奈良市は、明治31年（1898）2月1日に市政が実施された。この時点での市域は、江戸時代に奈良奉行所の管轄下にあった奈良町の範囲をほぼ踏襲しており、152方里（約23.44km²）であった。以後大正時代に入り、添上郡佐保村を編入し、昭和26年（1951）には添上郡大安寺村・東市村、生駒郡平城村、昭和30年（1955）には現在の奈良市西部地区である生駒郡富雄町・伏見町他、そして昭和32年（1957）には現在の奈良市東部地区である添上郡田原村・柳生村・大柳生村などの編入があり、210.33km²の市域を有するに至った。そして、最後の合併となった平成17年の添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村の編入により、現在の市域を有することになった。

(3) 奈良市人口の変遷

奈良市の人口は、市政実施時点では、29,986人であり、これは、江戸時代の人口と比較しても大きく変わってはいない。以降は微増傾向にあり、昭和20年（1945）の人口調査によると69,815人となっている。昭和30年の第8回国勢調査では10万人を超え、115,674人を数える。この時点で、奈良時代平城京に住まいするとされる人口へようやく復活したのである。

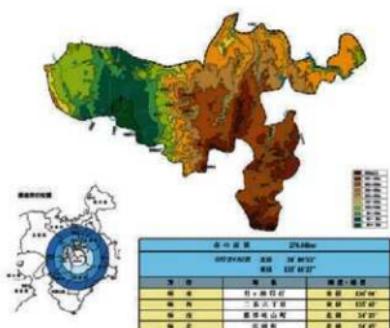


図1 奈良市の位置および地勢

現在の奈良市の人口は、平成29年4月1日の時点ですべて359,666人となっている。平成17年第18回国勢調査での集計370,102人以降、それまで増加を続けていたものが、微減に転じている。しかし、一方で世帯数は増加を続けており、第18回国勢調査では140,544世帯であったものが、平成29年には160,242世帯となっている。他都市と同様、人口の減少と世帯の細分化が顕著に表れているといえよう。

(4) 奈良市の財政

平成29年度予算編成にあたって、「市の財政は依然として厳しい環境にあり、平成27年度は黒字決算となったものの、経常収支比率は他の中核市と比較しても極めて高く、硬直した財政状況からいまだ抜け出せていない」ことから、「①成果目標を設定し、行政評価の構築を見据えた予算編成、②財政構造改革に向けた大胆な施策のスクラップ、③的確な事業計画に基づく未来に繋がる政策のビルト」を、方針として予算編成が行われた¹⁾。

この結果、平成29年度の奈良市の予算は、一般会計1,275億6,200万円、特別会計835億2,060万円、公営企業会計264億190万円となり、総計2,374億8,450万円となつた²⁾（図2）。

このうち、一般会計に含まれる文化財に関する予算は、約3億400万円であり、土地の公有化を含む史跡等の文化財整備事業に関する予算は1億6,200万円となっている。この予算額が、奈良市が

Q 平成29年度の奈良市の予算は？

- A. 一般会計、特別会計、公営企業会計のすべての会計をあわせると、2,374億8,450万円になります。

一般会計	福祉、教育、道路整備などを通じる基本的な行政サービスを行うための会計です。
1,275億6,200万円	
特別会計	特定の目的のための会計で、国民健康保険や介護保険など奈良市には10の特別会計があります。
835億2,060万円	
公営企業会計	奈良市が運営する企業の会計です。水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計(市立病院)があります。
264億190万円	
一般会計	特別会計
1,275億6,200万円	835億2,060万円
	公営企業会計
	264億190万円

図2 奈良市の財政

抱える文化財の件数、重要性を鑑みたときに十分であるかという議論は、また別にあってしかるべきと考える。

ところでこの際、併せて文化庁が確保する予算額をみてみると、どうだろう。平成29年度文化庁予算是1,022億7,200万円である。中核市とはいへ人口35万人規模の奈良市的一般会計に及ばない予算である。果たして、この数字は何を物語るのだろうか。

(5) 奈良市所在の文化財

奈良市には世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産に代表される数多くの貴重な文化遺産が所在する。平成29年9月15日現在の奈良市に所在する指定文化財の総数は、1,088件であり、その内訳は国指定文化財789件、県指定文化財150件、市指定文化財149件となっている（表1）。このほかに旧都祁村・月ヶ瀬村指定文化財73件と、登録有形文化財99件、選定保存技術3件がある。

また、これら指定文化財のうち、史跡に関してみると特別史跡2件、史跡25件、県指定史跡5件、市

表1 奈良市所在文化財件数

国宝文化財		1,088件				登録
分類	件数	国指定	県指定	市指定	登録	
国宝	789	31	74	106	41	26
	絵画	10	10	85	18	35
	彫刻	48	216	204	35	33
	工芸品	28	115	142	16	8
	書跡・典籍	7	70	65	6	4
	考古資料	4	35	39	5	0
	歴史資料	0	6	6	4	5
	其 他	32	100	100	10	10
	小計	132	611	742	126	117
	登録	985				
有形文化財		1	1	0	0	2
有形文化財	有形文化財	1	1	0	0	2
	有形文化財	2	1	2	1	12
	有形文化財	2	9	3	1	15
記念物	史跡	2	25	27	5	40
	名勝	2	4	8	0	8
	天然記念物	1	3	6	0	10
	其 他	0	30	41	11	22
	小計	8	56	41	11	74
登録		1088	150	149	1088	

指定史跡8件の合計40件があり、名勝についてみると、特別名勝2件、名勝6件の8件となる。

これらのうち、奈良市において所管している史跡には、史跡平城京朱雀大路、特別史跡・特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園、史跡奈良山瓦窯跡中山瓦窯跡、史跡大安寺旧境内、史跡法華寺旧境内阿弥陀淨土院跡、史跡石のカラト古墳、名勝旧大乘院庭園、名勝月瀬梅林がある。このうち左京三条二坊宮跡庭園は、特別名勝、特別史跡の指定を受ける奈良時代の庭園遺跡であり、現在庭園の修復作業を実施しているところである。この庭園の修復作業は平成31年度には概ね終了し、翌平成32年度には再公開を予定している。これらの取り組みの詳細については後の章で、紹介することとした。

(6) 奈良市文化財担当組織の体制

平成31年4月の文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行を目前にして、文化財担当部署を教育委員会から首長部局へ移行する動きが見えてきている。

奈良市においては当面文化財保護については教育委員会部局におき、観光誘客を旨とした文化財活用の部分については首長部局にある観光担当部署において主導していく方向を示している。その際に文化財保護部局と、観光部局との密接で魅力的な連携をより強めていく方向の摸索が進められているところである。

この担当部署の所管については、いろいろな方向性が存在すると考えるところであるが、私見であるが、極端な話としてなすべき事がなされるのであれば、どこに所管があろうと今回の改正の趣旨は達成されるものと考えている。

さて、では現在の奈良市の文化財担当組織について簡単に紹介しておこう（図3）。

基本的に文化財保護は教育委員会事務局教育総務部にある文化財課が主管している。文化財課には総務係、指定文化財係、記念物係の3つの係と、課の出先機関として埋蔵文化財の調査を実施する埋蔵文化財調査センター、保存公開施設として奈良市所管

の歴史資料を保存・公開する史料保存館がある。

このうち、市が所管する史跡・名勝の保存・整備、活用については、主に記念物係が所掌している。

平成29年度現在での文化財課所属職員数は管理職を含め36名であり、技術職（学芸員）29名（再任用職員を含む）、事務職3名、嘱託職員4名で構成されている。技術職の最も多くが埋蔵文化財担当職であり管理職5名を含め22名、次いで文化財建築担当職4名、美術工芸担当職2名、管理職である民俗文化財担当職員1名となっている。このうち民俗文化財担当職の管理職は、史料保存館館長を兼任する。

これら文化財課所属職員の他、観光部局である奈良町にぎわい課へ文化財担当の技術職員2名（埋蔵文化財担当職（管理職）、文化財建築担当職）が配属されている。

この奈良町にぎわい課は、平成25年度に奈良町の活性化を目的として首長部局である観光経渉部観光振興課内の出先機関として奈良町におかれた組織である。奈良町の伝統的建造物を核としたまちづくり

教育委員会



観光経済部・都市整備部

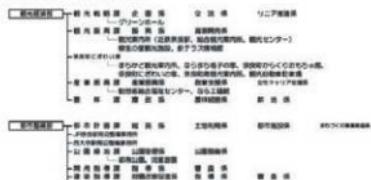


図3 奈良市組織図

と観光振興を主目的としている。初年度は観光振興課の出先機関である奈良町にぎわい室として業務が進められ、翌年平成26年度からは単独事業課として奈良町にぎわい課として組織された。

奈良町は伝統的な町家が連坦する町並が特徴的な地域であり、奈良市ではこの町並の残る地区を文化財課による建造物調査を踏まえ、景観形成重点地区に定め、その保全を図ってきた。奈良町にぎわい課がこの取り組みを引き継ぐまでは、都市整備部局である景観課によって景観整備事業として行われてきた。奈良町にぎわい課発足以降はこの景観整備事業に加え、地域のにぎわい形成への取り組みを、観光的な視点と、文化財保全の視点を併せ持ったまちづくり事業としての実施に努めている。

また、直接に現時点で文化財担当職員が配属されてはいないが、このほかにも、観光経済部観光戦略課、観光振興課の2課においても、文化資産を觀光資源として活用する取り組みを実施している。

ちなみに筆者は、景観課を除く各課への配属経験があり、特に奈良町にぎわい課においては、その立ち上げから関与し、文化財課課長となるまでは奈良町にぎわい課長の任にあった。この時期の観光・まちづくりについての経験が、少なからず現職での文化財活用への取り組みに影響を与えていたと感じている。

2. 文化財を取り巻く最近の状況

(1) 奈良市歴史的風致維持向上計画

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、奈良市においても奈良固有の歴史と文化を活かしたまちづくりのマスター・プランとして奈良市歴史的風致維持向上計画^{③)}を策定し、平成27年2月23日に主務大臣により認定を受けている。この向上計画の計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間となっている。計画の重点区域は、奈良町及び奈良公園地区の約1,250haである。

この計画において「奈良市の歴史的風致は、平城

京を基盤としながら、宗教都市、商工業都市、観光都市として展開してきた「重層性」と、古都としての中心性と市内各地の多様な特徴を反映した地域性が創る「二面性」をあわせもっており、この歴史的風致は、歴史的風土の本質的価値を支えるとともに、相互に関係し合うことにより、古都としての風格と魅力を創り出している」と定義した。

そして、「この文化財は、本市存立の基礎であつて、現代においては国際文化観光都市としての奈良を支えており、今後も支えていくはずである。その継承は、現代に生きるもの責務である。」と明記したのである。

(2) 東アジア文化都市2016奈良市

2014年から、日本・中国・韓国の3カ国で、文化による発展を目指す都市を各国1都市選定し、各都市が行う様々な文化プログラムを通して、交流を深めるプロジェクトが始まっている。日本では、文化庁と開催都市による共催事業として実施されており、2014年横浜市の開催を皮切りに、続く2015年には新潟市が開催都市となり、2016年、三番目の開催都市として、奈良市が選定された。同年、中国では寧波市、韓国では濟州特別自治道がそれぞれ開催都市として選定され、様々なプログラムが実施された。実施にあたっては、「現在の芸術文化や伝統文化、多彩な生活文化などを通して、東アジア域内の相互理解・連帯感を高めるとともに、東アジアの多様な文化の国際発進力の強化をめざす」ことが目的として掲げられた。

このうち奈良市の取り組みは、「古都奈良から多様性のアジアへ」を掲げ、新たな価値のある「舞台芸術」・「美術」・「食」を切り口に文化交流事業を始めたものであり、なかでも「東アジア文化都市2016奈良市」のコア期間プログラムとして、9月3日から10月23日の期間で「古都祝奈良（ことほぐなら）— 時空を超えたアートの祭典」を開催した^{④)}（図4）。

奈良時代の都の中心地である平城宮跡、古都奈良を象徴する社寺や江戸後期からの伝統的なまちなみ



図4 東アジア文化都市2016開催ポスター



図5 八社寺アートプロジェクト



図6 史跡大安寺旧境内

が残るならまち等を舞台に、「舞台芸術」、「美術」、「食」の3つの部門を中心とした様々なプログラムを開催した。

「舞台芸術」では特別史跡平城宮跡に野外特設ステージを組み上げる舞台公演が上演されている。

舞台芸術ディレクターである平田オリザ氏は、この舞台芸術を開催する目的を「奈良の潜在能力を掘り起こすような企画となればと期待」したと述べ、そして、そのために「日本を代表する劇団による、国内外からも集客が見込める大きな野外公演と、市民の皆さんに支えられるオペラ、高校生演劇を軸に展開」しようとしたと述べている。

特別史跡平城宮跡での野外公演では、日本を代表する劇団である維新派の「アマハラ」(10月14日(金)～10月24日(月))と、静岡県舞台芸術センター(SPAC)の「マハーバーラタ」(9月9日(金)～9月12日(月))が上演された。

これらは平田氏が目指したように、「古の平城人を見た風景を、現代的な視点で再現するような画期

的な上演」であったとの評価を得た、新しい取り組みであったと考える。このことを示すように、連日の公演は全席満員の盛況であった。

また、「美術」のカテゴリーでは、東大寺、春日大社、興福寺、元興寺、大安寺、薬師寺、唐招提寺、西大寺の八社寺において、1300年の時空を旅する「八社寺アートプロジェクト」(図5)を、また「ならまち」において奈良の歴史と今を散策する「ならまちアートプロジェクト」を展開した。

奈良時代以降、宗教都市として東アジアの国の交流の一端を担ってきた歴史的な背景を踏まえ、奈良の文化の象徴でもある市内の社寺に、日本に文化的伝播をもたらした国々から第一線で活躍するアーティストを招へいし、アートインスタレーションを展開したものである。

このうち、奈良市が所管する史跡大安寺旧境内においては、川俣正氏によるアートインスタレーションが制作された。「遺跡調査により東西に巨大な七重塔があったと推測される塔跡隣地で作品を発表。

文化財の修復等で伝え受け継がれてきた足場丸太の技術を活用して、かつての塔を彷彿とさせるかのような現代の塔が制作」された（図6）。

その他の社寺においても、それぞれの作家の奈良に対する思いを表現した作品が展開された。古代からの歴史を持つ社寺に現れた現代アートの作品。これらを、訪ねられた多くの観光客はどうに見ただろう。多くのSNSによる発信では、好評を博したものを感じている。筆者もまた、それぞれの場所で見た作品の凄さ、素敵さ、また、その場所とともに輝く作品の感性に魅了された。

しかし、そうではなく、作品と場との違和を感じた人がいなかったかというと、決してそうではないだろう。筆者は、これも否定しない。アートに込められた意図を理解しないといわれればそうかもしれないが、なぜこの場所なのだろうかという違和感であったかもしれない。

しかし、このいろいろな観点での観覧と評価。これは大切にしたい。この多様な視点が、今に残る文化財の継承に新たな展開をもたらすと考えているからである。

そして奈良市では、この東アジア文化都市事業にあたり平田氏が期待した「この一連の上演が、今後の奈良市のパフォーミングアーツ振興の基礎となり、財産となっていくように」との願いを継承するために、美術部門、演劇部門での活動を行う奈良市アートプロジェクト「古都祝奈良（ことほぐなら）」の事業の継続実施を決めた。

（3）国営平城宮跡歴史公園の整備と第一期開園

平城宮跡については、今更説明の要はないかと思うが、奈良時代日本の律令国家制度確立時期に、日本の首都、政治・文化の中心として存在し、今に多くの重要な遺構を残している遺跡である。昭和26年（1951）には特別史跡として指定され、平成10年には世界遺産の構成資産として登録されている。

また、平成22年に710年の平城京遷都から1300年を迎えるにあたり、これを記念する平城遷都1300年記念事業が、この場所を中心に展開された。

そして、この事業を推進するにあたって、この特別史跡平城宮跡についての枠組みが大きく変化した。それが、これまでの文化庁が所管する特別史跡としての取り扱いに重ねて定められた、国土交通省が所管する都市公園・国営公園化事業である。

政府は平成20年10月の閣議決定で、平城宮跡を既存の「国営飛鳥歴史公園」と一体的に整備を進める国営公園として定め、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域」と命名した。

また、一方奈良県では、この国営公園と連携して「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、『奈良時代を今に感じる』空間」として県営公園区域の事業を進めてきた。

これら国営公園化に伴い、これまで文化庁が策定してきた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を踏まえつつ、平成20年12月に国土交通省近畿地方整備局により「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域基本計画」がまとめられている。

その後、平成22年の平城遷都1300年記念事業を経て、国営平城宮跡歴史公園及び県営公園区域の整備が進められ、平成30年3月24日に第一期として、国営公園のうち318ha、県営公園のうち3.1haが開園となる⁵⁾（図7）。

開園する主な部分は、南のエントランスゾーンとされる地区である。朱雀大路から朱雀門にかけて往時のスケールを感じさせる広がりのある空間が造られ、平城宮跡の正面玄関口となるとともに、奈良県観光の玄関口としての役割を担う。朱雀大路を軸に東側に国交省が整備する平城宮跡展示館、西側には奈良県が整備する交通ターミナルや、飲食物販施設、公園の利用案内サービスを担う施設がある。

この国営公園化で、平城宮跡の公園整備は大きくスピードアップした。

文化庁は、これまでに、平城遺跡博物館構想以来の計画をもとに、適切な保存を進めてきた。また、この博物館構想などにも史跡の活用についての計画が提起されていた。これらに基づき、第二次大極殿

院の整備、宮内省推定地の復原、遺構展示館、平城宮跡資料館の公開などを踏まえ、世界遺産登録年である平成10年には、朱雀門、東院庭園の復原整備がなされ、平成22年の平城遷都1300年のタイミングでは、復原大極殿の完成があった。

この大きな事業を支えるため、締密な発掘調査などの着実な調査研究を踏まえた、史跡保存の取り組みがなされていたことは周知であろう。

史跡指定地の公有化を含んでの話であることから、一概に期間の長短は論じられないと考えるが、これらが整うまでに、昭和26年（1951）の特別史跡指定から約60年の歳月を要した。

これからみると、あくまでもこれまでの着実な研究成果があつてのことであるが、平成20年国営公園事業決定後の公園整備事業の進捗には目を見張るものがある。

決してスピードがすべてであると言っているのではない。耳目を集め、広く事業の目的を公開するためには、何が行われ、どうなるのかが、今の人々の目に見えることが必要だと考えるということである。

その意味で、もう一つこの国営公園化によって、大きく変わったことは、保存から活用へ、もっと言えば観光へ重点が移行したことであろう。

平城宮跡は、重要な遺跡ではあるが、これまで集客施設ではなかった。古都奈良の根幹となる本当の遺構が残る地であったが、それは残念ながら一般の

人々に見えなかつたのである。それが、一気に観光の表舞台に立つことになったのが、平城遷都1300年記念事業であった。

（4）平城遷都1300年記念事業とその後

平城遷都1300年記念事業は、平成22年度の事業であり、いさか旧聞であるが、平城宮跡歴史公園との関わりが強いことから、記念事業のその後を含めて紹介しておく⁶⁾。

記念事業は、平成22年1月1日から12月31日までの一年間を記念事業年と定め「日本のはじめり、奈良」を合い言葉として「日本の歴史・文化が連続と続いたことを“祝い、感謝する”とともに、“日本のはじめり奈良”を素材に、過去・現在・未来の日本を“考える”」ことを目的とした。

平成17年の平城遷都1300年記念事業協会設立当初から、「日本の歴史を見直すことによって、新しい国民的意識づくりが期待できる。また国土交通省によるビッグ・ジャパン・キャンペーンの促進や、アジア各国との深い交友関係に役立つ」との考え方から、「国家的事業として」進めるという目標があつた。この時期に策定された実施基本計画により、当初は、平城宮跡に複数のパビリオンを建設する博覧会形式による実施が検討されていた。

これが、平成19年の荒井正吾氏の奈良県知事就任によって、新たな展開へと動いた。荒井知事は、就任の段階で平城宮跡公園化構想を打ち出すとともに、平城遷都1300年記念事業実施についての再検討



図7 國土交通省近畿地方整備局國営飛鳥歷史公園事務所發表資料



を進め、平城宮跡事業を国営公園化と相まって、従来のパビリオン建設による博覧会形式から、無料・開放型の季節リレー・フェア方式に変更した。そして県内各地域での広域ネットワークイベントと連携し、奈良県全体を関西の国際的な歴史文化観光拠点として発展させ、2010年以降の継続的な観光周遊システムの構築に繋げるとした。これは、今現在の奈良県の観光への取り組みの根幹方針となっている。

その後、平成20年に新たな「平城遷都1300年記念事業実施基本計画」が策定された。また、同年10月に平城遷都1300年記念事業の実施についての閣議了解があり、同日に特別史跡平城宮跡の国営公園整備についての閣議決定がなされた。これを踏まえ記念事業開始年の1年半前にしてようやく事業の具体的着手が叶った。

事業は大きく「平城宮跡事業」、「県内各地事業」、「関連広域事業」、「事前展開事業」の4事業に分け実施された。

メイン会場である平城宮跡で実施される「平城宮跡事業」については、文化庁をはじめとする関連機関との協議が綿密に進められ、会場計画が決定された。

平城宮跡会場は、特別史跡平城宮跡、史跡平城京朱雀大路跡及び隣接地で構成される。「平城宮跡全体の活用」「遺構・遺物の保護」「歴史的景観との調和」、「来場者の安全、快適の確保」を図りつつ、史跡内にはエントランス広場や交流広場などの拠点を設け、催事や展示、休憩等のための仮設建物、駐

車場やターミナルが配置された。

この平城遷都1300年祭のシンボルとなったのが、文化庁が、平成13年から9年の歳月をかけて復原した平城宮第一次大極殿であった（図8）。また、大極殿院を囲む回廊を表現した修景柵を始め、事業協会、国土交通省、奈良県などが一体となって会場整備が進められた。

このように整備された会場において、平成22年4月24日から11月7日までの198日間にわたり春・夏・秋フェア及び通季催事が開催され、期間中に363万人の来場者を得た。なかでも開催当初の5月ゴールデンウィーク期間中の5月3日には、6万9千人の来場を数えた。また、奈良県全体で実施された平城遷都1300年祭関連事業への来場者数は、1,038万人であったとされ、奈良県に及ぼす経済的波及効果は約970億円と算出された。また、同年の奈良市の観光入込者は、1,300万人に達している。

朱雀門から第一次大極殿まで続く、平城宮跡に溢れんばかりの来場者の列を目の当たりにし、当時担当者の一人として本当に感慨深かったことを今でも思い出す（図9）。

この平城遷都1300年記念事業は、史跡の観光面での活用について大きな成果・展開をもたらしたと評価することができよう。特に、史跡の国営公園化によって、観光誘客に大きな展開が生まれることが、より明らかになった。

また、地域との連携もより一層緊がったといえる。地域の有志による実行委員会が平成10年から開催し



図8 平城遷都1300年祭（大極殿前）



図9 平城遷都1300年祭（朱雀門前）



図10 平城京天平祭広報チラシ

てきた「平城遷都祭（ならせんとさい）」や、既に全国区となっていた「なら燈花会」とのコラボレーションが広がり、より一層効果的な催しの可能性を見いだすことができた。特に平城遷都祭は、翌年から平城京天平祭と名称を変え、実行委員会、奈良市、奈良県、国土交通省の取り組みの中で、記念事業の継承に大きな展開をみせている（図10）。

さらに、平城遷都1300年記念事業は、このような催しにあたってのボランティア活動にも大きく関わった。県民主体のイベント創造をめざして設立された「奈良2010年塾」の活動に代表される活動は、市民による主体的なイベント継続に欠かせないボランティアの育成に大きく寄与したと評価できよう。

この平城遷都1300年祭を作り上げるにあたって、いろいろな場面、機会でよく口にされたのは、「決して一過性のものにしない」という想いであった。観光誘客のためにいろいろな事業を展開することは大切で、効果的であった。しかし、築かれた基盤を

継承していくことは、その後に続く地道な努力が必要であり、地味で目立ちにくいが、最も大切である。そのところの祭り後の10年での評価はどうだろうか。

平城宮跡歴史公園となり、その後の取り組みが、広い場を使った誘客イベントとしてのみ転換され、なぜ史跡としてのこの場で行うのかという第一義が失われるおそれを考えるのは果たして杞憂であろうか。このところは、今後の活用を考えるにあたり、念頭に置く必要があると考える。極端な言い方をすると、どんな目的、どんな内容であっても、その場が使われてさえいれば、史跡の活用なのかという課題を常に持っているということだと考える。

（5）八条・大安寺周辺地区まちづくり

文化財を取り巻く状況として、奈良市内でもいわゆる開発に関わるいくつかの動きがあるため、紹介しておく。

まず、史跡大安寺旧境内に関わる動きである。

奈良時代に「大寺」と称され、平城京隨一の官寺であった史跡大安寺旧境内を包括する地域において、大きなまちづくりの計画が動き出している。

奈良県と奈良市が締結した「奈良県と奈良市とのまちづくりに関する包括協定書」に定める取り組みの一つとして、平成29年6月に「八条・大安寺周辺地区のまちづくりに関する基本協定書」を締結し、当該地域の持続的な発展及び活性化を図ることを目的としたまちづくりが進められようとしている。

この協定により作成されたまちづくりの基本構想（図11）では、大きな目的として、「奈良市は、世界遺産に登録された東大寺や興福寺、平城宮跡など数多くの歴史・文化遺産を有し、それらを守り、育てるとともに、これらを活かしたまちづくりを展開し、日本の文化の都として、また県内における魅力の中心拠点として広域的なニーズに応え、観光都市として発展していくことが重要」であり、この「八条・大安寺周辺地区には、奈良市を南北に縦断する高規格幹線道路である京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジのほか、市内中心部



図11 まちづくり基本構想

とのアクセス道路となる都市計画道路西九条佐保線、合わせて整備されるJR関西本線の高架化並びに新駅の設置が決まってい」ことから、「(仮称)奈良インターチェンジと新駅の交通結節点のボテンシャルを活かした新たな地域・広域交流拠点や滞在周遊型の観光交流空間の形成など、国際文化観光都市として魅力があり、地域住民にも優しいまちづくりを行い、定住人口並びに観光交流人口の増加につなげていくため」に実施するとしている。今後平成36年頃をめざすJR関西本線八条新駅、京奈和自動車道奈良ICの完成をステップとして周辺の環境は大きく変わっていくこうとしている。

史跡大安寺旧境内は、周知のとおり平城京に建立された官の大寺であり、大正10年（1921）に塔跡が史跡指定され、昭和43年（1968）に旧境内全域が史跡指定されている。史跡指定面積は約26haである。昭和53年（1978）の奈良県教育委員会による『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』（図12）に基づき、管理団体となった奈良市が公有化及び史跡整備などの保存管理を進めている。史跡地の北側が住宅密集地であることから、史跡の保護と現住されている方々の生活との調和が現時点で大きな課題となっている。主要伽藍地域については、公有化を積極的に進めており、予定面積の約6割の公有化が進んでいるところである。また、東西両塔を有する塔院地区については、平成19年に塔院地区の整備計画を策定し、これに基づき優先的に公有化を進め、史跡整備

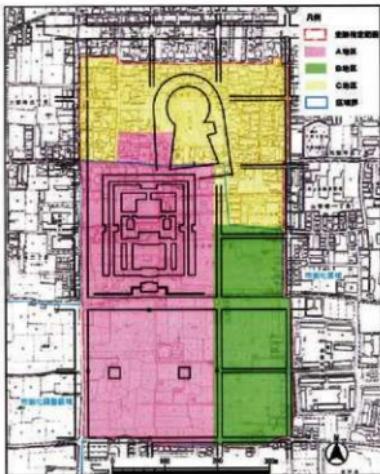


図12 史跡大安寺旧境内保存管理計画

を実施している。その上で、整備完了した区域から順次公開を開始している。

しかしながら、広大な史跡であり、東日本大震災以降の整備補助金の減額もあって、この数年は事業の進捗が遅りがちであった。このような中で持ち上がったこのたびの大規模なまちづくりの計画や、それに伴い予想される周辺状況の変化などとともに、史跡指定時から現在までの間の周辺都市環境や生活環境の変化によって、史跡大安寺旧境内に求められる役割には大きな変化がみられるようになっている。

のことから、これまでの保存管理計画を見直し、今後のまちづくり計画の中に位置づけられた、まちづくりの一翼を担う史跡の保存活用計画の策定が必要となっている。

平城宮跡や大安寺旧境内と言った大規模でかつ都市近郊に所在する史跡については、これまでの史跡が史跡として存続する以上の効果・役割が求められているように思う。

この後、奈良市としては、近い文化財保護法の改

正の施行を見ながら、新たな保存活用計画の策定を図り、史跡の本質的な保護に努めていこうとしている。

(6) 興福寺旧境内瓦窯跡の保存について

さて、少し話が変わるが、埋蔵文化財の保護についての事例を紹介しておこう。但し、この事例をもって、対応への指弾や、遺跡を保護するべきだとの話をしたいのではないことを先にお断りしておく。

平成29年に、奈良県立美術館の改修に伴い、奈良市登大路町において、奈良県立橿原考古学研究所により興福寺旧境内の発掘調査が実施された。

この地は奈良県婦人会館、奈良県消費生活センター跡地であり、昭和44年（1969）にこれら建物の建設に伴って発掘調査が実施されており、平安時代末の興福寺再興に関係すると考えられる瓦窯跡が発見されている⁷⁾（図13）。当時、発見された瓦窯跡は埋め戻され、婦人会館・消費者生活センターの地下に保存された。このたびの発掘調査は美術館改修に伴い、これら瓦窯の状態を確認するという目的で実施されている。

再発掘調査では、興福寺の瓦を焼成した瓦窯9基のほか、その後に造営された興福寺子院に関わる遺構を検出している。調査内容については、現地説明会も開催され、状況についての公開が適切に行われた。

奈良県では、この瓦窯の残存状態が悪いことを主な理由に、記録保存にとどめ、調査終了後は解体し、県立美術館の建設を進めると発表した。これに対して、日本考古学協会、文化財保存全国協議会などから現地保存の要望が出されている。

その後続けられた詳細な発掘調査により、最下層の3基の瓦窯の状況が明らかとなり、永承元年（1504）の火災による興福寺主要伽藍焼失後の再建に関わるものである可能性があることから、この3基の解体が一時中止され、現地に埋め戻されたうえ、保存活用の方法の再検討が図られることとなっている。今後の動向は非常に興味深く、結果に期待しているところである。



図13 興福寺旧境内（登大路瓦窯跡群）

ただし、今回取り上げたいのはこの経緯ではない。この、最初の知事定例記者会見での窯跡解体、記録保存に至った判断についての説明内容に注目したい。

知事は、この記録保存の決定についての判断については、調査部署である奈良県立橿原考古学研究所の調査結果をもとに奈良県教育委員会文化財保存課が判断したとしている。また、取材記者からの橿原考古学研究所が知事部局となっていることから公正な判断がなされなかつたのではないかという質問に対しても、言下に否定している。組織の所管によって判断がぶれることはないとの説明であった。

ちなみに、奈良県は改正文化財保護法の施行と時を同じくして、文化財保護部署を知事部局へ移管することを明らかとしている。

それよりも課題であるのは、「今までの調査官の裁量が多過ぎて、考え方によって客観性がない」という批判は常にあったことであり、「一番大事なのは研究内容の独立性」で、「それが研究者が自己の、個人の志向でぐらついたら困るわけ」であり、「客観的な判断ができるようなガイドラインを、これは中央でできるだけ尽力してつくってほしい」と考えている旨を説明している。

この定例記者会見での知事の説明すべてを首肯するのではないか、文化財の価値づけについての判断に、客観的基準がないこと、またこのことにより調査担当者の判断に左右される面があることも否定で

きない。

文化財は「貴重な国民的財産」であると文化財保護法に諷われていることは誰もが理解している。であれば、その保存に関わる重要な判断に客観的な基準がない現状を憂慮することは、正しい判断といえよう。現実的には地方公共団体であれば文化財保護審議会等での審議を踏まえての判断が、これを補正しているとは考えるが、やはり課題は多いと言えるのではないか。

3. 奈良市の文化財活用の取り組み

(1) 富雄丸山古墳保存活用計画

では、続いて、奈良市での文化財活用についての取り組みをいくつか紹介しよう。

はじめに、奈良市の西部地域、富雄川流域に所在する富雄丸山古墳の保存活用に関わる取り組みである（図14）。この古墳は、昭和47年（1972）ころの大規模住宅開発の中で発掘調査が実施され、その後住宅内の緑地として保存されていた。これまで、奈良市西部地域は、平城京跡が存在し、圧倒的な質量の文化遺産を有する中部地域とは異なり、観光資源の視点から光が当たることは少なかった。奈良市西部地域の新たな観光の核として利用することを想定し、平成29年度から調査が開始された。調査は、5年程度の計画で進め、その後古墳の整備から活用への取り組みを想定している。調査計画の策定のために先立って行われた航空レーザー測量の結果、墳丘の直径がこれまで日本最大の円墳として知られて



図14 航空写真

いた埼玉県丸山古墳をしのぐ、110mとなることが明らかとなった（図15）。これまで86m程度とされていたものが、日本最大の円墳と認識されることにより、一気に大方の耳目を集めることになった⁸⁾。

この成果は、古墳が所在する地元、地域において大きな影響を持って受け入れられた。これまで、単なる緑地としてとらえられていたものが、日本有数の歴史文化財として認識されることによって地元の誇るべき資産へと変わったのである。

古墳であることを知っておられる方も多くおられたが、さほどの認識を持っておられたわけではなかった。これまで、緑地として、地元のボランティアの方々により草刈り、樹木の伐採などに取り組んでいただいている。

今回の、市の保存活用計画の策動により、地元の方々の中でもこの地域が誇る文化遺産への取り組みに積極的に関わっていこうという思いが生まれている。今後の調査、そして古墳の整備、その後の活用に向けて、地元との協働関係が動き始めた。

また、観光としての視点から、古墳の北側にある大阪と奈良を結ぶ自動車専用道第二阪奈道路の中町ランプに接して計画されている「道の駅」との関係も重要視されている。道の駅を計画する奈良県との協働関係も平成30年度以降実質的な動きを予定している。

このような状況の中、平成30年度から実質的な範囲確認の発掘調査を実施する。発掘調査は、古墳の詳細を把握することを主目的としており、のちの古



図15 航空レーザー測量図

墳整備から保存継承につなげようとしている。また、奈良市内にある大学と、調査の連携を行うことで、文化財保護に関わる人材育成の機会とする取り組みへの協議を始めている。

加えて、この調査に際して、地域住民をはじめとする市民に対して発掘調査を体験する機会を提供することで、文化財に関わる学習を行い、より地域の文化財への理解を深めてもらう機会の提供に努めたいと考えている。そして、観光資源としての役割を踏まえ、文化財学習を目的とした修学旅行生等の受け入れも想定している。この際には体験学習として、事前学習、実地見学と解説を踏まえての発掘調査体験を実施する。本物に触れる経験を、のちの文化財理解へとつなげていけるような取り組みとしたいと考えている。

(2) 史跡大安寺旧境内での遺跡発掘・探訪の体験

続いて、史跡大安寺旧境内で実施している遺跡発掘体験及び探訪ツアーについて簡単に紹介しよう。

史跡大安寺旧境内が置かれている状況が大きく変化する動きを見せていることは先述した。また、この動きを史跡大安寺旧境内の保存・活用に大きく弾みをつけるものにしたいという願いから、新たな保存活用計画の策定に動いていることも紹介したところである。

1) 遺跡発掘体験

そのような動きの中、平成28年度から、史跡の保存整備事業を進める塔院地区において実施する遺跡確認調査のなかで、広く参加者を募り、体験学習事

業としての発掘調査体験を実施している（図16）。

この発掘調査体験では、体験に参加するにあたり別日程で開催する事前講習会を受講していただくようになっている。会場は奈良市埋蔵文化財調査センターとし、市で準備した発掘調査ハンドブックに従い、遺跡の概要とともに発掘調査の方法や安全のための講習を行っている。この講習を受講したうえで、発掘調査体験に参加していただいている。平成29年度の体験学習では10日間の現地体験に、延べ179名の参加があった。

事前の学習機会をしっかり設けることにより、單なる見学に終わることなく、発掘調査の意義や、遺跡保存への取り組みについての理解を深めることができると考えている。

また、これとは別に、関東方面を中心とする修学旅行生への発掘調査体験の機会も設けている。修学旅行で目にする奈良の豊かな文化財とともに、実際に触れる遺跡の感覚は、彼らの記憶に、より強く奈良の印象を焼き付けてくれていると期待している。

2) 遺跡探訪ツアー

この遺跡発掘調査体験に加え、史跡大安寺旧境内をぐるっと回る遺跡探訪ツアーも実施している。

平成29年度には、13日間の探訪ツアーを開催し、延べ95名の参加があった（図17）。

この探訪ツアーでは、市民考古学サポートーと称しているボランティアの皆さんとの協力が大きな力となっている。広大な史跡大安寺旧境内をいくつかのコースに分け、周遊することになるが、その案内誘



図16 発掘体験学習



図17 遺跡探訪ツアー

導、時には遺跡の解説を担当いただいている。

この市民考古学サポーターは、平成20年から生涯学習の一環として活動を開始しているボランティア組織であり、奈良市埋蔵文化財調査センターが開催する市民考古学講座修了者により組織されている。

現在は、埋蔵文化財調査センターが行う事業に対する活動支援のボランティアとしての協働参画を実施しているが、今後の活動の展開として、より広範囲な自立した組織への転換も期待されるところである。また、活動が観光等との関わりを持つことで、より学習の幅が広がるであろうし、さらなる活動の効果も生み出すことができると期待している。

奈良市には、ボランティアガイドの会朱雀や、平城宮跡サポートネットワークなど文化財と観光に関わったボランティア活動を積極的に行っている団体がある。この市民考古学サポーターにあっても、より魅力的な活動の展開を期待しており、それが叶うことと、より奈良の文化遺産が広く活用されていくことにつながると考えている。

(3) 平城京左京三条二坊宮跡庭園での取り組み

この庭園は、昭和50年（1975）の発掘調査によって発見された奈良時代の庭園遺跡である。日本の古代庭園の姿を伝える貴重な文化財として、古代庭園の意匠・策定技法を知ることのできる学術的・文化的価値が評価され、昭和53年（1978）に特別史跡、平成4年に加えて特別名勝に指定された。庭園の公開にあたっては、発掘遺構である奈良時代の園池をそのままに露出展示している（図18）。



図18 庭園公開状況

この庭園も昭和59年（1984）の整備公開以来、20年を超える歳月を経て、園池の劣化が進んでいたことから、平成18年度に修復整備基本計画を策定し、園池の修復に取り掛かった。当初は平成25年での修復完成を計画したが、露出した園池遺構の修復整備の前例がなく、手法の検討に時間を要したこと、及び文化庁補助金の減額等があったことにより、現在は平成32年度の修復完成、再公開を目指している。

修復整備にあたっては、まず復原建物の修復を行ったうえ、平成26年度から園池の修復を始めている。これ以降、池部分の修復を進め、景石の保存処理、据え直しなどの作業を進めているが、修復にあたっては、園池を覆うように素屋根を架けており、このことから園池の様子がご覧頂きにくくなっている（図19）。

このため、平成27年度から園池の修復作業実施中に、覆屋内での修復作業内容見学の機会を設けるとともに、近在する平城宮東院庭園などの庭園をめぐる講座の開催に努めている（図20）。

宮跡庭園の課題は、残念ながらその存在が遺跡の価値に比して知られていないということにある。これは、庭園修復に要している期間が非常に長期にわたっており、公開に制限があったことが最たる理由となっているが、しかし、それにしてもこれまでにこの庭園を積極的に活用する動きがなかったこと、またこの庭園の存在・魅力を積極的に広報して来なかつたことに由来する部分も大きいと考える。

平成32年度には、この庭園は修復を完成させ、再



図19 園池修復状況



図20 園池修復作業見学会

度全面公開を始める。この時に、これまでと同じ取り組みであってはならないと強く感じている。幸いにも、周辺の環境に大きな変化が見られている。先に触れたが、平成30年3月24日に国営平城宮跡歴史公園の第一期間園を迎える、平城宮跡を目的とした来場者が増えることが予想される。これに加え、奈良県が主導する平城宮跡から近鉄奈良駅前を通り、奈良公園に至るまでの国道369号線、いわゆる「大宮通り」の環境を一体的に整備しようとする「大宮通りプロジェクト」が進捗し、県庁周辺、近鉄奈良駅、平城宮跡が大きな核となるように進められている。さらに、この宮跡園の東側、奈良市庁舎の南側にある旧県営プール跡地において、「大宮通り新ホテル・交流拠点事業」が進められ、平成32年度の新ホテル開業、観光・交流拠点としてのコンベンション施設等の開業に続き、NHK奈良放送局の開局が予定されている。

このような大きな動きが見える中で、より一層積極的な庭園の活用と経済的利用が求められているところである。

4. まちづくり・観光振興との関わり

(1) 文化財がつくるまち、はぐくむ人

文化財は、魅力あるまちづくりにどのように関わるのだろう。

魅力的なまちになるということは、そのまちの歴史なり、佇まいなり、そこに住む人なりが、すでに魅力的だったということに、ある時誰かが気付き、

「まち」のことを考えるようになり、そして、いろいろな取り組みを始める、そのたどり着く結果であると考える。そして、その取り組みの手法には、文化財保護であったり、観光振興であったり、地域振興であったりと、いろいろなものがあるということだ。

そのまちの魅力への気づきのきっかけとして、文化財の存在があることは往々にしてあり、そして、まちのことを考える活動の中で、まちづくりに関わる地域の人が育っていく。

先に述べた富雄丸山古墳の例を引くまでもなく、文化財を地域の誇りととらえ、そこから自分の住む地域のことを考え直すという動きはわかりやすい。

文化財が地域の独自性とそこからくる魅力をよく現していることは事実であり、それを抛り所として地域の人々が地域に誇りと愛着を感じることになるのも事実であるからだ。

しかし、よく言われる「文化財によるまちづくり」という物言いにはコミュニティの熟成による地域活性化ではなく、経済的な方向性を強く感じるのは、うがちすぎだらうか。

(2) 認識のすれ違い

しかし、文化財を用いた経済の活性化は必要である、と考えている。なぜなら、そうしないとおそらく文化財は残らないからだ。もうすでに、所有者のみで文化財の保全を図ることは不可能である。それどころか、所有者さえいなくなる可能性も地域により見られている。その際に、どうすれば文化財は残るのだろう。とうに地方公共団体がそれを支える体制は破たんしている。であれば、極端であるが、文化財が自らを守らなければならない、何らかの経済活動を生み出さないといけないということになる。そのためには、文化財が自らの価値をしっかりとアピールしなくてはならないのだ。

観光の面から考えてみよう。観光の素材として文化財は絶好である。なんといっても光を見るのであるから、人の目を引く素材である文化財はうってつけである。また、普段は見られない文化財を特別に

みられる機会などはなんといっても確保したい。宣伝の仕方一つで、これまで知られていなかった文化財に光を当てることだってできる。でも、人はいつか飽きる。見向きもされなくなった文化財は、観光的に価値があるのだろうか。切り口を変えることだって、限界がある。結果、二度と取り上げられなくなる。なぜなら、観光は経済的価値を生み出すことを前提としているのだから。

そのうえで、現状に見られがちな文化財担当者と観光振興担当者の文化財の扱いに対する意識の違いを考えてみたい。

文化財の担当者は、活用の必要性は理解するが、本来保護すべきものである文化財を流行りもののように消費するだけの観光振興は認められない。また、文化財は国民の財産であるから、その保護は行政が担うべきである、と考える。一方、観光振興の担当者は、文化財を残す必要は理解するが、文化財担当者は文化財を専門家のためだけに使い、博物館の中にしまい込もうとする。未来に残すべきものであるが故に、現在の私たちが資産利益を享受することも必要である、と考える。

多分に相互に誤解がある部分であるとは思うが、このような認識がどこかにあるのではないか。しっかりと譲り、後世に引き継いでいくことに心を注ぐか、せっかくの文化財なのだからうまく使うことで、まちがにぎわえようと願うかの違いにすぎないと思うのだ。

それぞれの考え方の出発点は、文化財は素晴らしいと思っているところにあるようと思う。しかし、それぞれの考えは、なぜかどこかずれ違ってしまうのである。そして、この考え方の一方のみを押し通すことは、結局文化財が残らないという結果を迎えることとなるのは明らかである。

(3) 最後に

このたびの文化財保護法の改正の中では、各市町村が策定することができるとする文化財保存活用地域計画に大きな期待が寄せられていると感じる。

ここでは多くの関係者の声を適切に反映し、「文

化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置」を定めるよう促している。住民のレベルで、身近にある文化財の継承と活性化を含むまちづくりを推進できるよう、行政が行政内の枠組みを超えた推進力を發揮する必要がある。

このためには、文化財、観光などの枠組みにとらわれない総合的な視野が必要である。またその視点を持つ人材の育成が急務であり、また実施すべき戦略の策定も急務である。その時に、文化財を観光目的で利用するメリットは生まれるであろうし、間雲な経済活動への傾倒はデメリットとなることも明らかとなろう。奈良市では、当面文化財保護部局の首長部局への移管は想定されていない。であるからこそ、より密接な関係機関の連携が求められていると考える。またそれは、担当者間の「わかり合える」関係での連携だけではなく、行政の枠組みを超えた、適切な体制としてあるべきである。

【補註および参考文献】

- 1) 奈良市 2017『平成29年度予算編成方針』
- 2) 奈良市 2017『平成29年度奈良市のわかりやすい予算書』
- 3) 奈良市 2016『奈良市歴史的風致維持向上計画』
- 4) 奈良市 2016『東アジア文化都市2016奈良市』公式ホームページ：<http://culturecity-nara.com/>
- 5) 国土交通省近畿地方整備局2017『国営飛鳥歴史公園の開園について』
同ホームページ：<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heijo/about/about.html>
- 6) 社団法人平城遷都1300年記念事業協会 2011『平城遷都1300年祭公式記録』
- 7) 奈良県橿原考古学研究所 2017『平城京左京三条七坊・興福寺旧境内（登大路瓦窯跡群）発掘調査 現地説明会資料』
- 8) 奈良市 2017『市長定例記者会見資料 富雄丸山古墳の墳丘測量調査成果について』
同ホームページ：<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1484203372653/simple/29111502.pdf>

地域と文化財と行政と - 太宰府市の場合 -

城戸 康利（太宰府市教育委員会文化財課長）

1. はじめに

太宰府市は古代に「大宰府」が置かれたことから、その名を受け継ぎ市の名称としている。昭和30年（1955）に近世の宿を引き継ぐ太宰府天満宮門前町を含む旧太宰府町と古代都市から農村に変化した水城村が合併し、太宰府町となり現在の太宰府市の領域（29.60km²）¹⁾が成立した（図1）。合併当時の人口は13,000余人だったが、現在は72,000人弱へと増加している。これは当市が福岡市の近隣に位置し、近世以来の門前町と農村から現代の住宅都市へと変化してきたためである。昭和38年（1963）から始まつた大宰府関連史跡の保存問題も大規模な住宅開発計

画に端を発したものであった²⁾。現在の国指定史跡面積は485ha余で、市域の16%強を占めるにいたっている（図2）。

「太宰府市の概要（平成29年5月版）」によると第一次産業就業者数は全体の1%を切り、第三次産業従事者が80%に迫るとしている。市の財政規模は平成28年度一般会計予算が約233億円、そのうち文化財関連予算は約9億円（うち史跡地公有化事業6.5億円、特別史跡水城跡整備事業1.2億円）となってい

2. 文化財を取り巻く近年の状況・背景

当市は歴史的にも有形文化財をはじめ多くの文化財が存在していたが、福岡都市圏の一部となり開発圧力も高かったために大宰府関連史跡を中心とする史跡の保護と開発に伴う埋蔵文化財発掘調査が文化

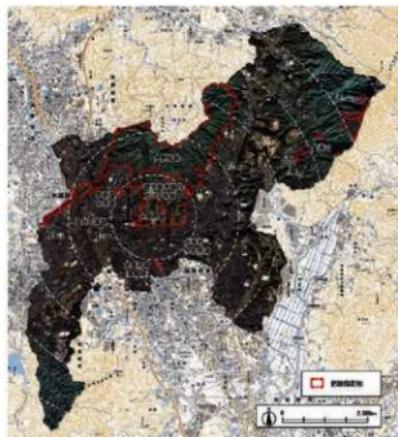


図1 福岡県内での太宰府市の位置（註7）より転載



図2 大宰府関連史跡の位置
(赤線、黒線は市境、南東から)

財部署の主たる業務であった。そのため失われた文化財は建造物や民俗文化財など多岐にわたっていたと考えられる。

21世紀に入り開発に伴う発掘調査事業が一段落したところで、文化財を指定未指定にかかわらず、まちの中で人の中で文化財を繋いでいく方途を模索し、平成16年度に市民が大事だと思うものを育てていく「太宰府市民遺産」の考え方を示した(「太宰府市文化財保存活用計画 - 文化遺産からはじまるまちづくり」³⁾)。しかし、「市民遺産」は制度としては成立せず、試行的に市民遺産を提案し、市民との共同調査を部分的に実施するなど考え方の普及にとどまっていた。

平成19年での文化審議会企画調査会の報告で「文化財の総合的把握」「社会全体で文化財を継承していく方策」が述べられたことから、平成20年に文化財総合的把握モデル事業が実施され当市も採択されたことで、太宰府市民遺産は制度化の道を辿ることができた。

同時期には通称「歴史まちづくり法」が制定され、歴史的風致を維持向上する事業が可能となり、行政的に文化財と都市整備の関係が深まり、景観法とともにこれを利用することができます。平成22年に歴史的風致維持向上計画の認定と歴史文化基本構想(図3)の策定、太宰府市市民遺産の制度化を行った。その際に、当市の文化財に対する考え方を整理した⁴⁾。①市民が大事だと考えるものを「文化遺産」とし見守る、②文化遺産を「文化財」とし

て保護する、③文化遺産を「市民遺産」として育成する、というものである。これらを伝えて行く主体は市民であり、行政は支援し、励まし、必要とあれば、指定し、保存するものである、とした(図4)。

前後して、平成15年にはビジットジャパンキャンペーンが始まり、平成20年には観光庁が開催し海外からの来訪者が増加する中、当市への入り込み客数は平成10年が600万人だったに対し、平成20年度は670万人から、平成28年では960万人超⁵⁾となり、文化財、文化遺産は観光資源、地域活性化の種と目され、これが文化財、文化遺産の活用であるとみなされるようになっている。その流れの中で、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向かって平成27年に文化庁により「日本遺産」が創設された。当市も認定を受け多言語化やVR、ARなどデジタル技術を利用して情報発信を中心に行っている。

一方、当市の財政状況は芳しくなく、経常収支比率は90%を超えており⁶⁾、新規事業の実施は非常に困難な状況となっている。そのような中、水城跡の整備事業を行いつつ、特別史跡大宰府跡では客館地区の整備、政庁地区の再整備が大きな課題となっている。また、史跡の公有化率は66%で近年は毎年1%づつ増加しているため、管理費用も着実に増加しており、今後、どのような維持管理体制がふさわしいかを考える必要がある。一方、市民遺産は13件になり、いわゆる文化財的なものから、地域の自然や風景、歌曲まで、育成を担う団体も保存会などの任意団体から、NPOや公益財団法人と多岐にわたっている。

3. 文化財の保護に関わる組織体系

当市の文化財保護に関わる組織は文化財課をはじめ福岡県文化財保護課、九州歴史資料館、公益財団法人古都大宰府保存協会を主に、上記の太宰府市民遺産育成団体等の法人、任意団体のほか自主的研究会や文化遺産調査グループなどによって行われている。

文化財課は発足から一貫して教育委員会事務局に



図3 太宰府市の文化財保護の考え方

属し現在、1課2係に12人（課長、係長2、事務職3、専門職6）が配置されている。また、文化財専門職員が都市計画課景観係に1人配置されている。

4. 文化財担当職員の仕事内容

かつては専門職員全員が発掘調査現場を担当していたが、区画整理をはじめ大型開発が減少したこと、開発の事前協議では地下に遺跡を保存することを目標に事業者との間で保存と開発の着地点を見つけることを極力行い、開発のための事前発掘調査つまり消滅する遺跡の件数減少に努めてきた。そのため現在の現場担当は2人で、文化財専門職員は広く文化財保護に携われるようになった。

当市は先述のとおり、市民が大事だと思うものの目録を作成し、これを文化遺産と称している。この中からいろいろな理由（例えば消滅の危機にあるとか）から行政が主体となり保護する文化財、市民が自ら育成していく市民遺産と3つのカテゴリーを設定している⁴⁾。これらに基づき①文化遺産を見守る業務およびそれを支援する業務、②文化財を調査研究、指定等、維持管理、整備、活用する業務、③市民遺産を育成することを支援する業務等に大別される。また、展覧会、イベントなどの普及事業、学校教育や生涯学習に資する業務等数多くある。さらに、都市計画や観光推進部署との共同事業、協力事業など非常に幅広くなっている。

かつては、埋蔵文化財を担当する「掘り屋」だと思われていた文化財担当職員が、現在は市の行政施



図4 太宰府市民遺産のイメージ

策の根拠や参考として多くの情報を提供する役割を担っている。つまり文化財部署は行政全体を進めていくうえで必要不可欠なものとなっていると考えられる。

5. 文化財が地域づくり・観光に利用されるメリット・デメリット

文化財は埋蔵文化財を含め地域が生んだり育んできたりしたものであることを忘れてはいけないと思う。その文化財を、観光を含め地域づくりに利用することに何の不都合があるのであろうか。所有者はあれども地域が伝える地域の財産であるから、地域の合意のもとにその運用はなされるのだと考える。

ここで、考えなければならないことは文化財を生んで育んできた地域がこれからも文化財を利用しながら育て続けられるかという事ではなかろうか。育てていく意志が十分あれば地域づくりに利用しながら忘れられることなくその価値をさらに育てていけることができると思う。文化財部署はその応援することで文化財はおのずと伝わってゆくと思う。しかし、そうでない場合は、忘れられたり、地域振興・観光により文化財は消費され、その価値は減少していき、ついには地域から離れて文化財としての意味を失う可能性が考えられる。そこで地域振興・観光にも対応しつつ地域の人々の気持ちから離れない文化財であり続けるように調整するのが文化財部署の仕事のひとつであると思う。

文化財が地域の財産として伝えられるもうひとつの理由は、文化財の中には地域のこれまでの多くの人々の思いや気持ちが詰まっているからであると考える。これを伝えることが文化財の重要な役割であると思うのである。地域を考えたり、顧みたり、思い出したりするときに必要なものなのであり、それが文化財の価値のひとつであり、地域づくりへの活用の源泉であると考える。

6. 今後のあり方、求められる文化財担当（組織・職員）の役割

今後の目標は、行政内部においては、行政全体に文化財保護が内部目的化されることである。つまり、行政全体が当たり前に「文化財は保護されるものである」という認識のもと、地域振興・観光等に利用するにあたり、地域と文化財の関係やその価値を保存しつつ行われることになる。そのためには、かつてのように文化財部署が他部署と対立的構造に陥っている場合ではなく、逆に各部署に文化財専門職員が配置することができればよいと思う。勿論、文化財担当部署は存在し、調査研究を行い施策に根拠を与えるようになれることが、各部署で必要とされるコンサルタントのような存在になること、文化財全体の存続のために多方面の支援をしていくことなどが役割にならうか。地域においては、文化財は地域のものであることを伝え続け、地域のものとして受け入れ大事に継承してもらえるように、また、そのことを地域の人々が忘れないように言い続けることが大切である。

過去に利害が先鋭化し、地域から行政が預かることになった多くの文化財があるが、これからは、預かっていた文化財を地域に返してゆき、地域と文化財の幸福な関係を育てて行くことがこれからの文化財担当部署の重要な役割であると考える。

7. おわりに

文化財は現在いろいろな意味で注目され、その使い方が模索されていると思う。そのような中で文化財担当者は、改めて文化財とは何ものでなぜ保護されなければならないものなのかを正面から考える必要があると思う。

本年6月に文化財保護法が改正された。本稿は昨年の研究集会での議論であるので、保護法の改正について触れていない。

【補註および参考文献】

- 1) 太宰府市 2017「太宰府市の概要（平成29年5月版）」
http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/3/gaiyou_H290501.pdf
- 2) 太宰府市史編纂委員会 2004『太宰府市史 年表編』
太宰府市
- 3) 太宰府市ホームページ 太宰府市民遺産の取り組み
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/bunkazai/4/6192.html>
- 4) 太宰府市 2011「太宰府市民遺産活用推進計画」
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/admin/shisei/keikaku/1/7240.html>
- 5) 太宰府市 2017「太宰府市の概要（平成29年5月版）」
http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/3/gaiyou_H290501.pdf
- 6) 太宰府市 2017「平成28年度決算の概要」
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/3/H28card.pdf>
- 7) 太宰府市 2017「特別史跡大宰府跡保存活用計画」
p.18
<http://www.city.dazaifu.lg.jp/material/files/group/27/dazaifuatohozonkatuyou1.pdf>

名勝旧堀氏庭園の整備と活用にみる 文化財の観光資源としての活用について

米本 潔（元津和野町商工観光課課長補佐、（兼）津和野町教育委員会次長補佐）

1. はじめに

（1）津和野町の概要

島根県津和野町は島根県の最西端に位置し、北東側は益田市に、南側は吉賀町に、北西側は山口県の萩市、南西側を山口市と接している（図1）。町の中央を国道9号が南北に走り、それに沿うようにJR山口線が走る。新幹線の新山口駅からJR津和野駅まではSLが運行され、周辺の山や川の美しい景観とともに訪れた観光客の目を楽しませている（図2）。

津和野町の人口は7,530人（H30.5末）で、高齢化率は47.2%（同）、平成27年の国勢調査において、人口は前回比（H27/H22）9.2%の減となっており、過疎化が急速に進行している。観光入込数が年間およそ120万人（H28年）¹⁾、日中に町中に観光客が多いことからこの減少率を聞いて驚く方も少なくない。平成27年度の歳出総額は約97億9,600万円、そのうち文化財保護経費は2億4,775万円で、人口一人当たりでみると32,373円（県平均1,951円、全国平均556円）²⁾と他の市町に比べ高くなっている²⁾。

（2）文化財を取り巻く最近の状況・背景

津和野町は平成17年に旧津和野町と旧日原町が合併した。それまでの各町での文化財保護行政に対する考え方を統一化すべく、平成20年度から3年間かけて行われた文化財総合的把握モデル事業に取り組み、「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書」を取りまとめた。町内全域を対象とした文化財の総合的把握については、地元住民の協力のもと7つの



図1 津和野町位置図



図2 旧城下町エリア

調査手法をもとに指定、未指定に関わらず把握を行うとともに、それらをもとに基本構想として「関連文化財群」と及び「保存活用区域」の設定を行った³⁾。

また、歴史文化基本構想と同時に策定した「保存活用計画」では、基本構想に基づいて将来にわたっ

て保護すべき文化財を定めるとともに、喫緊の課題への対応として9つのプロジェクトを設定した。これらを町の総合振興計画や教育ビジョンなどの上位計画に位置付けて文化財の保存・活用に向けた取り組みを進めている。

プロジェクトの一つに位置付けた「歴史まちづくり法活用推進」プロジェクトに従い、平成25年度に国土交通省、文化庁、農水省連携により「津和野町歴史的風致維持向上計画」の認定を受けた。これにより社会资本整備交付金の活用や各種補助金を有利に利用できるようになった。

町では、歴史文化基本構想の策定の前後において名勝1件、登録記念物5件、史跡3件（追加含む）の指定・登録を行うほか、重要文化財（建造物）1件、登録有形15件（54棟）、長年の課題であった重要な伝統的建造物群保存地区の選定を行っている。現在も天然記念物の指定、重要文化財（古文書）の指定を目指して日々調査が進められている。

活用に関する主な取り組みとしては、名勝旧堀氏庭園の活用の取り組みや、平成27年度に認定を受けた日本遺産による「日本遺産魅力発信推進事業」、平成29年度に創設された「歴史文化基本構想を活用した観光拠点整備事業」などがある（表1）。

また、県指定史跡の「藩校養老館」の整備事業は国土交通省の集約促進景観・歴史的風致形成推進事業費補助金を活用しており、整備後の地域の賑わい創出や居住人口の集約化などを通じて地域の活性化を図ることが求められている。

表1 近年の活用等に関する取り組み

年	内容
平成20年 (2008)	文化財総合的把握モデル事業（～22年度）
平成22年 (2010)	「津和野町歴史文化基本構想・活用計画書」策定
平成25年 (2013)	「津和野町歴史的風致維持向上計画」認定、重要な伝統的建造物群保存地区選定
平成27年 (2015)	「旧堀氏庭園活用計画書」策定、「津和野今昔～百景図を歩く～」日本遺産認定（～29年度）
平成28年 (2016)	藩校「養老館」整備事業（～30年度）
平成29年 (2017)	「歴史文化基本構想を生かした観光拠点整備事業」採択（～31年度）

2. 文化財の保護に関する組織体系と業務内容⁴⁾

(1) 組織体系

本町の文化財保護業務は教育委員会にあり、教育次長、次長補佐のもと文化振興係と文化財係に分かれて業務を行っている。次長補佐は2名体制で、文化財係を統括する次長補佐は、有形・無形・民俗など文化財一般、埋蔵文化財を統括するとともに、郷土館など施設の維持・管理なども担当する。文化振興係を担当する補佐は、あわせて商工観光課を兼務して歴史まちづくり係、観光係を担当する。通常は商工観光課に席を置き、町長部局にある伝統的建造物群保存地区的修理・修景事業や景観対策なども連携して文化財の観光への活用を意識した配置となっている（図3）。

(2) 業務内容

津和野町の文化財保護行政の業務内容について別にまとめる（表2）とおりである。文化財係は3名体制でそれぞれに嘱託1名を抱える。補佐は埋蔵文化財の専門で、長年埋蔵文化財の調査を担当していたが、津和野城をはじめとする史跡等の整備、各種文化財の調査および新規の文化財指定、町の審議会や事業の専門委員会の運営を担当する。主任学芸員は古文書を専門とし、歴史文化基本構想策定をきっかけとして始まった銅山経営関係に関する資料の目録づくりのために採用された。町内の歴史資料調査などにも携わる。主任主事は一般職員で、過去に県の埋蔵文化財センターで埋蔵文化財の調査経験があることから、現在町内遺跡及び調査研究にかか

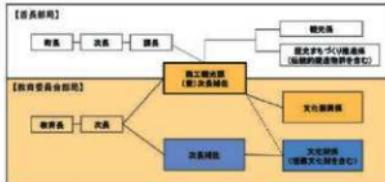


図3 文化財保護行政の組織体系図

表2 文化財保護行政における業務内容

係	人数	文化財に関する業務内容
文化財 部	次長補佐 + 係嘱1	史跡等整備（石垣等整備）、文化財各種調査 および指定、文化財活用団体支援、津和野 城跡整備検討委員会、文化財保護審議会など
	主任学芸員 + 嘱託1	図書文書調査、図書文書調査委員会 郷土史研究（各種歴史資料調査含む）、展示 企画など
	主任主事 + 嘱託1	町内道路及び調査研究にかかる発掘調査、 民俗芸能保存協会支援、日本遺産魅力発信 事業（調査・研究）など
文化振興 部	次長補佐（兼） 商工観光課	（文化振興）歴史文化基本構想（観光拠点整 備）、日本遺産魅力発信推進事業、文化財の 活用に関する計画づくり、活用団体支援、 伝統的建造物群保存地区保存修理・修景事 業、防災計画策定など （観光）歴史的風致維持向上事業（計画、評 価等）、観光計画・観光開発、日本遺産セン ター運営など
	副主任技師 （兼）商工観光 課	史跡等における有形文化財の保存修理・整 備事業、伝統的建造物群保存修理・修景事 業、文化財維持管理など

る発掘調査業務に携わっている。

文化振興を担当する補佐は一般職員で、長年文化財行政に関わってきたが、平成26年度（2014）から商工観光課へ教育委員会事務局を兼務したまま異動した。商工観光課では、課長補佐（兼観光係長）として、歴史的風致維持向上計画の計画管理、評価の実施、各事業の調整役を担うとともに、伝統的建造物群保存事業における修理・修景事業、防災計画の策定や民間組織のまちなかみ保存会の支援などをを行う。観光面では、平成28年度に見直しを行った「津和野町観光振興計画」に基づく観光戦略会議の運営と、観光素材の洗い出し、日本遺産魅力発信推進事業及び津和野町日本遺産センターの運営、歴史文化をテーマにした新たな観光商品づくりに取り組んでいる。文化振興係の業務としては、歴史文化基本構想の推進（観光拠点整備事業を含む）、文化財の活用団体の支援業務などを行う。

副主任技師は建築を専門とし、重要伝統的建造物群保存地区の選定にあわせて採用され、修理・集計事業を主とし、文化振興係としては名勝地内及び史跡地内の建造物の保存修理、維持管理に関する業務、名勝指定地の活用に関する支援組織の相談窓口なども担っている。

3. 名勝旧堀氏庭園の整備と文化財の活用

（1）文化財の保護から活用への動き

津和野町の文化財保護行政も「保存」に重点が置かれてきたことは否めない。文化財の「保存」から「活用」に向けて舵を切ったきっかけは、平成17年（2005）に隣町の日原町と合併である。2名体制であった文化財担当は合併後に3名となり、これまでの保護行政に対する両町の考え方の隔たりについてどう埋めていくかということが課題であった。そこで平成20年度から3年間で実施された「文化財の総合的把握モデル事業」への応募することとした。

モデル事業では、「歴史文化基本構想」の策定と保存活用計画の策定が義務付けられていたため、町内全域を対象として実施した文化財の総合的把握をもとに関連文化財群と保存活用区域について整理を行い、将来的に活用を見据えて個々に具体的な計画を定めた⁵⁾。当時、平行して名勝旧堀氏庭園の主屋の整備事業（平成18年度～22年度）を実施していたことから、整備後の活用について全体プランの中にしっかりと位置づけを行うこととした。旧堀氏庭園については、その後「保存管理計画」を定め、さらに構成施設である旧烟迫病院の整備と名勝地全域の「活用プラン」を定めることになるが⁶⁾、文化庁も平成27年（2015）3月に「文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書」（筆者も研究会の委員として参加）をまとめ、さらに平成28年（2016）に「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定するなど、国が市町に対して文化財の活用を図るよう指導を開始した時期でもあった。

（2）旧堀氏庭園の整備と課題

旧堀氏庭園は、江戸時代から昭和初期の銅山師、堀氏の主屋と土蔵、客殿、旧烟迫病院など12の建物と4つの近世～近代に整備された庭園からなる（図4、図5）。平成18年度～22年度で老朽化の進んでいた主屋の整備を実施、平成24年度からは堀氏が大正時代に建設した旧烟迫病院の保存修理事業に着手



図4 旧堀氏庭園の主屋と客殿



図5 旧畠迫病院

した。旧畠迫病院の工事着手後すぐに、主屋との一体的な活用について検討するため、「旧堀氏庭園活用策定委員会」を立ち上げた。計画策定の委員の選任にあたっては、①単なる施設「公開」だけでは将来にわたっての維持・管理が困難、②建物だけでなく、周辺環境と一緒にとなった保護が必要、③地域住民をはじめ、食、文化、観光などの多方面にわたる分野の協力が必要であること、の3つを念頭におき、委員は地元の活動団体や観光協などを中心に構成した。

計画には文化財の価値をわかりやすく紹介とともに、平成24年度に策定した「旧堀氏庭園保存・管理計画書」に基づき施設整備後の取組内容についてそれぞれの立場からどう関わっていくべきかを明記した。特に旧畠迫病院の保存修理事業にあたっては、診察室と病室をそのまま再現しても集客が見込まれないため、「活用検討ゾーン」「工房・ギャラ

リーゾーン」「展示ゾーン」の3つのゾーンに分けてより具体的に計画を練った（図6）。5回にわたる委員会を経て平成26年3月に「旧堀氏庭園活用計画書」がまとめられた。

（3）活用のための体制づくり

計画の策定後、まず集客の核となる活用ゾーンの活用方法について広く一般公募を行った。さらにこの応募者に加え、地域代表、町担当者が商工会の実施した経営セミナーに参加し、より具体的な「事業計画書～旧堀氏庭園の公開・活用魅力アップ事業～」（以下「事業計画書」という。）を平成26年10月にとりまとめた。レストラン部分は病室の3部屋について間の仕切りを取って広いスペースを確保するとともに、さらに2部屋分を厨房スペースとする必要があったため、「活用計画書」と「事業計画書」とをもって文化庁と協議し計画変更を行うことの了承を得た。なお、間仕切りは万が一のことを考え、復元可能な工法となっている。

「事業計画書」の作成後、地元住民らは平成27年5月に任意団体「旧堀氏庭園を守り活かす会」を発足させた。会の活動としては、一年を通じて地域の風習や衣食住、年中行事などを次世代に伝えていくための取り組みや、ガイドの育成や堀氏についての学習会の開催、農家レストラン「糧」の運営支援、周辺の環境整備などが定められた。レストラン「糧」は、「医食同源」をテーマとし、できるだけ地元の食材を利用することで、健康について考える取り組みも行なうことが計画された。施設のオープンまでの間、主屋側にある「和楽茶屋」で仮オープンをし、広く活動方針を周知した。活動資金のほとんどは自分たちの地域づくりのための費用を持ち寄り、残りは町からの支援を受けた。

町は平成28年11月の施設公開にあわせて運営体制を整備した。工房・ギャラリーゾーンと展示ゾーンの運営については、総務省の地域おこし協力隊、集落支援員の制度を活用して人材を確保するとともに「旧堀氏庭園を守り活かす会」が協力をしている。「旧堀氏庭園を守り活かす会」はレストラン運営を

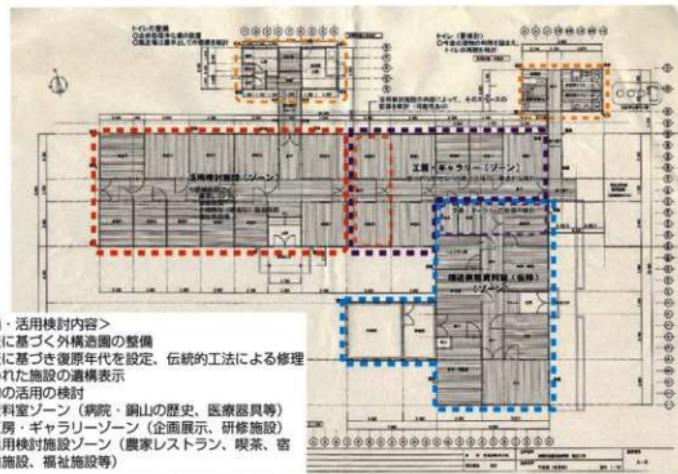


図6 旧烟迫病院の活用プラン



図7 旧烟迫病院と本館棟の遺構表示



図9 主屋のカマドを利用しての食文化体験



図8 旧烟迫病院前庭



図10 旧病室を活用してのレストラン運営

中心とした活動内容をさらに発展させるため、平成30年7月にNPOを設立している。

病院の敷地内には、発掘調査や資料調査に基づき本館棟の遺構表示を行ったほか、もともと薬樹や薬草が植えられていたことが判明したことから、近代の外構造園の一部を薬草畠として整備した（図7、8）。

（4）活用のメリットとその効果

こうした取り組みにより地域内外の老若男女の交流の場が創出され、文化財の保存・活用に対する理解者も増えてきた。旧畠追病院には開館1年目で年間1万人強の集客があり、レストランはおよそ6百万円を売り上げている⁷⁾（図9、10）。主屋のH29の入館者数はH27年比15%のプラスとなった⁸⁾。平行して進めている堀家文書の目録作成事業についても次第に理解が進み、歴史資料をもとにした講演会は毎回好評である。旧畠追病院については、施設整備や地域住民による周辺環境整備などの取組などが評価され、平成29年度の「しまね景観賞」の大賞を受賞した。こうして文化財の観光資源としての活用が始まった。

一般的に文化財の「活用」には①公開による活用と、②地域振興等への活用という活用がある⁹⁾。旧畠追病院の取り組みはこの①と②を組み合わせたものであり、文化財を「活用」することのメリットとして考えられることは表3の通りである。

（5）観光宣伝の実態

次に、文化財の活用のデメリットであるが、その前に観光行政の実態について知っておく必要がある。

PRの観点からいうと最近ようやくHPやSNSなどの媒体を通じて自ら情報を発信できるようになったとはいえ、十分に情報発信手段として機能しているとはいえない¹⁰⁾。情報発信手段の多くは、依然として旅行雑誌やトラベル・エージェント（以下「エージェント」という。）に頼っているのが現状である。特に地方においては、日本型の団体旅行を受け入れるという体質から抜け出せていない。通常、観光PRは町の商工観光課や地元の観光協会が担っているが、彼らは県や広域で連携する協議会などとともに行動し、県や協議会が作成した共通のパンフレット（写真やキャッチコピーだけが目立つ）を持って「商談会」と呼ばれるエージェントとの交渉に臨む。そして担当者と直接話すことになるが、エージェントが欲しがっている新しい情報や文化財などを活用したコアな体験プランについては提供できずに終わっている。観光PRイベントでは、ポスターを貼ったり幟旗を掲げたりして道行く人たちにチラシやノベルティといった記念品等を配り、また、その場の人気取りのため決まってゆるキャラが登場する程度である。

旅行雑誌などに掲載される情報は毎年一回決まって更新の問い合わせがあるが、料金や休日、料金の

表3 文化財の活用のメリット

活用目的	メリットの内容
公開	<ul style="list-style-type: none">・建物や歴史資料、外構造園を鑑賞することができる・入館料などの収益により施設を維持する費用に充てられる・歴史資料の研究成果をふまえ、新たな価値を付加できる・情報の発信に関する基盤・体制整備ができる
地域振興等	<ul style="list-style-type: none">・地域活動や学習の拠点として住民に広く利用される・地域の環境保全に良い影響を及ぼす・若者や地域住民の新たな雇用の場となる・収益を生み、地域経済を潤すことが可能となる・資金確保により、自立に向けた取り組みが促進される



図11 外国人は地域に根差した文化に興味あり

変更、写真の変更が前提となっており、内容については余程のことがない限り変更されることはない。担当者は日々の忙しさの中でそれだけを処理をしていれば問題ないと思い、新しい施設の紹介や新たな魅力を紹介することなく気が付くと20年間全く紙面や内容が変わっていないということが多々ある。紙面を全面的に変更しようと思えば、相当な経費かかるので何か特別な企画がない限りは不可能である。最近、ようやく体験メニューを取り入れた旅行商品を目にする事が増えてきているが、格安のお抹茶体験やガイドの案内付きツアー、日ごろは入れない場所への特別プランなどであり、多少高くて文化財の本質に触れられるようなプランはまだあまり造成されてはいない。

こうした中にあって、近年地方にも外国人が訪れるはじめている。津和野はまだそれほど多くの外国人は来ていないが、とりわけ欧米からの観光客が多い¹⁾。彼らは地方の歴史や文化に非常に興味をもっていることから、歴史や文化についての問い合わせも多く、登録有形文化財・登録記念物を活用した煎茶体験などは県や町の観光関係者も多少関心を持ち始めてくれてきている（図11）。さらに、津和野町では日本遺産の認定や歴史文化基本構想による観光拠点整備事業の採択、観光振興計画の見直しを機に、観光協会や商工会と観光戦略会議やインバウンド対策会議を組織して文化財を観光資源として積極的にPRするよう議論が始まられている。

（6）活用のデメリット

このような実態の中で、誤った活用を行うことでの影響（デメリット）について実例をあげて紹介してみたい。なお、ここでのデメリットとは、1. 文化財の本質的価値を損なうこと、2. 文化財の本質的価値が適切に周知されないこと、とする。

まず初めに1. についてであるが、指定文化財については「保存活用計画」に基づいて適切な整備と維持管理が行われることが前提となる。しかし、保存活用計画の策定において、観光客対策や収益部分を視野に入れた検討は行われていないのが実態であ

り、施設の運用を図っていく上では「事業計画」まで踏み込んだ計画づくりが必要となる。建物の保存修理などを実施する場合には、解体格納工事と並行して事業の具体化を進めておく必要がある。観光課などによる努力によって観光客誘致に成功した場合、つまりエージェントによる「格安観光ツアー」に組み込まれて団体客がバスで一気に押し寄せるケースの場合、駐車場問題、地域の交通渋滞問題、トイレ問題など当初想定されていなかった問題が発生する。その場合に建物そのもの、もしくは指定地内に後で現状変更を行わなくてはならないようなケースが出てくる。さらに入館料についても、一定の人数を入れる代わりに値下げ交渉が行われたり、開館時間の延長や閉館日の開館、無料でのガイドなどが求められたりもする。また、人手不足により、施設全体に目が行き届かなくなり、植木の根が踏まれたり、枝が折れたりして木が枯れる、植物が持ち去られるなどの被害が発生する。場合によっては障子がやぶられたり、落書き、備品の盗難を受けたりすることもある。

次に2. についてであるが、文化財などの施設での展示は一般客には難しくて分かりにくいといわれる。文化財は地域の宝であるとともに、社会教育施設でもありまた観光素材でもある。対象は専門家のみならず、歴史や文化財を知らない子供から大人までとなることから、適度にわかりやすい内容にする必要があるし、できなければ他部署と連携してそれを補うための様々な工夫が必要となる。

観光担当では先に述べたようにエージェントや雑誌での企画受けする内容だけをピックアップしてパンフレットに掲載する。したがって文化財の本質と観光との間のギャップを埋めていく作業が必要となる。今日の情報発信手段としては、充実したパンフレットや新聞や雑誌などへの告知はもちろんのこと、HPやSNS、インスタグラム、VR・ARを活用した疑似体験なども必須であるが、内容についても現地や資料の説明だけに終わらないようにしたい。特に現地でのガイドは有効であるが、適切に訓練が

されていないとかえって施設の魅力を低下させてしまう結果になる。パンフレットを見てツアーコンダクターやタクシーガイドがそれを見て勝手に施設を案内したり、場合によれば大学の授業で使われてたりすることもあるので、パンフレットの作成には注意が必要である。平成27年に日本遺産の認定を受けたことを機に開館した津和野町日本遺産センターは、津和野の構成文化財の魅力をストーリーに基づいて紹介する施設で、そこでの取り組みはこのような各種のデメリットを解決する方法として大いに参考になる¹¹⁾。

(7) 活用における課題

せっかく多くの費用を投じて整備された文化財が、十分に活用されないまま放置されると、これからは地域の“負の遺産”となっていく危険性がある。文化財は「行政が管理するもので、一般の人は触れてはいけないもの」という意識がいま持って強いことに加え、人口減少により集落崩壊が進むことから、文化財を維持していくためには、その活用をどう図るかが課題になる。現場説明会やガイド、展示、講演会、イベントを行っていれば文化財を“活用”しているとはいはず（図12）、地域振興の視点も常に持つておく必要がある。

しかし、現状において文化財担当者だけで文化財の“活用”は当然ながら無理がある。よって文化財の“活用”を図るために観光や地域づくり部局との連携が必要になるのは必然であろう。庁舎内はも



図12 資料展示だけでは活用といえるのか

ちろん、地元の観光協会や商工会、地域づくり団体との連携が考えられるが、その場合様々な意見に対し的確な対応が必要となる。宿泊は可能か、カフェはできないか、個人で貸し切りは可能か、将棋の名人戦の開催は可能か等々。そこで問われることは、何が“良く”で何が“駄目”なのかの判断ができるここと。そもそも後述する文化財のマネジメントが的確に実施されていれば問題なく判断できるはずである。色々な相談を受けることがあるが、案外このことができていない市町が多い。

「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」で言われているような「文化財を観光資源としてとらえ、戦略的投資と観光体験の質の向上により観光収入を増やしていくこと」は容易なことではない。文化財の観光資源化は単に市町における問題なのか、それとも国をあげて取り組む問題なのか。いずれにしても今後の体制のあり方についての検討や、人材の育成が重要であることに間違いはなく、国や県、市町での議論が今後深まっていくことが期待される。

4. 文化財保護行政の在り方と求められる文化財担当者の役割

(1) 文化財保護行政の在り方

文化財保護法が改正され、平成31年4月から文化財保護行政のマスター・プランとなる「文化財保存活用地域計画」の策定が求められることになる。埋蔵文化財だけに偏りがちな文化財保護行政から脱却し、文化財の総合的な把握による近・現代までをも含む多種多様な文化財の保存とその活用に具体的に取り組まなくてはならない。文化財としての価値が明らかになって指定され、そして保存対象となる文化財は今後も増えていく一方で、国の財源不足や人口減少による県や市町の交付税の減により文化財に対する予算も厳しくなってくる。そうなると、「国宝」や「世界遺産」、「日本遺産」といった分かりやすいテーマに属する文化財や、歴史的風致維持向上計画の「重点地区」、伝統的建造物群保存地区など

に属する文化財のみを対象とした支援が行われるようになっていくことも考えられる。こうしたカテゴリーに属さない文化財については自主財源を用意するか、民間からの資金を活用せざるを得なくなってくるのではないか。津和野町では民間資金（ファンド）の活用による史跡津和野城跡の総合整備事業が始まっている。

このような考え方方が進んでくると、文化財保護行政を積極的に進める市町とそうでない市町とがおのずと分かれていき、人材もそうしたところに集約されていく。文化財保護行政も広域的な視点での取り組みの重要性がますます高まってくるのではないか。これからは文化庁の動きだけでなく、国交省や観光庁などの動きなどにも目を光らせながら個々の市町における計画の見直しや連携のあり方、体制整備を進めていく必要がある。

(2) 文化財担当者の役割

市町（専門的機関等を除く）における文化財担当者としては、学芸員など専門的知識を有する担当者はその知識を活かして業務にあたることはもちろんであるが、それ以前に“行政マン”であるという自覚を常に持つことが必要である。とりわけ文化財の担当者は埋蔵文化財や古文書などの専門の方が多いことから、組織の一員としての役割を見失いがちである。組織全体の目標は何か、誰のために、何のために修理事業や発掘調査を行うのか。自分の思いだけで無駄な調査を実施したり、必要な調査や法的手続きを疎かにしたりして工事期間を延ばしたりしてはいないか、所有者や地域住民との関わりを疎かにしてはいないか、など常に意識して仕事にあたらなければならぬ。

文化財の仕事を遂行する上では、文化財の平成27年3月に文化庁記念物課が示した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」が参考になる。この報告書においては、「史跡等・重要文化的景観のマネジメントにおいては、保存と活用のいずれかに偏ることなく、双方が相互に調和的な補完関係を保つことができるよう努めることが重要であ

る」としている。そのためには①基本情報の把握・明示、②保存・活用・整備に係る計画の策定、③保存のための各種の方法・施策の実施（予算確保を含む）、④活用のための各種の方法・施策の実施（）、⑤整備のため各種の方法・施策の実施（）、⑥体制の運営・整備・関係者・部局・機関との情報共有・連携、⑦自己点検を含む経過観察、の7つを経て、そして再び計画の見直し・再策定へと回帰する循環の過程（サイクル）を描き出すことが大切であることが述べられている¹²⁾（図13）。

さて、津和野町で行われてきた文化財保護行政における業務をタスクごとに分類してみると、主に「事務マネジメント」、「技術マネジメント」、「活用マネジメント」に分かれる（表4）。市町の担当者は地域住民や工事等に直接関わりつつ、国指定や県指定文化財については国や県の指導も受けなくてはならないことから、これらのトータル的な“タスク管理”が重要になる。

事務マネジメントにおけるタスクについては、文化財保護行政を進めるうえで最低限必要な業務で、定期的な人事異動で担当者が代わっても対応しなくてはならないもの。技術マネジメントにおけるタスクは、文化財の修理や調査・研究などの「保存」のため学芸員や専門職が主となって実施するもの。専門職がない場合は学識経験者などの協力を得たり、奈良文化財研究所や民間が実施する研修を受けたり、他の部署にいる技術職員の協力を得て進めしていく必要がある。プロジェクト事業が思うように進

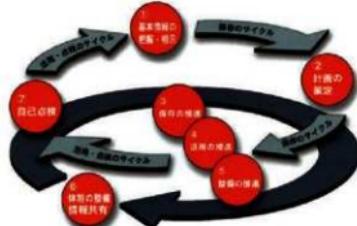


図13 史跡等・文化的景観のマネジメントの循環過程（サイクル）

まない、他部署との連携がうまくできない、住民との意思疎通がうまく図れないといった課題がある場合には、個々のタスクについての必要性が十分に共有できていない、または組織内においてタスク管理が十分にできていないと考えられる。大きな事業において組織されるプロジェクトチームが十分に機能しないのは、こうしたタスク管理ができていないうことに原因がある。

この数年にわたって、津和野町では文化財の総合的な把握に基づく「歴史文化基本構想・保存活用計画」の策定や、国土交通省、農水省、文化庁の連携した取り組みとして、史跡や重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区などが存在する地区を「重点地区」として様々な整備を支援する「歴史的風致維持向上計画」の認定、さらに「日本遺産魅力発信推進事業」や「歴史文化基本構想に基づく観光拠点整備事業」が採択されるなど、文化財の観光資源としての活用に向けた取り組みが行われてきたが、文化財保護法の改正により事務的マネジメントや技術的マネジメントはもちろんのこと、活用マネジメントの重要性が今後さらに増していくことに間違いはない。

文化財保護行政を推進するにあたっては、まずは事務マネジメントと技術マネジメントを基本に忠実

表4 津和野町における文化財のタスク

分類	業務（タスク）内容
事務マネジメント	各種計画策定（整備計画、活用プラン策定を除く）、文化財維持管理（小修繕含む）、予算編成、予算執行、入札事務（設計競争入札、契約事務）、助成金申請、補助金交付、文書管理、会計検査対応（事務）、事業評価、文化財保護審議会等（専門委員会除く）開催、府内（関係法令等）調整、国や県との調整、文化財指定（指定事務）、各種会議への出席、各種報告事務、議会・視察対応、事務研修会等への出席、報道機関や取材対応など
技術マネジメント	整備計画の策定、各種調査、工事や業務委託の設計、現場監理（工程会議含む）、竣工検査実施、会計検査対応（技術）、報告書（調査、工事等）作成、専門委員会などの開催、（学識経験者、専門家との）調整、計画変更、現状変更許可申請、研修会（専門）への出席、文化財指定（指定事務を除く）、調査員等指導、現場説明会開催など
活用マネジメント	活用プラン策定、所有者・管理者との調整、関係機関との連携、地域住民・団体等との連携、活動支援、地域住民・団体等との連携、活動支援、公開施設の運営および各種事業推進（情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用施設整備など）など

に実施すること、そして活用マネジメントを実行するが必要である。文化財は補助金や借金に頼っているといふ時代はそう長くは続かない。市民や他の部署から「何か活用を図る制度はないか」とか、「どうしたらうまく活用を図れるか」という問い合わせに文化財保護行政の担当者がしっかりと答えられなくてはならない。これまでどおり文化財の各分野の専門家の育成はもちろんあるが、これら3つのマネジメントを適切に運用していくため、それぞれのタスク管理ができる文化財行政の専門家の育成を図るために取り組みが早急に求められている。

【補註および参考文献】

- 1) 島根県観光動態調査による
- 2) 文化庁 2017「地方における文化行政の状況について（平成27年度）」（島根県文化財課提供）
- 3) 津和野町教育委員会 2011「津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書」p.p.72-78
- 4) 業務内容や担当者数については、平成30年4月1日現在
- 5) 第一法規株式会社「月刊文化財 平成25年7月号」 p.p.49-50
- 6) 第一法規株式会社「月刊文化財 平成29年11月号」 p.p.46-48
- 7) 「NPO法人旧堀氏庭園を守り活かす会設立総会」資料2018.4.27による
- 8) 主屋の入館者数はH29/H27で15%の増になった（津和野町教育委員会調べ）
- 9) ランドブレイン株式会社 2017「平成26年度文化財の効果的な発信、活用方策に関する調査研究報告書」p.p.2-7
- 10) 津和野町日本遺産推進協議会 2018「平成29年度日本遺産総合活用活性化事業支援業務報告書」p.p.4-24
- 11) 津和野町商工観光課・津和野町日本遺産センター 2016「津和野町の日本遺産の取り組み」
- 12) 文化庁文化財部記念物課 2015「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」p.p.18-20

彼岸花の里づくりプロジェクト事業の現状と課題 －国史跡上淀廃寺跡を彼岸花の咲く丘に－

長谷川 明洋（上淀白鳳の丘展示館副館長）

1. はじめに

（1）地域の概要

彼岸花の里づくりプロジェクト事業（以下「プロジェクト事業」という）が行われている場所は、中国地方最高峰大山の北西麓に位置する鳥取県米子市淀江町福岡地内である。この地域は、半径1km以内に弥生時代の国内最大規模の集落遺跡「妻木焼田遺跡」、古墳時代後期の山陰地方を代表する古墳群「向山古墳群」と重要文化財の「石馬」、更に国内最古級の彩色仏教壁画を出土した飛鳥時代の古代寺院遺跡「上淀廃寺跡」という時代の異なる三つの国史跡が集中している。

日本の古代史における地方の変遷を辿るうえで、国内的にも稀有で、大変興味深い地域と言える。又、上淀廃寺跡の丘から眺める淀江平野は、日本海と三方を低い山並みに囲まれたどかな田園風景が広がり、昔から連絡を受け継がれてきた人々の暮らしを容易に想像できる場所でもある（図1）。



図1 海上から写したこのエリアの航空写真

（2）地域づくりの活動拠点

平成3年4月に同町福岡地内の上淀集落の上方にある古代寺院跡から彩色仏教壁画が出土した。この壁画は、法隆寺の金堂壁画と並ぶ国内最古級の壁画であることが分かった。それ以降、毎年のように発掘調査が行われ、平成8年にこの古代寺院跡は「上淀廃寺跡」として国史跡に指定された。そして、平成23年4月に旧淀江町歴史民俗資料館を一部増築、改装した上淀白鳳の丘展示館（以下「展示館」という）が上淀廃寺跡のガイダンス施設としてオープンした（図2）。

同時に展示館の管理運営は、米子市や地元民間企業等が出資する第三セクター（株）白鳳で指定管理されることとなった。指定管理者の（株）白鳳では、展示館を上淀廃寺跡のガイダンス施設であるとともに

【展示館の概要】

・所 在	米子市淀江町福岡977-2
・構 造	鉄筋コンクリート1階建
・床面積	603m ²



図2 上淀白鳳の丘展示館の全景

に、地域の歴史文化を活用した地域づくりの活動拠点施設として位置づけ、周辺遺跡の現地ガイドをはじめ、この地域で開催されるイベントに積極的に参加していった。

この様な背景や経緯から、プロジェクト事業は、展示館を活動拠点に（株）白鳳の指定管理業務の一環として平成26年度にスタートした。

2. プロジェクト事業の誕生

(1) 彼岸花に着目

上淀廃寺跡は、上淀集落の上方にある丘を削平し、その中央部に中心伽藍を、隣接する高低差の異なる丘に鐘楼、政所等の附属建物が配置されている。このことから寺院跡の背後には段差の異なる法面（斜面）が幾重にも重なり、史跡の景観全体のかなりの部分を占めている。何度も、何度も現地に足を運び、



図3 上淀廃寺跡の景観



図4 彼岸花

上淀廃寺跡の景観形成を考えているうちに、古代寺院のイメージとこのロケーションに似合う花として、秋になると赤い花を咲かせる彼岸花が頭に浮かんできた。又、この花は、秋になると淀江平野の各所で見かけられ、この地域の初秋を彩る風物詩にもなっている。これらのことから彼岸花をツールにした「彼岸花の里づくり」の事業プランが生まれた（図3、4）。

(2) プロジェクト事業の構想

1) プロジェクト事業の基本方針

最初にプロジェクト事業の構想を策定する段階で考えたことは、次の3つの基本方針であった。

- ①プロジェクト事業を単なる一過性のものとして取り組むのではなく、3年、5年、10年といった中・長期的なスパンで取り組んでいくこと。
- ②プロジェクト事業を地元住民や民間の有志と関係行政機関と指定管理者の3者で構成する実行委員会を結成し、事業の実施主体とすること。
- ③住民参加を呼びかけながら、できるだけ多くの人たちとともに彼岸花の里づくり運動を広げていくこと。

これらの三つの柱を基本に具体的な活動として、彼岸花の球根を収集すること、彼岸花の球根を植栽すること及び彼岸花の咲く時期にイベントを開催することを年次的、計画的に実施することとした。

2) プロジェクト事業のねらい

プロジェクト事業は、上淀廃寺跡を中心にその周辺エリアを彼岸花の里にしていくことを目標に掲げ、その中心となる事業が上淀廃寺跡の法面に沢山の彼岸花を植栽し、上淀廃寺跡を彼岸花の咲く丘にすることであり、そのねらいは、次のとおりである。

- ①上淀廃寺跡の法面の維持保全と景観形成に役立てるること。
- ②上淀廃寺跡の知名度や認知度を高め、このエリアの遺跡や歴史に関心を持つ人々を増やしていくこと。
- ③史跡の集中するこの地域全体のグレードを高め、より多くの人がこの地を訪れ、地域の賑わ

いや活力のある地域づくりに貢献すること。
しかし、平成26年1月の時点では、プロジェクト事業は絵に描いた餅に過ぎず、その計画を実現するための予算も、人もノウハウもなかった。

3 プロジェクト事業の実施

(1) 実行委員会の結成と財源の確保

新たな事業を始めるときに必要なものは、具体的な事業プランとそれを実行していくための「人材」と「財源」であり、最初に着手したのがプロジェクト事業の実行委員会の結成だった。プロジェクト事業の主旨に賛同し、共に実施する仲間を集めた。結果的に地元や民間の有志から15名、関係行政機関から4名のメンバーと展示館の職員2名で構成する彼岸花の里づくりプロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という）を結成することができた。

実行委員会の事務局は、展示館の職員が担当することとした。事務局では、彼岸花に関する様々な知識や情報を収集しながら、事業の実施に向けた具体的なプランを策定していった。

一方の財源の確保については、当初0予算からのスタートであり、専ら県や市の公募型の助成事業の活用と協賛金、自主財源などで賄うこととした。その事業規模は、次のとおりである。とにもかくにも、限られた人員と財源のなかで、プロジェクト事業の実施条件を整えることができた（表1）。

(2) 彼岸花の球根と植栽ボランティアの公募

実行委員会は、上淀庵寺跡に植える彼岸花の球根の提供者と植栽ボランティアを市の広報誌やマスコミによる情報発信、公共施設等へのチラシの配布など



図5 球根・ボランティア募集のチラシ（平成29年）

により公募した。この公募方式は、当初実行委員会の中にはその効果を疑問視する声もあったが、実施してみると初年度だけで約6,000個の彼岸花の球根が集まり、80人を超える植栽ボランティアを確保することができた。球根の提供者の中には、島根県の松江市や浜田市から展示館に直接球根を送り届けてくれる者もいた。

又、植栽ボランティアには、高年齢者から若年者、家族連れ、小学生等の幅広い年齢層のボランティアが集まった。更に、史跡に隣接する高校の生徒や平成29年度からは保育園の園児たちも参加している。彼岸花の球根とボランティアの公募は、上淀庵寺跡と多数の協力者を結びつける新たな絆を生み出すこととなった。次年度以降もこの公募方式を取り入れたことにより、プロジェクト事業に関わる人たちの輪を年々拡げていくことになった（図5）。

(3) 彼岸花の植栽事業（図6、7、8）

彼岸花の植栽方法は、上淀庵寺跡の法面に20cm間隔で小さな穴を掘り、その穴に彼岸花の球根を入れ、腐葉土をかけるという方法である。当初は植栽作業を安易に考えていたが、実際には大変な作業だった。

固い法面に何千個もの穴をあける作業は、大変な労力を必要とした。しかし、実行委員会のメンバーの協力やその方法を工夫することによって、植栽日の前日までに事前作業を完了することができた。当日は、参加者の意気込みもあり、植栽作業は大変スムーズに行われた。参加者にも植栽作業の実体験と

表1 事業予算額

年 度	予算額
平成26年度	153,000円
平成27年度	165,000円
平成28年度	438,000円
平成29年度	417,000円

表2（4年間の実績）

・植栽面積	約1,500m ²
・植栽球根数	約23,000個
・植栽参加者	のべ431人、のべ21日
・球根提供者	76人



図6 彼岸花の植栽風景（その1）



図7 彼岸花の植栽風景（その2）



図8 彼岸花の植栽風景（その3）

イノシシ対策。ただ今実験中…！

事業を始めて2年目の冬に史跡の一部が掘り起こされ、芝生が荒らされた。これは餌となるミミズを求めてイノシシが掘り起こしたものと考えられた。若しかすれば彼岸花は毒草でミミズがないため、野ネズミやモグラも穴を掘らず、従ってイノシシも近寄らないのではないかと考えた。翌年からイノシシが掘り起こした場所に試験的に彼岸花を植えているが、現在まで、その場所でのイノシシの被害は確認されていない。

秋になると彼岸花が咲くという楽しみを提供することができた。又、植栽作業の休憩時間には学芸員によって、国史跡上淀庵寺跡のガイドも行った。

これまでの実績をまとめると、表2のとおりである。

（4）彼岸花まつりの開催（図9、10、11、12）

平成26年度、27年度はこの地域周辺の彼岸花を巡るウォーキを開催し、3年目の平成28年度には、初めて「彼岸花まつり」を開催した。この年は、あいにく台風の影響で野外イベントは中止せざるを得なかつたが、彼岸花まつりの関連イベントとして実施した「彼岸花の里俳句大会」と「彼岸花のある風景写真コンクール」には、80句の俳句作品、88作の写真作品の応募があった。平成29年度は、この2つの関連イベントの他に、休憩所の設置、史跡ガイド、地元産の果物や野菜を販売するマルシェやお茶席を



図9 彼岸花の咲く上淀庵寺跡（その1）



図10 彼岸花の咲く上淀庵寺跡（その2）



図11 彼岸花まつりのマルシェ



図12 日本海新聞 平成29年9月26日掲載

設け、来訪者に大変好評だった。これまで毎年9月中の上淀庵寺跡への来訪者が数百人にとどまっていたが、平成29年度は好天にも恵まれ、開花期間中だけでも1,500人を超える来訪者があった。

4. 活動の成果と今後の課題

(1) これまでの成果

初めての試みばかりで、手探り状態の中で活動を続けてきた4年間であったが、これまでの活動を振り返ってみたとき、当初の予想を超える様々な成果があった。具体的な成果としては、次のようなことである。

- 1) 彼岸花の咲く頃になると、これまでには見かけることのなかった家族連れや若者、俳句同好者やアマチュア写真家などの多くの人々の姿を上淀庵寺跡で見かけることができたこと。
- 2) 球根提供者や植栽ボランティア、マルシェで販売する野菜や果物の地元生産者の人たちとの間に新たな絆や人的ネットワークを形成することができたこと。
- 3) プロジェクト事業が当初からマスコミの注目を集めることにより、毎年のように植栽事業や彼岸花イベントがテレビや新聞で報道され、国史跡上淀庵寺跡への関心度や知名度が格段に高まったこと。

- 4) 彼岸花の球根提供者や植栽ボランティアの公募は、事業費を大幅に縮減させるとともに、プロジェクト事業のPRに大いに役立ったこと。

上記の成果以外にも、周辺地域においても彼岸花をツールにした、地域づくりの活動を始める団体も複数誕生したことなどがある。これらの成果は、実行委員会のメンバーの積極的な協力や不特定多数の市民の応援によって得られたもので、今後のプロジェクト事業を推進していくうえで、大きな追い風になるものと考えている。又、成果が得られた要因の一つに、プロジェクト事業の目的を共有し、適切な助言や指導、種々の活動への参加等に積極的に関わってきた米子市の史跡担当所管課の存在が大きかったことがあった。

(2) 今後の課題

一方、これまでの活動の中から、今後のプロジェクト事業に関する多くの課題も見えてきた。現時点

では、プロジェクト事業を更に発展充実させていくためには、次の様な課題を克服していくことが必要と考えている。

- 1) 上淀庵寺を訪れる人たちに、上淀庵寺に関心を持ち、その魅力や意義を伝えていくための工夫や方策を講じていくこと。
- 2) 上淀集落の人たちからも少しずつプロジェクト事業への関心や理解が深まってきている。今後もこの事業を継続するためには、地元の人たちとの協力関係を更に強めていくこと。
- 3) マスコミをはじめ県や市の情報発信力や(株)白鳳のフェイスブック等を活用し、プロジェクト事業の情報をより広範に、よりタイムリーに発信していくこと。
- 4)多くの人たちが現地を訪れやすくするための交通アクセス、駐車場の整備、案内板の設置などのハード面を整備し、受け入れ環境を充実させていくこと。
- 5) プロジェクト事業を中・長期的に継続していくための安定的な財源を確保していくこと。

これらの課題は、すぐに解決可能なものもあれば、解決に時間を要するものもある。又、中には実行委員会の力だけでは解決が困難なものもある。

(3) 今後の課題への対応

上記(2)の今後の課題の解決方法には、様々な方策が考えられる。ただ、実行委員会では、早急にその答えを求める事はしない。まず、これらの課題についての認識を実行委員会のメンバーと米子市の関係部署の職員と共有するところから始める。行政には、これらの課題を解決するための情報やノウハウを有しており、米子市と実行委員会の協働作業によって課題を克服することが可能な場合がある。

いずれにしても実行委員会では、行政との連携を深めながら、これらの課題についてメンバーと時間をかけて話し合い、知恵を絞り、汗をかくことによって、可能なものから一つ一つ解決していくことを心がけていきたい。

一度に全部の課題を解決しなくとも、一つの課題

の解決は、必ず次の課題の解決に連動していくものである。事業を進めていくうえで課題は常に存在し、その課題とじっくり腰を据えて、向き合うことが肝要である。

5. これからも

彼岸花の開花期間は1週間程度であり、1年365日のうちのわずかな期間である。従って、プロジェクト事業だけで、地域を活性化し、史跡を活かした地域づくりができるものとは思っていない。しかし、この短い開花期間中に、多くの人が上淀庵寺跡に集い、賑わい、訪れた人たちがそれぞれの思いを抱きながら、この地で初秋のひと時を過ごすことができる。もしかしたら、プロジェクト事業に関わった人たちが何年か、何十年か後に彼岸花で赤く染まった上淀庵寺跡の丘に立ち、様々な感慨や感動に出会いう姿を見かけることができるかもしれない。そんな光景を思い描きながら、これからもこの事業を続けていきたい。

【参考文献】

- 1 「向山古墳群」淀江町歴史民俗資料館 1990
- 2 濱田竜彦 2016「日本海を望む「倭の国邑」妻木晚田遺跡」新泉社
- 3 中原 齊 2017「よみがえる金堂壁画 上淀庵寺」新泉社

特別史跡名護屋城跡並びに陣跡等を活かした 地域づくり・観光振興

－佐賀県立名護屋城博物館における「史跡の保存と活用」の新たな試み－

松尾 法博（佐賀県立名護屋城博物館学芸課長）

1. はじめに

（1）佐賀県の概要

佐賀県はアジア大陸に最も近い九州の北西部にあって、肥前半島の基部を占めている。肥前半島は現在、東半は佐賀県、西半は長崎県と行政区画を異にするが、古代以来近世末まで全城が肥前国であった。

県の東端は鳥栖市、西端は唐津市鎮西町馬渡島、北端は同加唐島、南端は藤津郡太良町であり、総面積は2,431.66km²である。県の中央には筑紫山地が走り、山地の多い玄界灘側と平野部の有明海側に分ける。玄界灘に面して北西に東松浦半島が突出し、東の糸島半島との間に唐津湾、西の長崎県北松浦半島との間に伊万里湾があり、湾内およびその周辺に大小の島が散在する。南は肥前半島と九州の胴体の間に大きく湾入する有明海に面し、県南端の多良岳山麓を除いては、低平な佐賀平野が展開する。

東松浦半島の前面には神集島・加部島・小川島・加唐島・馬渡島などがあり、壱岐海峡を隔てて壱岐・対馬と飛び石づたいに、朝鮮半島への往来が古来から開かれていた。肥前半島を洗って東流する対馬海流や、夏と冬で方向を変える季節風も、肥前半島と大陸を結びつける有力な条件となった。このような地理的位置の有利性から、古くより外来文化の窓口的役割を果たした半面、非常時の場合、進攻防守の第一線の基地ともなった。元寇や豊臣秀吉の名護屋の陣などはその例である。

日本文化の中心が本州に確立されると九州は辺地

とみなされたが、近世における長崎は海外の窓口として重要な存在であり、長崎と博多方面を結ぶ長崎街道は京都・江戸への道でもあり、県内に文化的影響を与えていた。佐賀県の範囲は肥前国東半に限られているが、中世においては龍造寺氏・鍋島氏が現在の長崎県域内を支配していたこともあり、その歴史は肥前半島全体と深いかかわりを持っている¹⁾。

佐賀県の人口は824,220人（2017年7月1日推計）である。財政規模は2014年度（平成26年度）の総務省が策定した「地方財政白書」では、佐賀県の歳出決算額は427,241,064千円（全国第45位）となっているが、県民一人当たりの歳出（換算額）は504,16千円（全国第14位）である。

（2）特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の概要

名護屋城跡の天守台から見える、起伏に富んだ地形と、その向こうに広がる玄界灘、そこに浮かぶ島影から成る景観は、訪れた人々の目を楽しませるに十分な魅力を備えている。また、晴れた日には遠く壱岐・対馬を望める眺望は、ここが朝鮮半島渡海への軍事基地であったことを十分に実感させる。

名護屋城跡並びに陣跡は、豊臣秀吉による明国及び朝鮮半島侵略の野望の下に築かれた城である。豊臣秀吉の出兵は、朝鮮半島に深刻な被害を与え、明治以降の日本による朝鮮半島の植民地化・侵略の事実と相まって、今日なお、両国の交流の歴史を考える際、欠くことができない。

この城跡群は、その歴史的意味を直接現代に訴える生きた証拠ともいえる史跡となっている。さらに、城の絶対年代が明確で遺跡の年代を決める基準とな

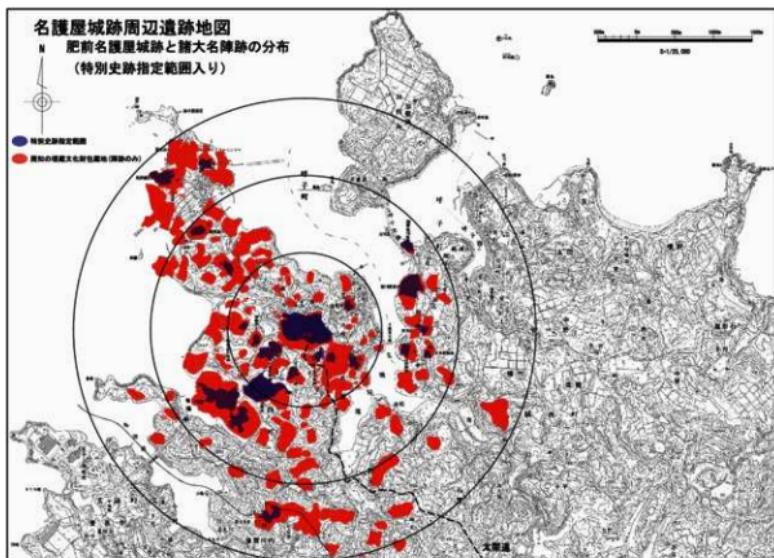


図1 名護屋城跡周辺遺跡地図



図2 名護屋城跡周辺（航空写真）



図3 肥前名護屋城図屏風（佐賀県立名護屋城博物館蔵）

り、織豊政権から幕藩体制への移行を研究する上で重要な情報をもっている。

名護屋城跡並びに陣跡は、全国を統一した天下人豊臣秀吉が、わずか1年1ヶ月の短期間とはいえ、肥前名護屋城に在城し、そこから全国の諸大名に号令した日本史上に残る重要な城である。また、秀吉の命により徳川家康、前田利家、上杉景勝、石田三成、伊達政宗など、全国の諸大名が集結させられ、各自が陣屋を構築し、長期滞在をしたことは、九州の一地方である「肥前名護屋」の地を一気に我国の政治上の中心地に押し上げるという、日本史上類を見ない特異な状況を生み出した。さらに秀吉の死によって突如その役割を終えて、廃絶された城や陣屋・城下町の遺構は広範囲に点在することになった。

それは、全国各地の近世城郭の大多数が江戸時代に改変を受けている中で、近世初期の城郭の姿をよく残す、極めて貴重な例となっている。名護屋城跡

並びに陣跡は考古・文献・建築史等多岐にわたる学術的価値を有する遺跡として大正15年（1926）に史蹟に指定され、さらに昭和30年（1955）には造構の遺存度が良好なものが多く、城郭建築史上学術的価値が極めて高いことから、史跡のうち学術上の価値が特に高く我が国文化の象徴たるものとして国指定の特別史跡になっている。現在、名護屋城跡の約17ha、陣屋群のうち23箇所56ha、合計73haが特別史跡に指定されている。諸大名の陣屋跡は名護屋城跡を中心に半径3kmの圏内に140余が点在することが確認されているが、そのうち徳川家康・前田利家陣跡など23の陣跡が特別史跡に指定されているに過ぎず、大半は未指定のまま雑木林等のなかに埋もれてしま良性に保存されているものも多い³⁾。

2. 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡を取り巻く最近の状況・背景

（1）特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の保護の歩み

佐賀県教育委員会における名護屋城跡並びに陣跡の保存整備事業の対象とするのは、佐賀県西北部に位置する「文禄・慶長の役」に係る広大な遺跡群であり、具体的には、以下の5分類（①名護屋城跡

②全国の諸大名陣跡 ③城下町 ④太閤道 ⑤その他（港湾施設・石採り場など）の遺跡を対象とする。佐賀県では、日本歴史を考えるうえで欠かすことができないこれら貴重な遺跡群を保存し、さらにその学術的価値を広く公開しながら地域活性化に寄与するため、地元唐津市・玄海町の協力を得て、昭和51年度より、保存整備事業を継続して実施している。

平成24年度に佐賀県教育委員会（佐賀県立名護屋城博物館）が策定した「名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画（第4期）」では、史跡の本質的価値の整理を行い、遺跡の保存と活用の考え方をまとめている³⁾。

（2）最近の状況・背景

平成17年に市町村合併が進み、鎮西町・呼子町は唐津市に吸収された。地元に配置される文化財専門職員数が減じられる等、県・市町・地元の関係にも変化が見られ、文化財保護の意識や取り組みにも変化が生じている。佐賀県では、平成24年度から佐賀県設立の5つの博物館（佐賀県立博物館・美術館、九州陶磁文化館、宇宙科学館、名護屋城博物館⁴⁾、佐賀城本丸歴史館）がすべて教育委員会所管から知事部局に移管した（図5）。

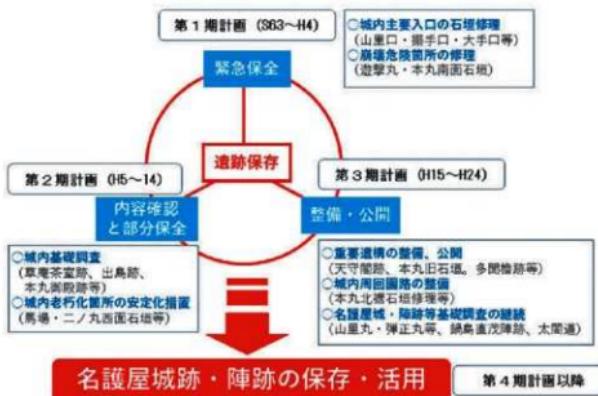


図4 名護屋城跡・陣跡の保存・活用に至る経過模式図

表1 名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画の策定と実施経過

大正15年（1926）	史跡「名護屋城址並陣址」指定（11月4日）
昭和30年（1955）	特別史跡「名護屋城跡並陣跡」指定（8月22日）
昭和51年（1976）	佐賀県教育委員会が陣跡分布調査実施・・・・・・・・国営上場開発への対応 「名護屋城跡並びに陣跡」1/2,500分布図（基本図）作成
昭和52年（1977）	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備委員会発足 「名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画策定書」の作成 ・・・保存整備計画の大綱・方針の決定
昭和53年（1978）	環境整備事業着手（豊臣秀吉陣跡発掘調査開始）
昭和56年（1981）	「名護屋城跡並びに陣跡」保存管理計画の策定 ・・・特別史跡指定地区の具体的な管理方針、追加指定計画、他
昭和60年（1985）	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画（第1期）策定 ・・・第1期6ヶ年事業の年次計画化
昭和61年（1986）	「特別史跡「名護屋城跡」保存整備基本計画」書の作成
昭和62年（1987）	第1期保存整備事業開始（～平成4年〔1992〕）
昭和63年（1988）	中近世城郭緊急保存修理事業開始（～平成4年〔1992〕） 「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画改定 ・・・第1期6ヶ年事業の進捗度に即応させた計画修正
平成4年（1992）	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画（第2期）策定 ・・・第2期10ヶ年事業の年次計画化
平成5年（1993）	第2期保存整備事業開始（～平成14年〔2002〕） 名護屋城博物館開館（10月）・・・・・・・*名護屋城跡発掘調査（予備調査）開始
平成14年（2002）	「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画（第3期）策定 ・・・第3期10ヶ年事業の年次計画化
平成15年（2003）	第3期保存整備事業開始（～平成24年〔2012〕） 市町村合併（鎮西町・呼子町は唐津市へ）
平成24年（2012）	名護屋城博物館が知事部局に移管 「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画（第4期）策定 ・・・第4期10ヶ年事業の年次計画化
平成25年（2013）	第4期保存整備事業開始（～平成34年〔2022〕）

*VR名護屋城プロジェクト
*名護屋城跡及び陣跡等利活用計画策定

これにより、博物館に勤務するすべての職員は知事部局の職員と位置づけられた。ただし、佐賀県立名護屋城博物館では、他の博物館と異なり、従来から特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」の発掘調査や保存修理事業を行ってきた。これらの「文化財の保護」に係る史跡の保存・活用業務については、県教育委員会の事務であったので、この業務に従事する学芸課調査研究担当等の学芸員等については、知事部局の職員でありながら、県教育委員会文化財課職員として、併任辞令が発令されている。（現在、学芸員6名・事務4名、計10名に併任辞令が発令されている。）

3. 文化財の保護に係る組織体系 －県教育委員会から知事部局へ－

（1）特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の保護の歩み

「関係市町村民のこれらの文化財に対する愛護の精神と協力なくしては、将来的展望に立った史跡の保存整備はありえない。したがって計画を進めるにあたっては、関係市町村はもとより、国県一体となって、住民の生活環境と地域開発の調整を図りながら、遂行される必要がある。」という昭和52年（1977）の保存整備計画策定⁵⁾にあたっての大きな方針があり、地元・市町・佐賀県・国と一体となって、特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の保護に努め、

特別史跡の活用を推進してきた⁶⁾⁷⁾。

(2) 併任の目的

平成24年4月1日付けの組織改正において、博物館施設は知事部局の所管となったが、文化財の保護に関する業務については、引き続き教育委員会が所管することとなった。名護屋城博物館では、従来、名護屋城跡及び陣跡の発掘調査や保存整備（これらに伴う財務会計事務等も含む）等の文化財保護業務を行っていたが、前記の組織改正において、知事部局の所管となり、これらの業務が教育委員会の所管外となった。これらの業務については、組織改正後も教育委員会で行う必要があるが、同博物館は、発掘現場に位置していること、博物館業務との密な連携を継続させる必要があること等から、文化財課本課の職員が新たに従事するのではなく、当該業務に従事している同館の職員が継続して、これらの業務に従事することとした。そのため、これら名護屋城博物館の職員に対して教育委員会事務局職員への「併任」を行い、文化財課の業務としてこれらの業務を行うこととした。

(3) 「文化財の保護」の主体と併任

文化財保護の主体は、県教育委員会文化財課から併任を受けた博物館学芸員（知事部局職員）が中心となって、史跡の発掘調査・保存修理事業に携わっている（図6）。また、特別史跡内の現状変更申

請（下水道などライフルの工事等）の事前調整等も佐賀県文化財課職員（文化財保護主事・指導主事）とともにあたっている。

(4) 新たなミッションとその対応

前述の通り、佐賀県立の博物館は、平成24年度に県教育委員会から知事部局に移管された。平成24年当時、名護屋城跡への来訪者は年間約4万人であり、名護屋城博物館の来館者8～9万人の半程度に留まっていた。来訪者の博物館や名護屋城跡周辺での滞在時間は概ね1時間程度であり、城跡まで十分見学されず、天守台からの良好な景観を楽しむことなく、秀吉時代の石垣や江戸時代に破却された石垣の迫力など本物の城の魅力を知らずに帰られる方が多いのが実情であった。また、子供をはじめ来訪者からは、「石垣ばかりで建物がない」、「史跡としてのイメージがわからない」といった声も多かった。これまで博物館に関心が薄かった人を「どうやって、博物館に来ていただかくか。」という大きな課題が課せられた。そこで名護屋城博物館では、特別史跡「名護屋城跡」に隣接している強みを活かし、博物館と特別史跡を相互に活用することを検討した。いわば、城跡を取り込んだ「野外博物館」としての活用である。

これまで、県教育委員会では、主に危険箇所の保存修理や造構の平面修景が主であった。発掘調査で

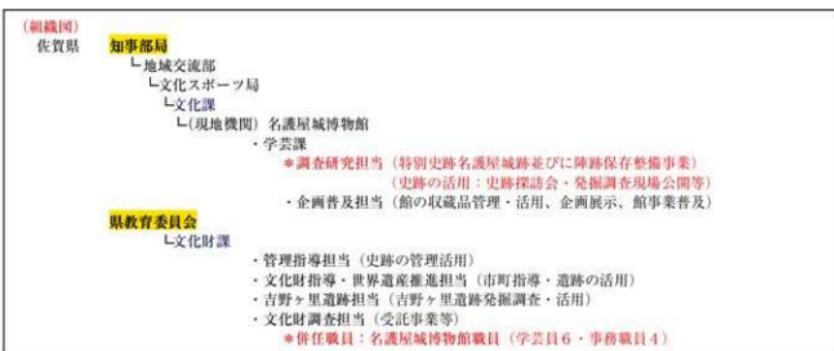


図5 佐賀県の文化財保護の体制

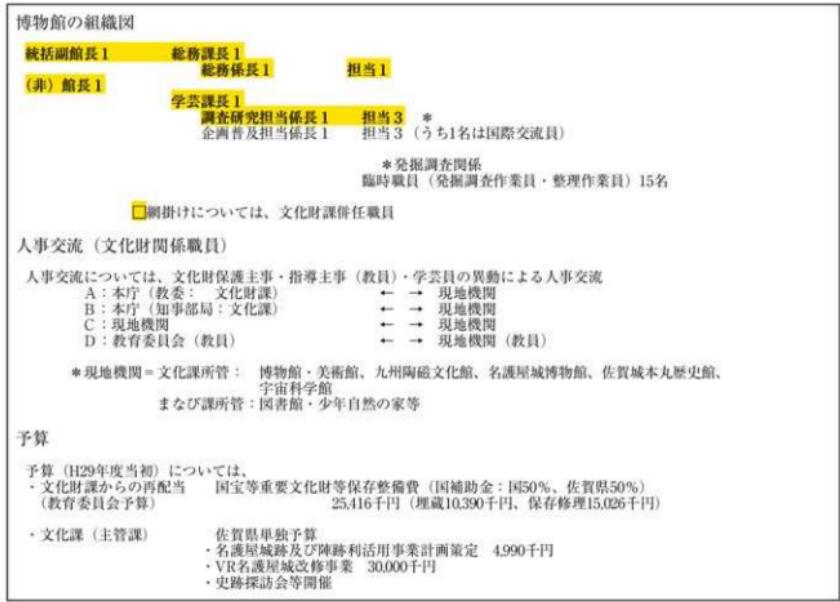


図6 佐賀県立名護屋城博物館の組織図

検出された遺構を3次元ではなく、2次元で整備を行うことは、難解さが伴い、一般的の方向けの分かり易い遺跡の表現については課題が残り、よりビジュアルな説明板などの設置や平面表示の工夫が必要とされてきた。また、史跡の保存については、その保存方法についての技術的な蓄積は重ねられてきたが、史跡・文化財の活用やさらにその利活用経験の少なさが課題であった。

このような諸条件のなかで、新しい試みの一つとして、バーチャル名護屋城事業に取り組むこととなった。詳細は別項（註11）参照のこと。

前述の通り、私たち博物館の学芸員の中には県教育委員会に併任された職員が10名配置されており、これまで佐賀県教育委員会が30年以上も取り組んでいる特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」の発掘調査や石垣修理などの保存整備事業の蓄積⁸⁾⁹⁾を継承していた。名護屋城や陣屋・城下町のVRを作成す

るに当たり、これらの蓄積は欠くことのできない貴重な資料となった。

4. 文化財担当職員の仕事の変化

(1) 文化財の保護と活用の位置づけ

平成24年度に博物館が知事部局に移ったことにより、博物館の運営・展示の方向性について変更があった。即ち、博物館にこれまで関心がなかった人を博物館に誘客する仕組みづくりを目指すことになった。一つの指標として、博物館の入館者数が挙げられた。

名護屋城博物館としては、従来の博物館としての展示の質を確保しつつ、隣接する特別史跡「名護屋城跡」を野外博物館のフィールドととらえ、特別史跡「名護屋城跡」を活用することで多くの観光客に当地に来ていただき、結果的に博物館の入館者の増を図ることを目指した。

即ち、知事部局の担当として、文化財の保存・活用について、自ら考え、計画を立案し、遂行することとなった。

なお、従来の体制のままで、予算が大幅に増額となった場合、担当者（個人）に負担が大きくなることに留意する必要がある。従来の「文化財の保存と活用」の事務のバランスが崩れ、組織としてもバッタアップ体制が十分とれないまま、事業展開を図らねばならない等、保存整備事業の質を保ちながら活用を推進していくのは容易ではない。今後、予算と推進体制のバランスや整合性を十分取っておくことが望まれる。

（2）文化財の保存と活用・利活用

文化財の活用については、県教育委員会においても史跡の整備・公開等を行ってきたが、博物館の所管は知事部局となったことで、従来できなかった活用面での事業展開が行いやすい環境となった。ただし、教育委員会と知事部局間で、文化財の「活用」について、お互いにどの範囲まで行うのか、取り決めが明確でないことが、将来的にどのような課題となるのか不透明である。また、利潤を追求する「利活用」になると、文化財の保存が適切に行えるかどうかが非常に大事な要素であろうことは十分想定される。

5. 文化財が地域づくり・観光で活用されるメリット・デメリット

（1）メリット

平成24年度から文化財の活用については、知事部局で担うことができるようになったことにより、予算措置の面では、教育委員会よりも柔軟で迅速な対応が可能となっている。

文化財が地域資源として活用されることで、文化財の公開活用が促進されることは地域住民にとっても文化財への关心が高まるなど、メリットも多いと判断される。

（2）デメリット

文化財の公開・活用にあたっては、文化財の保存

が大前提であることから、文化財担当者が、その活用方法など十分把握しておく必要がある。文化財の保護・保存用務で手いっぱいの現状で、新しく公開活用の用務が増大することで体制的に十分対応できるかかが鍵となる。また、公開の増大に伴い文化財そのものの状態チェックなど新たなスキルが必要とされる。

6. 求められる文化財保存と活用の在り方

（1）文化財担当職員の役割と佐賀県の取り組み

文化財の活用やそれに係る地域振興等について、個別に情報収集するのは限界がある。県境を越えた協力・連携も必要となってくると思われる。例えば、福岡県・佐賀県・長崎県を中心とする北部九州、あるいは九州全体など大きなエリアで協力・連携ができる仕組み作りのヒントはないか。他の自治体の取り組みや思い、考え方など先進的な取り組みなどを参考としたい。そのためには、文化財の活用事例について情報共有できるネットワークづくりが必要と考えられ、そこに文化財担当職員が自ら積極的に携わっていくことが大切であると思われる。

（2）名護屋城跡並びに陣跡のボテンシャル（重要性・本質的価値）の再確認

1) 名護屋城跡並びに陣跡の価値

① 全国有数の大規模遺跡

名護屋城跡および諸大名陣跡群や城下町などからなるこの遺跡は、1,900haにわたる広大な範囲に分布・密集する大規模遺跡で、わが国に残る広域遺跡の中でも屈指の規模を誇っている。（登呂遺跡=32ha、仁徳天皇陵=46ha、大阪城跡=73ha、平城宮跡=130ha、大宰府跡=620ha）。

現在、名護屋城跡のほか23ヶ所の大名陣跡が国の特別史跡に指定されている（指定面積73ha）。

② 城郭の代表的存在

日本国内に残る3万ヶ所以上の城跡の中でも、国家レベルでの築城構想に基づき形成され現存している城跡は、江戸城・名古屋城・大阪城・篠山城・名

護城の5城跡のみである。いずれも創始段階の建築物は失われ、石垣等も数世紀にわたる補修・改造が施されて原型を留めていない中で、名護城だけは唯一築城当時のままの石垣に囲まれた姿をほぼ完全に残している。上掲の城跡の中では最古例でもあり、桃山時代の城郭関連遺跡としては最大規模の遺跡である。

③全国的価値を持つ遺構の残存

平成5年から実施された試掘調査（部分的・試験的な発掘調査）だけでも、天守閣跡、本丸御殿跡、草庵茶室跡、^{しゃぶはこじや}鰐鉢池で検出された「出島」跡など、豊臣秀吉が桃山文化の粹を結集して作り上げた数々の遺構の存在が明らかとなり、全国からの注目を浴びた。戦国時代～桃山時代にかけての建造物の残存例が少ない中で、当時の第一級の建築・土木技術の解明につながる貴重な遺構の集合体として評価されている。

④歴史上の著名人物の集合地

豊臣秀吉が居住した大坂城、伏見城、聚楽第などは既に消滅状態にあり（現在の大阪城は徳川時代の再建）、地上で全体像を実見できる城跡としては、唯一名護城のみが残っている。また、周囲の半径3km圏内には、北は現在の青森県の津軽為信から南は現・鹿児島県の島津義弘にいたるまでの、全国中の大名が参集し滞在した140ヶ所以上の陣跡が分布している。その中には、徳川家康、伊達政宗、前田利家、石田三成、宇喜多秀家、毛利輝元、加藤清正、真田昌幸、幸村などといった全国的知名度の高い武将たちが滞在した陣跡が、良好な状況のまま残っている。

⑤世界史的価値の文化遺産

日本史上最大の軍事拠点である名護城とその関連遺跡群は、国家規模で構築された軍事都市遺跡の数少ない残存例として世界的にも貴重な存在である。日韓交流史の上で最も重要な歴史的意義を持つ遺跡であるだけでなく、東アジア全体に大きな影響を与えた歴史の舞台という特殊な性格をも兼ね備えている。遺跡の規模と内容、全体的な残存状況の良

さ、世界史上の位置付けなどから、「世界遺産」に相当する価値を有した文化財として学術的評価は極めて高い。

2) 保存活用の意義と必要性

①未来への橋渡し

名護城跡とその関連遺跡は、全国の戦国武将や豪商たちが一同に参集した場所という日本史上でも稀有な遺跡であると同時に、国際的文化遺産としての側面を持つため、後世にわたってこれを良好な状態で保存しつつ、全体像の解明に向けて調査を継続し、その成果を国内外に向けて公開していくなければならない。

②一般国民の利用促進

これまで名護城内で発見してきた多くの貴重な遺構は、保存目的から地下に埋め戻しており、現在は実際に見ることができない。このため県内外から遺跡の早期の整備・公開を要望する声が高く、広く一般国民の知的レクリエーション・文化交流・生涯学習の場として供する必要がある。

③名護城博物館の活動内容の三本柱

博物館開設の発端である「名護城センター構想」以来、この広域遺跡の保存整備は館の主要事業となっており、博物館の次の3つの中心的活動内容の筆頭に据えられている。（1）特別史跡「名護城跡並びに陣跡」の調査・保存・活用、（2）城郭と「日本列島と朝鮮半島との交流史」に関する資料の収集・保管・調査・研究・展示・普及、（3）交流史研究を主体とする国際学術・文化交流事業

④日韓学術交流に対する貢献

名護城跡とその関連遺跡は、朝鮮侵略の拠点という歴史的背景を持つ一方で、日韓交流史上の最重要遺跡である。その保存整備事業を通じて得られる調査方法・成果・整備手法等の情報は、近年韓国で進みつつある「倭城」の調査・整備、「壬辰・丁酉倭乱（文禄・慶長の役）」研究、あるいは釜山市立博や国立晋州博での各成果の展示・普及活動において積極的に活用されている。本事業自体が名護城博物館から韓国や韓国学会に向けての情報発信源と

なっている。

3) 整備・活用に向けての視点

名護屋城跡並びに陣跡の魅力と役割を以下のように捉え、これらの視点にたった整備を計画する。

- (1) 平和へのモニュメント
- (2) 多岐にわたる学術的価値を持つ遺跡
- (3) 豊かな物語性を持つ遺跡
- (4) 景観・展望に恵まれた遺跡
- (5) 國際交流

4) 名護屋城跡並びに陣跡保存整備・活用による効果

本遺跡が持つ全国的ネームヴァリュー（＝豊臣秀吉と全国の戦国大名たちが残した国内唯一・最大の遺跡としての価値）を生かし、発見された御殿跡や茶室跡等を整備し常時公開することで、小・中・高等学校的体験型歴史教育の場、県民の知的レクリエーション・生涯学習・文化活動のための永続的な中核拠点を生み出すことができる。同時に、佐賀県の新たな代表的観光拠点が創出でき、県北の観光産業の浮揚による地域活性化にも連動する。

従来、遺跡は埋蔵されたままの保存が主流であったが、近年ではその活用面が特に重視されている。保存整備や活用は、全国的注目を集めこれまでの成果を、県民が実際に目で見、手で触れる形で歴史の舞台を実体験できる場を初めて提供し、広く活用を促すことを最大の目的としている。

①県北（とりわけ東松浦地方）の代表的ランドマークの創出（学校・社会教育、観光、文化、学術交流など各活動の中核となる）。

②全国的ネーム・ヴァリュー（＝豊臣秀吉と戦国大名たちが残した国内唯一・最大の遺跡としての価値）を生かすことで、佐賀県の新たな代表的観光拠点が創造でき、観光産業の浮揚の実現による地域活性化へと連動できる。

③雇用の確保に直結する。発掘調査や整備事業の継続により、多くの地元作業員も雇用が可能である。

④歴史上に「実物（＝建物跡等の遺構そのもの）」を整備し教材に見立てることで、見学者に体感型の

学習の場を提供することが可能であり、これにより永続的な文化活動の拠点を創出できる（小・中・高等学校での歴史教育・野外学習、県民の地域学習と知的レクリエーションの拠点として）。

⑤国内の各学問分野（歴史学、考古学、建築史、土木史、都市・集落史、城郭史、外交史など）での、中心的な情報発信・研究「基地」の誕生。

⑥名護屋城博物館の展示機能との相乗効果見込まれ、博物館利用者数の増加に繋がる。

（3）名護屋城跡並びに陣跡の活用策について

1) 佐賀県としての取り組み方針

「名護屋城跡並びに陣跡」やその周辺には、まさに、佐賀県が誇る「本物」の地域資源があり、多くの観光客を魅了する高い潜在力があると考える。

国の特別史跡に指定されている「名護屋城跡並びに陣跡」は、徳川家康や前田利家、伊達政宗等、誰もが一度は聞いたことのあるような戦国武将の陣跡が、名護屋城跡を中心に数多く点在しており、日本の歴史上においても極めて珍しい価値の高い史跡と認識されている。

2016年度、大河ドラマ「真田丸」の豊臣秀吉役をされた小日向文世氏や豊臣秀頼等を演じた役者の方々が名護屋城跡を見学され、とても感動されたと聞いている。これもこの史跡の魅力ゆえのことである。

また、名護屋城跡の天守台から見える、起伏にとんだ地形と、その向こうに広がる玄界灘のすばらしい風景をはじめ、佐賀を代表する食など、地元には、訪れた人々を楽しませるに十分な魅力を備えている。県としても、自信をもって全国に発信すべき資源であると考えており、この地域の魅力をアピールすると同時に、城跡や陣跡巡りにつながるような活用策を講じていく。名護屋城跡並びに陣跡は、地域の文化観光資源として高いポテンシャルを備えており、調査・研究の成果や整備された史跡を活用しその魅力多くの方々に知っていただくことが重要である。そこで名護屋城博物館では史跡のもつ多岐に亘る学術価値や豊かな物語性を楽しく学んでいくよ

う取り組んでいる。中でも、平成26年度に整備した「バーチャル名護屋城」は、タブレット端末やスマートフォンを利用し、いわば再現された名護屋城跡・陣跡等で体感しながら巡っていただくことで、歴史・文化への理解を深めていただけるような内容となっている（図7～9）。

この「バーチャル名護屋城」は、平成27年4月供用開始から大変好評をいただいている¹⁰⁾。更に、平成29年度は、「音声ナビ」を加えて欲しいとの要望に応え、現システムに、公開されている陣跡への誘導情報と名護屋城跡の音声ガイドの機能を追加し、コンテンツや機能を向上させている。また、当時の城や陣屋の高精細の映像「幻の巨城 肥前名護屋城」を館内で上映し、来館者の方々に「天下人の城」の壮大さを体感していただいている¹¹⁾。

展覧会においても、城跡や陣跡、全国から集まつた大名に焦点を当てた企画や、その時々の大河ドラマ等で話題となったものも取り込むなど工夫をして

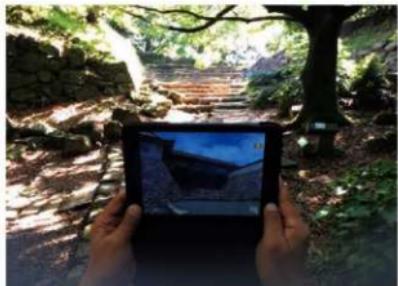


図7 VR名護屋城 利用風景



図8 VR名護屋城（本丸・天守閣CG）
<設計・監修：西和夫 アルセッド建築研究所>

いる。

城跡や陣跡の各所に、案内説明板設置を継続的に行っており、見学者が快適な史跡見学ができるよう、見学ルートの整備を行っている。

今後とも、自然景観と一体となった陣跡を周遊できる仕組み作りや夜の名護屋城探検隊（ナイトミュージアム）や史跡探訪会・発掘調査現場公開など、名護屋城跡や陣跡を活かした体験型のイベントを地域や地元と連携しながら取り組んで行きたい。これからも、これらの歴史資源を積極的に活用していくことで、地域全体に文化財の活用をつなげていきたい。

2) 佐賀県に課せられた役割

佐賀県には、幕末から明治維新、その後の国づくりで活躍する人材を多く輩出した伝統、地域の寄り合いを定期的に行う「三夜待ち」や「くんち」のような地域の人々の絆の強さなど、貴重な財産がある。これら人を大切にしてきた歴史や風土は、県民一人



図9 肥前名護屋城さるき
バーチャル名護屋城ツアーチラシ

九州オルレ 唐津コース

距離：11.2km (オフショア1.3km) 所要時間：4-5時間 難易度：初～中級



図10 九州オルレ唐津コースマップ (リーフレット内側)

名護屋城跡及び陣跡の観光資源としてのSWOT分析

（1）人間が少子高齢化社会、國際的競争等は、既存の発展が想定される。今後、行政サービスが受け取れる方があるが、実施の基準、運営規制の緩和、規制緩和による公債の負担を軽減し、経済開発に寄与する可能性がある。また、規制緩和による公債の負担を軽減し、経済開発に寄与する可能性があるが、実施の基準、運営規制の緩和、規制緩和による公債の負担を軽減し、経済開発に寄与する可能性がある。そこで、地域の資源を活用して地方の暮らしを充実させるものと想定される。地場のSWOT分析によってたたかう課題、問題意識を明確にして、していくことが必要である。地場の資源を活用して、地域の暮らしを充実していくことが必要である。

●各章題解・解説問題
●各章問題・解答問題
①解説問題

「なごやにこう」というと、多くの人は「関係名古屋」を思い浮かべ、企画にも認知度が高い。しかし、この言葉は江戸時代から現在まで約230年で、現在する時点の中には、最も古くで、第一回の発音の名古屋

佐原と勝利が、たまたま街のひやで、手を洗うが、それと一緒に洗はれていた。多くの人に見られる風景が、いい悪いなど日本では珍しい現象だ。そこには、日本人の心がうかがえる。

④ 多様な顧客情報を導入・実績をセールス担当者が活用し、サービスの不足は、顧客の購買意欲を削減する要因となる。

（VR 名前変換）は、VR で「アバター」を操作する際の名前を変更する機能です。この機能により、他のユーザーが VR 上で自分自身のアバターを見たときに、自分の名前ではなく、他の名前で表示されるようになります。

- ④ 全般検査を受けると、びんびんの女性特徴が発達している
- ⑤ 全般検査を受けると、びんびんの女性特徴が発達している
- ⑥ 全般検査を受けると、びんびんの女性特徴が発達している
- ⑦ 全般検査を受けると、びんびんの女性特徴が発達している
- ⑧ 全般検査を受けると、びんびんの女性特徴が発達している
- ⑨ 全般検査を受けると、びんびんの女性特徴が発達している
- ⑩ 全般検査を受けると、びんびんの女性特徴が発達している

- ⑤ アジア諸国との歴史的・文化的関係が深い一方、日本の外交や国際情勢に影響を受けやすい

❶ 人口減少・少子高齢化問題
❷ インバウンドマーケット

少子高齢化が進む日本で、年々減少していく労働人口を補うために、不採用性大手企業が採用活動を強化。特に、年少層の採用がますます多くなる傾向だ。一方で、年長層の採用が縮減化。就職率も年々下落の一途だ。

著者の提出に依り、伝承してきた伝統・知識の継承の先駆者になるしている。本稿は、その一つとして、日本と世界の他の文化圏への、外因による影響は必ずしも想定通りにあり、既存知識が「新情報をもつて」いた西暦前

日本近年人口減少率が高まっていることは、既に述べた通りである。しかし、この現象は、必ずしも、年齢構成の変化によるものではなく、出生率の低下によるものである。出生率の低下は、主として、社会経済的要因によるものである。

④ 開拓者たちのトレンチ

⑤ 脱原発民衆の一日

⑥ 絶命の火災で「命賭・命子」が1位になる（柳子野の説明会はH27年5月に9時～11時開催）

⑦ 行政サービスの縮小

⑧ 地域活性化のための行政サービスの縮小

リに、100万人台を突破。叶子へ向かう旅のバスの乗客数についても、増加の一途を辿る。また、JR東日本では、新幹線の運行本数を増やす方針だ。

水戸のドーム「真田丸」による懇親会で、映画「花束（HANAGATARI）」のロケ地になる新規撮影場所として、新たに開拓された。また、本作は、監督の原田知世が、夫の元監督・脚本家である大河内豊（豊田利二）の死後、夫の想いを継ぎ、夫の死後も夫の想いを守るために活動している。

個人アプローチで患者個々の要件が解ってきている
私的視点の「所感」とのコンセンサスが取れない場合があると考えられる

④ 関連する学年を重視する「グローバル化の行方」
⑤ 2016年から開始された「学年横断的学習」における
育成は既存の知識・技能をもとに、新しい知識・技能を身に付ける過程で、既存の知識・技能を活用する過程となる。私的空間と公的空間との区別がある。(既存は主に「がくしゅん」となどの表現で
表す) 一方で、既存との接続がなくなり小学校ではなじめない状況下で、既存の知識・技能を活用する過程がかかる。(既存は主に「がくしゅん」となどの表現で表す)

新規くんちやコネクショナル形文化が新規被され、
既存地では既存文化が新規衝突に認定されている
結果完全に既定がある)

图11 SWOT分析图

图11 SWOT分析图

ひとりの「想い」や「考え」に根づいており、誇りを持って次の世代に繋げていくことが重要である。

また、連綿と続く歴史や文化、佐賀平野を中心とした穀物や有明海のノリなどの豊かな自然の恵みを受けた農林水産品、伊万里・有田焼などの陶磁器等、「本物」の地域資源がある。これらは、人々の価値観が多様化する中でも変わらぬ価値を持ち続けている。このような「佐賀らしさ」の価値を再認識し、心地よいものとなるよう磨き上げ、世界に向けて情報発信していくことで、多くの方々から愛される、そして多くの方々が訪れる佐賀県を描いていくことが望まれている。さらに世界に誇れる佐賀県をめざすことをも目標としている¹²⁾。

3) 豊かな文化資源の活用

佐賀県は、吉野ヶ里遺跡をはじめとする貴重な文化財や、伊万里・有田焼などの陶磁器などの文化資源を有しているとともに、唐津くんちの曳山行事といった伝統的民俗行事等、全国に誇る多彩な地域文化が根付いている。また、世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡や、景観が美しい地区や地域を象徴する建造物を「22世紀に残す佐賀県遺産」として県が認定し支援するなど、県内各地に、県民が身边に文化に触れる機会が拡大しつつある。

これにより、佐賀県の豊かな歴史や文化・伝統などの魅力が世界へ発信され、国内外の交流人口が増えている。また、県民の誰もが文化やスポーツに親しみ、楽しむ風土が形成され、地域内外の人と人がつながる交流拠点づくりが進んでいる「文化・スポーツ・観光の交流拠点 さが」を目指されている。

名護屋城跡及び陣跡は、国の特別史跡に指定されているなど歴史的にも価値のある重要な遺跡であるが、残念ながら知名度については、一般的にはあまり高くないということを聞いている。徳川家康とか、前田利家、伊達政宗等々、140を超える一度は耳にしたことのあるような戦国武将の陣跡が名護屋城跡を中心に点在する極めて珍しい、価値の高い遺跡群がある。県としても、自信を持って全国に発信すべ

き素材であると考えており、陣跡巡りができるようにソフトやハード整備を行うなど、素材を生かした基整備を推進する。そして、そのような取り組みを通じて、各陣跡にゆかりのある都道府県の方々などが、当地を訪れていただけるようになれば、地域の活性化につながるのではないかと期待している。

このような中、佐賀県は九州観光推進機構¹³⁾や地元の「肥前名護屋城歴史ツーリズム協議会」と連携して「九州オルレ」¹⁴⁾の充実に努め、当該地に「九州オルレ唐津コース」¹⁵⁾を選定・整備する中で名護屋城跡や陣跡を積極的に取り込むことで、自然景観と歴史景観の両方を兼ね備えたトレッキングコースを整備している（図10）。城跡・陣跡巡りを盛り込んだユニークな観光コースとして利用客の人気も高い。

平成29年度には知事部局の予算で「名護屋城跡及び陣跡等利活用計画策定を進めたが、計画対象地（城跡・陣跡・城下町・太閤道）があまりにも広大でその現状把握が広く浅くなり十分ではなかった。しかしながら、これまでの文化財保存の観点のみならず、観光振興の視点で、名護屋城跡や陣跡の「強み」「機会」「弱み」「脅威」の4項目で分析する試みを行った¹⁶⁾（図11）。これらの史跡を活かした観光振興への提案や現状分析の成果を加味し、今後策定を予定する名護屋城跡並びに陣跡保存活用計画や歴史文化基本構想策定に活かされればと思っている。

「史跡の本質的価値」の保存が極めて重要であり、従来からの史跡保存整備の手法を継続しつつ新たな活用策を模索していきたい。史跡の本質的価値をしっかりと保存すること、この地道な積み重ねが地域づくりや観光振興につながると考えている。

【補註および参考文献】

- 1) 福岡博 1980 「佐賀県の地名」 日本歴史地名体系第42巻 総論 平凡社 p.21
- 2) 松尾法博 2011 「特別史跡名護屋城跡並びに陣跡の保存と活用—地域や博物館との連携—」『日本歴史』第754号 吉川弘文館 p.p.71-80
- 3) 佐賀県教育委員会 2013 特別史跡「名護屋城跡並び

に陣跡」第4期保存整備事業計画

- 4) 特別史跡名護屋城跡並びに陣跡に関する調査並びに当該調査及び国際交流の歴史に関する資料の収集、保存、展示及び調査研究を行うとともに、県民への教育普及を図り、併せて文化及び学術の交流を通じた国際友好の促進に寄与するため、佐賀県立名護屋城博物館（以下「博物館」という。）を設置する。」（佐賀県立名護屋城博物館条例）
- 5) 佐賀県教育委員会 1978 名護屋城跡並びに陣跡保存整備計画策定書
- 6) 佐賀県教育委員会 1982 特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存管理計画
- 7) 佐賀県教育委員会 1994 特別史跡「名護屋城跡並びに陣跡」保存整備計画
- 8) 高瀬哲郎 2008 「日本の遺跡26 名護屋城跡」同成社
- 9) 武谷和彦編 2009 「肥前名護屋城と「天下人」秀吉の城」図録 佐賀県立名護屋城博物館
- 10) 平成29年（2017）年度は音声ナビとお楽しみコンテント（AR旗幟・絵巻物風まんが等）を追加し、バージョンアップを図った。タブレット貸出件数は6,428件（供用開始から延べ24,534件）、アプリダウンロード件数は3,189件（延べ10,529件）で多くの利用があった。
- 11) 松尾法博 2017 「パーチャル名護屋城」の試み—佐賀県立名護屋城博物館の城復元CG『歴史を社会に活かす』歴史学研究会編 東京大学出版会 p.p.3-4
- 12) 佐賀県には、連続と続く歴史や文化、地域の絆、農林水産品、陶磁器など、「本物」の地域資源がある。これらの「佐賀らしさ」の価値を私たち自身が再認識するとともに、世界からも認められる佐賀県をつくっていきたいという想いを込め、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に掲げ、「～佐賀県総合計画2015～ 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくりプラン」が策定（平成27年7月30日）されている。
- 13) 「九州観光推進機構」2003年10月に「九州はひとつ」の理念のもと、九州地域の自立的かつ一体的な発展に向けて、官民が一体となって取り組むべき「九州観光戦略」を取りまとめ、この観光戦略を実践的かつ着実に展開していくため、一般社団法人「九州観光推進機構」が設置されている。
- 14) 「オルレ」韓国・済州島から始まったもので、もともとは済州島の方言で「通りから家に通じる狭い路地」という意味。自然豊かな済州島で、トレッキングする人が徐々に増え、「オルレ」はトレッキングコースの総称として呼ばれるようになり、今では韓国トレッキングの中心的コースになっている。オルレの魅力は、海岸や山などを五感で感じ、自分のペースでゆっくりとコースを楽しむところにある。九州オルレは、済州オルレの姉妹版。済州島と同じよう

に九州には四季の美しい風景があり、トレッキングに適した山岳を五感で感じ九州の魅力を再発見してもらうため、九州オルレのコースが整備されている。

- 15) 「唐津コース」全長12km、所要時間4～5時間、難易度は初～中級のもので、済州道によく似ている海を眺める海岸オルレであり、名護屋城跡や今も残る400年前の道を中心に昔の歴史と文化に触れ合うことが出来る道である。コースの前半は名護屋城跡の周辺の陣跡を見て回る。陣跡の至る所に文禄・慶長の役が残した歴史を発見することができる。陣跡を繋ぐ素朴なかつての古道を通り、このコースのハイライトとも言える名護屋城跡の天守台に到着する。宍崎、対馬、玄界灘などが一日に入ってくる見晴らしのよい景観である。そこから日本北西部の端に位置している「波戸岬海岸オルレ」が始まる。自然が彫刻したような柱状節理と青い松の木があるので九州オルレの中で「済州海岸オルレ」と最もよく似ている。終点で販売しているザザエのつば焼きとイカ一夜干しは是非食べてみるべき珍味である。（九州オルレ唐津コースリーフレット）
- 16) 佐賀県立名護屋城博物館 2018 名護屋城跡及び陣跡利活用計画 p.p.43-44

*図1～図8、図11は佐賀県立名護屋城博物館提供
図9～図10は唐津市観光課提供

総合討議の記録

【内田】 総合討議の進行は私、内田がさせていただきたいと思います。今回、このような研究会を致しまして、村上研究官から最近の文化庁の施策の状況について研究会報告を頂き、また各報告者からは、地元の実際の状況をお話し頂きました。会場からは質問票を回収させて頂きましたが、時間の都合もあり全てには答えられないと思いますので、かいつまんで使わせて頂くことをご了承頂きたいと思います。上手くまとめられるかどうか難しいところですが、よろしくお願ひいたします。

今回、この研究会の中で注目している事柄の一つは組織体制です。文化財担当部局が教育委員会にあった方が良いのか、あるいは、数は多くはありませんが首長部局のほうに移動しているところも近年ありますし、アンケートでも幾つか実際に動いているという状況を確認したところでございます。文化財部局の組織全体が移っていくのが良いのか、または教育委員会の人がそちらに異動したりして文化財の活用を図って行くのが良いのか、あるいは、併任することによってやったら良いのか、色々なやり方があると思います。

実は今回の報告者は、それぞれのパターンの方に来て頂いておりまして、立石さんの場合は文化財部局に入って後に10年ほど観光部局の方に行って戻られました。城戸さんも立石さんと同じように、何年間か異動されていたということでございます。松尾さんは近年知事部局でありながら教育委員会も併任という形でやられているとのことです。一方、長谷川さん、米本さんにつきましては、技術系というわけではなくて、事務方のお立場で観光などを経験されているということでございます。

まず、それぞれの立場から、自分の経験している中で、文化財部局がどこにあったらいいのかについて、順番にお伺いできればと思います。立石さんからお願ひいたします。

【立石】 立石です。文化財を担当する部局がどこ、教育委員会なのか、市長部局なのかと言うことなんかと思うのですけれども、はっきり言いまして、丸ごと移るのであれば、どちらにいても良いのかなと、私はそう思います。私はたまたま観光部局に10年間おりましたが、こういう分かれ方をしますと、観光部局に行った私は文化財から切り離された存在となります。文化財の担当職員の経験値はありますが、観光部局では文化財のことについて触れることがない。確かにそれを使って活用という話はありますけど、保存したりする、文化財の保護なりについて関わることもないですし、文化財の元々の部局との連携というのは、関係性はありますので、関係はありますが、文化財の現状の新しい知識を手にするすべもなくなるという状態におかれます。それでも、観光部局にいるときには、周りが文化財のことを聞くのは私に聞きに来ることになると。これはちょっと、なかなか立場上つらいものがありました。最新情報を知るすべがない人間が、最新の文化財について語れるかと、そんなことはないので、その部分はやはりちょっとつらい部分かなと思います。そんなことで、移るならすべて移った方が良いと思います。どちらにいる方がよいのという話になりますと、ここは個人的な意見だと考えて頂いたら良いと思いますが、私は一応、今は教育委員会にいる方が良いのかなと思います。これは、やはり市長なり首長の方



針をひとクッションおいた形で判断できるということから、違う組織にいる方が、保存ということに関して言えば良いのかなと思います。ただ、一方、今回の問題であります活用と言ふことを言いますと、教育委員会は動きにくいです。皆さんも今そういうところにおられるだろうと思いますが、活用を考えるのであれば、政策に直結する部署にいる方が、当然のことながら動きやすい。どっちをとるのかという話です。今、私は文化財課の課長です。ですので、文化財の担当から考えると、ワンクッション置くということを優先するのであれば、教育委員会にいる方が良いのかなと思っているところです。以上でございます。

【内田】ありがとうございます。城戸さん、続けてお願ひします。

【城戸】 太宰府の城戸です。私はどっちでも良いと。なぜ、こんな組織のことでのみんな大変だ、大変だと言わなければいけないのだという気がしています。そんなことを言うと、何となくばかにしてということになるのですが、私自身が異動して思ったのは、反対で、みんなから色々聞かれるわけです。最新情報を開きに行く、仕入れてくると。それで、みんなに偉そうにわかっていたような顔をして言うと、みんな「ははあ、なるほど」と言ってくれることが起るというのがわかったので、私、組織としてはどうかはよくわかりませんけど、専門の人間というか、文化財であれば文化財をよくわかった人間をあちこちに置きたい。文化財課がどうするというよりも、役所全体セクションに文化財がわかる人間をみんな置きたい。そうすると、どこでも本当に良くなるのではないかなという気がしています。以上です。

【米本】 津和野町の米本です。おそらく町におけるビジョン、例えば、総合振興計画であるとか、町の全体のビジョン、その中において文化財の位置づけはどこにあるかということであろうと思います。おそらく市町によって、文化財の置かれている状況が大分違うと思うので、一概にどちらかと言えないと思いますが、ただ、予算権限を持っているのは市長、

うちの場合は町長、教育長には予算権限はありませんので、そういった意味では、町長部局にあってもいいかなと思います。津和野の場合には、歴まちが平成25年に認定されています。その際に、必ず歴まち計画の中では連携をとるようにと言われています。組織体制を変える市町が結構多いと思うのです。そういった中で、実情に応じてというか、そのビジョンに応じて位置づけられるのがベターかなと思います。

【長谷川】 私の立場をお話ししますと、現在指定管理施設の展示館で勤務しているんですけど、展示館の主管課は教育委員会ではないです。合併した旧淀江町の淀江支所の中に、まちづくり推進室という市長部局があり、予算も事業もそこでチェックする。そうすると、どういうことが起きるかといいますと、色々な事業を企画して、市長部局のまちづくり推進室と相談しても、みんな分からぬ。結果的に教育委員会の文化課の方が対応をしてくれている。屋上屋を架すような体制で、ここ、ずっと振り回されています。とにかく、主管課では分からぬから教育委員会へと…、文化財の活用だけを市長部局に移管しても、なかなか上手くいかない。そういう意味で、先程、立石課長さんも言われましたように、基本的にはどちらでも良いのですけれども、窓口を1カ所にして、文化財の調査、保存、整備及び活用を行ってほしいのが1点。

それから、以前に教育委員会の文化課で課長も務めたこともあるのですが、その時につくづく感じたのは、文化財の保護は文化課がやっているのですが、



活用になると、教育委員会はどうにもやりにくい。情報発信にしても、全部市長部局が所管し、そこに統括されるとなると、なかなか思うように動いてくれないというのがある。それぞれの市町村の現状はあると思いますが、文化財の調査、保存、整備及び活用という部署をきちんと確立し、基本的には、これからは市長部局の中で所掌されるのが良いのではないかと個人的には思っています。

【内田】 有難うございます。松尾さん、お願いします。

【松尾】 佐賀県の場合ですが、今、私たちは名護屋城博物館に勤務する知事部局の職員で、教育委員会文化財課の併任も受けているという状態です。活用についてですが、実は、どの分までが教育委員会で、どの分が知事部局かというのは、実は明確な整理がされておりません。曖昧です、グレーゾーンですけども。平成24年の4月に私、何回もどうなっているのですかと聞くのですけれども、誰も答えてもらえない。ただ、予算要求を知事部局ですると、文化財の活用に関連することは、たまたま予算づけがされて、今の事業ができているということになります。

二つ目は、私たちが採用されたときに、私たちの仕事は、「文化財の保存と活用の調整」だと言われ、それを今でも思っているのです。当時は「開発との調整」が文化財の保存と活用かなと思っていたのですが、今は、保存と活用は、「文化財の観光的な面の活用との調整」もあるのかなと思います。実際は、例えば今、知事部局で色々な事業を担っていますが、文化財部局が、先程言ったようにそっくり移って来れば良かったのでしょうかけども、事業だけ予算化されて体制がついてきていません。だから、予算と体制のバランスが非常に悪いことがあります。そのため、私たちも一方で文化財の活用ができる人を増やしてもらう要求をしています。やはり体制づくりというのは1つ大事かなと思います。

三つ目は、教育委員会組織と知事部局の組織を比べると、実際、佐賀県の場合は知事の意向が強いです。教育長はやはり知事の意向を勘案しながら色々

なことを判断されていくと思いますので、教育委員会そのものの存在のあり方とか、その辺の関係がまだあると思います。

現在のメリットとしては、知事部局にいると教育委員会も知事部局についても両方見渡すことができまして、例えば、色々な情報を早く察知することができます。デメリットで具体的な話になりますと、予算の照会等については、教育委員会は知事部局からワンクッション遅れてきますので、末端の私たちに来るときには1週間遅れて照会が来ます。そして、締め切りは1週間早く締め切られますので、非常に教育委員会の方々が処理する時間が短く苦労されている現実もわかりました。

あと、昨日企画課の方と打ち合わせした中で、活用するときのターゲットはどうなのかという議論になりました。企画課の方は歴史ファンというのは限られているから歴史ファンをターゲットにしなくていいのではないかと。それに対し私が言ったのは、若い世代とか次の世代を担う人、やはり地元の方も担い手として考えないといけないでしょか?と、色々な意見を交わせるということは、どの部局になんでも多分できると思いますし、教育委員会だけではなく知事部局、どこでもできるのかなと。ただ、そのどちらがいいかというのは、まだ試行錯誤している段階で渦中にないので、なかなか良くわからないといったのが実態です。

【内田】 ありがとうございました。やはり、首長部局に行くメリットとしては、予算的な獲得がしやすいという点がございますし、一方で、教育委員会だと予算的なものが厳しかったりするということがあるわけです。しかし、首長部局に行くとなると、懸念されるのが、首長の意向を受けて、果たして本当に開発などから遺跡等が純粋に守れるかどうかという懸念があるのも事実だと思います。福岡県の入佐さん、最近の県内の状況についてご存じだということで、少しお話しして頂ければと思います。

【入佐】 福岡県の入佐でございます。今日、こういう研究集会があるということで、福岡県の方で少し

調査をさせて頂きました。県内で自治体が60あるのですけど、そのうちの7つで、市長部局に文化財が移動しておりましたので、そういうところに聞き取りを致しまして、メリット、デメリットを聞いておりますので、少しことでお話しさせて頂きます。

まず、移動したところは、福岡県にある2つの政令市、福岡市、北九州市です。それと中核市の久留米市、それから世界遺産を持っている宗像市、大牟田市、あとは歴まち計画を作っている添田町で、大きな自治体であったり、大きい事業をやってたりという傾向があります。

メリット、デメリットですけども、メリットについてはまずは業務的なところに関してですが今までバネラーの方がおっしゃっていたように、スピーディーだということ。それから、首長に近いということで、声が聞きやすくて、横断的で幅広い活用ができるということでございます。あと、世界遺産をやっているところは、首長自体がすごく積極的ですので、ものすごくやりやすくなったと言っております。あと、予算的なところは、ちょっと意見が分かれておりまして、格段とつきやすくなったという意見もありますし、以前より良好な感覚はあるが、他課とまとめてつくので、はっきりとはわからない、悪くはない感じだというぐらいのレベルもあれば、特に変わらないというところもあります。

デメリットに関しては、今、皆さんが言われていた通りですけども、首長の意見に頻繁に振り回されるところ、教育委員会としてワンクッション置いた上で動きたいという意見が、まさにそれになると思うんですが、そういうところがあると。それと、業務が煩雑になるという言い方になるでしょうか、他課と連携しながら進めることができると増えたことによるデメリットもありますというところです。それと、教育委員会の頃よりも、とにかく早い結果を求められるということです。あと、保存の方にどうしても視点が行かないということ。あと、今まで法的に移行というよりは、委任という形で移行していると思いますので、教育委員会にアイデア、

意見書をとらなければいけないということがあって、事務的には煩雑になったという意見もあります。あと、これが大きかったのですけど、心の豊かさと物的な豊かさの割合が変わったという意見がありました。要は教育の面が弱くなつたということだと思いますけど、そういう意見がございます。これが多分、大きな問題だと思うのです。

活用を重視していくと、教育委員会から出していくわけですから、教育ではなくなるわけで、教育の面がおろそかになると。そこがしっかりフォローできれば移動しても問題はないですよということを、先程から言わわれているのではないかと思いながら、うなずいていたところでございます。それが具体的には、文化財技師の立場が弱くなったりしているところもありますし、そういうのも踏まえて、我々文化財の職員が賢く立ち回らなければいけないから、今後、我々のあり方が問われるのだとおっしゃった自治体もありました。以上です。

【内田】 どうもありがとうございます。福岡県内の様子ということでございました。

今まで、5人の報告者、そして、福岡県の様子についてのご報告がありました。村上さん、12月8日の答申では方針を示されたということだと思いますので、今のお話を含めて、補足的なことをよろしくお願いします。

【村上】 今日の午前中の報告でも述べさせて頂いたのですが、中教審の特別委員会の方も、基本的には教育委員会に置いておくんだろうという言い方をされております。つまり、先程から懸念の部分は、ご承知だろうと思います。中教審の、そこには知事が入っておられますから、その辺のことはおわかりの上でしゃべられているだろうと思います。ただし、先ほどから話が出てますように、世界遺産だとか、ああいう大きなプロジェクト系を抱えて、数年単位で終わるのではなくて、どう考へても数十年単位、そのプロジェクトを推進していかないといけないようなところもございます。世界を相手にそういうところは動き始めますので、とても教育委員会の、ワ

ンステップを経てからという話では動けないような部分が出るはずなのです。その辺のことを考えたときに、そういうプロジェクト系を抱えておられるところは、その文化財の部分の補強を兼ねて、そういう活用セクションも一緒になった大きなところの傾向というか、区分は、奈良などの場合でも見てもわかりますが、そういう考え方をされているのがあって、その場合は、ベストではなくてもベターとしてこちらの方が良いのではないかという動き方をしているんだと私は見ています。それをするときに、戸惑って部分的に割ったところが一番しんどくなるのではないかという思いがあります。だから、動くのなら動くで、ワンセットでバッと動くということになれば、全体としてプラスの方向になるということであれば、プラスの方向というのは、人数が増えただとか、そういうことがあればいいんではないかと言わざるを得ないだろうと思います。

私自身がそこで一番心配しているのが、それぞれ専門の人たちが文化財の分野に入ってこられて、停滞なく退職まで技量が向上していくシステムの中にされるのかなと。移ったら色々することになって、停滞が起きないか。それを我々専門技能職の方としてどう見るかというのが、私は考えた方が良いのではないかと。場所ではなしに、専門技能職として停滞なく向上していくシステムというのが、僕らは教育プログラムとして持てないのでないかという方を気にしているところです。

もう1点、実を言うと、兵庫県で働いているときに、これは、私の経験の話だけなのですが、ヘリテージマネジャーの育成プログラムを、民間の人を対象にしてたのですが、市長部局、神戸市の方が来たりとか、何とか町、何とか市の、要するに、建築職系の人たちもいっぱい来るのです。兵庫県の知事部局の人たちも多く来るのです。5年から10年ぐらいたったぐらいから、ヘリテージマネジャーの受講をした人が、どこのセクションに行っても全部おるのです。何と働きやすいことか、むちゃくちゃ楽でした。そういうことを考えてくると、オープンな形に

して、運用のことを考えたときには、違う系がある可能性もあるなど。だから、行政の中で、我々が聞い込んでグッとするのではなくに、何かの考え方のもとに、今、我々が言っている計画のもとに、どこに属していようが同じ考え方できる人間が、我々の分野に1人でも、2人でも増えていく方が良しとするという発想になった方が良いかもわからんということで、僕は若干、人數の減り具合を見て、心配しているところがあるというのが、午前の話の延長上のことだと思っております。

【内田】 ありがとうございます。今のお話に通じるところは、おそらく城戸さんが言われた、文化財をわかってくれる人があっちこっちの部署にいてくれれば、非常に仕事がしやすいということだと思います。

一方で、教育プログラムについて不安があると。今までの教育委員会でずっとやってきた中であれば良いのだけれども、部局が移ったりすると、本人の文化財に対する技能などが落ちる可能性があるというご指摘だったのですけど、そういったことについて、立石さんからどうでしょうか。不安なことというのは、考えられますでしょうか。

【立石】 ここで、不安ですといったら、私の観光での10年はなんだったのか、その間になんの成長もなかったのかというふうになってしまいますが。確かに、文化財とは、観光部局に行きましても、後ろの方の奈良町にぎわい課にいたときは、町並とかの文化財を対象にする部分がありますので、そこは外すにしても、全く観光のところにいたときは、はつ



きり言いまして文化財に関する直接的な関わりというのは、文化財の技師として関わることはありませんので、当然のことながら、その間は空白期間となります。ただ、違う方向から文化財を見るという視点を得ることはできたように思います。これを人の成長と見るか見ないかということだと思います。違う見方をすることのできる機会を与えることで、実を言うと、文化財の担当職員の技量は上がるのではないかという側面、これは否定できないと思います。今まででは一方的な見方で文化財を見ていました。ところが、そのような見方をするのは、文化財の担当職員だけです。一般の市民の方々はその見方を同じように、本当にしていますかと考えたときに、当然違う見方をされていますし、またいろんな見方をしておられます。観光部局にに向かって、そのそれについて触れる経験を持った文化財担当職員が出来上がる。これは、その部分の技術といいますか、技量の向上にも繋がったのではないかなと思う部分があります。なので、今私の部下で、奈良町にぎわい課なりに出向いている職員も、そういうところを体得してくるようにというのが、私の思いであります。ですから、帰ってきたときに、そういう技能、違う見方をちゃんと身につけてこられるのであれば、他のところへ行くこともあるのだろうと思います。もう一つは、教育委員会においてますとか、専門職としておりますと、先にもいいましたが、周りが見えなくなります。米本さんもおっしゃっていたのですかね、私どもは行政職員であるはずなのです。専門職員でもありますが、あくまでも行政官です。すると、行政の役割の中でどのように動くのか、例えば私どもは奈良市ですが、奈良市が進めていく方針の中で自分の役割を見つめることができることです。今まで、私もずっと文化財課において、出るまではそんなことを主眼に据えて考えたことはありませんでした。出して、戻ってきて、自分の部下たちを見ると「ああ、自分もこんなふうに何も考えていないかったのかな。」と思うことがあります。こういったことに気づくとい

うことにおいては、いろんな経験をしてくるのは必要なかもしれません。ただ、行きますと大変なのは事実ですし、その間、実際に文化財に触れる機会が少なくなるのも事実です。ですので、それも含めて考えてみると、そういう機会が本当に必要なのかなと思うところも、やはりあります。以上です。

【内田】 ありがとうございます。城戸さんと同じように、3年半でしたか、観光のほうに行かれていたということで、城戸さん、今のことについてどうぞお願いします。

【城戸】 うまいこと立石さんおっしゃったとおり、何というか、行ったところで世界が変わる、世界が広がるということがあると、それはそれで非常に良いと思いますし、行ったところで、その人の世界を変える、自分も変わらなければ相手も変わると。今、お話を聞いていて思い出したのは、昔から事務職の人って何年かで代わるじゃないですか。文化財に来た人は、とにかく全部味方にして外へ出すぞというのを一生懸命やってました。そうすると府内では非常に、いろいろ心配してくれるのです。だからそういう、自分たちばかりで考えるのではなくて、周りの人を変わってもらうみたいなところを、日々の業務の中でやるということは、私は非常に効果があるのではないかということを、ちょっと違う答えになりましたけれども、思い出しました。

【内田】 ありがとうございます。観光部局に行って文化財的な洗脳をしてくるということになると。

【城戸】 人聞きは悪いんですけど、そういうことです。

【内田】 そういうことですね。文化財の理解者を、外に行ったときには増やして帰ってくると。そうすると、府内には、非常に文化財に対して理解が増えてくるということですね。

【城戸】 ですが、その理解をしてもらうためには、相手のことも理解しないと、やっぱり、自分が言うばかりではだめなわけであって、そのところをよく間違えなくやらなければいけないと思います。

【内田】 わかりました。一方的でなく、相互に、自分もそちらの考え方をよく理解し、相手にも理解し

てもらうということが、序的に進めていくとやりやすくなるということでございました。

米本さん、どうでしょうか。

【米本】 今、教育委員会の文化財の仕事に加え、商工観光課の肩書まで頂いて、実際、観光の仕事も当然やらなくてはいけないのです。イベントがあれば、それも出なくてはいけない。教育委員会からもイベントがあれば出なくてはいけない。だからといって、2倍給料をもらうわけではない。実際にはそんな状況なのですが、観光というのは、結局、建築や史跡や名勝、歴史資料などを全部含めて、その総合体として理解してもらわなくてはいけないです。先程の説明がちょっと不十分だったかもしれません、どんな状況で出ているか、皆さんご存じですかという話をしましたけど、やはりその理解をしてもらうために、どれだけ積極的に関わるかは、やはり重要なことだと思いますし、それから、私も発表の最後のところに、事務的マネジメントの重要性についてというお話をしましたけど、技術専門職が事務的マネジメントを知らないとか、活用マネジメントを知らないというのでは、我々小さな町、おそらく市町レベルでは、一般には通用しません。スキルアップをする、先程の村上さんの話でもありましたが、レベルアップをしていくための体制をどう作るかといったところは、どここの部署に、仮に市長部局に行つたときに、どのセクション、どの下にぶら下がるかということが、多分、非常に重要になってくるだろうと思います。どうしても観光部局にぶら下がってしまうと、もちろん、そっちの方が優先になってしまい、土木部局にぶら下がると、やはり開発が優先になってしまうので、そういう中で文化財の役割をどうアピールしていくかということをやっていないところが多いのです。色々なプロジェクトがあれば、プロジェクトのチームの中で、ちゃんと文化財保護法の説明ができるのではないかというのが実際のところであって、さっきの文化財のマネジメントをちゃんとやれば、ある一定の理解を得られるだろうと私は思います。

【内田】 有難うございます。長谷川さんはどうでしょうか。

【長谷川】 僕の経験で少しお話ししますと、以前、市長部局でずっと仕事をしていて、最後の方で文化課という教育委員会の課長をしたときにつくづく思ったのは、やっぱり人が動かないと、仕事に対する考え方、発想というのは全然変わってきてこない。以前からずっと変わらない考え方、発想で業務が処理され続けられてきていることに驚いたことを経験しています。また、課長として予算を財政課で説明するときに、担当者にこんな予算はつかないだろと言ったら、逆に財政課はどんどんつけるのです。これは一体どういうことなのだろうなと。さっき、立石さんが言われたように、やっぱりそれぞれ長い、短いではなくて、お互いもっと勉強して切磋琢磨してほしい、そういうのが実感としてはあるのです。どうしても文化行政というのは、効果が出るまで何年もかかる。それに甘えてしまって毎年同じことをやっていてもだめだろうし、また、予算査定などの面でも、財政担当者も文化行政をもっと勉強してほしいとつくづく感じた経験があります。いずれの部署にいても、やはり公務員というものは最後まで勉強は必要かなというのが、私の実感です。

【内田】 有難うございます。松尾さん、お願いします。

【松尾】 佐賀県の場合は、特に名護屋城博物館は、教育委員会文化財課に併任されているのが、発掘調査とか史跡の整備を担当している者、私を入れて6名です。ただ、併任された業務を、逆に併任と言いながら、私たちは仕事の9割は教育委員会の仕事をやっています。本末転倒です。知事部局の職員でありながら、発掘調査とか史跡整備を行っている、だから、通年を通して業務量は例えば10が全体の仕事量としましたら、内9ぐらいは埋蔵文化財の調査とか史跡整備を行っている。ちょっと他の博物館と違うと思います。

それともう1つ、あとは、知事部局にも関わらず、やはり、地元における活用だから、全く語り継がれ

ることではないということで、そういうこともあると思うのですけども、実際、私が県庁に行くのは、昔は教育委員会の文化財課に頻繁に行っていましたけれども、最近は知事部局の文化課ばかりに行くようになると。確かに古巣の教育委員会とは疎遠になるような傾向があると思います。あと、佐賀県の場合、人事交流は、以前は比較的頻繁に本庁と現地機関の異動があつたりしていましたけれども、最近は知事部局に異動した途端、ちょっと人事交流の動きが鈍ってきたかなと思います。それと、企画課と打ち合わせの中で、昨日も言われたのですけども、私たち博物館がプレイヤーになってはだめです。マネジャーのはずだと。ただ、私たちもやっぱりプレイヤーとして関わるといろとこがある、どうしても深入りすると思うのですけども、今日、マネジャー的な役割が求められているのではないか。逆にそういう調整能力、マネジャーとしての役割が求められていると。ただ、文化財保護部局以外のセクションでは文化財の保存とか整備とかの技術的な面でのスキルは若干落ちてくると思いますので、佐賀県内の市町村を集めた担当者会議、文化庁が主催する会議や講習会とか、できるだけそういうスキルアップにつながる会議や研修会に参加するようにしています。

【内田】 ありがとうございます。もうかなり時間が迫ってきております。やはり、今求められてくるのは、先程も米本さんのお話にありましたけど、事務と技術と活用、3つのマネジメントがあって、それぞれの下にやらなければいけないという話がありました。村上さんの話の中でも特に出てきたのが、文



化財担当職員というのは、オールラウンドプレイヤーでなくてはいけないという話がございました。その具体的なイメージとして、発掘もし、そして実際、発掘あるいは建造物の担当の人もおりますけれども、自分のそういう技術的なところをベースにしながらも、さらにもっと幅広くまちづくりにそれを活かしていくことができるようができる、そういう能力が必要だということだと思います。その辺について村上さんの描いているオールラウンドプレイヤーについて、少しつけ加えていただけたらと思います。

【村上】 私、市町村の状況を見る限り、6つの文化財の分野に全てスペシャリスト養成してきている人を配置するのはとても無理なのでしょうと思います。特に、現在より人口が増えて大きくなっていくというのだったら、まだ期待もあるのだけど、これから人口が減って縮小していくわけですから、公務員の定数は必ず減り、今より増えるということは、まず行政職の中だけ考えると難しいでしょう。そうすれば、全分野をまたいで1人が頑張るのか2人が頑張るのか、いずれにしろ、自分が学校の教育の中で受けた分野が必ず必要になるでしょうというのが、基本的な意見です。それはものすごく優秀な者でなくても、文化財の担当セクションにいる限り必要なことです。とにかく基礎的なものは何だろうというのを、僕たちは共通イメージとして今まで持ってきていないのです。それぞれ職員が色々なところでそのままずっとやって来てしまったというのがございます。それはある意味、専門職として非常に良かったわけです。残念ながら、そこをフォローしてくださっていた人たちが、ものすごく逃げていってしまったので、自分たち自身でフォローせざるを得なくなってしまった。社会状況の変化の中で、好き嫌いは関係なくやらざるを得なくなったりと考えたほうがいいんじゃないかなという見方を僕はしているところであります。

【内田】 ありがとうございます。

そうしましたら、少し話題を変えます。文化財保

護法の改正に向けて前段になるのだと思いますけれども、12月8日に答申が出て、の中では地域計画という名の、要は、地域の文化財の基本的な計画を作っていくかなければいけないということになりました。それと歴史文化基本構想との関係について、わかりにくいという質問がありますので、そのことについて村上さん、補足をお願いします。

【村上】 今日の前段のところで、各地域の特性だと、そこにある文化財の特徴だとお話ししましたが、それはこれまでの歴史文化基本構想の考え方と一緒にと思っております。構想は考え方をまとめたもの、計画はアクションプランなのだといって来ております。それは市なら市、町なら町の全体の中での行政的位置づけがどうしても必要になってきますので、そのところが大きく違うというのが1つです。あと、アクションプランはスケジューリングの話になってきます。だから、何年以内に大体こういうことをやっていくとか、そういう方向性という話も出てくるのではないかとは考えています。

どこまで書けるかどうかというのは、各地域計画をつくる地方公共団体が最終的に考えていくという話になるかもわからないですが、どういう制度的な位置づけになるかによっても、その辺の表現が変わるかと思いますので、今は様子を見ているというところがございます。

【内田】 ありがとうございます。

基本的な考え方は、やはり歴史文化基本構想の中にもうたわれて、それをさらにかみ砕いたものが地域計画になっていくという理解でよろしいですか。

【村上】 かみ砕くというよりも、実効性を持った。

【内田】 実効性、アクションプランになっていくものの。そういう意味では、今現在、アクションプランとしては、歴まちに基づく計画があると思うのですけれども、そちらとの住み分けみたいなことはありますので、そこそこがどうなるかがわからなくて、

ちょっと言いよどんでいると思ってください。どんな考え方で歴史構想のコンセプトをつくって、アクションプラン的に歴まち法で認定計画を作るというイメージで実施していくような流れ方がかなりありましたので、それを1つのセクションが、コンセプトもアクションプランも両方とも考えていくことになると、歴まち法での考え方と、文化庁が今言う地域計画との住み分けをどうしていくかという説明はどうしても必要になってくるので、その辺がこれからきれいに整理していかないといけない話になるだろうと読んでおります。

【内田】 わかりました。それで法改正が国会に上がってくるのも、年明けになる予定ですね。

【村上】 2018年度です。

【内田】 次年度にということですね。それまでには、少しその辺が整備をされてくるということになるのでしょうか。わかりました。

個人的にちょっと思ったのですけど、地域計画というと、都市計画の方の地域計画と言葉が似てしまうので、文化財地域計画とかつけてもらうといいのかなと思ったのですけれども。

【村上】 今から俗称はみんなで良い名前を考えておいた方が良いと思うのです。法律文の世界とは別に、自分たちの心を込めた俗称、「人間国宝」のようなイメージと一緒にですよね。だから、僕らも気の利いたそういう言葉を今からみんなで考えておいて、タイミング良くこれといって言ってしまったら勝ちでしょうね。

【内田】 皆さん、良い名称思いついたら、村上研究官にメールをしましょう。それで、わかりやすく親しまれるものになり、良い計画になっていったらいいなと思うところでございます。時間でございます。年末のお忙しい中、皆さん、遠いところからも、どうもありがとうございました。

— 了 —

■資料

「史跡等を活かした地域づくり・観光振興」事前アンケート調査の実施・結果

1. アンケート調査概要

(1) 経緯・目的

平成29年遺跡整備・活用研究集会「史跡等を活かした地域づくり・観光振興」の開催に際し、全国の文化財部局において、地域づくり・観光に関わるいかなる職務が発生し、いかなる役割が求められているのか、具体的な課題や問題点とともに把握・整理し、研究集会での議論をより深めることを目的に、事前アンケート調査を実施した。

(2) アンケート項目内容

本研究集会テーマに関連した地方公共団体における動向として、大きく以下の点について着目し、アンケートの大項目とした。

0. プロフィール

1. 近年の文化財、特に記念物を巡る保存や活用の状況について
2. 文化財の保護に関わる組織体系について
3. 文化財担当職員の職務と連携
4. 文化財の保存と管理活用における民間・行政の在り方について
5. 今後の文化財活用の取り組みについて

0. プロフィールでは、回答者の所属する地方公共団体の人口、財政規模、文化財担当職員数、指定文化財の数によって、回答内容の傾向が異なることが予想されたため、回答当時現在の基本情報を記載いただいた。1. ~ 5. の回答は、本アンケートが統計的な集計を前提としない方法を探っているため、基本的に記述式とした。配布したアンケート様式は、次頁に掲載する。

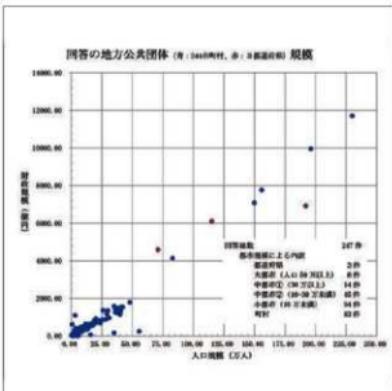


図1 回答の地方公共団体規模
(青: 244市町村、赤 3都道府県)

なお、アンケート内容については村上裕道氏（文化庁）、杉本宏氏（京都造形芸術大学）、入佐友一郎氏（福岡県）からご意見を頂いた。

(3) アンケートの配布、回答の方法

アンケート様式および概要説明書を、平成29年9月上旬に各都道府県文化財部局に送付し、市町村の該当部局への配布を依頼した。回答は、各都道府県・市町村の各部局が任意でおこない、遺跡整備研究室に直接提出することとし、同年12月13日までに提出があったものについて、集約した。

(4) 回答数・回答者の都道府県・市町村の傾向

回答は、提出総数247件を得た。

回答のあった地方公共団体の人口・財政規模・内訳は、図1に掲載したとおりである。

■文化財修復研究室 文化遺産・遺跡整備研究室 平成20年度調査報告書・基調研究会員

「歴史的価値をもたらす施設づくり・観光振興」アンケート

本アンケートは、地元住民を中心とした方々への質問票として用意。お手元に貰った際は、必ずお手元の筆記用具で、なるべく丁寧に記入して下さい。また、記入する際は、各設問内に記載。それからアンケートの最後へ戻り、最終的な締め切りまで、各自で空欄二つ二回(2面)あります。必ずその手順を守ることで安心なご回答になります。

●複数回答可
●回答者 市民課
所在地: (市) _____ 郡名: _____

TEL: _____ 郵便番号: _____

●町内の文化財・施設等・基礎知識

人口と面積 人口: _____ 面積: _____

財政収支 (一括の手帳) 税額 文化財修復予算(予算額) 予算額

町議会議員会議員に対する文化財修復費 率正議員(市議会議員) 人 率正議員(市議会議員) 人

●町議会議員会議員に対する文化財修復費

田舎町 池田町 長野市 佐久市 信濃町 朝日町 藤原町

有資力者数 有資力者数 有資力者数 有資力者数 有資力者数 有資力者数

無資力者数 無資力者数 無資力者数 無資力者数 無資力者数 無資力者数

既存の施設

記念碑 (1件)

(文化施設)

(文化施設)

文化的な活動

伝統的な習作

3. 近年、文化施設、特に文化財修復等の各種予算や費用の変遷について

3-1. 地域づくりや観光活性化を目的とする文化財修復等の予算を10年間で見て、□ある ない どちらか

1 ほんの僅か → 一二三、二四五六

地元の予算は、地元の活性化による費用は内部の予算の約5%未満のです。

地元づくりや観光活性化等の費用に対する割合は、

その中で、文化財の修理に掛かる時間・費用が増加していく傾向であります。

県内人気投票の順位による影響はありませんが、実際に、どの程度の人が地元的に認識しておられる。

2 いいえ(参考までに) → 入れません

文化財を、地域づくりや観光活性化等に追加する市町内の予算が他のところにかかる場合、何よりうらやまですか。

3-2. 文化財修復等の予算・観光振興等に追加するもの(リラグゼーション料など)は特にないですか。

リラグゼーション料など

ダメ(とても不満足な気持ち)

3-3. 下記の市町の文化施設の利用実績を教えてください。

歴史的価値(文化財修復等)があることに対する抱負の実績実現度合(1位) 1 非常に 2 開拓中 3 基本実現 4 完全実現

歴史的価値(文化財修復等)があることに対する抱負の実績実現度合(2位) 1 非常に 2 開拓中 3 基本実現 4 完全実現

歴史的価値(文化財修復等)があることに対する抱負の実績実現度合(3位) 1 非常に 2 開拓中 3 基本実現 4 完全実現

その他の実績(〇〇文化施設の活用実績)

1 非常に 2 開拓中 3 基本実現 4 完全実現

3-4. 文化施設の歴史的価値をもたらす施設修復や事業から、いかにして抱負の実績実現度合を利用したことがありますか。

既存 □ある ない

1 ほんの僅か → 文化財修復費等 ……現状実現度合

2 地元の予算による文化施設修復 ……現状実現度合

3 上式と同じ実現度合(内訳)

2. 文化財の保護に関する心配事項について

2-1. 文化財修復等の予算委託会員の負担額(文化財修復等)への負担とはありましたか。

既存 □ある ない

1 ほんの僅か → 文化財修復費等 ……現状実現度合

2 地元の予算による文化施設修復 ……現状実現度合

3 上式と同じ実現度合(内訳)

2-2. 既存施設の修理、人手不足などはありますか?(複数回答可)

伊勢崎市 → 施設:

県立(人手不足)あり → 施設:

その他、あり → 具体的な説明を教えてください。

なし

3. 文化財修復会員の懸念と課題

3-1. 地域づくりや観光振興における文化財修復が文化財修復会員から文化財修復会員に求められていくと思いますか。

□ある ない

3-2. 文化財修復会員が文化財修復にかかる費用と費用負担額について、どのようないいとお思われますか。(複数回答可)

既存料金: 適切 過度な負担 不適切 ローバータイプ

□その他 →

適切 過度な負担 不適切 ローバータイプ

望むといいとお思われる: その他

4. 文化財の保護と管理実践における共通・行政の仕方について

4-1. 文化財等の保護と管理等の実践において、行政の力を使っていますか。

□ある □ない

1 あるの場合は、以下の2点を聞かれます。具体的に記入してください。

国の役割:

都道府県の役割:

市町村の役割:

民間の役割:

道府県・都道府県について

5. 今後の文化財修復の取り組みについて

5-1. 2010年の東京オリンピック開催を機会に、新たな文部省等が行った施設づくり・観光振興の取組をみて、具体的に記述せざるを得ません。

以上のアンケートは終了です。ご協力いただき、誠にありがとうございました。詳細結果は遅めに連絡いたします。

2. アンケート回答結果

以下、各アンケート項目内容ごとに、結果をとりまとめた。選択式の回答については回答数の集計値を、記述式の回答については、遺跡整備研究室 高橋知奈津が内容を抽出し、該当する内容の件数を計上した。よって、後者の計上件数は、重複回答を含む。

■項目1. 近年の文化財（記念物）の保存・活用の状況

1-1. 地域づくりや観光等を目的とする文化財の活用に関する職務は発生していますか。

はい 160件

いいえ 87件 (総数247件、無効0件)



地域づくりや観光等の活用における職務内容

・文化財の保存活用・活用（現所変更・公開対応・施設運営等）	44件
・企画立案・実施（観光活用の企画・イベント・講座・ツアー・スタンプラリー等）	43件
・文化庁補助事業の史跡等の保存活用計画や整備計画の策定、整備事業	32件
・観光イベントの講師・協力（講座・講演会・ツアー）	32件
・学校・NPO・自治会・他市町村等との連携に関する業務	27件
・日本遺産に関する業務	21件
・観光パンフ・マップの作成	18件
・観光プロモーション（PR動画の作成、メディア取材対応、SNS）	19件
・人材育成（観光ガイド・ヘリテイジマネージャー・語り部）	14件
・観光インフラ整備（説明板・wifi・ルート）	13件
・歴史文化基本構想・歴史的風致維持向上計画に関する業務	13件
・観光計画への助言	2件
・世界遺産に関する業務	1件
・クラウドファンディング・民間資本による活用・整備	1件

地域づくりや観光等の活用における問題・課題

・部局間の連携、補助金の一体化の運用	43件
・所有者・地元住民との連携・意識共有	37件
・文化財専門職の人材不足	33件
・保存と活用のバランス	18件
・観光インフラの不足	16件
・PR不足	13件
・活用に関する全体計画の欠如	10件
・文化財の価値の表現・伝達方法（ローカルな価値、集客のための価値）	9件
・事業の継続性	8件
・観光資源としての価値づけするための方法	7件
・人材の高齢化	7件
・文化財担当者の職掌	5件
・施設の老朽化・不足	4件

・未整備遺跡・非公開文化財の取扱い	4件
・事業のスピード感のズレ	4件
・住民生活との両立	4件
・費用対効果のバランス	4件
・外国语対応の困難さ	3件
・バリアフリー対応	3件
・集客数・施設利用者の増加実績	3件
・活用施設の規模（教育施設と観光施設）	2件
・周辺自治体との連携	2件
・地域づくり・観光に重点がおかれていない	2件
・補助金の一体的運用	1件
・広域的な整備・連携	1件
・地域づくりの位置づけから文化財が外れた	1件
・財源の確保	1件

保存に関わる問題

・特になし	79件
・人員不足	16件
・予算不足	14件
・保存と活用とのバランス	11件
・文化財のき損	10件
・安易な現状変更の要望・手続き不備	8件
・文化財の維持管理	7件
・観光・地域づくり業務の肥大化	5件
・未指定文化財・市町村文化財の保護	5件
・観光活用のための整備（物販や駐車場整備、バリアフリー）	3件
・部局間の連絡調整	3件
・所有者代替わりによる意識継続	3件
・所有者・住民の生活との両立	3件
・文化財の耐震	2件
・適切なインフラ整備	2件
・全体計画・個別計画の欠如	2件
・民俗文化財の継承	2件
・住民の理解不足	2件
・無秩序な活用施設の乱立	1件
・予算不足による文化財の解体・撤去	1件
・公共事業と保存の調整	1件
・周辺市町村との調整	1件

・震災復旧にかかる所有者の費用負担増による復旧が困難	1件
・市外在住所有者の増加	1件
・所有者不在	1件
・活用計画の先行	1件
・調査・整備計画策定に十分な時間がかけられない	1件
・個人所有文化財の収入不足	1件
・活用に関する情報の事前把握	1件
・不十分な現状変更調整	1件

外国人旅行者の増加による影響と対策

(増加傾向と影響の有無)

・影響なし	103件
・増加傾向	14件
・増加傾向、影響あり	2件
・その他観光施設への増加	2件
・一部の道跡への増加	1件
・観光部局が対応している	4件

(対策)

・看板・案内板を多言語化	23件
・パンフを多言語化	22件
・HP/アプリの多言語化	8件
・外国語スタッフの養成・配置	5件
・音声ガイドを多言語化	3件
・立ち入り禁止サインの多言語化	2件
・外国人対応マニュアル作成・研修	1件
・トイレ施設整備	1件
・海外メディアの利用	1件

(課題等)

・多言語化未整備が課題	12件
・ガイド養成が課題	3件
・多言語化したもの利用頻度が少ない	1件

1-2. 文化財を地域づくり・観光振興等に活用するメリット・デメリットは何だと思いますか。

メリット

・住民の理解促進、地域愛着、保護へ意識向上	111件
・文化財の認知度を高める	61件

・地域の特色の創生・発信	45件
・地域コミュニティ活性化	31件
・集客・交流人口拡大	28件
・文化財の保護・保護意識向上	27件
・地元への経済効果	22件
・文化財継承への貢献・後継者の育成	21件
・学校教育・地域史理解に役立つ	12件
・財源の確保に有利（補助金の選択の幅）	10件
・行政内部での文化財保護活用の機運醸成	8件
・文化財の価値づけ・整備活用の機会	8件
・他部局連携による一体的・多面的な整備活用	7件
・観光収入による維持管理費・事業費のねん出	6件
・雇用の創出	2件
・市民協働の機会	2件
・歴史的風致維持向上	1件
・メリットの実感なし	1件

デメリット（懸念も含む）

・毀損・汚損のリスクが高まる、防犯保全対策が必要	72件
・活用重視による保護意識の薄れ	43件
・文化財の過剰活用による劣化	27件
・文化財本来の価値の担保が難しい	17件
・保存に影響する要望・規制に対する批判が出る	14件
・職員増員・体制整備が必要になる	13件
・住民・所有者の生活の侵害・周辺環境の悪化	12件
・費用がかさむ・費用の維持	12件
・一過性となりがちで、事業の継続性の維持が難しい	9件
・文化財に関する誤った情報が発信され、正しい情報を伝えられない場合がある	9件
・活用が優先され、調査・保存に係る仕事が手薄になる	8件
・安易な価値づけの情報発信に陥りやすい	8件
・大幅な観光客増による便益施設整備の必要が発生	7件
・維持管理費が増大（観光収入とのバランスがとりにくい）	6件
・集客・費用対効果が要求される	5件
・関係者への専門知識の教育・ガイドラインが必要	3件
・観光客にばかり気をとられ、地元住民から文化財が疎離する	4件
・見栄えのしない文化財がないがしろにされる	3件
・文化財の価値に関係のない整備・活用に陥る	3件
・開発を否定していると捉えられてしまう	1件

- ・SNSなどによる非公開情報流出の懸念 1件
- ・所有者との調整が必要 1件
- ・デメリットは感じない 3件

1-3.下記の計画等の取り組み状況を教えてください。

	策定済	策定中	策定予定	未策定	回答総数
歴史文化基本構想	17	14	11	194	236
歴史的風致維持向上計画	14	4	9	208	235
日本遺産	38	28	22	151	239
世界遺産	12	14	4	205	235
そのほか	68	17	26	118	229

そのほか → 史跡等の個別の保存活用計画、整備基本計画等

1-4.文化庁の「文化遺産を活かした地域活性化事業」あるいはこれに類する他省庁の補助事業等を利用したことがありますか。

ある 107 件 ない 138 件 (回答総数245件、無効2件)

○文化庁補助金

【国宝重要文化財等保存整備費補助】		20件
(内訳)	史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業 (H23-24)	1件
	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業 (H25-26)	2件
	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 (H27-)	6件
	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (H27-)	9件
	内訳不明	2件
地域伝統文化総合活性化事業 (H22)		1件
文化遺産を活かした地域活性化事業 (H25-28)・文化遺産総合活用推進事業 (H29)		75件
伝統文化親子教室事業 (H26-)		2件
日本遺産魅力発信推進事業 (H26-)		1件

○その他、他省庁の補助金

地方創生推進交付金（内閣府）

文部科学省「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」

社会資本整備総合交付金

まちづくり交付金

市内町家等再生事業

都市再生整備計画事業

個性ある地域づくり事業
集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

■項目2. 文化財保護に関する組織体系

2-1. 文化財保護部局が教育委員会から首長部局（文化財担当課等）への組織替えはありましたか。

はい 20件 いいえ 226件（回答総数246件、無効1件）



時期

平成1～10年 2件 平成11～20年 5件 平成21～25年 7件 平成26～29年 5件

理由

- | | |
|---------------------------|----|
| ・文化財を観光に生かすため | 3件 |
| ・世界遺産登録にかかる事務連携 | 3件 |
| ・文化財部局と都市計画部局の連携のため | 2件 |
| ・文化財の公開活用を促進するため | 2件 |
| ・文化財保護事務の効率化のため | 1件 |
| ・観光見学者急増によるトラブル回避の体制をとるため | 1件 |
| ・文化振興事業との事業の一括化 | 1件 |
| ・政令市移行に伴う組織改編 | 1件 |
| ・教育委員会との切り分け | 1件 |

長所

- | | |
|-------------------------|----|
| ・他部局との連携がとりやすくなった | 8件 |
| ・意思決定の迅速化 | 4件 |
| ・文化財が紹介・活用される機会が増えた | 2件 |
| ・市政において文化財行政に対する理解が深まった | 1件 |
| ・イベントでの連携が容易で広報力も優れている | 1件 |
| ・他部局との連携により視野が広がった | 1件 |
| ・直営で埋蔵文化財業務ができる | 1件 |
| ・民間の団体とのかかわりができた | 1件 |
| ・イベント情報の共有が迅速にできるようになった | 1件 |
| ・メリットがなかった | 2件 |

短所

- | | |
|-------------------------------|----|
| ・首長部局と教育委員会双方への手続きが必要となり事務が煩雜 | 7件 |
| ・業務が増加し、文化財保護業務が手薄になる | 4件 |
| ・教育と切り離された | 2件 |
| ・レファランスの際、担当があいまいになる | 1件 |

2-2.首長部局との併任、人事交流などはありますか。

併任・異動ともあり 4件 併任あり 14 件 異動あり 55件 なし 140件

■項目3. 文化財担当職員の職務と他部局との連携

3-1.地域づくりや観光振興においてどのような役割が文化財保護部局あるいは文化財担当職員に求められていると思いますか。

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・文化財に関する専門知識を生かしたコンテンツ・情報提供（精確・平易） | 88件 |
| ・保存・活用を両立させる運用の判断・助言 | 51件 |
| ・文化財の保存管理・整備 | 41件 |
| ・地域の潜在的な資源・価値の発見・顕在化 | 37件 |
| ・他部局との連携・調整 | 37件 |
| ・活用事業提案・実施 | 35件 |
| ・情報発信 | 31件 |
| ・民間関係者との連絡調整・助言 | 28件 |
| ・調査研究 | 25件 |
| ・普及啓発 | 17件 |
| ・地域づくり活性化施策 | 10件 |
| ・ガイド・人材育成 | 8件 |
| ・テーマ性・ストーリー性のある価値づけ・活用提案 | 8件 |
| ・事業計画の策定・事業の実施 | 7件 |
| ・観光・地域振興事業への理解・積極的参加 | 6件 |
| ・集客のための工夫・施策提案 | 5件 |
| ・文化財周辺の環境づくり | 4件 |
| ・観光客のニーズ把握 | 2件 |
| ・費用対効果の判断 | 1件 |
| ・事業費用確保 | 1件 |

・災害復旧	1件
・観光施策立案	1件
・文化財の価値を活用によって高めること	1件
・職員の確保	1件
・文化庁・県との連絡調整	1件
・地域経済への貢献	1件

3-2.文化財保護部局はどのような部局と連携・協働していますか。また、どのような部局と連携・協働が必要と思われますか。

既連携相手先		望ましいと思う連携先		
観光部局	184	観光部局	190	
地域振興部局	110	地域振興部局	168	
森林保護部局	37	森林保護部局	74	
企画部局	88	企画部局	151	
スポーツ部局	27	スポーツ部局	45	
その他	都市計画部局	24	都市計画部局	22
	建設部局	14	学校教育部局	13
	文化振興部局	8	建設部局	11
	公園部局	5	公園部局	6
	学校教育部局	4	文化振興部局	5
	農林水産部局	4	農林水産部局	4
	環境部局	3	環境部局	4
	土木部局	2	福祉部局	3
	市民部局	2	市民部局	3
	水道・商工・国際交流・福祉・広報	各1件	広報・財政・総合政策・防災	各1件

■項目4. 文化財の保存管理活用における行政・民間のあり方について

4-1.史跡等の整備・維持管理・活用について民間の力を借りて行っている事例がありますか。

はい 141 件 いいえ 106 件 (回答総数247件)



民間委託・協働の業務内容

維持管理 123件	施設運営 28件	活用イベント 27件	案内・ガイド 21件
整備事業 16件	調査 4件	広報 4件	計画策定 2件
販売・商品開発・施設経営 各1件			

4-2.史跡等を活かした地域づくり・観光振興において、行政（国・都道府県・市町村）、民間の役割はどうあるべきと思いますか。お考えのある場合は記してください。

国の役割

・補助金の交付（柔軟な制度・長期的事業）	92件
・指導助言	29件
・先進事例紹介・情報共有	23件
・ガイドライン作成	21件
・法令整備	14件
・保存と活用の調整	8件
・文化財の周知	7件
・他省庁との調整	7件
・文化財保護理論の確立・文化財の価値の表明	6件
・研修の実施	6件
・文化予算の確保	5件
・海外発信	3件
・現状変更の許認可	1件
・広域的事業への積極的関与	2件
・悉皆的調査・公表	2件
・許認可のスピード化	1件
・セキュリティ対策	1件
・文化財保護行政の総合的マネジメント	1件
・地方の意見吸い上げ	1件
・民間への優遇措置検討	1件

都道府県の役割

・補助金の交付・拡大	46件
・指導助言（国より近い存在として）	43件
・広域的事業への調整・仲立ち	28件
・広域的活用事業・ソフト事業の展開	17件
・国の方針・補助金の情報提供	16件
・市町村の情報集約・発信	15件
・市町村への人的援助（特に体力のない市町村）	14件
・先進事例紹介・情報共有	9件
・技術者等人材あっせん	8件
・文化財の周知	7件

・都道府県としての主体的な取り組み	6件
・都道府県内の指針作成	5件
・都道府県指定文化財の保存活用計画策定・活用推進	4件
・研修の実施	4件
・県内文化財の総合的マネジメント	3件
・国への働きかけ	3件
・歴まち計画等の指導人材の登用	1件
・海外発信	1件

市町村の役割

・保存活用にかかわる直接の取り組み	57件
・市民・民間との協働、取り組みの誘導	38件
・地域の文化財の窓口・周知	29件
・関係者との連携・体制づくり	26件
・地域の特色を理解し生かす取り組み	21件
・事業計画策定	16件
・文化財の現状の把握	14件
・調査研究	12件
・普及啓発	11件
・まちづくり・地域活性化への貢献	8件
・所有者への支援	7件
・人材育成	5件
・事業費確保	4件
・市指定文化財の保存活用	1件
・民間でできないことを担当	1件

■項目5. 今後の文化財活用の取り組みについて

5-1.2020年の東京オリンピック開催を契機として、新たな史跡等を活かした地域づくり・観光振興の取組を考えている場合、具体的に記述ください。

考えている 35件

特になし 212件

・日本遺産の取り組み	8件
・歴史的風致維持向上計画に基づく整備活用事業	4件
・多言語化対応	4件

・スポーツに関する文化財の登録、文化財化	3件
・情報発信の強化	3件
・縄文文化のアピール	3件
・聖火台モチーフへの火薙土器の推薦の運動	1件
・WiFi整備	1件
・外国人専用HPの作成	1件
・シリアル型での日本遺産認定を目指している	1件
・姉妹都市との交流計画	1件
・世界遺産登録20年の記念行事	1件
・歴史文化資源の磨き上げ	1件
・ユニークペニュー活用等による観光集客の促進	1件
・周遊型博覧会の実施	1件
・観光基本計画の策定への対応	1件
・高速道路整備への対応	1件
・整備中の道路の整備完了	1件
・道路の再整備	1件

II 事例報告

II

特別史跡藤原宮跡を活かした地域づくり・観光振興 －植栽花園整備事業の取り組み－

濱口 和弘（橿原市役所魅力創造部世界遺産・文化資源活用課長）

1. はじめに

橿原市は、奈良県のはば中央に位置し、東西約7.5km、南北約8.3km、面積39.52km²を計り、人口約122,500人（平成30年7月1日現在）を有す。市域の東は桜井市、西は大和高田市、御所市、南は高取町、明日香村、北は田原本町、広陵町と接している（図1）。

鉄道網はJRと近鉄が縦横に走り、大阪から約30分、京都から約50分、名古屋から約1時間50分の所要時間である。道路網も奈良県の東西南北軸である、国道165号と24号・169号の幹線道路と併せ、京奈和自動車道も本市域への接続を完了し、関西国際空港から約1時間10分の交通の便は良好である¹⁾。



図1 橿原市の位置（註3より転載）

市域は全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曾我川が流れている。また、名勝大和三山（香具山：標高152m、戸傍山：同199m、耳成山：同139m）がそびえ、その中央には約1300年前に我が国最初の都城藤原京の中心であった藤原宮跡が位置する。

当市の平成28年度一般会計決算額は、歳入が約425.70億円、歳出が約413.44億円である。歳出における文化財関連費は約3.60億円であり、約0.87%しか占めていない状況である。なお、史跡藤原京跡と史跡丸山古墳の公有化事業費は約3.9千万円、当市の全史跡の維持管理及び整備活用事業費は約3.9千円である²⁾。

2. 文化財を取り巻く最近の状況・背景

(1) 橿原市の埋蔵文化財行政の現状

奈良県教育委員会刊行の遺跡地図では、当市のはば全城にわたって800以上の遺跡が分布しており、なかでも市南部の丘陵部に古墳が多く、特に新沢千塚古墳群には約600基の古墳が築かれている。一方、平地部の遺跡の中で最大規模を誇る都城跡の藤原京跡は、市域の約60%を占めている。

当市の交通の利便性から、京阪神のベッドタウンとしての位置付けが高まり、昭和50年代後半以降は住宅開発や道路整備が活発に行なわれ、それらに伴う埋蔵文化財の現地発掘調査が、平成20年度頃までの文化財担当課の主な業務であった。

近年の経済事情による大型事業の減少や遺跡の保



図2 藤原宮跡（南から）（註3より転載）

護措置を講じた施工方法の採用、財團法人による民間事業に伴う発掘調査の実施により、平成22年度以降の文化財担当課が行なった発掘調査件数が一桁になったことから、既往調査の報告書刊行業務を積極的に取り組んでいる。

平成25年策定のまちづくりの指針となる『橿原市第3次総合計画』において、「文化財の保護と活用」と「歴史文化を活用する観光の振興」が示され、当市の文化財が観光振興の1資源として位置付けられたと言える。

（2）特別史跡藤原宮跡の現状

本稿の対象である藤原宮は、日本古文化研究所が昭和9（1934）から15年（1940）に行なった発掘調査によって、その位置が確定し、昭和21年（1946）に史跡指定、昭和27年（1952）には特別史跡に指定された。昭和52年（1977）以降、平成29年まで14次に亘る追加指定が行なわれ、その面積は約92.38万m²である。そして、文化庁の直轄事業により、指定地のうち約53.13万m²が国有化され、その比率は58%にしか過ぎない（図2）。

現在、藤原宮跡の発掘調査は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所が、学術調査を年次計画のもと継続して行なっており、平成30年3月時点では190件を超えており。しかし、その調査面積は約1km四方の宮城全体の約12%であり、藤原宮の全貌解明には程遠い状況である。



図3 文化財課人員体制

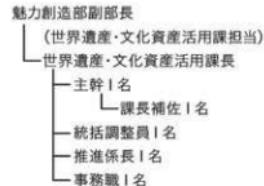


図4 世界遺産・文化資産活用課人員体制

3. 文化財の保護に関する組織体系

橿原市では教育委員会事務局が文化財行政を所管しており、担当課として文化財課と今井町並保存整備事務所が配置されている。

文化財課は、市内の全文化財を対象とした業務を担当し、今井町並保存整備事務所は、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている今井町の保存業務を行なっている。なお、その人員体制は図3の通りである。

また、首長部局の魅力創造部世界遺産・文化資産活用課が、「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」の世界遺産登録に向けた業務を図4の人員で担っている。

4. 文化財担当職員の仕事内容

文化財課の主な業務は、計画係が、有形文化財（建

造物、工芸品）や記念物（史跡）などの修理や維持、管理を担当しており、国や奈良県指定で修理が必要となった建造物、工芸品などの所有者と県教育委員会との調整を図っている。また、史跡丸山古墳などの公有化と史跡への来訪者や近隣住民への良好な環境を提供するため、草刈や虫害対応も行なっている。

保存係は、埋蔵文化財の保護と調査が主要な業務である。平成5から19年度までは、最大9名の専門職員で埋蔵文化財の現地発掘調査を実施したことでもあったが、近年は、大型事業の減少と併せて試掘調査を含む事前協議において、遺跡を保護する工法を検討し発掘調査件数の抑制に努め、専門職員が、出土遺物の整理業務に従事する時間を増やし、報告書の刊行を促進している。

学芸係は、歴史に想う橿原市博物館における展示と特別展に関連した体験型イベントの開催である。

また、今井町並保存整備事務所は、重要伝統的建造物群保存地区今井町の環境整備や、建造物の修理や修景を主な業務としている。

世界遺産・文化資産活用課の主たる業務は、世界遺産暫定一覧表に記載された、「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」の構成資産である特別史跡藤原宮跡をはじめとする、史跡や名勝の世界遺産登録に向けた事業である。

そして、平成13年に文化庁は、「特別史跡藤原宮跡整備基本構想」を策定し、整備の方向性を示されたが、後続の「基本計画」も未着手であり、本格整備の着工にはかなりの時間を要する状況であった。

そこで当市は、特別史跡藤原宮跡の本格整備までの間、暫定整備の一環として一部の国有地を借用し、季節の花の植栽を文化庁に提案し同意を得た。時に、世界遺産暫定一覧表に記載される「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産の一つとして、特別史跡藤原宮跡が候補にあがっていたことや、地域住民からの藤原宮跡の整備への取組みに協力したいという意欲的な要望もあり、地域住民で構成された藤原宮跡整備協力委員会と世界遺産・文化資産活用課の協働で、平成18年度より現在まで、花の品種と



図5 春の菜の花



図6 夏のキバナコスモス



図7 夏のハナハス



図8 秋のコスモス

区域の変更を図りながら、春は菜の花、夏はキバナコスモスとハナハス、秋はコスモスの植栽整備事業を実施している（図5、6、7、8）。

また、文化財課の所管事務となる、「樺原市内史跡名勝保存活用計画書」の策定や特別史跡藤原宮跡とその隣接の史跡藤原京跡の追加指定の手続きについては、世界遺産・文化資産活用課の補助執行や文化財課の協力を得て主務として行なっている。

平成29年度には、日本遺産に係る業務も、文化財課から世界遺産・文化資産活用課への所管換が行なわれた。

5. 文化財が地域づくり・観光で利用されるメリット・デメリット

近年、文化財を単に凍結保存するだけでなく、地域の「たから」として、文化振興とともに地域の活性化に適切な活用を図ることがこれまで以上に求められている。

当市においても、平成25年策定の『樺原市第3次総合計画』における「文化財の保護と活用」と「歴史文化を活用する観光の振興」や、平成29年策定の『樺原市観光基本計画』の観光戦略の一つに、「今井町を核とした市内観光地の活性化」が挙げられたことは、積極的に文化財を観光振興に利用する方向性がより明確になったと言える。

藤原京跡の中心にある特別史跡藤原宮跡は、樺原市を代表する文化財であるとともに、平成19年に世界遺産暫定一覧表に記載された「飛鳥・藤原の宮都とその関連遺産群」の中核となる構成資産であり、当市の観光振興に大いに貢献できる文化財である。

地域住民で構成された藤原宮跡整備協力委員会と当市が協働で取り組んでいる特別史跡藤原宮跡植栽花園整備事業は、その参画者自らが、自分たちが住む地域の歴史的価値を知ることにより、地域に誇りを持つことが出来るとともに、地域のステータスシンボルとして、藤原宮跡を良好に保全し、将来へ伝える意識の萌芽と原動力と成りうるのである。

つまり、地域住民の理解と協力が得られた、地域

づくりや観光振興への文化財の利用は、文化財を後世に保存する有効な手段であり、逆に利用を拒むことは、文化財へのデメリットになるのではないだろうか。しかし、文化財を地域づくりや観光振興に利用できる条件は、文化財の保存の担保が必須である。

6. 今後のあり方・求められる文化財担当の役割

地方自治体の事業は、住民に有益でなければならぬはずであるが、埋蔵文化財に係る業務は、開発等の妨げとして受け取られ気味であったことは否めない。

しかし、地方創生や地域活性化事業の実行において、文化財を利用した施策が、住民生活や地域に潤いをもたらすことが、徐々に明らかとなりつつある。当市の文化財担当職員は、この機を逃すことなく、文化財を将来へ確実に伝えるためにも、文化財が当市の重点事業を担う有効な資源であることを広く周知啓発しなければならない。

そして、文化財担当職員には、当市が策定する各種の計画や施策の立案を進める中で、文化財を活かした実効性と効果が生まれる提案を担う人材として求められていくものと考える。

文化財の整備には多額の事業費が必要であり、その確保は厳しい状況である。本稿の特別史跡藤原宮跡植栽花園整備事業も、決して小額の事業費ではないものの、来訪者はもとより地域住民や民間事業者などの当事業に関わる人たちの大半が、好意と親しみを享受している1例として紹介させていただいた。

【補註および参考文献】

- 1) 樺原市ホームページ 2017「樺原市の概要」2017年9月27日更新
- 2) 樺原市ホームページ 2018「樺原市の予算・財政」2018年5月25日更新
- 3) 樺原市教育委員会 2017「樺原市内史跡名勝保存活用計画書」

鳥取県米子市の文化財保護の現状と課題

下高 瑞哉（米子市経済部文化観光局文化振興課文化財室長）

1. はじめに

（1）米子市の概要

米子市は鳥取県西端に位置し、島根県に接する人口148,525人（平成30年6月末日現在、住民基本台帳による）の県西部の中心都市である。

市域の面積は、平成17年に淀江町と合併した結果、132.42km²となっている。

財政規模は、平成30年度一般会計当初予算で、660億2,400万円、そのうち、文化財保護関連歳出予算82,939千円であり、歳入としては、国庫支出金34,305千円、県支出金9,729千円となっている。

なお、本稿では、地方の都市として直面している現状と課題について記述をすすめる。

2. 文化財を取り巻く最近の状況・背景

（1）これまでの文化財保護をめぐる状況

米子市としては、昭和50年代からの本格的な文化財保護への取り組みが行われ、十分ではないにしろ文化財の保護が図られてきたところである。

その嚆矢となったのは史跡福市遺跡の保存運動である。昭和42年（1967）に、米子市の南部丘陵での区画整理事業（住宅団地造成工事）が開始されたが、当時は行政の担当者はおらず、地元の考古学研究者が遺跡の処置にあたった。工事と並行し、ブルドーザーに追われながらの発掘調査であったが、山陰地方ではじめて古墳時代前期の集落構造が明らかになった貴重な遺跡として、全国的に注目され、山陰

の古代集落跡解明の先駆けとなった。市民の保存運動が実を結び、約4haが国史跡として保存された。遺跡の保護が市民の理解や行政施策として、まだ定着していない時代にあって、福市遺跡の保存は画期的なことであった。この発掘調査が行政主体の調査ではなく、保存運動とリンクした研究者によって組織された調査団により実施され、極めて困難な状況の中で多大な成果を得、福市遺跡を舞台に展開された保存運動は、国の史跡指定と遺跡保存、資料館建設へと結実し、以後の全国の遺跡保存運動の範となつた（図1）。

その後、隣接する青木遺跡でも大規模な住宅団地が計画された。昭和46年（1971）から昭和53年（1978）にかけて約40haの発掘調査が行われ、弥生時代～奈良時代に至る西日本最大級の集落と墳墓群の姿が明らかになった。その間、文化財保護の行政訴訟が



図1 福市遺跡全景（昭和43年）



図2 青木遺跡全景

おこされるなど全国的に注目され、約4ha（開発面積の約1/10）が国史跡に指定され保存されている（図2）。

この隣接する二つの遺跡が国指定の史跡となった異例さも米子市における文化財保護の特筆すべきできごとであり、その後の妻木晩田遺跡の保存につながったものである。

福市遺跡を契機として展開された埋蔵文化財の保存運動が市の文化財全般に関する市民の关心を呼びます役割を果たし、昭和51年（1976）の市文化財保護条例及び文化財保護審議会条例の制定、翌年、昭和52年（1977）に12件の市文化財指定に至った。これで、米子市の文化財保護行政が出発点に立ったといえる。

（2）現在の状況

現在の米子市における文化財指定及び登録の状況は、国指定文化財11件、県指定文化財16件、市指定文化財29件、国登録有形文化財12件、国選択無形民俗文化財2件となっている。昭和51年（1976）の市文化財保護条例の制定時に12件であった指定物件は徐々にではあるが増加している。

最近では、平成18年に国史跡に指定された米子城跡の三の丸、深浦郭等の史跡追加指定が大きな課題となっている。また、史跡上淀庵寺跡出土の塑像、壁画の国重要文化財への指定に向けた調査研究に着手している。近代化遺産としては、大正年間に整備

された水道関係施設の指定、登録を進め、水管橋2基を市指定文化財に、水源地関係施設3件を国登録文化財としている。さらに、戦争遺産として掩体壕の市指定への取り組みを進めている。さらに、狛犬、D51蒸気機関車なども指定候補物件となっている。

また、平成19年から『この地には、人知れず、息づいている宝やいつの間にか忘れ去られようとしている宝が数多くあるのではないだろうか？』という素朴な思いから、「米子の宝88選」事業に取り組み、市民から寄せられた多くの情報をもとに、現地に足を運び、近所の人に伝承を尋ね、資料を紐解きながら資料の収集に努めた。市民から寄せられた「宝」は、300件以上にのぼり、その中から87件が選ばれ、残りの1件は市民一人ひとりに委ねられたもので、多くの資料の蓄積が図られている。

3. 文化財保護の組織体系

現在、米子市の文化財保護は、米子市経済部文化観光局文化振興課文化財室が担っている。これは、平成30年4月の市機構改革の一環で、観光と文化との総合的な振興を図り、観光やまちづくりへの文化財の活用を円滑に進めることが重要ということで、首長部局の経済部に文化観光局を設置し、以前の教育委員会文化課文化財係で行っていたものを補助執行として事務全体を移行させたものである。組織体系としては、経済部→文化観光局→文化振興課→文化財室となった。現段階では、首長部局へ移ったことによる文化財保護に支障が起きた案件はない。しかし、特に埋蔵文化財の保護と開発行為の推進には密接な関係があり、首長が二律背反のことを進めることができるのか、大いに疑問が残るところではあり、今後、支障が起こる事態も推定される。

文化財の保護と活用に対立が生じるのを避け、円滑に事業を進めるために首長部局で文化財の保護と文化財の観光やまちづくりへの活用を一体的に推進するというのは、対等な力関係が前提ならば考えられるが、文化財保護の力が弱い状態が続いていることを考えると無理がある。過去の歴史において、権

力の集中が何をもたらしてきたのか、また、様々な面で権力集中の弊害があらわれている現代社会において、どんな事態にも対応できるよう、せめて権力の集中は避けるべきと考える。

文化財室の職員は、室長以下6名であり、市行政一般職5名（うち1名は、埋蔵文化財発掘調査の経験がある者としての条件を付与し、平成30年4月に一般職として新規採用を実施）及び一般財団法人米子市文化財団からの派遣1名で構成されている。市一般行政職のはとんどの職員は、3年～5年程度で人事異動がある。また、派遣期間も原則3年（最大5年）となっている。

なお、文化財の現状変更、指定などの文化財保護の根幹に関わる機関としての文化財保護審議会については、教育委員会の所掌事務とし、文化財保護の独立を図っているが、今後も独立した機関としての機能が發揮できるか問題である。

4. 文化財担当職員の仕事内容

仕事の内容としては、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、埋蔵文化財等文化財全般の保護、管理、整備及び活用に関することのほか、日本遺産【地蔵信仰が育んだ日本最大の牛馬市の構成文化財である「旧加茂川の地蔵」及び「大山道（尾高道）】の管理及び活用、歴史・文化財関係施設（山陰歴史館、福市考古資料館、埋蔵文化財センター）の管理及び上淀白鳳の丘展示館への指導、助言が主たるものとなっている。

なお、近年は特に無形文化財及び無形民俗文化財の後継の問題、史跡の除草、樹木伐採及び近隣住民などからの要望への対応などの懸案事項が大きくなってきていている。

5. 文化財の活用におけるメリット・デメリット

今回の文化財保護法の改正は、（「文化庁ホームページ」¹⁾によると）「過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地の貴重な文化財の滅失・

散逸等の防止が喫緊の課題となる中、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るもの」が趣旨であり、「文化財は活用することで文化財の魅力、価値を多くの人が認識し、文化財を守り、後世に伝えていく意識の醸成につながる」という言は理解できる。また、過疎化や少子高齢化など、社会環境の変化に伴う文化財保護の担い手不足を挙げ「文化財が散逸・消滅の危機に瀕している」として新たな保護制度の整備が求められ、それに対応するための措置がいろいろ検討されている。保存に悪影響を及ぼす活用はあってはならないが、適切な活用を行うことで文化財の価値や重要性を一般の多くの方々に伝え、理解を深めてもらい継承につなげていくことは必要であり、方向性としては賛同できるものであり、活用のメリットは大きい。

しかしながら、文化財の保存と活用が上手にリンクし機能していくことのできる自治体がどれほどあるのだろうか。

米子市の場合、近年は文化財活用のためのソフト事業の企画、運営に係る負担が年々重くなってきており、史跡米子城跡に関連する様々なイベント開催（表1）、夏休み期間中における市内23小学校に設置



図3 なかよし学級での古代体験（勾玉づくり）

表1 米子城・魅せる！プロジェクト2017事業実績

開催日時	イベント名（会場等）	備考
4月8日（土）	春の城下町がっつりウォーク	50名参加
4月22日（土）	これが登り石垣だ！発掘調査現地説明会	120名参加
5月14日（日）	天守之大掃除（天守付近）	20名参加
7月22日（土）	天守之大掃除（天守付近）	30名参加
9月1日（金）～1月22日（月）	米子城 魅せる！写真コンテスト	最優秀1、優秀2、入選10 応募39人 108点
9月30日（土）10:00～12:30	ぐるり米子城 スタンプラリーⅡ（城山全城）	30名参加 ※参加記念品
10月22日（日）10:00～15:30	米子城 魅せる！ワークショップ 第1回 城跡コース（城山全城）	16名参加（高校生以上）※参加記念品
10月28日（土）8:30～11:00	天守之大掃除（天守付近）	30名参加 天守と付近の草刈り及び石垣除草
11月1日（水）～11月19日（日）	米子城跡ライトアップ 2017（米子城跡天守、二の丸高石垣など）	10/30 設営 11/20 撤去
11月11日（土）13:00～16:30	石垣で魅せる！山陰三城跡シンボジウム「米子城、鳥取城、月山富田城」（文化ホール）	500名参加
11月12日（日）10:00～15:00	「お城学者」加藤理文さんとめぐる！米子城（城山全城現地ウォーク）	110名参加 ※参加記念品
12月10日（日）10:00～15:30	米子城 魅せる！ワーカーショップ 第2回 城下町コース（城下町全城）	21名参加（高校生以上）※参加記念品
1月1日（火）6:00～8:00	2018新年明けまして米子城！	400名参加 ※参加記念品
2月22日（木）～3月15日（木）	米子城魅せる写真展	最優秀1、優秀2、入選10

されている「なかよし学級（学童保育）」への古代体験（勾玉づくり、火おこし、弓矢など）の出前講座の実施及び年間30回程度の市内外の公民館、民間施設等での講座や文化財めぐりの講師など、かなりのソフト事業をこなしている（図3）。

結果として、日々、イベント等のソフト事業の実施準備に追われ、文化財保護の根幹をなす日常的な文化財パトロールや調査研究を行うことができない。人的及び予算的手段でが無く、職員の努力に依存する過度な文化財の活用が文化財保護業務に支障をきたしているのが現状である。

6. 今後のあり方、求められる文化財担当者の役割

確かに、文化財は調査研究によりその価値、魅力が明らかにされ、それに基づいた適切な活用が行われることにより、将来へ継承していくことになる。そのきっかけとなるための「城内の文化財の総合的な保存・活用に係る計画（文化財保存活用地域計画）（以下、地域計画と記す）」及び個々の保存活用計画の策定であり、地域計画の策定とそれに連動する既

存の指定文化財の個別の保存活用計画の策定が重要なカギとなる。場当たり的な文化財保護を行ってきたものにとってその必要性は大いに理解できる。

今後は、地域計画を策定し文化財の観光活用を積極的に進めることのできる自治体と、そうではない自治体との間に大きな差異が生じることは明らかである。特に補助金について、地域計画なり保存活用計画なりの策定の有無で大きな差がつくと想定される。

一方では、策定したくてもできない、もしくは何もしない市町村の文化財保護は大きな危機に見舞われることになる。

地域計画の策定が求められることとなるが、この入口にさえ踏み込むことができない、専門の職員がない、もしくはいても多忙なため、本腰を入れて取り組むことができないとすると、結果として、地域計画の策定は、支援業務を行うコンサルタント頼みとなり、極論すれば、市町村や文化財の名称を換えればどこでも通用するものができあがるのではないか。どこまで、文化財担当者主体で策定できるかにかかってくる。

また、専門職員が確保できたとしても大学における教育環境の変化による実践力の不足が大きく、就職後の人材育成さえ十分にできない状況である。地域研究を支えてきた研究者人口は激減し、地方公共団体の人材不足は深刻であり、世代交代に伴う後継者育成は進まず、専門職員が組織のなかでも地域のなかでも孤立するおそれがある。

さらに、地域計画が認定され、現状変更の権限が市町村に委ねられた場合、観光担当者に文化財担当者が押し切られるケースがでてくると想定される。文化財の存亡に関わるようなことではないとしても、調査研究に基づく専門的な知見を反映しない観光客受けする復元などの整備が実施されることが危惧される。また、集客が見込まれ観光に大きく資するものに対して予算、人的資源が集中投資された結果、文化財の価値が話題性や集客数で評価され、その他の地味な文化財については無関心、見捨てられ、また、脚光を浴びる文化財に対しても観光のための活用という観点からの過度な要請が進まないように留意する必要がある。さらに、活用を急ぐあまり、地道な保護や調査研究がおろそかにならないか、ましては、物言うことで、結果として文化財担当者の孤立を招き、文化財担当者の努力に頼り切っている現状をさらに悪化させることにならないか注視する必要がある。

文化財の保護は、行政の力だけではどうにもならず、民間の方々や研究団体の方に頼ることが多い。ところが、近年特に地方における研究団体の組織は脆弱なものとなり、在野で研究をされている方々も高齢となり、一線を退かれる時となっている。今までなされてきた研究を引き継いでいく人材がまったく欠如している。とにかく、公的にも私的にも文化財を研究する人材がほとんどないのが現状である。かつての文化財の調査研究、保護を支えてきた一般の人々の裾野は、広がりを失い、縮小の道を歩んでいる。

そのため、最後の防波堤、チェック機になるであろう地方文化財保護審議会の役割は今後さらに重

要なものとなる。

米子市でも文化財保護審議会の欠員メンバーを補充することさえできない事態となっており、また、県が設置している「文化財保護指導委員」の推薦も簡単ではない。都市部や大学がある都市ならまだしも、そういう機関もなく、有識者も限られる市町村は多い。都市部から招聘するにも、旅費等がネックとなる。また、あまりにも大学教員等は忙しく、審議会なり、調査なりに来ていただくこともままならない実態がある。そのため、地元の大学等を文化財の保護、活用に関する学術機関として充実、発展させていくことが必要であり、学術的よりどころとすべく何らかの手法を検討する必要がある。

また、地域の文化財をしっかりと把握し、保護していくことの仕組みづくりが求められている。急がれるのはまず、地方の人員や予算を確保することである。文化財保護を担う市町村職員の確保と人材育成および市町村への国、県の援助が不可欠である。一度に多くの予算が必要ではなく、細くていいから、長期的に文化財保護に従事する人（たとえ正職でなくとも）を雇用することや地方文化財保護審議会への人的予算的な援助が重要であり、これを手助けする手立てを国、県は考える必要がある。国史跡等の現状変更の判断を地方文化財保護審議会が持つとなると、人的に脆弱な審議会ならば首長の御用機関となってしまうおそれがある。地方文化財保護審議会のメンバー構成への指導・助言及び市町村への丁寧な対応等が県の役割として求められる。様々な面において、どこまで市町村への踏み込んだ支援を県が策定する文化財の保存・活用に関する総合的な施策の「大綱」の中に盛り込めるのか、今後の姿勢が問われている。

「一番のがんは学芸員。この連中を一掃しないと」この発言は、一大臣の放言で終わるのか。

実際は、活用の現場では、観光、開発の担当者から、「せっかく文化財を活かしてやろうかと思ったのに、あれはダメ、これはダメ、といって邪魔するのは、文化財担当者だ」とか「そんなに多くの文化

財を残しても金ばかりかかるし、価値もわからぬ、意味もわからない」の声を行政内部からも聞く。保護への理解と知識抜きには活用を論ずることはできない。一般に対しては、日頃から理解を得るよう取り組みを十分ではないがおこなっているつもりであるが、行政内部では後ろから鉄砲で撃たれるようなことがある。高度成長期でまだ文化財保護の考え方方が十分に行き渡らない時代ならまだしも、今でもそういうことがあり、一般住民に対してのみならず、行政内部に丁寧に説明していく職員の役割が、今後益々増大していくと思われる。

重要なのは保存と活用のバランスをいかにとれるのか、である。文化財の保存を第一義とし、整備により文化財の持つ潜在的な価値を顕在化させることにより、文化財の価値が損なわれず、ダメージを与えない範囲で、まちづくり、学校教育及び生涯学習の場として様々な活用をしていき、その結果として、観光資源として地域活性化に資するものと考える。過度な保存のみを優先し、活用を悪しきものと批判する姿勢をとるべきではないと考えるが、「文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまう」ことを常に考え、判断していくことが文化財担当者には求められる。

また、今後、文化財担当職員は、地域計画の策定とそれに連動する文化財個々の保存活用計画の策定に追いまくられることが考えられ、本来の文化財保護業務に支障をきたさないのか、大いに危惧されるところである。

7. おわりに

昭和40年代以降の高度成長期に開発の荒波の中で苦労して文化財保護を支えてきた様々な立場の人々が第一線を退きつつある現在、地方における文化財の保護が今後も可能なのか危機感を抱く。

多くの地味な文化財があることで派手な文化財が形づくられている。人から見放された文化財にも意味がある。人はみな、それら多くの地味な文化財とともに生活し長い時間を過ごしてきた。心の深いと

ころで親しみを感じることもある。特別なものではない路傍の文化財に行ってみたくなったときに果たして残っているのだろうか。文化財の保護を訴えたときに、賛同してくれる人々は果たしているのだろうか。

【参考文献】

- 1) 文化庁ホームページ：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/1402097.html>

佐賀市の文化財活用の現状と課題

－見えない世界遺産「三重津海軍所跡」の事例を中心にして－

木島 憲治（佐賀市企画調整部三重津世界遺産課長）

1. はじめに

（1）佐賀市の現状

佐賀市は、佐賀県のほぼ中央部に位置する県庁所在地で、佐賀市の中心部と隣県の福岡市の中心部との直線距離は約50km、長崎の中心部との直線距離は約65kmである。平成17年および平成19年における2度の市町村合併を経て、東西約22km、南北約38km、面積約431km²の南北に長い市域となった。北は脊振山地に及び、南は緩やかに広がる沖積平野を挟んで有明海に達しており、文字通り、山から海までを包括した豊かな自然を擁する（図1）。

人口は約23万4千人で、平成30年度における当初予算の一般会計の総額は956億円である。この内、



図1 佐賀市の位置

文化財関連経費は、文化財の保存等にかかる経費として43,616千円、埋蔵文化財の発掘調査にかかる経費として171,937千円、合計215,553千円が計上されている。また、三重津海軍所跡関連予算は、活用推進経費が29,846千円、整備事業経費が90,734千円で、合計120,580千円が計上されている。

市内に所在する指定文化財は、平成30年4月1日現在で224件、その内訳は国指定：32件、国登録：5件、県指定：68件、市指定：119件である。

江戸時代は、肥前鍋島藩35万7千石の城下町として栄え、現在でも、藩政期の歴史的建造物や町割が引き継がれ、多くの文化財に恵まれている。

また、「遺跡の宝庫」としても知られる佐賀市北部域を含む脊振山系南麓一帯には、数多くの埋蔵文化財包蔵地が周知化されている。このため、佐賀市における埋蔵文化財に関する業務は、文化財関連業務の多くを占める状況が常態化している。

ちなみに、埋蔵文化財の調査件数は、県内では突出した状況が長いこと続いている。平成29年度の佐賀県内における埋蔵文化財届出・通知件数（市町のみ）約1,000件についての内訳をみると、民間開発ベースでは全体の約4割を、公共事業ベースでは約3割を佐賀市の届出・通知が占めている。そのうち確認調査を実施した165件中、遺跡を確認したのは41件で、記録保存のための発掘調査の実施に至ったものは13件に及ぶ。

2. 佐賀市の文化財を取り巻く状況

市内における多くの文化財についての保存・活用

を図るために、近年、関連する計画の策定や世界遺産に係る取り組みなどが相次いでいる。ここでは、その計画の概要、取り組み状況や課題などについていくつかを紹介する。

(1) 第二次佐賀市文化振興基本計画

文化芸術振興基本法第4条に基づく計画として位置付け、平成29年度から平成32年度までの4年間を計画期間として策定している。

この計画では、文化財における課題として、指定文化財の保存管理・活用に関する意識の向上は当然のことながら、指定文化財以外の地域文化が地域コミュニティの形成や郷土愛・地域の誇りの醸成の重要な要素となるとの観点から、その保存・継承の支援や次世代の人材育成の支援の課題が挙げられている。また、活用については、さまざまなツールによる情報発信、公開と周知が課題となっている。

(2) 佐賀市歴史的風致維持向上計画

城下町に残る町割や歴史的建造物が年々失われつつあるとともに、市民の歴史・文化への理解も十分に醸成されてはいないという現状が大きな課題になっていたことから、その保存・整備・活用を図るため、「佐賀市歴史的風致維持向上計画」を策定した。

本計画では、平成24年度から平成33年度までの10年間を計画期間とし、佐賀城下一帯約400ヘクタールを重点区域として、

- ・歴史的風致を構成する歴史的建造物の保存と活用
- ・江戸期の町割を継承する道路や水路の保全と活用
- ・伝統と歴史に対する市民啓発と活動支援

という3つの基本方針を定めて、佐賀市独自の歴史的風致の維持向上を図ることとした。

現在、佐賀市内には、佐賀市歴史民俗館として活用している市重要文化財の5棟をはじめ、歴史的建造物が多く所在する佐賀市柳町以外にも、武家屋敷・町家・寺社などの歴史的建造物が点在している。

これらの歴史的建造物については、子ども世代に所有権が引き継がれはするものの、居住するまでは至らずに除却されたり、建造物に対する十分な維持

管理が行われないために老朽化や損傷が著しくなったりしている物件が多い。また、維持修理が行われてはいても、それまで維持されてきた歴史的な趣を損ねた改修が行われたものもあり、まちなみの統一感が失われつつある。

城下町を特徴づける町割は、概ね改変されることなく現代に引き継がれてはいるものの、近年では、堀の埋め立てや暗渠化、石橋へのアスファルト敷設、水汲み場として使われていた「棚路（たなじ）」の撤去や埋設化も散見されており、城下町としての風情が失われている部分も少なくはない。

(3) 世界遺産登録

平成21年1月のユネスコの世界遺産暫定一覧表への追加記載を契機に、「明治日本の産業革命遺産」（当時は「九州・山口の近代化産業遺産群」）において、佐賀市に所在する幕末佐賀藩の近代化産業遺産（築地反射炉跡・精煉方跡・多布施反射炉跡・三重津海軍所跡）の構成資産入りが検討された。

その結果、構成資産となったのは三重津海軍所跡だけであったが、幕末佐賀藩の偉業が改めて市民の注目を集めることとなり、その保存や活用について活発に議論される状況が続いている。

(4) 明治維新150年

平成30年は明治維新から150年という節目の年であり、佐賀県を中心に「肥前さが幕末維新博覧会」が開催されている。この博覧会では、幕末維新时期に国内最先端の科学技術を有し、鎮国から開国へと向かう大きな流れの中で、明治維新の「鍵」を握っていた佐賀藩の類まれなる「技」、教育改革が生み出した多くの「人」と「志」に注目し、当時の佐賀を映像で体感するとともに、歴史、食、文化、アートを楽しむイベントを展開中である。

開幕半年で124万人が県内外から訪れ、満足度9割を超える盛況ぶりで、幕末佐賀藩に関連する文化財の存在が広く周知される機会にもなっており、近年になく市民への情報の浸透が促進されている。

(5) インバウンドの状況

平成28年度の観光動向によれば、佐賀市への観光

客数（日帰り・宿泊）は6,264千人で、このうち外国人観光客数は69,303人である。全体に占める割合はわずかではあるが、前年との比較では約4割増となっており、年々増加傾向にある。この背景の一つには、LCC 各社（平成25年にティーウェイ航空による韓国ソウル便、平成26年に春秋航空の上海便）による佐賀空港への国際線就航がある。

「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三重津海軍所跡への外国人来訪者数は、平成29年度実績では全体数の約0.3%で、台湾、中国、韓国、香港の順となっている。

3. 三重津海軍所跡と世界遺産

このような状況の中、平成27年に「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産一覧表に記載されてから、その構成資産である「三重津海軍所跡」の保存・活用が急速に進展している。

（1）史跡 三重津海軍所跡

三重津海軍所は、幕末に佐賀藩が洋式船による海軍教育を行うとともに、藩の艦船の根拠地として、さらには修船・造船を行う場として機能した施設である。

三重津海軍所跡は、佐賀市の南部域にあり、有明海に注ぐ筑後川の分流早津江川の西岸河川敷に立地する。現在の早津江川河口からは約6km上流、佐賀城跡からは直線距離でおよそ5kmの位置にある（図1、2）。遺跡の対岸は福岡県大川市で、当時は柳川藩領であった。



図2 三重津海軍所跡 遠景

幕末、福岡藩と交代で長崎警備を担当していた佐賀藩は、アヘン戦争（1840～1842）や日本近海での外国船来航の状況に強い危機感を持ち、長崎警備の体制強化を喫緊で重要な課題として、台場の築造や鉄製大砲の製造などに取り組むとともに、洋式海軍の創設にも着手することとなる。

安政2（1855）年に幕府が開設した長崎海軍伝習所に、佐賀藩は多くの藩士を派遣して学ばせた。そして、安政5（1858）年に、藩内で洋式船の運用技術等を教育するため、佐賀藩の和船を管理する船屋が置かれていた三重津に「御船手稽古所」を設置した。これが三重津海軍所の前身となる。

その後、長崎海軍伝習所の閉鎖に伴い、本格的な海軍伝習を行うため、三重津船屋の西一角に「海軍稽古場」を拡張。これが海軍所の始まりとなる。そして、艦船運用の根拠地としての整備を行うとともに、洋式艦船の修理部品の製造を行う「製作場」、修理の際に船を引き入れる「御修復場」などの修船施設を整備・運用し、慶応元（1865）年には国内初の実用蒸気船である「凌風丸」を建造した。

三重津海軍所跡の近代化産業遺産としての価値については、平成13年から現在も継続実施している発掘調査や平成21年度から実施している文献調査などによって明らかにされてきた。特に、蒸気船の修理には不可欠であったドライドックが、木杭と板を組み合わせた在來の土木工法により構築された国内現存最古の事例（図3）であること、修理に使用する金属部品製造についても、日本古来の鋳物や鍛冶の



図3 日本最古のドライドック遺構

技術で対応したことなど、幕末当時の日本の近代化の様相が具体的に明らかにされたことから、幕末期における西洋の船舶技術の導入や軍事の展開を知る上で重要な遺跡として、平成25年3月に、国の史跡に指定された。

(2) 明治日本の産業革命遺産

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、19世紀半ばから20世紀の初頭にかけて、日本が製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤として急速な近代化を成し遂げた産業化の過程を、九州・山口地域を中心とした8県11市に分布する23の構成資産を一つの群として顕わしたものである。

製鉄・製鋼、造船、石炭産業の3つの産業分野に属するこれらの構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずか50年余りという短期間に達成された急速な産業化の3つの段階（第1段階：1850～1860年代、第2段階：1860～1880年代、第3段階：1890年代～1910年）を示している。平成27年7月に、その顕著な普遍的価値が認められ、世界遺産一覧表に記載された。

三重津海軍所跡は、いち早く在来技術と西洋技術を融合させた日本の近代化の過渡的な状況を示すとともに、近世の和船の管理施設である船屋から近代の蒸気船を含む洋式船を運用・管理した海軍所への変遷過程が明らかにされたことが評価され、「明治日本の産業革命遺産」の造船分野の第1段階の資産として位置づけられている。

(3) 三重津海軍所跡の保存・整備・活用の計画

この貴重な歴史遺産について、その本質的価値を明らかにするとともに、適切な管理を行って未来へと継承するための方向性を提示するため、平成25年に「史跡三重津海軍所跡保存管理計画書」を策定した。

また、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産一覧表への記載決議に際し、世界遺産委員会が、平成29年12月1日までに「推薦資産及びその構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定する」という付帯的に勧告したため、三重津

海軍所跡についてもその計画を策定することとなり、その母体となる「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」を平成29年度に策定した。

遺跡の保存・整備・活用において、三重津海軍所跡が抱える最大の課題は次の2点である。

- ・地下構造を埋め戻した状態で保存するため、直接見ることができず、その価値が伝えにくい。
- ・遺跡が河川敷に立地しているため、遺跡の価値の表現には様々な制約を伴い、通常の手法だけでは対応に限界がある。

そのため、この計画においては、価値の「見える化」の実現に向けた全体構想（ヴィジョン）のキー・コンセプトを、「見えない三重津が見えてくる～幕末佐賀藩の近代化への試行錯誤の取組が伝わる遺跡～」として計画の推進にあたることとした。

特に、整備の中核となる史跡本体の整備及びガイダンス施設の整備においては、遺跡の現状や立地に係る様々な制限への対応を図るために、史跡指定地内で行う「屋外展示」とガイダンス施設で行う「屋内展示」を、主体と補完の関係としてではなく、それそれが実現可能な役割を最大限に担いつつも、その双方を循環的に見学することで、価値の理解が相乗的に深まっていくような「一体展示」の考え方に基づき行うこととした（図4）。そして、遺跡の持つ立地性や空気感、スケール感を表現しつつ、当時の様子を具体的にイメージできるよう、従来型の遺跡整備の手法に加え、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）などのデジタル技術やガイドを始めとした人を介するアナログ的な手法なども活用し、利用可能な



図4 一体展示のコンセプト

手法を幅広く取り入れる整備を検討することとした。

この「一体展示」整備を行うため、整備基本計画と同時並行で「三重津海軍所跡ガイダンス施設基本計画」も策定し、今年度からは「歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」の補助を受け、史跡整備の基本設計に着手し、その詳細を検討中である。

(4) 文化財関連業務の推進体制等

現在、佐賀市において、文化財の保存・整備・活用に関わる組織は大きく2つある。一つは教育委員会教育部文化振興課、もう一つは市長部局の企画調整部三重津世界遺産課である。

1) 文化振興課

管理職1名のもと、3係体制で、文化振興係：5名、文化財1係：6名（内2名が三重津世界遺産課の兼務職員）、文化財2係：6名の正規職員に嘱託：5名を加え、計23名で構成される。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・文化芸術の振興、文化施設の維持管理
- ・指定文化財の管理、地域の文化財の保護活用に関する支援
- ・埋蔵文化財の保護・調査研究、三重津海軍所跡を始め幕末佐賀藩の近代化遺産に関する調査研究（文献調査含む）

2) 三重津世界遺産課

管理職1名のもと、2係体制で、整備係：2名、活用係：3名の計6名で構成される。なお、文化振興課で三重津海軍所跡の発掘調査を担当する2名に対しては、調査と整備の一体化的な実施を図るために、三重津世界遺産課の兼任指令が発令されている。

「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に向けた様々な事務は、平成21～23年度は担当者1名の配置、平成24～25年度は2名体制の係として対応してきた。平成26年度からは「世界遺産登録推進室」（企画調整部内室、管理職+1係：3名）が新設され、世界遺産登録後の平成28年度には、三重津海軍所跡の整備・活用の充実を図るために、「世界遺産登録推進室」と三重津海軍所跡の調査を担当して

いた「教育委員会文化振興課世界遺産調査室」を統合し、「三重津世界遺産課」として2係体制の組織に移行した。

主な業務内容は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産としての保存と活用に関する業務である。特に、ユネスコへの対応における国との調整、関係自治体で構成する協議会への参画、道路の保全に伴う外部関係者との協議・調整、府内調整など、多くの関係者との調整業務が多くを占める。

また、平成28年度から平成29年度にかけて、史跡と世界遺産の構成資産としての二つの側面を対象とした「三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画」を策定し、平成30年度からは計画に沿った整備事業を開始している。

これらの組織において、三重津海軍所跡に関する業務は、明確に分担されているように見える。しかし、史跡と世界遺産という二つの側面を持ち合わせている遺跡の保存と活用を図る業務を、所属の異なる2つの部署で取り組むにあたっては課題も少なくない。

特に、両者の担当する業務範囲を明確に線引きすることは現実的にかなり難しいと感じている。もちろん、両課には文化財担当職員が配置されており、意思疎通は十分に図れそうなものだが、具体的な調整が行われ始めると、それそれが所属する組織の事情が顕在化し、あちらを立てればこちらが立たずといった悩ましい状況が発生することも少なくない。

4. 三重津海軍所跡の活用上の課題

三重津海軍所跡の保存と活用は、様々な問題や課題を内包しているが、ここでは、最近、特に気になっている点を取り上げる。

(1) 世界遺産登録への期待

先に述べたように、三重津海軍所跡は「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である。

したがって、その保存措置は国史跡指定を前提とし、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の証明に貢献する上で不可欠となる資産の「真正

性」と「完全性」の証明が求められた。その上で、遺跡の保存と管理を継続的に行うため、具体的方法と体制について明記した管理保全計画を策定した。

このような厳密な保存措置を行って臨んだ世界遺産登録の背景として、登録後に多くの観光客が訪れ、市にとっての経済効果にも寄与するだろうという観光振興への期待は、関係者であれば誰しもが抱いたことだろう。

しかし、遺跡周辺がもともと観光地としてあったわけでもなく、また、地元においても遺跡の認知度がさほど高くもなかった三重津海軍所跡の場合、大きな経済効果よりも、地域による文化財への再認識、愛着や誇りの醸成、そして守り伝えていく活動への参画を促す機会になることへの期待の方が強かったと私は思っている。

人口が減少し、高齢化や少子化が進み、地域の定住人口を増やすことは非常に困難な中で、文化財や文化の保護・継承の担い手不足が危ぶまれる状況は、佐賀市においても大きな課題となっている。

その解決に向けて、地域の文化財を再認知する機会をつくり、改めて文化財や文化を支える体制を整えていくことは、今まさに私たちに求められている重要なことであり、世界遺産登録はそのことに大きな効果をもたらしてくれるのではないかと期待を寄せている。とはいって、その取組自体は緒に競いばかりで、試行錯誤の連続ではあるが、今後もこのことについては積極的に注力しなくてはならないと思っている。

もちろん、地域ばかりにその期待を背負わせるのには限界もあるだろう。他の地域では、観光客を含む来訪者などの外部の人材を活かしたファンづくりの方法に取り組んでいるところもあると聞く。今後はこのような検討も必要であろう。

(2) 働き方の難しさ

三重津海軍所跡（図5）の地下遺構の取扱については、整備基本計画策定委員会でもかなりの議論や検討が行われた。最終的には、継続的なモニタリングを行いながら、地下に埋め戻した状態で保存を維

持し、原則として一般公開をしない措置を取ることになった。「見えない三重津」の誕生である。

では、この遺跡の価値をどのように表現し伝えるか。三重津海軍所跡の場合、これが実に難題で、過去の取組においても問題を生じたことがある。

現在、来訪者に遺跡の全てを現地で見せられない代替措置として、海軍所稼動当時の景観や様子、遺構の解説などについて、VR技術を応用した映像を、スコープやシアターなどを使って提供している。

映像の制作においては、復元に必要な情報が不足することも多いため、類似資料からの援用や専門家による監修での情報の補完や確認を行い、できる限りの正確性を担保することになる。

だが、当初行われた映像制作では、そのようなプロセスを十分に経ないまま公開され、市民や専門家から、それらの情報のいくつかに誤りがあるとの指摘を受けたことがあった。結局、最終的には修正作業を行った。

このような事態を招いた原因はいくつかある。

まず、制作にかかるコストや期間の問題。正確性について十分な検証を行うためには、それなりの経費と時間が必要となる。そのバランスを考えると、どこかで折り合いをつけなくてはならないことも現実的にはあるのだが、これが上手くいかなかつた。

また、娛樂性や注目度向上への意識。多くの人に楽しんでもらおうという意図から、より迫力のある映像や演出を目指し、エンターテイメント性を重視したことが、結果として、正確性を欠いたことに繋がったことは否定できないだろう。

もちろん、このことが遺跡に対して直接的な破壊や劣化を引き起こすことにはならないのだが、故意ではなくとも、誤った情報を伝えてしまうことは、遺跡の価値を傷つけることになりかねない。デジタル技術の活用が不可欠である三重津海軍所跡の整備においては非常に悩ましいところだが、この点は十分に留意しておきたい。

なお、現在は、関係者の努力により、そのような状況は解消されているとともに、その後の映像制作



図5 三重津海軍所跡 近景

における議論をとおして、このような課題に対処する経験値も上がっており、価値の伝達における正確性と娛樂性に効果的な折り合いをつけることは十分可能であると考えている。

(3) 「保存」にも説明が必要

三重津海軍所跡において、来訪者から必ずと言つていいほど要望されるものの、実現困難なのが、

- ・ドライドック遺構を常時公開してほしい
- ・佐賀藩建造の日本初の実用蒸気船「凌風丸」を復元してほしい

の2点だ。

船の復元については、側面を描いた絵図と僅かな文字情報があるだけで情報が不足しており、正確な原寸復元模型製作は難しいことを伝えると、納得していただける人は少なくない。

しかし、遺構の常時公開についてはそう簡単には理解が得られない。木材などの脆弱遺物を含む地下遺構を長期にわたって現地公開するための保存科学技術は未だ確立されていないことを口頭で説明してみても、「科学技術がこんなに進んだ世の中なのだからどうにかなるでしょう？」と言われるのがオチだ。もっと具体的で実証的な説明が必要なのである。

基本計画策定委員会でも、「なぜ地下遺構が見せられないのか」という、保存に対する疑問には、展示を行ってでも丁寧に説明すべきである。「見えない三重津が見えてくる」には、それは必須事項だろう。」という指摘を受けてもいる。

これまでの過程を振り返ってみると、「活用」の前提となる「保存」について、きちんと説明するための情報と機会をどれほど持てていただろうか。

5. これからに向けて

課題も多いとはいって、世界遺産の構成資産である三重津海軍所跡の保存・活用が全序的なプロジェクトとして推進されたことの意味は大きい。これまでの流れを汲んで、市は幕末佐賀藩の近代化産業遺産の一つである精煉方跡地を保存のために取得した。また、佐賀城下関連遺構や西日本最大級の繩文遺跡「東名遺跡」に関しても、保存や活用の動きは活発化している。佐賀市の文化財を取り巻く環境には、今まさに追い風が吹いているといつても良い。明治維新150年にかかる市民の注目度の高まりもそれを後押ししてくれている。

文化財の保存・活用の充実を考えるならば、このチャンスを生かさない手はない。その成功の鍵の一つを握る文化財担当職員の仕事の進め方は、その行く末を大きく左右することだろう。

そこで、十数年前に文化財担当を離れ現在に至る私の経験を踏まえ、文化財担当者が人や地域と文化財を繋ぐ役割を果たすためには、今以上にこういう姿勢が求められるのではないかと思うことを、自戒と期待を込めつつ述べてみたい。

(1) 調査研究の成果を伝える

文化財の調査研究は、その保存や活用の前提となる重要な業務である。文化財の価値は調査研究によって明らかにされ、その成果が広く伝えられることで適切な保存や活用が図られるからである。

したがって、その役割は尊重されるべきものである。ただし、この調査研究は公開を前提として活用とセットで成り立っていることを、担当者は肝に銘じておいてほしい。

特に、調査研究の成果については積極的に情報提供に努めることが大切である。歴史講座の講師、マスコミへの情報提供、府内研修、外部からの視察対応やレファレンスなど、そのような機会は身近にいくらでもある。

伝えることでこそ、多くの人たちが文化財に対して興味を持ち、その価値への理解を深めていくけるし、その行為こそが、文化財担当者への信頼度をアップさせることにも繋がるのではないかと思う。

市民や関係者は、「担当職員は専門家なのだから文化財のことなどはなんでも知っている」と思っている。その期待に十分に応えてみてはどうだろうか。

(2) 調整能力を高める

文化財の保存・整備・活用においては、府内部署はもとより、外部にも実に多くの関係者がおり、自ずと調整業務が発生する。それが上手くいった結果、様々な協力が得られ、取組は進んでいくのである。

この際、文化財担当者が中心的な役割を担うこと間違いないが、かといって担当者が孤軍奮闘するだけではコトは成就しない。

もちろん、その取組において、担当者の文化財にかける情熱や志は不可欠だが、対話により周囲を巻き込み、ヒト、モノ、カネ、情報の資源をうまく獲得し、活かしていくには、スキルとネットワークもまた重要なのだ。

その獲得のために必要なことは色々あるだろうが、異業種交流もその一つだと思う。全く分野の異なる人たちとの対話や情報交換は、自分の考え方や行動を見つめ直し、見識を広める絶好の機会となる。

また、府内における他部署との人事交流により、一定期間に経験を積むことも一つの方法だと思う。何を全くの畠違いの部署に行かなくても、文化財担当者としての経験を生かすことのできる部署が府内には確実にある。

そのスキルとネットワークを獲得し、文化財担当者として、本来を目指していたコトを成就するために、新たな世界に飛び出してみるのはいかがだろか。

(3) 協働の視点を持つ

先にも述べたことだが、文化財の保存と活用には「応援団」も必要だと思う。そのためには、価値を伝え、興味を促し、理解を深め、活動への参画の場づくりが欠かせない。

ただそれは、決して一人でやることではなく、多様な人たちの関わりと活動の中で進めていくべきであろう。そうでなければ広がりのある展開は望むべくもないと思う。

つまり、「協働」で取り組むという視点が重要であるということだ。

異なる資源や特性を持ち寄り、互いの不足を補い合うことで、相乗効果を産み、単独ではできなかつた取組を実現する、いわば「借り物競走」的な発想を持って取り組めば、これまでとは違った活用のあり方が見出せるのではないだろうか。

もちろん、このような巻き込み型の取組には、多様性と柔軟性が求められるため、相当の気力や体力を要することも多いが、昨今の文化財を取り巻く状況を鑑みるにあたり、協働の視点は標準装備として身につけておくべきもの一つと考えている。

遅いということはない。今日からでも、その視点で、抱えている仕事を見つめ直してみることをお勧めしたい。

【参考文献】

- 1) 佐賀市教育委員会 2017『第二次佐賀市文化振興基本計画』
- 2) 佐賀市 2012『佐賀市歴史的風致維持向上計画』
- 3) 佐賀市教育委員会 2013-2018『三重津海軍所跡I~V』
- 4) 佐賀市 2017『三重津海軍所跡の保存・整備・活用に関する計画』

中世莊園「日根莊遺跡」を活かしたまちづくり －大阪都市部近郊の史跡と重要文化的景観にかかる事業について－

中岡 勝（泉佐野市教育委員会文化財保護課課長代理）

1. はじめに

（1）泉佐野市の概要

泉佐野市は、昭和23年（1948）4月1日、大阪府内で第15番目の市として誕生し、平成30年で市政施行70周年を迎えた。元々は漁業・廻船業で栄えた佐野浦を含む佐野町が市制を施行後、周辺5か村の南中通村・日根野村・長滝村・上之郷村・大土村と合併しほぼ今の市域となった。

現市域の面積は、5,651haで府内43市町村のうち11番目の規模である。大阪市と和歌山市のはば中间に位置し、南は金剛生駒和泉国定公園に連なる和泉山脈を介して和歌山県紀の川市、東は泉南郡熊取町と貝塚市、西は泉南郡田尻町、泉南市に面し、北は大阪湾を望む南北に細長い市域を有している。

大阪湾沖合に浮かぶ人工島には関西国際空港があり、大阪と世界結ぶ玄関口となっている。なお連絡橋等と空港北端は泉佐野市域である。

本市の人口は、平成29年度末では100,615人を数え、泉州地域の人口173万人中、堺市、岸和田市、和泉市に次いで4番目にあたる。少子高齢化により、人口減少の傾向が見られるが、昼夜人口比率の推移を見ると、近隣市町の中でも昼間人口が夜間人口を超過している。関西国際空港の開港、りんくうタウンの誕生が要因と考えられ、今後の施策や住環境の整備によって人口増が見込まれる。

市の財政状況は、平成6年9月の関西国際空港開港に先駆けて、病院、文化センターなど大型公共施設やインフラ整備を実施した結果、財政再建団体と

なったが、平成21年～平成24年の財政健全化計画に基づいて、事業の見直し、遊休財産の売却、職員の退職不補充等の歳出削減のほかネーミングライツ（命名権）売却（2012年）、関西国際空港連絡橋の国有化に伴う空港連絡橋利用税の導入（2013年）等施策を実施した効果もあり、平成25年度普通会計の決算で早期健全化団体から脱却した。以降、中期財政計画に基づき黒字決算を維持している。歳入面では、ふるさと応援寄付金（ふるさと納税）による寄付金が、平成29年度には約135億円にものぼり、日本一に輝いた。

（2）泉佐野市の観光・交流施策

平成29年度の関西国際空港の外国人旅行者数は1,432万人中、泉佐野市の実宿泊者数は813,700人とのぼり、年々増加傾向である。本市は、平成29年3月、国際化に対応するため「国際都市」宣言を行い、海外の都市との間で「友好都市提携」を締結した。平成6年に中国上海市徐匯区、平成25年にモンゴル国トゥブ（中央）県に加えて、平成29年に中国上海市宝山区、成都市新都区、ウガンダ共和国グル市と締結し、新たな国際交流を展開している。

また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック」に伴うホストタウン構想については賛同し、文化財も含めた事業を検討している。一方、青少年海外研修やマラソン派遣等では、オーストラリアクイーンズランド州サンシャインコースト市との交流を進めている。

関西国際空港への入口にあるりんくうタウンについて、国際医療交流の地域活性化総合特区に指定

された他、大型商業施設のアウトレットモールやカジノ、国際会議場などと一体になった統合型観光施設（統合型リゾート：IR）を推進している。

平成29年度にはりんくうタウン駅ビルの商業施設パビリオを購入し、JRAの場外勝馬投票券発売所ライトイインズりんくうタウンを誘致した。

同年、首都圏との連絡や情報発信を狙った東京事務所を開設し、本市の文化財の普及啓発にも一役買っている。

平成30年度は、インバウンド向けに国際大会が可能なスケートリンク場「関空アイスアリーナ」を建設する予定である。カーリングレーンも備えた西日本初のスケートリンクを核としたまちづくりについて官民連携により実現を目指している。

（3）泉佐野市のインバウンド戦略

インバウンド向けの宿泊施設について、本市は二つの施策を講じている。一つ目はインバウンドを目当てとする「特区民泊」（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）を大阪府下でも数少ない市街化区域（工業専用区域除く）全域で可能とした。二つ目は、インバウンドによる慢性的なホテル不足を解消するため、それまで足枷となっていたラブホテル条例施行規則を緩和することで一般ホテルの進出を促すことに成功した。またこれと併せて宿泊施設設置奨励金等「おもてなし条例」を限時に制定し、滞在型観光の促進、受入環境整備、雇用の創出に貢献している。現在、旅館業許可施設が46カ所、特区民泊の特定施設2カ所、住宅宿泊事業施設が6カ所あり、今後りんくうタウン駅前や南海泉佐野駅前に大型ホテルも建設される予定である。

2. 文化財を取り巻く状況と役割

（1）泉佐野市の文化財体制

泉佐野市の文化財部局は、教育委員会教育部内にある教育総務課文化財係から平成30年度になって課に変更され、文化財保護課が担当している。専門職は埋文が5名（うち非常勤3名）、その他文化財が2名（うち非常勤1名）、事務職1名の総勢8名で

業務にあたっている。

課には2係あり、文化財係と日根荘係がある。日根荘係は、国史跡日根荘遺跡や重要文化的景観日根荘大木の農村景観に関する業務を主として行うが、係名は業務内容が一目で分かるような呼称とした。

（2）文化財所管施設

所管施設には、①文化財保護課分室②土丸収蔵庫、③博物館相当施設「歴史館いづみさの」、④重要文化財奥家住宅、⑤市指定文化財旧新川家住宅・⑥旧向井家住宅、現在登録文化財に答申中である公衆浴場の大將軍湯を加えると全部で7施設がある。管理運営については、①・②は直営、③は公益財団法人大阪府文化財センター、⑤はNPO法人にぎわい本舗を指定管理者として選定し委託している。④は奥家住宅保存会、⑥はかやぶき保存会という地元でつくられた任意団体に管理委託している。また、国史跡日根荘遺跡の指定地の一つ長福寺跡（市公有地）についても大木まちづくり協議会に管理委託している。

3. 史跡と重要文化的景観

（1）日根荘遺跡

宮内庁所蔵の「九条家文書」に鎌倉時代作の「日根野村荒野開発絵図」、作成年不詳の「日根野村・井原村荒野開発絵図」、16世紀初めに記された先開白九条政基の日記「政基公旅引付」等の史料が含まれていることについて、昭和36年校刊の『図書寮叢刊』によって初めて紹介された。これにより、日根荘のある泉佐野市は一躍中世荘園の実態を知る上で、貴重な荘園故地として全国的に名前が知られることがとなった（図1）。

日根荘成立以前の平安末期頃、東北院領であった長滝荘・禪興寺の東に広がる土地は、大部分が荒野であった（図2）。その地を高野山僧により、2度の開発を試みられたが、長滝荘の反対もあり、失敗に終わる。その後、五摂家の一つである九条家が政権で優位になったことで、鎌倉時代の天福2年（1234）に九条家の所領として荘園の開発が行われ、

日根荘が成立した。

莊城は、立莊時の官宣旨や「日根荘諸村田畠在家等注文案」（文暦元年（1234）によれば、鶴原村、井原村、入山田村、日根野村の四ヶ村、現在泉佐野市の鶴原、下瓦屋・上瓦屋、大木、土丸、日根野・俵屋に比定される。古代の条里地割が残る上之郷と東北院領で領主を中原（日根野）氏とする長滝莊を除く、ほぼ現在の泉佐野市域全域といって良い広大な範囲であった。

この日根荘について、平成元年から2年をかけて（財）大阪府埋蔵文化財協会（現、公益財團法人大阪府文化財センター）による関西国際空港連絡道路及び連絡鉄道建設予定地に伴う「日根荘総合調査」が実施された。これにより、日根荘園全体にかかる歴史的な総合調査が初めて行われた。そして、全国の研究者や研究会のシンポジウムや保存運動が高まり、市は平成6年に国史跡指定の意見具申を行った。答申されるまでしばらく時間がかかったが、平成10年12月8日に今も生活や信仰の対象である文化財を構成要素としてもつ莊園遺跡としてはわが国で初め

て国史跡となった。史跡日根荘遺跡の誕生である。以降、同様な莊園遺跡で群馬県太田市の新田莊遺跡、岩手県一関市の骨寺村莊園遺跡が引き続いで指定された。

正和5年（1316）に描かれた「日根野村荒野開発絵図」と九条政基が入山田村長福寺に滞在した時の日記「政基公旅引付」に記載される寺社、水路、ため池、行事、生活、地形等のほとんどが、近世から現代にかけて姿を変えながらも連綿と今も生き続けていることが日根荘遺跡の最大の特徴である。

室町時代以降になると、守護方の支配が過半を占めるようになり、九条家の支配は日根野村・入山田村の二カ村に縮小される。九条政基が日根荘を去った戦国時代からは、守護方の他、紀伊の根来寺衆の支配下にも入ることとなる。

さて、このような背景がある日根荘遺跡であるが、平成10年の史跡指定時には、日根野村日根野地区で寺社3カ所、寺社跡1カ所、ため池3カ所、用水1カ所、祠跡1カ所、入山田村大木地区で寺社4カ所、寺社跡1カ所の計14カ所であった。

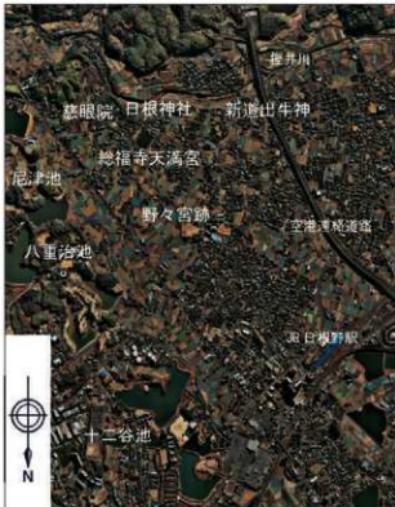


図1 泉佐野市日根野（図2の景観が残る）

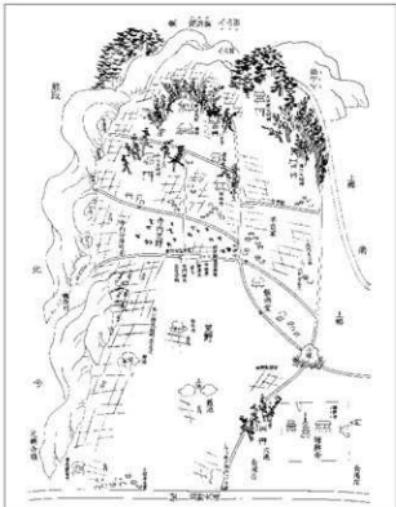


図2 日根野村荒野開発絵図トレース図

平成17年に、大木地区の圃場整備事業に伴う調査で、九条政基が在莊時に滞在していたと書き記している「長福寺」と考えられる跡が発見され、追加指定と公有化を行った（図3）。

平成25年には隣の熊取町との間に広がる中世城郭の土丸・雨山城跡を追加し、現在16カ所の要素により構成される史跡となった（図4）。このうち遺跡等の跡地という形で残されているのは、野々宮跡、長福寺跡、香積寺跡、土丸・雨山城跡である。他の箇所は信仰や生産活動にかかる場として現代社会まで引き継がれ、今も生きているものである。

このような点在する史跡をいかに保存・管理していくかについて、市としては平成15年に『史跡日根荘遺跡保存管理計画書』を策定した。この計画では指定地内の構成要素をすべて調査し、Ⅰ～Ⅲ種に分類し、保存管理にあたった。その後、長福寺跡と土丸・雨山城跡が追加指定されたことや、大木地区が重要文化的景観に選定されたこと等を受け、平成29年度に『史跡日根荘遺跡保存活用計画』の改訂版を策定した。これは2カ所の追加指定箇所についてだけでなく、以前の計画が史跡であるがゆえに現状保存中心の規制を求めていたのに対し、本質的価値のより明確な抽出とそれに関連した形で現状変更取り扱い基準を設定したところに違いがある。また、樹木等の管理もそれに倣っていることが特徴となっている。

（2）日根荘大木の農村景観

泉佐野市大木の一部及び櫻井川の一部を範囲



図3 史跡日根荘遺跡長福寺跡

（953.9ha）として、平成25年10月17日に大阪府初の重要な文化的景観の選定を受けた（図5）。大木地区は大木地区は莊園時に土丸地区とともに入山田村と呼ばれた場所である。九条政基の日記や江戸時代の絵図等に見える土地利用のあり方が現在の農村景観とはほとんど変わっていないことが評価された。

文化的景観の選定範囲や重要な構成要素については、点在する史跡6カ所を内包あるいは重複しながらほぼ大木全域を範囲としている。中世莊園に遡る農耕・居住と近世から近代にかけて緩やかに変化を遂げた土地利用形態、暮らしや生業に関わる部分が現代社会に適合するようにアレンジされながらも本質が受け継がれてきたのである。その根底には中世莊園を由来とした日根荘の姿があり、それが重要な構成要素として位置づけられている（『文化的景観日根荘の里保存活用計画書（大木・土丸編）』2013年）、史跡では現状の変更に規制がかかるが、文化的景観の現状変更は旧來の景観に戻すのではなく、周辺と調和するよう配慮することで維持されると考えている（『泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画』2013年）。つまり、要素が持つ性格や機能を根本的に変更させなければ改修は可能であり、保存継承を目指すことができる。重要文化的景観の制度は、本市のような点在する史跡周辺の景観を維持するために必要不可欠な手段となっている。

（3）史跡と重要文化的景観の課題

日根荘遺跡は、単体であれば史跡になりえなかつたと考えるが、点在する要素を群として捉えること



図4 史跡日根荘遺跡土丸・雨山城跡（奥の双子ぶ山）



図5 日根荘大木の農村景観

で、莊園遺跡としての全体の価値を高めたことが評価につながった。この群の中では地下に埋もれて姿の分からぬ跡地や寺社・ため池・用水・農地・居住地といった土地利用のあり方が共生し、自然と現代社会に溶け込んでいる。これが、本史跡の価値であるが、現代の景観や営みそのものをよく観察し理解しないと分からないところに、説明し伝えることの難しさがある。

そのため16カ所の史跡指定地については昨年度、保存活用計画の改訂版を策定し、個々の本質的価値を明確にした。次のステップとしては基本整備計画の策定へできるだけ早期に移行する必要がある。

一方、寺社等は宗教法人や町会、個人所有地であり、所有者・管理者の後継者問題が課題となってい

る。

日根荘遺跡は16カ所の史跡指定地の集合体であるため、市が一括した管理団体となっていない。市所有の長福寺跡・ため池3カ所を除いた所有者から、市が管理団体となる同意を取らなければ、整備活用を実施する際には所有者負担が問題となってくるだろう。

また、各指定地の調査を継続し、指定地範囲の拡大や公有化も進めていく必要がある。

市としては、これらの問題を踏まえた上で、全指定箇所の基本整備計画を作成し、市民はもとより訪日外国人までも史跡の本質的価値を認知してもらえるような整備活用の取り組みが最重要的課題となっ

ている。つまり、今見えている地形、用水網、農地や居住地の分布等中世に起源を持つ基盤構造を崩さずに継承していくことが、本市の目指す文化的景観である。

文化的景観は、現状保存が重要な史跡とは異なり、水路・農地の位置や集落のまとまり、それが持つあり方が重要であるため、将来、こういった近世から現代にかけての重要な構成要素を保存継承するため、補助金制度の拡充や、景観計画にある周囲の景観と調和するという誘導基準を明確にする必要がある。

3. 史跡・景観を活用したまちづくり

(1) ハード面

文化的景観の重要な構成要素については、国の文化的景観保護推進事業による整備を平成28年度から実施している。第1段階として七宝瀧寺に抜ける林道の壁面改修工事を実施してきたが、平成30年度からは、史跡長福寺跡と、土丸・雨山城跡から文化的景観全体を眺望できる絶景ポイントに案内説明板を設置する予定である。なお、大木地区については、史跡と文化的景観制度の網が2重にかかっていることから、両方を望める眺望点のサイン整備を計画している。また、地元が管理する吊り橋や参道（里道）等といった重要な構成要素については公共的な要素が強く、長年改修要望もあったため、町会を主体とした修景整備を行なう計画を検討中である。市はそれに対して間接補助を行う予定としている。

(2) ソフト面

史跡と文化的景観を活用したまちづくりを行っていくためには、市民にも現地をよく知ってもらうことが大事である。

土丸・雨山城跡の追加指定及び重要文化的景観選

定以降の平成26年から平成28年度にかけて、いくつか普及啓発を実施してきた。

歴史館いざみさの・府立弥生文化博物館での展示、史跡追加指定及び重要文化的景観選定と市制65周年記念に合わせた泉佐野歴史文化プロモーション事業やシンポジウム、関西国際空港でのパネル展等を実施した。予算は文化庁の「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業（文化遺産を活かした地域活性化事業）補助金等を活用した。

この他、文化的景観の大木地区では、平成19年度より暫定的に農空間の活用に努めている。それらは良好な景観と環境を守り、安全で活力と魅力あるまちづくりを実現するために発足した大木まちづくり協議会に委託し、運営管理している。平成27年からは、毎年、休耕田を活用した「日根荘大木の里コスモス園」を開催している（図6）。

史跡の長福寺跡は、地下に保存される寺院遺構のゾーンと水田を活かした農空間ゾーンとして活用されており、大木小学校の学校田や歴史街道推進協議会等と連携した農作業体験を実施している。収穫した米は、学校と連携して食育の取り組みに活かしている（図7）。このように大木地区では、地域の歴史的魅力を積極的にPRすることでインバウンド等の誘致を図り、農業や景観を保全するための地域づくりへの理解につながってきていている。

また最近は、ドローンを利用して上空から文化財を観察することも試験的に行っており、今後はこれまでとは異なる史跡や景観の見せ方も可能な時代

となってきた。

（3）財政面

本市のふるさと応援寄付金については、市民の学習意欲や教育普及効果を高め、より効果的な活用事業を図るために、ふるさとプロジェクト（ふるさと文化資料基金）にも充てられている。この基金は文化財に関するもので、前年度までの基金積立から取り崩して、次年度事業の予算に充当するものである。事業実績としては史跡日根荘遺跡の保存管理計画策定、重要文化的景観の林道整備等がある。

（4）最後に

以上のような形で史跡、重要文化的景観に関わる事業に取り組んできた訳であるが、関西国際空港の玄関都市としての利点を活かし、観光や地元への経済効果を促進するには、住む人々が地域を守り継承していく意識とそれを守る官民連携が必須である。今、地方文化行政の在り方が見直されるなか、本市にとって文化財保護の所管を首長部局に置くことも全庁で情報共有し、連携する上で有益である。

文化財担当者として、いかに史跡と文化的景観の歴史的本質を理解し、それを守りながら現代社会と融合した形に具体化させていくか、それが本市の整備と活用のキーワードであると考えている。

【参考文献】

- 1) 泉佐野市 2018『魅力あふれるまち 泉佐野』市制施行70周年記念誌
- 2) 泉佐野市史編さん委員会 1999『新修泉佐野市史』第13巻 絵図地図編（解説）



図6 大木の里コスモス園（土丸・南山城跡を望む）



図7 長福寺跡の田植え体験（背後は円満寺）

「醤油醸造の発祥の地」での歴史まちづくり －小規模自治体における文化財をめぐる行政の状況－

山本 隆重（和歌山県湯浅町地方創生プラン戦略推進課
(兼)湯浅町教育委員会文化財調査員）

1. はじめに

(1) 湯浅町の概要

湯浅町は、和歌山県の紀中沿岸、紀伊半島の北西部に位置する総面積20.80km²の小さな町である。県都和歌山市からは約20km南にあり、高速道路を利用すれば30分ほどの距離である（図1）。

全体の約7割が山地丘陵部であり、平野部は3割程度、そのうち町域の南西側には中世末期にかけて開かれ、近世以降、醤油醸造を中心とした商工業都市として発展した湯浅の市街地が広がっている。

人口は、昭和60年（1985）の17,171人¹⁾に対して、平成30年8月1日現在では12,180人²⁾と大きく減少しております。平成26年には過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けている。少子高齢化、人口流出による過疎化の進行は、湯浅町においても深刻で、また町域も狭小であることもあります。いかにして町を盛り上げ、魅力ある町にしてい

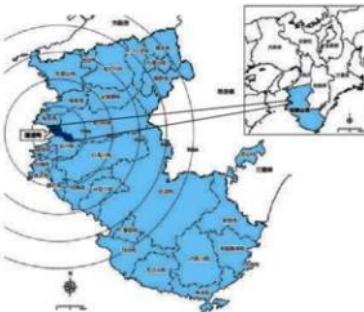


図1 湯浅町の位置

くことができるか、試行錯誤が続いているところであります（図2）。

(2) 文化財をとりまく環境と行政

そのような中で、湯浅町では、公募等によって委員を募り、平成9年にまちづくり委員会を組織し、活気を失いつつある湯浅の活性化について意見を出

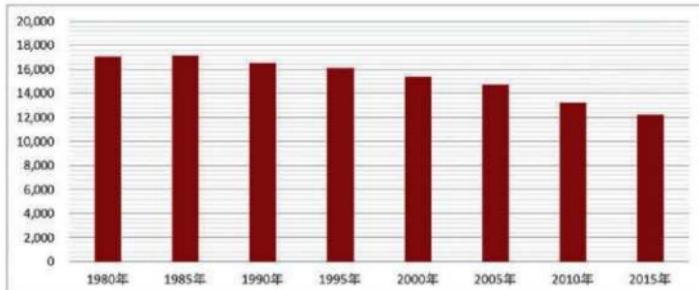


図2 湯浅町の人口推移（国勢調査による）

し合った。そこで、湯浅の歴史や古い町並みを貴重な財産として見直し、地域への愛着や誇りを持って、まちづくりに活かしていくことが提言された。これが、その後の伝統的建造物群保存地区制度の導入へと繋がっていくことになる。保存対策調査を受けて、その価値が十分にあると認められたのち、住民への説明会等を繰り返して合意形成を図り、そして平成18年12月、醤油醸造で繁栄した頃の建物や地割がよく残る北町、北鍛冶町、北中町、北浜町の一部で構成される約6.3ヘクタールの範囲が、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されることになった。伝建制度による取組みについては、後に詳しく述べることとする。

伝建制度導入までの行政内での事務は、町教育委員会に伝建推進室において文化財保護行政のひとつとして取り組まれてきた（図3）。

しかしながら、重伝建に選定され、伝建制度の取組みが進み始めた平成21年、まちづくりの推進にとって伝建制度が欠かすことのできないものであって、密接にまちづくりと関連するとして、機構改革により新たに首長部局に設置されたまちづくり企画課の伝建推進係が、伝建関係業務を実施することになった。同時に、伝建は文化財の一種であることを踏まえ、文化財保護の観点も密接に関連することから、文化財保護行政全般も伝建推進係が担うことになった。文化財保護法等により教育委員会の権限に属することとされた事務の執行について、首長部局の職員が補助執行するというかたちであった。

その後、平成24年には観光施策との関連性を重視して、産業観光課にその事務が移管された。その際、産業観光課の内室として伝建推進室が位置づけられ、引き続き文化財保護行政全般を含めて補助執行することになった。

この間、伝建推進室（係）は一般行政職の職員により構成されてきた。伝建行政については、選定から制度構築、運用という流れのもと、保存修理事業等の推進が図られ、ある程度のルーティーン化された事務作業や、担当自身の経験、技術者や専門家と

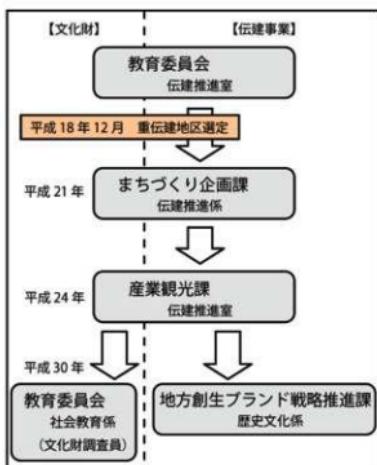


図3 文化財関係の担当部署の変遷
(伝建地区選定頃以降)

の繋がりによる外部との連携によって円滑に進んできた。また、企画部門や観光部門との連携という意味においても、それぞれの施策を連携させながら事業を実施したり、観光の目玉としての伝建地区をPRできたりと、効果は大きかったと思われる。

一方、その他の文化財保護行政という面では、専門職員がないこと、事務量の多い伝建関係の事務に重点が置かれ、かつ同じ課の他係へのフォローや企画、観光関係の施策への関与等によって、他の文化財に関する事務が必要最小限でしか出来なかつたこと等により、新たな展開を進めることができたこと等により、新たな展開を進めることができた。

そこで、平成30年に実施された機構改革により、湯浅町では、教育委員会の事務分掌に、文化財の保護に関する事を戻し、教育委員会事務局の社会教育係にて所掌することとし、首長部局では新たに観光や企画部門が統合されて設置された、地方創生ブランド戦略推進課に歴史文化係を置いて、伝建地区的保存に関するのみを引き続き補助執行する形で所掌することとなった。歴史文化係ではその他、

後述する歴史的風致維持向上計画や日本遺産に関する事をあわせて行っている。

筆者は、平成28年に産業観光課伝建推進室に座るようになったが、年金や税の徵収といった業務に従事してきた一般行政職の人間である。ただ、歴史に興味があり、仕事を始める前から歴史に触れてきていただけの人物である。とはいっても、府内に担当者レベルで伝建や文化財に造詣のある人材はおらず、絶対的な職員数の少なさもあって、教育委員会の文化財関係事務と兼務することとなった。

このような状況の中ではあるが、湯浅町では歴史的資産を活用しながら観光産業を根付かせるための施策を進めているところである。本稿では、湯浅町における取組みの概要と、それに伴う保存と活用の両立に期待することや課題、そして求められる文化財行政についての私見について、拙文ではあるが述べていきたいと思う。

2. 歴史を活かしたまちづくり

(1) 湯浅町の歴史環境

まずは、話の前提として、簡単にではあるが湯浅の歴史について触れておきたい。

湯浅は、古代においては、今よりずっと海岸線が山手に迫っていたと考えられる。湯浅の地名の語源は、一説には「湯（水）が浅い」つまり遠浅の海が広がっていたからだともいわれている。墳丘が崩され今は見ることができないが、径100メートル、高さ30メートルの規模を持つ円墳の天神山古墳が、市街地の東郊の丘陵部にあったことからも、付近にそれなりの勢力を持つ集団があったことがうかがえる。

文献上、湯浅の名が多く出てくるのは、平安時代以降の熊野御幸に関する記録と、のちに鎌倉時代から南北朝の頃にかけて紀伊半島で一大勢力を築く湯浅一族の登場によるものである。残されている熊野御幸に関する日記等の記述によると、湯浅において宿泊をしていることがわかる。背景には、湯浅宗重（1118～1195）を事実上の祖とし、湯浅を中心に一



図4 湯浅一族の栄華を伝える勝樂寺の仏像群

族を各所に配して武士團を形成していった湯浅氏の活躍がある。彼らにより、安定した治安と勝樂寺の仏像群（図4）に象徴される華やかな文化を形成していた湯浅は、人々が往来する町場となっていました。

その頃、湯浅にもたらされたものが金山寺味噌であり、そしてうまれたのが醤油である。建長6年（1254）、宋から帰国した法燈国師覺心が、修行の地で食されていた夏野菜を漬け込んだ食べ物をこの辺りで人々に伝えた。金山寺味噌の原型である。この製造をしていた後の湯浅の人々は、過程で生じる液汁に着目した。この液汁を改良していったもの、それこそ今日の醤油だといわれている。湯浅の町場は、16世紀後半から17世紀にかけて遠浅の浜辺を開いて市街地化し、現在見られるような町の形を作っていた。この町場は、紀州藩の保護を受けて繁栄した醤油醸造業をはじめとする商工業都市として、当地方の中心地となっていました。

明治以降、紀州藩の保護を解かれた醤油醸造業は次第に全国各地の産地の台頭により勢いを失うものの、有田地方の政治的中心、あるいは物流の拠点といった機能を持つ町として近代化していく。官公庁の建設や鉄道の敷設等は、既に手狭になっていた旧市街地を避け東側に広がっていったため、結果的に古い町並みが残されることになったといえる。

明治22年（1889）の市町村制によって湯浅村（湯浅・山田・青木・別所）と田柄川村（柄原・田・吉

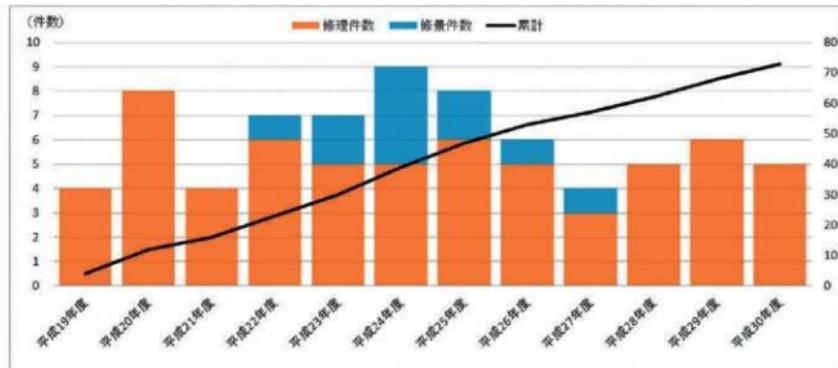


図5 伝統的建造物群保存地区制度による事業件数の推移

川)が成立、湯浅町は明治29年(1896)に町制を施行し湯浅町となった。昭和31年(1956)には田柄川村と合併し、現在の町域となったものである。

(2) 伝建制度の導入

さて、このように醤油醸造業を中心とした近世の商工業都市の姿を今に伝える湯浅の町並みを守り伝えるための仕組みが、伝統的建造物群保存地区制度である。醤油の醸造町としての歴史的風致を形成している伝統的建造物の保存と外観の復原を進め(修理)、またそれ以外の建築物等に対しては伝統的建造物群の諸特性に準じた外観に誘導し(修景)、地区内の景観に影響を与える工事等は歴史的風致を損なわないものであるとした許可が必要とすることで、町並み全体の景観を向上させるものである。

図5は、これまでの伝建事業の件数の推移をあらわしたものである。平成19年度からはじまった伝建事業は、平成30年度実施中のものも含めると73件にのぼる。年5～6件のベースであることがわかる。年間に実施できる上限は、予算等の状況により出てくるものの、事業が始まって10年を過ぎてなお、事業を希望する所有者は少なくない。むしろ、ここ最近においては、事業要望から着手まで3年程度待ってもらうような状況であり、伝建事業が浸透してきた証であるといえる。

行政は、これらの事業にかかる補助金関係の事務を行うとともに、保存計画の運用や工事方針の検討といった業務を行う。

伝建地区の大きな特徴として、文化財として守るべきエリアの中に多くの人々の生活がある、ということがある。これは、伝建地区的保存については住民との連携が必要不可欠であるということと繋がる。そこで、行政には住民とのパイプ役という大きな仕事がかかるてくる。複数ある住民団体の相談に乗ったり、行政側の取組みを説明したり、時には一緒に事業を行ったりといった具合である。これまで、湯浅では、住民団体が主体的に「ゆあさ行灯アート展」や「まちなみひなめぐり」など、観光客のおもてなしを通じて地元住民も一緒に楽しもうとイベン



図6 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

トを実施してきている。

また、このような住民活動の拠点や観光客受入のための施設も、これまで順次整備をしてきた。例えば、幕末から昭和60年（1985）までの間、地元に親しまれてきたものの、閉業後荒廃していた銭湯・甚風呂は、公開施設として整備し、民衆の憩いの場であった銭湯の雰囲気を感じつつ、古民具の展示によって昔の人々の生活を体験できる施設として、住民団体に運用してもらっている。他にも、休憩所やギャラリーといった施設を地区内に置いて、地元住民と協力しながら動かしているところである。

伝建制度導入により、地区内の建物の改修が進んで町並み景観が向上してきているだけでなく、住民の間で町並み保存のことや観光客の受入のことについて考え、行動する素地ができあがった。そして、観光客と接する中で、湯浅は素晴らしいお褒めの言葉をいただくことにより、自分たちでは気づかなかつた湯浅の魅力に誇りを持てるようになってきたのではないだろうか（図6）。

（3）歴まちから日本遺産へ

重伝建選定から、伝建制度が運用され、一定の効果があらわれてきたことによって、湯浅町全体で歴史的な資産を活かしたまちづくりへの期待が高まっていた。

そこで進められたのが、歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）の策定である。地域の歴史的環境と人々の営みが一体となって形成される歴史的風致を守り伝えていくためのガイドラインである歴まち計画の策定により、伝建地区を核としながらも、その周辺で展開される様々な歴史的風致が明確に打ち出され、関連する事業計画を整理することができた。計画は、平成28年3月に認定を受けている。今後は、伝建地区外にある歴史的風致を形成するような建造物の保存の方法や、重点区域内の道路景観の向上、産業や祭礼の担い手の確保や養成といった様々な課題に、序内一致して進めていくことになる。

そして、歴まち計画認定後に続いて進めたのが、日本遺産の地域型での申請である。湯浅町において

最も特徴的な歴史的風致である醤油醸造とその関連する営みについて、「最初の一滴 醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅」のストーリーを作成、晴れて平成29年4月に認定を受けることができた。日本遺産認定により、観光客、とりわけインバウンド受入のための情報発信や体制整備にかかる事業が進歩中である。

（4）観光によるまちづくりの気運

ここまで歴史や文化財、特に伝建地区と醤油醸造に関連する部分の取組みによって、観光客は着実に増えている（図7）。さらに、日本遺産の認定、地方創生関連事業の投入などにより、まさに今、新たな展開をみせようとしている。

伝建地区内の空いていた民家を改修して整備した一棟貸しの宿泊施設のオープン（図8）、醤油をいかした料理を味わいながらガイドと一緒に町並みを歩く湯浅まちごと醤油博物館ツアーや、観光用駐車場横にオープンした土産物販売や料理処を有する施設、これらは昨年度に行政が整備に関与しながら民間事業者に運用をしてもらう形である。

湯浅町、特に伝建地区近辺では、飲食店や宿泊施設、土産物等の販売店があまりない。観光客が訪れても、短時間で離れていく状況である。そこで、まずは行政が施設を整備し、指定管理や使用許可の形で民間に運営してもらうことによって、モデルケース的な役割を担ってもらい、さらなる民間の手による開業を促そうというものである。

歴まち計画や日本遺産の認定から、まだあまり時

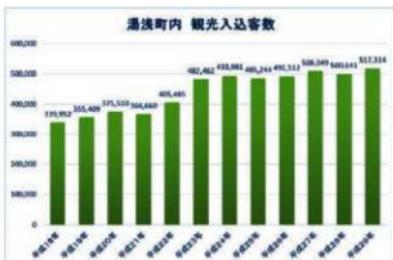


図7 湯浅町内 観光入込客数の推移^③

間が経っておらず、取組みの成果が出るのはこれからだとは思うが、事業が動き出した今、歴史を活かした観光について、しっかりとした考え方を持つ必要があると考えている。

3. まちづくりと文化財行政

(1) 保存と活用のはざまで

これまで、湯浅町における歴史を活かしたまちづくりに関連する取組みの概要や、それを担う行政の組織の変遷等について述べてきた。ここで改めて、歴史を活かしたまちづくりについて、文化財行政の立場にたって考えてみたい。

文化財は活用すべし、といったことが叫ばれるようになり、その考え方方が定着しつつある昨今、全国各地で様々な事例が出てきている。伝建制度においては、その流れは顕著であるといえる。人が生活や生業を営んでいる舞台そのものを保護するための仕組みであるということは、そこを人々が使わなければ廃れていってしまうことになる。人が使わなくなった空家は、あっという間に荒廃が進むことにもなる。伝建制度における活用は、町並み保存と密接に繋がっているのである。この考え方方は、個別指定の文化財建造物だけではなく、今では美術工芸品等の動産文化財に対しても、文化財や歴史文化の普及啓発、観光ツールとしての活用等が言われているところである。

湯浅町のような、小さな地方の町にとって、これは有益な考え方である。というよりは、これ以外の

地域活性化策がない、と言っても過言でないかもしれない。湯浅町では、湯浅にしかない歴史のストーリーであり、外国人にもわかってもらいやすい「醤油」というキーワードがあり、それが日本遺産にも認定されていることもあって、これに着眼した観光まちづくりが動き出しているところである（図9）。

ただ、やみくもに、来訪者が求めているものを整備し、観光産業として利益を得ることを追求すればいいというわけではない。特に、伝建地区という文化財を核に展開していくということは、周辺との調和や住民の同調を忘ることはできない。住民が自ら、伝建地区的価値を理解し町並み保存に参画しなければ、そもそも文化財としての町並みは守れないからである。

そういった意味において、今後起こりうる可能性があることも含めて、いくつかの懸念されることがある。活用に際しての改修にあたって、その建物の文化財的価値、個性、特徴といったものが失われてしまわないか。極端な観光地になってしまい、住環境が損なわれてしまうようなことにならないか。そもそも、住民たちは自分たちが住む町に観光客が訪れるることをどう考えているのか。

これらの懸念をクリアしていくことが、行政内の他機関や外部を含めた関係者と地域住民を繋ぐ文化財・伝建担当者のひとつの大きな仕事である。

(2) 行政中の文化財

伝建地区をはじめ、歴まち計画や日本遺産といった歴史文化係が所掌する業務を含めた湯浅町における



図8 宿泊体験等施設（「千山庵」）



図9 増加してきている観光客

る文化財行政については、平成30年度の機構改革による地方創生ブランド戦略推進課歴史文化係の創設によって、まちづくりや観光関係との連携がよりスマートになり、まだ動き出して数ヶ月ではあるものの、まちづくりや観光の立場からすると、事業は進めやすくなったといえるのではないかと思う。しかし、ハード面の整備や景観行政を担当する部署、防災を担当する部署、文化財事務だけでなく学校教育や社会教育を担当する教育委員会といった関係する別の部署は当然に他にあり、行政の中での部署間連携は引き続き必須ということにかわりはない。

また、文化財行政がまちづくりや観光と一緒にすることは、ともすれば本来の文化財保護の感覚を失いかねないという懸念もある。一般行政職員がその任にあたっていると専門知識だけではなく、その地域特有の歴史や文化財のことを知る人材が必要だ。それだけではなく、いわゆる行政マンとしての人柄や事務能力も必要である。実際のところ、文化財関連の仕事は、すでに指定等がされ保護の対象となっている文化財に関する事務だけではなく、埋蔵文化財等の現場や保護の仕組みで守られていない未指定文化財の調査や確認、歴史や文化財の普及啓発と教育、さらには他部署の事業に際した文化財的視点からの助言等、非常に多岐に及ぶ。しかしながら、特に小規模な自治体においては、全体としての人員不足が否めず、その他の業務も持たなければならぬことが多い。

そういった中で、庁内における文化財行政への理解が必ず求められるのである（図10）。

他自治体の文化財担当職員との話をする中で感じることは、周囲の目として、文化財の仕事はあまり行政の仕事として捉えられていないのでは、ということである。専門知識が必要なので周間に業務内容が理解されにくい、学術的な内容は学術機関等がやればいいのではないか、ともすれば、文化財担当者は趣味の延長で仕事をしている、とさえ揶揄されることもあるのではないか。

（3）本質的な価値を見極めるために

とはいっても、やはり文化財行政には専門的な知識や、地域の歴史への深い思い入れがないと、積極的な事業推進には繋がり難い。筆者は、これまで参加させていただいた研修であったり、先輩や周囲の同業者の声を聞いたりする中で、文化財行政にとって大切なことは、本質的な価値を見極めることである、と常に思ながら日々の仕事を行っている。この建物は、周囲のものと違って、どの部分にオリジナルが残っていて、どの部分が特徴的なのか。これは、文化財保護のうえで、至極当然の着目点であって、これによって文化財の価値付けが左右されるものであるといえる。文化財が有する全ての現状を保存しなければならないということになると、その文化財は十分に活用できなくなり、空家となれば、あるいはずっと収蔵庫に眠ったままになれば、劣化の進行は早くなってしまうことになる。とはいっても、無計



図10 文化財をめぐる様々な取り組みの一例

画なままに、その時に活用しようとする用途だけを考えて使い勝手や見た目を重視した変更を加えてしまうと、あるいは必要以上に綺麗にしようとしたり古さを感じさせようとしたりすることによって間違ったオリジナルを与えようすることは、それまで守り伝えられてきた歴史の痕跡を失ってしまうことになってしまふ。まちづくりや観光においても同様だろう。自分たちの町が持つ特徴、それらが今に至るまでどのような変遷を辿り、今どのように伝わっているのかを見極め、それをうまく表現し具現化していくための方策を考える際に、この視点は必要であるだろう。

4. 終わりに

(1) これからの文化財行政

ここまで、筆者自身の短い経験の中で感じていることを軸にして、文化財行政の現状としての懸念事項等を述べてきたが、その中身は文化財の保存と活用の両立がいわれるようになって以降、すでに様々な場面で多くの方々が提言されていることほとんど重なっているのではないだろうか。新たな提言、といったことはほとんどできず恐縮であると感じながらも、ただ言えるのは、実際に現場で仕事をしながら、文化財の保存のために活用が必要なこと、活用のためには文化財の本質を踏まえた視点が欠かせないこと、それができる専門的かつ情熱的な人材が必要なこと等について、強く実感として感じができる内容であるということである。

文化財は、これまでの何百年、もしくはそれ以上の歴史を伝えるものであり、これを何百年もしくはそれ以上の未来に伝えるために我々の仕事はある。ある一時期の世代の人々がこの仕事を怠ったり、誤ったりしてしまうと、取り返しのつかないことになる。時代の流れや風潮に惑わされることなく、長期的かつ客観的な立場を保つことが大切ではないだろうか。

また充実した文化財行政の体制づくりについても引き続き考えていかなければならない。小規模な自

治体において、個別で専門職員を採用できないようであれば、ある程度広域的な連携のもとでの行政運営も必要だろうし、とはいえ、地元住民への理解の促進等、より地域に入って行政だけではない文化財保護と活用の気運作りもしないといけないので確かである。

(2) 湯浅町では

湯浅町では、前述のように歴まち計画や日本遺産、地方創生ブランド戦略推進課の創設といった取組みが動き出してから、まだそう時間が経過していない。観光客の増や、それに伴う経済の活性化だけではなく、地域における自分たちの歴史や文化への理解や、地域全体での盛り上がりなど、まだまだこれから取組みにかかるべき部分も多い。

まちづくりの立場から地方創生ブランド戦略推進課として、歴史や文化財を活用するとしての事業運営を図り進捗を管理し、文化財の立場から教育委員会文化財調査員としてそれらをチェックしながら、守るべき地域の歴史を掘り起こし、周知する。これらの取組みが進むことによって、住民の方々が地域の魅力に気付き、皆が一丸となった歴史まちづくりが根付くようにすることが我々の責務なのではないかと感じている。

【補註および参考文献】

- 1) 国勢調査による数値
- 2) 住民基本台帳による数値
- 3) 観光客動態調査による数値
- 4) 湯浅町誌編纂委員会 1967『湯浅町誌』
- 5) 湯浅町教育委員会 2001『紀州湯浅の町並み 伝統的建造物群保存対策調査報告書』
- 6) 湯浅町 2016『湯浅町歴史的風致維持向上計画』

新潟市における史跡等を活かした 地域づくり・観光振興について —史跡古津八幡山遺跡の事例を中心に—

相田 泰臣（新潟市文化スポーツ部歴史文化課文化財センター主査）

1. はじめに

(1) 新潟市の概要

新潟市は、平成17年に近隣13市町村と合併し、平成19年4月1日には日本海側初の政令指定都市となった。平成29年12月末時点では、面積726.45km²、人口1796,670人である¹⁾。市内は8つの行政区に分かれ、各区には区役所が設置されている。

平成30年度の新潟市の当初予算における歳出額は約3,802億円で、うち文化財の保護・活用に係る経費は約9億4千万円である。

(2) 新潟市の文化財保護体制の概要

新潟市の文化財保護事務は主に新潟市文化スポーツ部歴史文化課が行っているが、他に各区役所地域課が各区の文化財に関する業務を所管している。

歴史文化課は、平成11年度に教育委員会生涯学習課で所管していた文化財保護事務を市長部局が補助執行することとなり誕生した課で、現在は企画・文化財係、埋蔵文化財係、歴史資料整備係の3係体制となっている。また、歴史文化課所管の新潟市文化財センターは準課相当機関として設置されており(図1)、市内埋蔵文化財の保存・活用、調査、研究の他、有形民俗文化財の保存・活用も行っている。

歴史文化課は現在、課長以下35名の正規職員と15名の非常勤職員等で構成されている。埋蔵文化財に係る事務分掌としては、開発事前審査、試掘・確認調査、工事立会、古津八幡山遺跡を除く史跡管理を歴史文化課の埋蔵文化財係が、本発掘調査、保存処理、収蔵・保管、展示・活用、史跡古津八幡山遺跡

の保存・活用等を文化財センターが行っている。

市内の歴史文化施設の所管については、旧新潟税関庁舎等と新潟市歴史博物館は歴史文化課が所管し、それ以外は各区役所で所管している。

現在、市内の指定文化財は計319件(国19件、県40件、市260件)、国登録文化財は31件で、種類別の件数は表1のとおりである。



図1 歴史文化課の組織体系図

表1 新潟市における種類別の指定・登録文化財数
(平成30年3月末時点)

種類	国指定	県指定	市指定	国登録	県登録	合計
建 築 物	5	1	16	22	31	53
設 備 物	1	3	18	22	0	22
圖 稿	1	5	14	20	0	20
工芸品	1	1	11	13	0	13
書籍・典籍	1	3	29	33	0	33
古文書	0	3	21	24	0	24
考古資料	1	10	25	36	0	36
歴史資料	0	5	31	36	0	36
芸術	0	0	1	1	—	1
工芸技術	0	0	1	1	—	1
有形民俗	1	1	16	18	0	18
風俗慣習	0	1	0	1	0	1
無形民俗	0	0	23	23	0	23
民俗芸能	0	0	0	0	0	0
民俗技術	0	0	0	0	0	0
史跡	3	2	18	23	0	23
名勝	1	1	1	3	0	3
天然記念物	4	4	25	43	0	43
合計	19	40	260	319	31	360

2. 史跡を活かしたとりくみ

(1) 新潟市の国史跡

新潟市内における国指定史跡は4件ある。日本海側沿岸部における北限の前方後円墳である菖蒲塚古墳（昭和5年（1930）4月指定）、幕末から明治初期の開港五港（函館・新潟・横浜・神戸・長崎）の中で唯一現存する開港当時の運上所（税関）である旧新潟税関（昭和44年（1969）6月指定）、弥生時代の日本海側北限域の高地性環濠集落で、古墳時代には県内最大の古津八幡山古墳が造られた古津八幡山遺跡（平成17年7月指定）である。他に採油施設や精製施設、管理施設等の石油関連遺構が残る新津油田金津鉱場跡が、平成30年10月に国史跡に指定されている。

なお、旧新潟税関は新潟市歴史博物館の敷地内にあるが、平成31年に開港150周年を迎えることから、みなとまちの育んだ歴史や文化を継承・発展させ、地域の誇りを醸成するとともに、拠点性の向上やまちづくりを推進し、国内外からの交流人口の拡大や地域の活性化につなげていくことを目的に、新潟市の重点事業として関連する講演会や各種イベント等様々な取り組みが計画、一部実施されている。

(2) 史跡古津八幡山遺跡における事例

1) 史跡古津八幡山遺跡の概要

史跡古津八幡山遺跡は秋葉区に所在し、標高約50mの丘陵上にある弥生時代後期の大規模な高地性環濠集落で、また古墳時代には県内最大の古墳である古津八幡山古墳が築かれている。

弥生時代の環濠に囲まれる範囲は南北400m、東西150mほどで、これまでの発掘調査で竪穴住居50棟以上、方形周溝墓3基、前方後方形周溝墓1基が確認されている。環濠は幅・深さとも約2mで、V字形あるいは逆台形を呈する。また、古津八幡山古墳は越後平野に面した丘陵先端部に造られた直径60mの円墳で、越後平野の広い範囲を治めた豪族の墓と推測されている。

弥生時代から古墳時代にかけての変遷や、北陸や



図2 古津八幡山遺跡空中写真

都市像

I 市民と地域が学び高め合う、安心協働都市

II 田園と都市が織りなす、環境健康都市

III 日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市

施策16 地域の特性、歴史、文化に根ざしたまちづくり
これまで各地域で、豊かな歴史や文化などを活かして、地域の活性を高めたまちづくりを実現し、それらの良さを「」の活性化につなげるとともに、その魅力を内外に発信。地域間の連携を強化することで、新たな全体の大きな輪がつづけ、交流人口の拡大を図ることとともに、来訪者が心からみたいに思うまちづくりを目指します。

図3 にいがた未来ビジョン関連図

東北との地域間関係など、当時の日本列島の社会情勢を考える上で核となる重要な遺跡であることから平成17年に国の史跡に指定された（平成23年に追加指定）。現在の史跡指定範囲は119,641.23m²である（うち市有地119,292.23m²、民有地349.00m²）（図2）。

2) 史跡古津八幡山遺跡に関する諸計画

①にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）²⁾

にいがた未来ビジョンは、平成27年度から平成34年度までの8年間における、本市の目指す姿（都市像）とその実現に向けた政策や施策を示した総合計画で、平成27年4月に策定された。

計画においては、「I 市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」、「II 田園と都市が織りなす、環境健康都市」、「III 日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」という3つの都市像を掲げており、この3つの都市像の実現のための施策について33項目を示している。このうち、「田園と都市が

織りなす、環境健康都市」の中の施策16では、「地域の個性、歴史、文化に根ざしたまちづくり」を掲げており、これが史跡古津八幡山遺跡を含む本市における文化財保護行政の指針となっている（図3）。

②秋葉区区ビジョンまちづくり計画³⁾

にいがた未来ビジョンに基づき、秋葉区のまちづくりの具体的な取り組みを明らかにした計画で、平成27年3月に策定された。5つの基本方針（目指す区のすがた）のもと、その実現に向けた取り組みとして21項目を示している。このうち、古津八幡山遺跡に関わる項目は、「歴史と個性を活かすまち」を実現するための「個性を活かした交流のあるまちづくり」において取り組むべき項目として、史跡の保存管理（活用）計画の策定や追加指定・継続した確

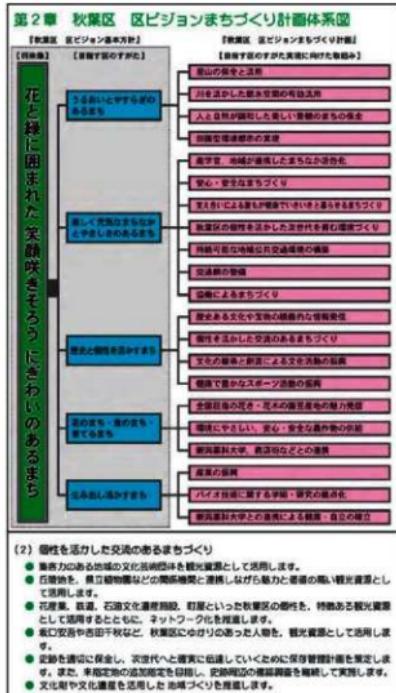


図4 秋葉区区ビジョンまちづくり計画関連図

認調査の実施を位置づけている他、古津八幡山遺跡の保存活用に関する取り組みとして、「歴史ある文化や宝物の積極的な情報発信」「丘陵地の活用」「文化財を活用した地域づくりの推進」等の項目があり、秋葉区のまちづくりにおいて古津八幡山遺跡が重要な役割を果たしていくことが期待されている（図4）。

③新潟市文化創造都市ビジョン⁴⁾

この計画は文化芸術の創造性を活かしたまちづくりの将来像と今後の指針を示したもので、平成23年度に策定された。計画の基本方針として3項目を設定している。

1. 文化芸術の振興

2. 新潟文化の個性と多様性の伸長

～「新潟市らしさ」を深め、広げる～

3. 文化を活かした創造都市の実現

～文化を活力に～

このうち、古津八幡山遺跡に関わる項目は、基本方針2を実現するための「地域文化の継承と発展」

基本方針②

- 新潟文化の個性と多様性の伸長

～「新潟市らしさ」を深め、広げる～

1 個性ある歴史・自然の活用

2 地域文化の継承と発展

3 文化による生活的な豊かさ実現 ～「住んでみたい新潟市」づくり～

4 水と土の文化創造

5 独自の文化の成長 ～新潟市らしさ～

6 地域の文化発信 ～政令指定都市と8区の文化～



古津八幡山遺跡



新潟家跡

●主な取り組みの例

取り組み名	開始年度	内 容
古跡修復併設整備と活用	平成21年度	まちなかに残す歴史的・文化的資本を有する建物と公園を公設することにもとづき、様々な文化活動、機会文化の場として活用しています。
【その他】		
・市交際センター（「まちのひらく」）における歴史文化財などの調査・研究、活用（平成21年度～）		
・古跡修復併設公園の整備（二世帯住宅（平成17年度～））		
・NPO法人新潟市近江守屋美術館の設立（平成11年度～）		
・定期的開催「新潟市文化史講演会（小川選美先生）」の活用（平成27年度）		

図5 新潟市文化創造都市ビジョン計画関連図

として取り組むべき項目のひとつに、「史跡古津八幡山遺跡の整備と活用」が位置づけられている。

加えて、「地域の文化発信～政令指定都市と8区の文化～」では、秋葉区の取り組みのひとつとして「歴史遺産の活用」を掲げており、その中で、「古津八幡山遺跡の整備により、里と人の間わりや地域の歴史を後世に伝えていく」としている（図5）。

④新潟市都市計画マスタープラン⁵⁾

新潟市都市計画マスタープランは、平成20年6月に策定された。このマスタープランにおいて、史跡古津八幡山遺跡を含む花と遺跡のふるさと公園は、良質な景観資産として位置づけがなされている。

その上で、秋葉区の区づくりの方向性は、「区のシンボルとなる水豊かな信濃川・阿賀野川、緑豊かな新津丘陵、これらに囲まれた田園地域を区の風景の骨格となる貴重な資産ととらえ、この豊かな生態系をはぐくむ恵まれた自然の保全と活用に努め、美しい景観と調和のとれたまちづくりを目指す」とある（図6）。

⑤にいつ丘陵里山保全活用基本計画⁶⁾

この計画は、多様な動植物の生息地で、古くから人々の生活と深く関わりを持ち、現在は市民の憩いの場でもあるにいつ丘陵の里山について、良好な自

然環境を保全するとともに、その利活用を図るために平成17年度に策定された。古津八幡山遺跡のさらなる活用や整備に向けて、里山保全の観点から広域的に定めた関連計画として重要である。

本計画は、里山としての環境を整備・保全することを第一とし、積極的に人が里山に入り利活用するため、計画のポイントを5項目設定している。

1. 美しい「里山」の景観の保全や再生を図る。
2. 健康増進やリフレッシュできる場所としての整備を目指す。
3. 様々な活動を通した体験型の学びの場としての活用を図る。
4. 観光やレクリエーションの場として、楽しめる空間づくりを目指す。
5. 市内・外の交流の場として整備・活用を図る。

この計画において、古津八幡山遺跡を含む金津丘陵は歴史・文化エリアとして設定され、近隣エリア

図5 秋葉区の自然環境斑塊



図6 新潟市都市計画マスタープラン関連図



図6-2-1 にいつ丘陵エリア区分概念図

図6-2-2 関連計画

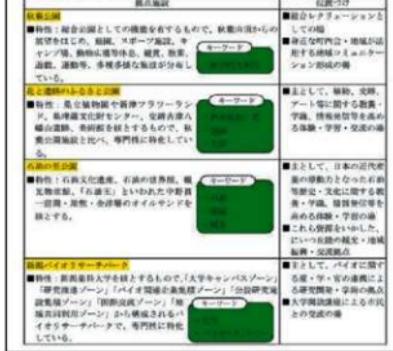


図7 にいつ丘陵里山保全活用基本計画関連図

をつなぐ既存遊歩道の改善等を行い、散策を楽しむために「散策ネットワーク」の充実が求められている。新津丘陵内の拠点施設である花と遺跡のふるさと公園は、史跡古津八幡山遺跡の他に、新潟県立植物園や新津フラワーランド、新潟県埋蔵文化財センター、新潟市新津美術館を核とするもので、専門性に特化している点が特性であり、「主として、植物、史跡、アート等に関する教養・学識、情報発信等を高める体験・学習・交流の場」と位置づけている(図7)。

⑥史跡古津八幡山遺跡保存活用計画⁷⁾

国指定文化財である史跡古津八幡山遺跡について適切な保存・活用を行い、その価値を次世代へと継承することを目的として平成29年3月に策定された計画で、施策を検討し、各種事業を着実に実行していくために必要な行政上の短期～長期それぞれの指針を定めたものである。

計画は、史跡の現状を把握し、課題を認識した上で、必要な対策を施すための方針や具体的な方法、施策の推進方法等について、「保存管理」・「活用」・「整備」・「運営・連携体制」の4つの観点から定めており、史跡の保護に万全を期するとともに、さらなる整備・活用を行っていくための計画を示している。なお、計画の策定にあたり平成27・28年度に「史跡古津八幡山遺跡保存活用計画検討委員会」を開催した。平成28年5月から6月にかけては史跡公園や弥生の丘展示館の他、史跡周辺の諸施設、新潟駅利用者を対象にした対面式によるアンケート調査、史跡周辺の自治会・町内会及び市内小・中学校を対象にした書面でのアンケート調査を実施し、これにより現状を把握するとともに、その調査結果を計画策定の参考としている。

3) 史跡古津八幡山遺跡の整備・活用状況

①整備の状況

現在、史跡指定地内およびその周辺は、「新潟市古津八幡山遺跡歴史の広場」(以下、歴史の広場)として条例で定められている。歴史の広場は、竪穴住居や環濠、古墳等が復元整備されている丘陵部の

「史跡公園」と、丘陵麓にある「史跡古津八幡山弥生の丘展示館」(以下、弥生の丘展示館)からなる。

国史跡指定後の平成18年度から歴史の広場の整備工事に着手し、平成23年度に弥生時代復元ゾーンの整備(第1次整備)工事が完了、平成24年度に古津八幡山遺跡のガイダンス施設である弥生の丘展示館が開館したこと、歴史の広場として暫定供用を開始した(図8・9)。

また、平成23年2月に古津八幡山古墳周辺が追加指定されたことを受けて、確認調査のうちに古津八幡山古墳の復元整備工事を実施し、平成26年度に古墳時代復元ゾーンの整備(第2次整備)工事も完了した(図10)。このように、平成18年度から平成26年度にわたる整備工事を経て平成27年4月から歴史の広場は全面供用となっている(図11)。

史跡公園では、発掘調査成果に基づき、地下の遺



図8 復元された竪穴住居



図9 弥生の丘展示館外観



図10 復元された古津八幡山古墳

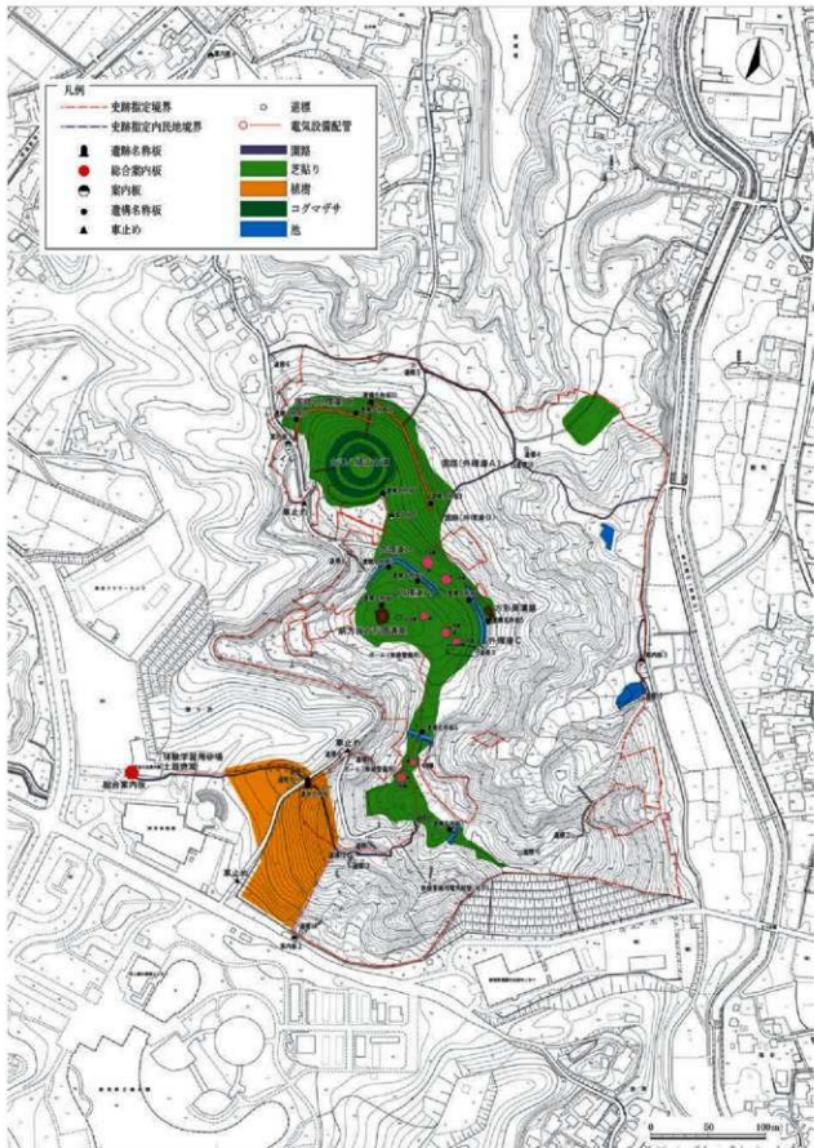


図11 古津八幡山遺跡現況平面図

構に影響がないよう保護盛土をしたうえで、弥生時代の竪穴住居7棟や環濠、方形周溝墓2基、前方後方形周溝墓1基の他、古津八幡山古墳等の復元整備をこれまでに行っている。

弥生の丘展示館は延床面積429.934m²の建物で、展示室や体験学習室、事務室があり、館外には屋外体験学習場を備える。また、館に隣接する空間には、弓矢体験用の広場や発掘体験学習用の砂場がある他、土器焼用の窯が設置されている（図11）。

弥生の丘展示館の常設展示は、弥生時代と古墳時代を中心であるものの、古津八幡山遺跡が旧石器時代から平安時代の複合遺跡であることから、古津幡山遺跡の全時代を紹介できるよう、旧石器時代・縄文時代・奈良時代・平安時代も含めた通史的な展示構成となっている。また、展示室の導入部分には史跡のある新津丘陵の里山の自然を紹介するコーナーも設けている。

常設展示では古津八幡山遺跡から出土した旧石器時代から平安時代の土器や石器等500点以上を展示している。小学生や中学生でも親しみを持てるよう、展示ケースの壁面には全面に考古イラストレーターの早川和子さんによる古津八幡山遺跡の復元画を拡大して貼っている。この他、古津八幡山遺跡の弥生時代のムラの様子や、タッチパネルモニターで各再現シーンのアップ画像や簡単な解説を見ることができる復元ジオラマ模型がある。

また、ガイダンスシアターでは子供向けにアニメーションを多用した「国指定史跡 古津八幡山遺跡の歴史」という映像や、これまでの復元整備、古津八幡山古墳の調査等の映像を見ることができる。

なお、弥生の丘展示館の来館者数については、展示館入口に設置してあるセンサー式の計数機で把握している。加えて、弥生の丘展示館の開館前後や、開館時でも展示館を利用せずに史跡公園へ行く来跡者が一定数いることから、史跡公園の来跡者数の実態を把握するために、平成28年3月より弥生の丘展示館脇の史跡公園へ至る通路に新たにセンサー式の計数機を設置している。

②活用の状況

史跡古津八幡山遺跡の活用事業は、弥生の丘展示館を核として行っている。担当は弥生の丘展示館職員と文化財センターの一部職員であるが、文化財センター職員は他の業務との兼務である。なお、弥生の丘展示館には非常勤職員2名と臨時職員2~3名が休館日を除き常駐している。

以下では、実際の活用内容や、平成28年度に実施したアンケート⁷⁾の結果等に基づく歴史の広場の利用者の概要、関連機関や周辺施設等との連携体制の状況等について記す。

a.活用内容・歴史の広場利用者の概要

古津八幡山遺跡では、平成29年度までに計20次の発掘調査を行っているが、史跡を適切に保存管理し後世に確実に継承していくため、史跡指定地内外において調査が不十分な場所については確認調査を継続して行っている（図12）。調査成果については現地説明会や発掘調査速報会、ホームページ等で広報している。なお、現地説明会の参加者からは、調査現場と史跡公園と一緒に見ることで復元整備前の経過がイメージできた等の意見もある。

弥生の丘展示館では、常設展示の他に企画展を年3~4回開催しており、各企画展において関連講演会や展示解説を実施している（表2）。来館者には蛇腹折のリーフレットを配布している他、古津八幡山遺跡や周辺の歴史を紹介する小冊子のガイドブックを無料で配布している。ガイドブックは、古津八幡山遺跡の理解を助け、展示や史跡公園の見学を補



図12 検出した竪穴住居（平成29年度確認調査）

助するものと位置づけており、現在No.1～6まで計6冊作成している（図13）⁸⁾。

また、展示館では主に弥生時代や古墳時代の暮らしに関連する体験を通して古津八幡山遺跡への興味や関心を持ってもらえるよう体験学習を常時行っている（図14）。体験学習は個人利用と団体利用があり、個人利用は月別で無料及び有料体験を複数用意し、利用者が予約なしでも行えるようにしている。

個人利用の体験学習は時間設定が短いメニューも揃えており、周辺施設と併せて利用する家族連れを中心に好評である。一方、団体利用は事前予約を前提として、体験学習に加え、展示解説や史跡公園での解説等も合わせて行っている。

弥生の丘展示館の来館者は個人利用が大半を占めている。来館者数は年間平均で40000人を超えている（平成24～29年度）。休日を中心に比較的の低年齢の子供連れの家族が多いのが特徴であり、史跡公園においても休日は家族連れが50%以上と最も多い。これは隣接する新津美術館や県立植物園等の周辺施設と一緒に利用する方が多いためと考えられる。

団体利用については小学校が最も多く、新潟市内の公立小学校の3割近く、近隣の秋葉区や南区では半数以上の小学校が利用している。主に小学6年生の社会科の校外学習として利用されている。

小学校に次いで自治会・町内会等の利用も多い。これは新潟市民生活部広聴相談課による、動く市政教室という事業を通じての利用が多いが、それ以外での利用も含めて近年増加傾向にある。

団体利用の内容は、常設展示や史跡公園の解説と

体験学習を組み合わせ、各利用者の要望や条件に応じて実施している。施設の広さや準備できる道具等により、一度に20～40人の対応が限度で、かかる時間も内容によって20～120分と幅が大きい。そのため、人数が多い場合には、体験メニューや解説を複数の班に分けて実施している。

授業においては、市内にある弥生時代の高地性環濠集落の事例として古津八幡山遺跡を取り上げる学校が小学校で7割、中学校で5割近くあり、授業で



図13 リーフレット・パンフレット



図14 弥生の丘展示館体験学習室の様子

表2 平成29年度弥生の丘展示館企画展・企画展開連講演会・企画展示解説一覧

企画展名	会 期	開連講演会・イベント		
		演 目 イベント名	開 催 日	講 師
古津八幡山遺跡の保存・活用	平成29年4月4日（火）～6月25日（日）	国史跡古津八幡山遺跡と今後の保存活用計画について（実地講座）	平成29年4月23日（日）	相田泰臣 金田拓也
職（てつ） －北陸における鉄生産－	平成29年7月4日（火）～9月24日（日）	我が国の製鉄道路の歴史 －東日本を中心とした古代から中世まで－ 展示解説	平成29年8月20日（日） 平成29年7月23日（日）	穴澤義功氏 (たら研究会委員) 渡邊明和
古墳時代のお祭り －石に描めた祈り－	平成29年10月3日（火）～12月17日（日）	石で作られた祭りのための道具（祭祀具） －不可解な石製模造品－ 展示解説	平成28年10月22日（日） 平成29年10月9日（月）	金田拓也 金田拓也
邪馬台国の時代5 －柏崎・上越・頸城の世界－	平成30年1月4日（水）～3月25日（日）	石器から見た弥生時代の稻作農耕文化 展示解説	平成30年2月11日（日） 平成30年2月4日（日）	澤田敦氏（公益財團法人新潟県埋蔵文化財調査事業団） 渡邊明和

学ぶものを実際に見て体験できる点等が、利用した小学校からは好評を得ている。なお、周辺には新津美術館や県立植物園の他にも地層を観察できる場所や、石油の世界館等もあり、複数の科目的校外学習を1日で行うことができるという声も多く聞かれ、様々な施設が集積するメリットがうかがえる。

なお、近くにある新潟県埋蔵文化財センターでも団体の体験学習や解説等を受け入れており、近年は状況に応じて弥生の丘展示館と分担して受け入れる場合もあり、これも関連施設が近くにあるメリットといえる。

新潟市内の小学校において、歴史の広場を校外学習に利用しない理由としては、限られた授業時数や交通手段がないことが大半を占めている。現地を訪れない代わりに、出前授業の実施や教材資料の充実を望む小学校もある。また、古津八幡山遺跡そのものを見知らなかったり、団体利用を受け入れていることを知らない小学校もあり、歴史の広場についてさらなる周知を行っていく必要がある。

校外学習として歴史の広場を利用する中学校は、秋葉区を中心に数校にとどまっている。小学校同様、授業時数や移動方法の問題等により、校外学習としての利用が困難であることがその主な理由であり、小学校も含めて出前授業や古津八幡山遺跡に関わる内容の教材資料の作成等、教室で行う授業でも史跡を活用していく方法について検討している。

なお、個人・団体の体験学習や解説への対応は、弥生の丘展示館の職員が担当しているが、混雑時や団体人数が多い時等は文化財センターから職員が応援を行っている。

他にも、土器づくりや稲作体験（図15）、発掘体験、植物観察等のイベントを事前申込みで行っている。

平成27年度からは、イベントや企画展示、体験学習等の年間予定を掲載したチラシを年度初めに作って配布している。また、周辺施設・機関と秋葉区役所産業振興課からなる「花と遺跡のふるさと公園」魅力アップ連携協議会があり、年1回、花と遺跡のふるさと公園全体のイベントを開催している。なお、

この連携の中で、平成30年には花と遺跡のふるさと公園専用のパンフレットを作成した（図16）。

b.連携体制等の状況

古津八幡山遺跡の知名度については、地元の町内で7割、市民で3割、それ以外が1割程度である。

歴史の広場の利用者からは、今まで知らなかつたが訪れると大変良かった等の声とともに情報発信が足りないという意見も多くある。府内外の観光情報等を手掛ける機関とのさらなる連携を行う必要がある。

また、地元住民が組織するコミュニティー協議会では古津八幡山遺跡周辺のボランティアガイドに向けた取り組みを近年展開している。このガイドは、遺跡に限らず石油関連遺産や里山の自然等も含めたガイドであり、今後、これら地元団体とさらなる連携をし、地元住民が主体となり地域の財産を活かした活動がより活性化していくことが望まれる。

地元の小・中学校とは、校外学習での団体利用や職場体験等でのつながりはあるが、古津八幡山遺跡



図15 イベント稲作体験の様子



図16 花と遺跡のふるさと公園パンフレット

をはじめ、郷土の文化財や歴史をより知ってもらい、郷土への愛着をさらに持つてもらえるよう、地域づくりとしてのさらなる連携を模索しており、「史跡古津八幡山遺跡保存活用計画推進委員会」においても、委員である地元小・中学校の校長先生から様々な意見やご指摘を頂いているところである。

3. おわりに

史跡古津八幡山遺跡では保存活用計画に沿って史跡内外の確認調査を継続して行いながら、史跡を適切に保存管理し、後世に確実に継承していくとともに、史跡を活かした活用をさらに行っていく方針である。これまでのところ府内の理解もあり、史跡の保護において首長部局でのデメリットや活用面での保存の危惧等は特に生じていない。

なお、古津八幡山遺跡というわけではないが、交流人口の拡大という施策に係り、副市長と文化スポーツ部、都市政策部、観光・国際交流部での3部局にまたがる会議や連携が近年行われている。このような連携は首長部局にいる方が行いやすいという側面もあり、市長部局に属しているメリットともいえよう。

古津八幡山遺跡に関しては、府内においてイベントや広報等で秋葉区役所の産業振興課をはじめ、広聴広報課など府内の各課と連携する機会はあるものの必ずしも多いとはいわず、また観光政策部署や地域づくり関連の部署との直接的な連携も多くはない。市の予算規模は年々縮小傾向にあり、前記の開港150周年事業等、市の重点事業に採択されると比較的多くの予算がつく傾向にある。今後も古津八幡山遺跡に関わる多様な事業を円滑かつ効率的に実施し、相乗効果を得ていくためには、府内外の関連施設、機関、組織等との横断的な連携体制をさらに強化、構築していくことが必要となっている。また、史跡を活かした人材育成等の地域づくりに関わっていくために、地元住民や教育委員会、隣接の小学校・中学校とのさらなる連携も必要となっている。

このような情勢の中、求められる文化財担当の能

力や役割としては、まず地域研究によって史跡の内容や歴史的位置づけ、本質的な価値を把握し、対外的に説明できる専門的な能力を基盤とし、史跡の保存や活用を適切に行っていくとともに、郷土に愛着をもってもらえるよう、それらを市民に分かりやすく広報していくことであると考える。さらに、史跡を地域づくりや観光振興につなげ、適切に保護していくために、府内外の諸機関や個人に対する行政的な調整能力もより必要になってきているといえる。

個人的にはいずれも力不足を痛感することが多い。さらなる研鑽に励むとともに、府内職員や地域住民、史跡古津八幡山遺跡保存活用計画推進委員会の委員をはじめ、関係する様々な方の知恵をお借りし、また協力しながら、今後も史跡古津八幡山遺跡を活かした各種取り組みについて改善しつつ継続的に取り組んでいきたい。

【補註および参考文献】

- 1) 新潟市広報課 2018『新潟市 市勢要覧』
- 2) 新潟市地域・魅力創造部政策調整課 2015『にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）』
- 3) 新潟市秋葉区役所地域課 2015『秋葉区 区ビジョンまちづくり計画（平成27年3月）』
- 4) 新潟市文化観光・スポーツ部文化政策課 2012『新潟市文化創造都市ビジョン』
- 5) 新潟市都市政策部都市計画課 2009『新潟市都市計画基本方針－都市計画マスタープラン－』
- 6) 新潟市新津支所 2006『にいつ丘陵里山保全活用基本計画 概要版』
- 7) 新潟市教育委員会 2017『国史跡古津八幡山遺跡保存活用計画』、新潟市教育委員会 2017『国史跡古津八幡山遺跡保存活用計画付属資料』
- 8) 新潟市文化財センター 2012『弥生の丘展示館ガイドブックNo.1』、新潟市文化財センター 2013『弥生の丘展示館ガイドブックNo.2（弥生時代編）』、新潟市文化財センター 2013『弥生の丘展示館ガイドブックNo.3（古墳・奈良・平安時代編）』、新潟市文化財センター 2013『弥生の丘展示館ガイドブックNo.4（防禦的集落と弥生・古墳時代埴輪編）』、新潟市文化財センター 2013『弥生の丘展示館ガイドブックNo.5（イラスト編）』、新潟市文化財センター 2015『弥生の丘展示館ガイドブックNo.6（古津八幡山古墳編）』、新潟市文化財センター 2017『弥生の丘展示館ガイドブックNo.1（改訂版）』

出島和蘭商館跡の史跡整備と活用

－復元整備20年の歴史と展開－

山口 美由紀（長崎市文化観光部出島復元整備室専門官）

1.はじめに

国指定史跡出島和蘭商館跡には、現在16棟の江戸時代の復元建物が建ち並び、往時の町並みの一部が再現されている。場内には、国内外からの観光客が訪れ、江戸時代に海外との窓口としての役目を担った出島を、等身大で体感いただいている。平成29年11月には、対岸地の江戸町から出島に渡る橋も完成し、周囲は埋め立てられているものの、海に浮かぶ孤立した島であった姿を、さらに印象深く伝えられる施設となった。

これまでの出島の復元整備によって、江戸時代、海外交流の拠点であった出島の価値を、分かりやすく視覚化することが可能となったが、観光地化も進み、現在、出島は文化観光教育施設として節目の時期を迎えていると言えよう（図1）。

本稿では、本格的な事業着手から20年以上を経た、史跡出島和蘭商館跡の復元整備の歴史と、これまでの活用事例について紹介する。さらに復元整備事業の進捗によって変わっていく出島の文化観光教育施設としての役割と抱える問題点、今後の展開について、報告を行う。

2.長崎の文化財

（1）長崎市の概要

長崎市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、長崎半島から西彼杵半島の一部を占める。五島灘、橘湾、大村湾に面し、天然の良港に恵まれる一方、市域の背骨を通るように山稜が位置

し、標高590mの八郎岳を最高点とする300mから400m級の山々が連なり、急峻で平地が少ない地形である。編入合併により拡張を続け、現在では東西約42km、南北約46kmに達している。江戸時代には西洋に開かれた唯一の貿易・文化の窓口として、近代以降は造船業を主として栄え、国際社会の中で重要な役割を果たしてきた。昭和20年（1945）には原爆による惨禍を被ったが、戦後は、核兵器廃絶と世界恒久平和を訴える国際平和文化都市としての役割を果たしている。人口総数は423,722人（平成30年5月末統計）、平成29年度の一般会計予算は約2,096億7千万円で、そのうち文化財関連予算は約12億2千万円である¹⁾。

（2）文化財行政の組織について

長崎市の文化財担当部局は、平成20年に組織改変が行われ、長崎市教育委員会から長崎市文化観光部へ移行し、現在に至る。文化財全般を所管する文化財課及び出島の史跡整備を担当する出島復元整備室が、文化観光部へ移動となった。この移動に際し、これまで観光部局が担当していた出島の維持、運営についても、出島復元整備室にて一元的に行うこととなり、史跡の整備事業とあわせて、施設の維持、運営を受け持つこととなった。

このほか、世界遺産への取り組みが全国的に推進されるなか、本市にも市長部局に世界遺産推進室が新設され、平成27年7月には長崎市に所在する構成資産を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産登録された。また、本年6月には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が登録されたことは、

記憶に新しい。

(3) 近年の文化財に関する動向

先述した2件の世界遺産について、その構成資産の一部に長崎市の歴史的建造物が記載された。「明治日本の産業革命遺産」には、小菅修船場跡、高島炭坑北渕井坑跡、端島炭坑、旧グラバー住宅、ジャイアント・カンチレバークレーン、旧木型場などが含まれる。なかでも端島炭坑は急激に知名度が上がり、専用船による軍艦島（端島）上陸ツアーが人気を博している。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、潜伏集落であった「外海の出津集落」「外海の大野集落」、信徒発見の舞台となった「大浦天主堂」の3つの構成資産が本市に所在する。

また、近年、長崎原爆関連遺跡の遺構保護についても、その重要性から史跡指定の動きが取られ、平成28年10月に「長崎原爆遺跡」として国の史跡に指定された。本遺跡は、昭和20年（1945）8月9日に長崎に投下された原子爆弾の被害を伝える遺跡で、爆心地、被爆校舎である旧城山国民学校校舎、崖下の小川に滑落した浦上天主堂旧鐘楼、爆風により傾いた旧長崎医科大学門柱、爆風で一本柱となった山王神社二の鳥居から構成されている。

このほか、長崎市内における大規模な遺跡調査として、小学校統廃合事業に伴う長崎養生所跡地の発掘調査や長崎市新庁舎建設に伴う魚の町遺跡の調査

が挙げられる。長崎養生所は、文久元年（1861）小島郷の丘に、日本最初の西洋式近代病院として建設された養生所の病棟と医学所からなる。オランダ海軍軍医ポンペラオランダ人による設計に基づいて建設され、慶応元年（1865）に養生所と医学所は統合されて精得館と改称されて、化学教室である分析理所も新設された。再開発に伴う建設に先立って行われた発掘調査で、養生所の北棟の石垣や建物基礎などが見つかり、平成29年に市の史跡として指定された。

魚の町遺跡は、平成29年から本格的な発掘調査が行われ、井戸、建物礎石などの町屋跡や道路遺構が検出され、現在も調査が続けられている。

3. 出島の歴史と復元整備事業

(1) 出島の歴史

史跡出島和蘭商館跡は、長崎市の中心部を流れる中島川の河口に位置する。寛永11年（1634）、江戸幕府は、キリスト教の布教を禁止し、日本人との接触を断つためにポルトガル人の隔離政策をとり、長崎の有力な町人25名の出資によって、長崎の岬の突端を埋め立て、人工の島“出島”を築いた。寛永13年（1636）に完成したこの島の面積は約1万5千m²で、特徴的な扇の形をしていた。

築造当初はポルトガル人が入居したが、寛永16年（1639）にポルトガル船の来航が禁止されると、ボ

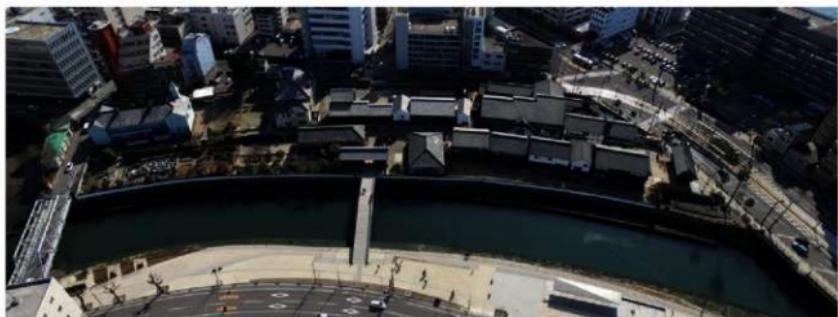


図1 出島全景 平成30年度撮影

ルトガル人は出島から追放され、出島は無人の島となってしまった。その後、寛永18年（1641）にオランダ東インド会社の拠点の一つとして平戸にあったオランダ商館が、出島に移転された。これ以降、安政の開国に至るまでの218年間にわたり、出島は西欧に開かれた唯一の窓口として、日本の近代化に大きな役割を果たした。

出島は、オランダのアジアを中心とした貿易活動拠点の一つであり、そのため広くヨーロッパ、アジアの文物が行き交う場所であった。そこでは商館員と日本人の自由な出入りが禁止されるなか、商館員はこの閉ざされた島で日々の暮らしを営み、限られたなか阿蘭陀通詞や蘭学者などの日本人と交流を持った。また出島は、江戸幕府にとって海外の情報を入手する窓口であり、そこを介して西洋の進んだ学問や技術が伝えられた。さらに日本の文物や情報も広く西洋に伝えられ、出島は日本と西洋、アジアにおける国際交流の場としての役割を担った。

幕末、我が国が開国へ向かう中、安政6年（1859）に出島のオランダ商館は廃止され、オランダ領事館となり、慶応2年（1866）には外国人居留地に編入され、新たな国際貿易の場へと変化した。明治になると長崎港を近代的な港へと整備するため、大掛かりな港湾改良工事が計画されるなか、出島とその周辺にも改修が及び、明治26年（1893）に完成した第1期港湾改良工事によって、出島の北側が約18m削られ、東側は陸続きとなった。明治37年（1904）には、第2期港湾改良工事が完成し、出島の南側は全面的に埋め立てられ、内陸化し、島としての形状を完全に失った。

しかしながら、出島が有する特異な歴史性が評価され、大正11年（1922）出島和蘭商館跡として国指定史跡に指定され、現在に至る。

（2）復元整備事業

長崎市は、街に埋もれ、失われた往時の出島を現代に甦らせるため、昭和26年（1951）より整備事業に着手した。昭和27年（1952）以来、史跡内民有地の公有化が進められ、また昭和32年（1957）度まで

に石造倉庫1棟の復元、庭園の整備が行われた。昭和48年（1973）～51年（1976）にはさらに石造倉庫1棟を復元、現存する洋館「旧内外クラブ」を改修して、出島資料館とし、庭園には出島の模型を設置した。昭和52年（1977）～54年（1979）には、明治時代に建築された洋館「旧出島神学校」の半解体修理事業が実施された。

昭和53年（1978）、長崎市は、長崎市出島史跡整備審議会を設置し、史跡整備の方針について検討を行った。委員には、日蘭交流史の専門家や長崎の政財界における有識者が選ばれ、復元の基本方針がまとめられた。この中で、19世紀初頭の出島を完全復元するという方針が示され、現在も復元整備事業の大きな指針となっている。

その後、第2次出島史跡整備審議会が設置され、平成8年には審議会の答申を得て、具体的な建造物の復元を打ち出した短中期計画と、出島の顕在化を基軸とした長期計画からなる復元整備事業計画がまとめられた²⁾。

短期計画は、25棟の江戸時代の復元建物を建築する計画である（図2）。出島の建造物復元時期については、古絵図が比較的多く残され、オランダに現存する往時の建物模型が1820年代頃であることからこの時期に設定されている。商館医としてシーポルトが来日していた時期（1823-1828）でもあり、よく知られた出島のイメージが浮かぶ。この計画では出島の西側から順に建造物の復元を行い、東側では今も現存する明治期以降に建てられた洋館群も併せて活用を行う。

本計画に基づき整備事業を遂行し、平成12年4月



図2 短中期復元整備計画予想図

に出島西側に5棟の建造物が完成し、平成18年春には続く5棟の建造物が完成した。平成28年10月に出島中央部に位置する6棟の建造物の復元が完了し、合わせて16棟の建物が建ち並び、往時の町並みを体感いただくことができるようになった。

また、失われた扇形の出島の顕在化を行なうため、出島の南側及び西側の一部に堀を作り、護岸石垣の整備を行なっている。平成29年11月には、出島と長崎の町を結ぶ唯一の出入り口であった表門に架かる新しい橋「出島表門橋」が完成し、水面を渡り、往時の動線で出島に入場することが可能となった。

長期計画は、出島周辺の交通網の整備、中島川、銅座川の流路の変更を行い、出島の四方を水面とし、19世紀初頭の海に浮かぶ出島を再現する計画である。その計画実現を見据え、平成28年度にその指針となる史跡出島和蘭商館跡保存活用計画を策定した。

4. 復元建物と護岸整備

(1) 建造物の復元

復元整備事業の推進にあたっては、出島敷地内の用地の公有化が、優先的かつ重要な課題の一つであった。もともと出島は長崎の町人25名の出資により築造された築島で、その後もボルトガル人、オランダ人に対して、借地料を設定し、町人が出島家主として常に関わりをもって運営されてきた歴史的経緯があった。オランダ商館が廃止され、居留地になつて以降も、民間人がそれぞれ土地を所有することか



図3 出島の通り 復元された江戸期の町並み

ら、出島はまさに長崎の町人が権利を有する島なのであった。そのなかで史跡整備に取り組むにあたり、その趣旨を理解いただき、用地買収が進められた。用地の公有化は昭和27年（1952）に始まり、半世紀を経て平成13年に敷地内の全ての用地の買収が完了した。

出島の第Ⅰ期事業は、効果的な整備が出来ることを考え、この用地買収においてまとまった敷地面積を確保できた西側から計画された。復元建物は、ヘトル部屋、一番船頭部屋、一番蔵、二番蔵、料理部屋の5棟で、平成8年から発掘調査を始め、その後建物の基本設計、実施設計を行い、平成12年3月に完成した。平成12年は日蘭修好400周年を記念する節目の年であったため、復元建物の完成を祝し、あわせて様々なイベントが行われた。

これらの建物は、発掘調査成果、市内に残る類似建物の調査、幕末期の古写真、オランダに現存する模型、平面図、文献史料、絵画資料などに基づき、復元されている。このうち、模型については、約30分の1の縮尺の『プロムホフの出島模型』（ライデン国立民族学博物館所蔵）が建物の外観、建具、内装などの参考となつた³⁾。

その後連続した町並みの整備を目指し、平成13年から、隣接地を計画地とした第Ⅱ期事業に着手した。第Ⅱ期には、カビタン部屋、乙名部屋、三番蔵、拌礼筆者蘭人部屋、水門の5棟が復元された。商館長の居宅であったカビタン部屋は、出島の中心となる施設で、規模も最大の建物であったため、間取りや



図4 出島中央部発掘調査地点全景

建具の意匠等、慎重な検討を重ねた。また内装や室内の空間再現にも取り組み、往時の生活様式や日々のエピソードなどに留意し、家具、調度品の配置を行い、一般に公開している。

続く第Ⅲ期事業には、平成22年から着手し、出島中央部に位置する銅蔵、組頭部屋、乙名詰所、筆者蘭人部屋、十四番蔵、十六番蔵の6棟が平成28年10月に完成した。現在、これまでの復元建物と合わせて計16棟の19世紀初頭の復元建物が通りに建ち並び、往時の町並みが形成されている（図3）。

これらの復元整備事業によって、出島の西側から中央部にかけて広範囲な発掘調査が行われ、これまでにオランダ人住居、日本人役人の詰所、貿易品を納める蔵などの建物の礎石が検出されている。また、上水道、下水道に関する水樋や溝の遺構、便槽跡、廃棄土坑など、生活の様子が分かる遺構群も確認された（図4）。遺物はこれまでに約70万点が出土し、その内訳は国産の近世陶磁器を中心として、中国、西洋、東南アジアの舶載陶磁器、土器や瓦、練瓦、クレーパイプ、ガラス製品、動物遺体や貝殻など、多岐に渡る⁴⁾。

（2）建造物の復元意義

出島には、往時のオランダ商館時代の建物は現存しない。そのような中、復元された建物の完成によって、来場者は外観を眺め、建物内部に入り、往時の人々が集い過ごした空間を体感することが出来る。これらは、より深く出島を理解する一助となる。

出島の建造物復元は、その復元過程の各段階において、様々な意義を持つと考える。設計段階では、歴史的な検証によって、出島の研究が促進され、新たなる出島像が明らかとなる。これまでの復元事業においても、新史料の発見、復元を契機とした発掘調査の実施による調査成果の蓄積などが具体的に見られた。また、本来の復元設計においても、出島に存在した建造物のイメージが具現化する成果となる。一般に、出島オランダ商館の建造物は和風建築を基準とした二階建ての住居が多く、一階は倉庫、二階が居住スペースとして利用されたと言われている。

復元設計の実施により、このような概説的な内容から、建物間の格の違いや、室内的間取り、動線から見えてくる用途など、具体的な建物の構造や役割が推察され、出島の機能を理解するうえで重要な要素となる。

建築工事の過程においては、伝統的な建築技術の紹介とその継承が行われる。古建築の工事手法は、ときに大変手間がかかるものであるが、その過程を踏むことによって、価値のある建造物が完成する。出島ではすでに数棟の土蔵の復元を行っているが、時期を選んで材料を調達し、土作りに時間を要し、壁の芯となる小舞を組み、小舞搔きののち、荒打ちを行い、その後、土を付け乾燥する作業を繰り返す根気のいる作業が行われている。

整備工事の過程で繰り返される伝統的な技法の継承は、復元建物が完成した数年のうちに、補修を行う際にも必要とされるものであり、また次の整備事業を行う際にも、欠かせない技術力であるため、引き続き伝統的な建築技術を継承する体制作りが重要となる。

また、和洋が混在する出島ならではの意匠も、特徴的な構造として再現されている。カビタン部屋やヘトル部屋の窓の手摺の欄干は、洋風のデザインでありながら、立体的な構造物ではなく、板状の仕上げとなっている。これは、洋風の手摺デザインをモチーフとして、日本人大工が見よう見ま似的であつられたためと解釈され、洋風建築にも、和風建築にも見られない独特な仕上がりとなっている。これらの欄干に塗布されているベンキや窓に用いられた板ガラスも、江戸時代の日本では一般的な建築材料ではなく、特別に海外から搬入された材料であり、建物を印象的なものとしている⁵⁾。このような西洋風の意匠や材料の使用から、日本国内の建築技術のみならず、西洋の古建築に用いられた建材にも通じる必要が生じ、オランダの学芸員や技術者との交流、連携も生まれた。

（3）護岸石垣の整備

出島が扇形の島であった姿を視覚化する顕在化事



図5 南側護岸石垣整備後の状況



図6 カビタン部屋 大広間の再現

業が計画され、出島の西側及び南側護岸石垣の一部を顕わにし、修復する整備工事が行われた。

平成9年に実施した出島西側における護岸石垣の発掘調査では、築造当初期の護岸石垣と荷揚げ場の拡幅を示す石垣が確認され、現在その一部が公開されている。

平成15年度より約131mに渡り実施した南側護岸石垣の調査では、遺存状況が良い地点で石垣総高約3.4m、11段の石積みが検出された。修復工事に伴う解体調査の結果とあわせ、石積み法や使用された石材の違いなどを検討、築造当初から残る石垣とその上部にみられる後世に積み直しが行われた石垣が確認出来た。また、修復工事を念頭に置いた石材・石質調査、石積み技術・加工方法の確認、全体的な石積勾配・石積みラインの線形の検討などを行い、護岸石垣に関する特徴的な要素を捉えた⁶⁾。

これらの調査成果に基づき、南側及び西側護岸石垣の修復整備を行った。検出した状況のとおりに石垣の積み直しを行うことを基本とし、さらに上段の石垣が欠損している箇所については、既存の石垣を手本としながら、新補材による復元を実施した。石垣は往時から今に残された遺跡の一部であり、出島和蘭商館時代の造構が地表に残されていない現状において本物の遺構であるため、調査から整備にかけて出島の石垣がもつ特徴を損なうことがないよう充分な配慮を行った。現在、出島の南側外周に歩道を設け、整備された石垣を安全に観覧出来るようにし、石垣の上には、高さ9尺の練塀を設置し、囲われた

島を再現している。これらの整備によって、歩道、車道上から、出島の境界ラインを視覚化することが可能となり、来場者に、往時は閉じられた空間であったことを強く認識させる効果が上がっている(図5)。

5. 出島の活用事例

(1) 建物の展示公開

これまでに復元を行った建物については、内部空間が明確な建物は、特に復元に力を入れ、内外観あわせて往時の姿を甦らせるべく設計を行った(図6)。内部空間が不明な建物については、外観は復元を行い、内部は出島の歴史や貿易についての展示室としての整備を行っている。また、出島内に現存する幕末から明治時代の建物群については、映像シアターや出土遺物の展示室等のほか、休憩室やレストランなど、交流や憩いのスペースとしての活用をはかっている。

これら施設の開場時間は、午前8時～午後9時までで、特に夜間のライトアップを実施後、開場時間が延長され、観光施設としての利用が促されている。

(2) 魅力発信イベントの実施

年間約40万人が来場する出島であるが、平成29年は年間50万人の来場者を超え、国内外の観光客、修学旅行生を中心に多くの見学者で賑わっている。

そのような中、リビーターや市民の来場を促し、来場者の満足度向上を目的として、春に「オランダフェスティバル(日本とオランダの友好を祝したイ

ベント)」、夏と冬に「感激の出島(西洋音楽と演劇)」、秋には「蔵出しフェスタ(出島ゆかりの食のイベント)」を、市主催事業として実施している。また、民間市民団体によって企画される出島ゆかりの食やデザイン、クラフト、音楽などをテーマとしたイベントも行われ、市民が史跡に愛着を持ち、かつ出島の多面的な要素を周知する機会となっている。このほか、長崎の秋の大祭長崎くんちにおいて、地元自治会が奉納を行う踊町の当番に当たる年には、出島も庭見世、奉納踊り会場となり、賑わいに華を添える。長崎くんちは、江戸時代にも阿蘭陀人が、大波止お旅所にて奉納踊りの見物を行っていた史実が残り、今日まで変わらず、出島と縁のある祭礼であると言えよう。

また、昨年11月に完成し、一般供用している出島表門橋については、橋の架設を行った昨年2月及び完成セレモニーに際し、関係者や市民と、その瞬間を共有しようという趣旨から、広報誌等を通じて、作業や式典の公開を行い、大いに盛り上がったところである(図7)。この架橋事業には、地元の経済界や市民からの寄付による出島復元整備基金が用いられている。本基金は、平成8年10月地元経済界を中心に「出島復元募金活動推進委員会」が設立され、平成12年12月までに10億円を目標に募金活動を行ったものである。目標額は達成され、架橋事業にはその半分にあたる5億円が財源として用いられた。このことからも出島表門橋は、長崎市民及び長崎に縁のある人々とともに造り上げられた橋と言えよう。



図7 出島表門橋の架橋
多くの関係者、市民が見守る中、行われた
(NBC長崎提供)

6. 課題と問題点

(1) 組織について

本市は、平成20年という比較的早い時期に、文化財行政が、教育委員会から首長部局へ移管された自治体であると思う。このような組織の改変、業務の移管について、近年そのメリット、デメリットを問う照会が多い。都市の個性が問われる近年、大規模な史跡整備は、首長部局の中で、その自治体の歴史と文化を象徴する遺跡として、施策の軸に置かれることが多い。積極的な史跡の活用という点では、首長部局のプロジェクトとして、史跡の整備や活用が推進されるという利点が挙げられる。

しかしながら、政権や政策の影響を受けず、長いスパンで取り組まる課題や整備は、史跡整備計画や保存管理計画に則り、継続的に進められるものである。推進する力と継続する力、この二つを有した組織であれば、史跡の整備活用と運営は、目標を見失わずに進めることができると考える。

さらに現代は、政策の意義の明文化、目標指數などの達成率などによって、文化財行政が評価される時代である。このため、本質的な議論よりも、より早く目に見える成果が求められるため、2~3年単位での目標設定が必須とされる。この単位を超えて、長期的な視点に立ち行われる史跡の保存整備は、骨子に基づき、継続的に実施されるべきであるため、自治体の地力、耐久力が試されるところであろう。

(2) 維持管理について

平成11年に完成し、翌12年から一般公開しているヘトル部屋等の復元建物は、平成31年に築20年目を迎えることとなる。江戸時代の木造建築である出島の建物は、日々多くの来場者が入室し、経年劣化が見られ、メンテナンスが必要な時節となっている。屋根の漆喰部分の剥落、漆喰と土壁の亀裂、塗料の剥落、板材の磨耗、破損、カビの発生等が具体的な事例として列挙される。

今後も水準的にこの維持管理に伴う修復作業は続くことになり、建物の維持には相当な費用がかかる

ことが予想される。

オリジナルの古建築の保存については、このような修復にかかる費用は、管理者において予想されるところであるが、復元建物においても同種の経費がかかることについて、現状どれほど関係者に共有されているものであろうか。公開施設として、本来の用途よりもさらに使用頻度が高まり、耐久性が求められるなか、往時の工法を用いて復元される建物群について、効果的な維持管理の手法について、議論を交わす時期が来ているのではないかと考える。

例えば建築資材の耐久度、コスト面の効率性など、数十年を経た復元建造物や重要文化財の修理の記録などから、検証が可能である。また、日々、材料や工法も進化しているため、新規材料の有益性についても、試行された結果等を共有する必要がある。

また、古建築の修復は専門的な知識や技術を必要とするところであるが、地域住民が専門家の指導を受けながら、文化財に触れ、その一部をともに作る過程が将来的な文化財の保護につながるという長期的な視点も必要であろう。地元の市民や小中学生を巻き込み、みんなで息長く史跡を作り続けていくことが、理想的な姿ではないかと思う。このため、文化財行政が地域のコミュニティや地域の教育機関とのネットワーク作りを行うことが、まずは端緒となるのではないだろうか。

(3) 枠組みの変化と変わらない遺跡の価値

現在はSNSの普及によって、地方自治体であっても遺跡の情報については国際的に様々なアプローチが可能となり、広く共有できる時代である。このため、遺跡を取り巻く環境は大きく変化し、遺跡に関わる組織も多岐に亘り、複雑化している。

多様な価値観が形成されるなか、遺跡としての価値付けを視覚化、明文化する作業が求められ、さらにブランド化する方法が模索される。遺跡の価値を疑わない者にとっては、これらの一連の作業はある部分では必要では感じる場合もあるが、抱える遺跡が理もれないようにするためにには力を入れざるを得ない。

その打ち出しが、時代に合う場合には注目され、そうでない場合には、時節を待たなければならない。そのサイクルは次第に早くなっているが、そのような中で、1年もしくは数か月で飽きられることと、長きに亘り評価され続けることが見えつつあるのではないだろうか。

学術的には、他の遺跡との比較によってその特徴が浮き彫りとなり、関連する遺跡群を形成することによって、その歴史的な変遷を知ることができ、我が国の成り立ちや構造の中で、位置付けを行うことが可能となる。

結果的には、これまでに行われてきた遺跡の分類、整理を踏襲し、明解なキーワードを設定し、グループ化を行い、現代的な手法で視覚化することで、より多くの人々の心に留まる遺跡となるのではないだろうか。

長年、著者が史跡整備を担当した出島は、復元整備事業の永続性が注目され今日に至る。今後も、整備事業の継続によって、出島は昔の人が生きた過去の遺跡という評価にあわせて、現在の人々によって生かされた空間としても歴史を重ねていくであろう。壮大な整備事業が将来に受け継がれ、未来の出島へとつながっていく。過去の人々から現代の私たちへ、そして未来の子ども達へ、壮大なバトンリレーが繰り返される。

【補註および参考文献】

- 1) 長崎市HPより引用。
- 2) 長崎市 1996 「史跡出島と蘭商館跡復元整備計画書」
- 3) 長崎市教育委員会 2001 「国指定史跡 出島と蘭商館跡 西側5棟建造物復元工事報告書」
- 4) 長崎市教育委員会 2018 「国指定史跡 出島と蘭商館跡 銅蔵跡地中央部発掘調査報告書」
- 5) 山口美由紀 2016 「国指定史跡 出島と蘭商館跡における歴史的建造物の復元」『月刊文化財』1月号628号 p.31-38
- 6) 長崎市教育委員会 2010 「国指定史跡 出島と蘭商館跡 南側護岸石垣発掘調査・修復復元工事報告書」

III 関連論考

奈良県における文化財行政の歴史と近年の動向

建石 延徹（奈良県地域振興部文化資源活用課）
持田 大輔（奈良県地域振興部文化資源活用課）

1. はじめに

奈良県における文化財保護¹⁾の歴史は、明治初年の廃仏毀釈の嵐の後に本格化した。荒廃した興福寺等の復興と公園行政が両輪となり、奈良公園が設置、整備された。これに象徴されるように、奈良県における文化財保護は、教育は無論、観光振興と常に一体あるいは連動して進められてきた。奈良県庁の文化財担当部局の変遷を辿ると、古社寺保護の流れ、公園行政の流れ、史跡等記念物保護の流れの三つの大きな流れが、国策や時勢等に従い、曲折を経て現在に至ることが理解できる。

本稿ではそれらの経緯を概観した上、先の文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等に伴う奈良県の動向と課題を整理する。

なお本稿は「奈良県政七十年史」²⁾、「奈良県教育八十年史」³⁾、「奈良県教育百年史」⁴⁾、「奈良県教育百二十年史」⁵⁾、「奈良公園史」⁶⁾、「大和百年の歩み」⁷⁾等、奈良県などから公刊された文献を主に参考にし構成した。また、美術工芸品、建造物の保存修理、天然記念物保護、風致保全行政についても本来は詳述すべきあるが、本書の性格に鑑み最小限の記述とした。

2. 奈良県における文化財行政史概説

奈良県における文化財行政の歴史を概観するため、本章では県庁文化財担当部局の変遷を整理し(図1)、そこから垣間見える国策等との連動性や奈良県独自の動向等を繙きたい。

(1) 文化財行政の萌芽—明治～昭和初期—

明治元年（1868）、王政復古の大号令の下、全国の社寺に向けて太政官布告「神仏判然令」が出された。廃仏毀釈は、南都の寺院に大打撃を与えた。特に古代以来、春日大社を鎮守とし、かつては大和一国を実質支配していた興福寺は別当以下一山約130名あまりが還俗を願うという事態に陥った。明治4年（1871）の社寺領土知令により現境内以外の所領の没収、官有化を経て、翌年には教部省により興福寺廃寺の指令が発せられる。多くの仏像、仏具や古文書が持ち出され骨董界隈を賑わせるとともに、堂宇が破壊、除却され、境内は荒廃するに至る。

全国的に寺院の荒廃が進むにつれ、その保護的目的とし、明治5年（1872）には「名所旧蹟」の伐採・破壊を禁じる通達（明治5年大蔵省達53号）、翌年には名所・旧蹟の保存と活用を目的のひとつとして公園地を制定する旨の布告（明治6年太政官布告第16号）が出された。また、明治30年（1897）、社寺の建造物、宝物等を保護する古社寺保存法が制定された。

奈良県では、廃寺となった興福寺旧境内の荒廃を嘆く地元住民有志による嘆願、保存運動を経て、同地を公園地とすることを決定、花木の植栽も進められていた。しかし明治9年（1876）には堺県に吸収され、明治13年（1880）に堺県令より内務省への上申を経て、太政官制による奈良公園が設置された⁸⁾。廃寺となった興福寺旧境内の保護を中心に、史蹟・旧蹟の保存、顕彰が明確に打ち出された。これが奈良県における文化財活用の原点といえる。

奈良県が再設置された翌年の明治21年（1888）には春日山、若草山、東大寺、手向山神社、氷室神社などの旧境内地が編入され公園地としての基盤ができるあがり、明治22年（1889）には奈良県立奈良公園

として再出発した。当初は県庁庶務課地理係事務の下、奈良郡役所が管理したが、明治25年（1892）に県庁庶務課地理係に管理も移され、さらに明治27年（1894）には第五課公園係が置かれる。明治38年

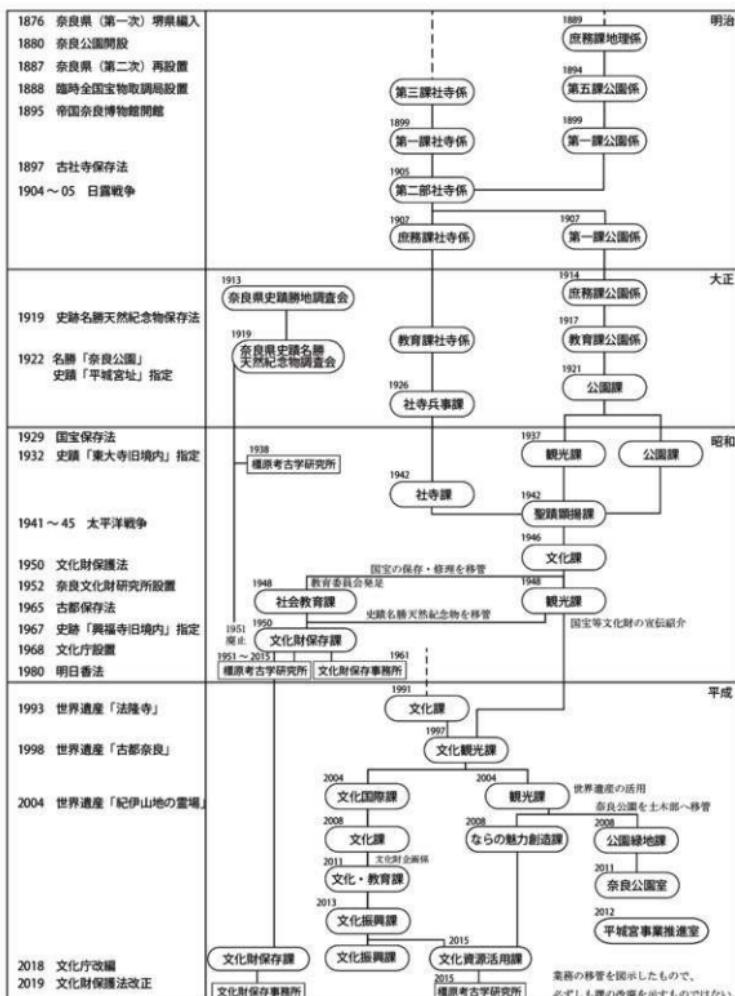


図1 奈良県における文化財担当部局の変遷

(1905)、日露戦争に係る行政縮小により第二部社寺係に名勝・旧蹟の管理を移すが、明治40年(1907)に公園係が再設置された。

東大寺、春日大社、興福寺など豊かな名勝・旧蹟に恵まれた奈良公園は奈良県にとって重要な観光資源であり、明治28年(1895)開館の帝国奈良博物館(現・奈良国立博物館)は、開館当時に月35,000名あまりの入場者を数え、また、大阪-奈良を結ぶ関西鉄道、京都-奈良を結ぶ奈良鉄道の開通により、明治25年(1892)ごろには観光客は年間100万人に至った。

奈良公園は大正11年(1922)、史蹟名勝天然紀念物保存法による名勝に指定され、大正13年(1924)に天然紀念物「春日山原始林」、昭和7年(1932)に史蹟「東大寺旧境内」がそれぞれ指定された。また、大正13年(1924)には「吉野公園」が史蹟・名勝に指定された。

奈良公園に続き、吉野公園、竜田公園など県内各所へ年々増加する観光客であったが、昭和12年(1937)には皇紀二千六百年記念事業の効果により1,000万人を超えると見込むに及んで、その対応に備えて観光課が独立する。このころ県政50年を記念して編集された「奈良縣政調査」で定義された「観光」とは、時代を反映している文言も散見されるが「観光ハ單ニ物見遊山ノ義」ではなく、奈良県が「幾多ノ貴重ナル史蹟ニ富ミ」、「團体ノ精華ト大日本文化ノ淵源ヲヲ理解」するためのものとしている。また、観光行政計画として県外に対する「史蹟講習会」の開催や、「國宝其ノ他ノ保存」の必要性を訴えている⁹⁾。

このように奈良県では、興福寺旧境内の保存・活用を目的とする「名所旧蹟」の地、奈良公園の設置を端緒として公園・観光行政が展開した。特に大正年間は内務部教育課に公園係と後述の社寺係が併置される時期があり、社会教育的側面から奈良公園の管理とその観光、文化財の保存修理とが密接につながり、戦前の奈良県文化財・観光行政を形成していくことは注目に値する。

公園・観光行政とは異なるもう一方の史蹟管理行政の流れとして、社寺係に連なる部局が所管した社寺建造物・宝物、古墳ほか史蹟地の保存がある。

前者の建造物の修理は、明治13年(1880)から内務省古社寺保存費の交付があり、また古社寺保存法の制定に先立つ明治28年(1895)より国庫補助・奈良県受託による法隆寺夢殿の修理が開始された。明治30年(1897)の古社寺保存法制定以降は、特別保護建造物、国宝として社寺建造物や宝物の保護、修理の国庫補助金が制度化された。

後者は、明治政府による「大日本帝国」の形成過程で捉え得る。江戸時代後期に発する陵墓の治定は明治期も継続し、明治7年(1874)に陵墓取調が開始される。同年「古墳発見ノ節届出方」(明治7年太政官布達第59号)や明治13年(1880)の「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」(明治13年宮内省達乙第3号)など、古墳は陵墓との関わりから保護が図られる。古墳以外の遺跡が法の保護にかかるのは、大正8年(1919)の史蹟名勝天然紀念物保存法の成立を待つことになる。社寺係は奈良県再設置以降、第三課、第一課、第二部、庶務課、教育課と存続し、大正15年(1926)に学務部社寺兵事課として独立する。社寺兵事課では、史蹟名勝天然紀念物保存法に先立つ大正2年(1913)に発足の奈良県史蹟勝跡調査会(内務部長を会長とする)、大正8年(1919)に改称した奈良県史蹟名勝天然紀念物調査会の一部事務も担当した。史蹟名勝天然紀念物保存法では、開発等に伴う現状変更申請や保護措置、罰則について定めており、昭和12年(1937)、国道建設に伴う唐古遺跡の発掘、翌年の橿原神宮外苑の拡張に伴う橿原遺跡の発掘などが代表的な遺跡調査例となる。なお、この橿原遺跡の調査に伴う現場事務所が、現在の奈良県立橿原考古学研究所の起源であり、研究所の設立年を事務所設置の昭和13年(1938)に求めている。外苑整備は県を事務局とする皇紀二千六百年記念事業によるもので、このとき橿原道場(現・橿原公苑)、大和国史館(現・奈良県立橿原考古学研究所附属博物館)などが整備された。

また明治以来の「平城宮址」の保存は、官民挙げての活動の結果、大正11年（1922）に史蹟指定を受け、翌年に奈良大極殿跡保存会事業終了式が挙行された。昭和4年（1929）には東大寺旧境内の国道拡幅問題、昭和12年（1937）には奈良公園の自動車道路開発問題など、戦前期において現代にもつながる史跡保存と開発を巡る官民交えた議論がなされていた。

（2）戦中・戦後の文化財行政

昭和16年（1941）12月の太平洋戦争開戦は、文化財保護行政にも大きな影響を及ぼした。時局柄、「観光」の名称は相応しくないとして、昭和17年（1942）に国威発揚の考えから「聖蹟顕揚課」と改称される。さらに日露戦争時と同様、不要不急事務の統合が図られ、社寺課（社寺兵事課より別れる）、公園課を吸収する。ここに、国宝や史蹟名勝天然紀念物、公園管理、観光政策、さらに宗教事務まで総合的に、いわば保存と活用を行ひ得る課が誕生したのであるが、戦時下でもあり積極的な文化財保存・活用行政の実施は困難を極めた。空襲対策として奈良公園には防空壕が掘られ、東大寺大仏殿には擬裝網が被さり、仏像等が山間部に疎開する状況下、春日山原生林の松林が松根油採集の伐採から逃れたこと、戦争末期に海軍柳本飛行場建設に伴う発掘調査が実施されたことは特筆される。また、終戦直後の昭和20年（1945）12月、史蹟名勝天然紀念物調査会は、進駐軍キャンプの造成工事においても大和6号墳の発掘調査を実施し、戦中期と同様の努力を続けた。

終戦後の昭和21年（1946）、GHQによる神道指令（政教分離）を受けて聖蹟顕揚課は文化課と改称する。業務は引き続き史蹟名勝天然紀念物、古社寺宝物、橿原道場、奈良公園の管理を継承した。

昭和23年（1948）、教育部に移動していた文化課は民生部に移り、戦前の観光課に復した。同年の奈良県教育委員会の発足に伴い、同社会教育課に国宝の保存・修理業務を移管する。観光課には奈良公園管理の観点から、史蹟名勝天然紀念物事務はとどめ置かれた。同年、両課合同によって奈良県名所旧跡

国宝保存運動連盟が発足し、また「国宝宝くじ」を発売し、売り上げを国宝の保存修理に充てた。

昭和24年（1949）の法隆寺金堂壁画の焼損を機に文化財保護の声が高まり、翌年に議員立法として文化財保護法が制定された。これに先立ち、奈良県議会は国への保護法制定の請願を決議している。文化財保護法の制定一ヶ月前、奈良県教育委員会に文化財保存課が設置される。これは社会教育課の宝物・建造物係と、観光課にあった記念物係の史蹟名勝天然紀念物業務を合わせたもので、翌年には史蹟名勝天然紀念物調査会を解散し、橿原考古学研究所を県立機関として位置付けた。さらに昭和36年（1961）には建造物修理を受託する専門機関として文化財保存事務所を設置した。

なお、観光課は奈良公園管理を引き続き所管し、また「国宝等文化財の宣伝紹介」を主要業務とするなど、文化財への関わりは、戦後一貫して保ち続けていく。また、戦前以来の観光と教育との関係では、歴史学習・古美術鑑賞のメッカとして全国の小・中・高等学校の修学旅行先として成長していく。

昭和27年（1952）、史蹟「平城宮址」は文化財保護法下の特別史蹟となる。この年、奈良文化財研究所（1954年、奈良国立文化財研究所）が置かれた。その後、近鉄検車庫の建設計画や国道奈良バイパス建設計画などが持ち上がり、全国的な保存運動が盛行し、京都、鎌倉などとともに、昭和40年（1965）の古都保存法制定の原動力になる。平城宮跡は保存のために指定地の全面買収へ取組むことになり、買収事務のため、昭和38年（1963）に教育委員会事務局に平城宮跡整備事務所が置かれ、昭和44年（1969）には大半の買収が完了した。全面公有化による遺跡保存は、全国に大きな影響を与えることになった。

（3）平成の文化財行政

昭和23年（1948）の教育委員会設置後の文化財保護体制は、文化財保護法に基づき保存をつかさどる文化財保存課と、奈良公園管理やその他文化財等の活用等を所管する観光課の並立で歩んできた。2000年代に入ると、その体制に変化が訪れた。

1990年代、奈良県では平成5年（1993）に「法隆寺地域の仏教建造物」、平成10年（1998）に「古都奈良の文化財」と立て統けて世界文化遺産の登録があった。いずれも、国宝等の建造物を中心とした資産構成であるが、後者には、明治より調査、保存、整備が進められてきた特別史跡平城宮跡が考古学遺跡として含まれ、また平城宮跡を舞台として、「平城遷都1300年祭」が平成22年（2010）に県主導で開催されるおよび、関連事業や奈良公園を所管する観光課系統の役割が重要な位置を占めていく。

平成9年（1997）、企画部に属する観光課は文化課と合併し文化観光課となる。平成16年（2004）、新たに設置された観光交流局の下で観光課と文化国際課に再編される。平成18年（2006）には観光課に世界遺産活用業務があてられた。平成20年（2008）、企画部は地域振興部へ、観光交流局は文化観光局へと改称し、観光業務は観光振興課、世界遺産の活用はならの魅力創造課に、文化国際課は国際観光課と文化課とに分かれた。

戦後より観光課が所管していた奈良公園の管理は、土木部（現・県土マネジメント部）に新設された公園緑地課奈良公園係に移された。平成23年（2011）には、まちづくり推進局内に奈良公園の活用を所管する奈良公園室が設置される。平成24年（2012）には平城宮跡事業推進室も設置され、奈良公園・平城宮跡歴史公園の活用事業を行っている¹⁰⁾。

一方、文化課には文化財企画係が置かれ、世界遺産の管理と登録推進、そして「文化財の活用」が業務として明記された。平成23年（2011）に文化観光局を離れ、地域振興部文化・教育課、平成25年（2013）に文化振興課へと変遷していく。この中で、文化財企画係は存続し、さらに史料編纂・歴史展示推進係が置かれ、総合的に歴史や文化財を活用する担当課としての位置づけが明確化される。

平成27年（2015）、文化振興課から文化財企画係、史料編纂・歴史展示推進係を独立させて文化資源活用課が設置された。主な業務は文化資源の活用、世

界遺産の登録・保全・活用、史料編纂・歴史展示である。さらに、教育委員会文化財保存課から知事部局へと移管された埋蔵文化財の調査・研究機関である橿原考古学研究所とその附属博物館を主管し、文化財の活用をより具体化する方向へと進んだ。平成28年（2016）には、ならの魅力創造課から記紀万葉プロジェクト業務を引き継いだ。

以上概観してきたように、奈良県では2000年代に「文化財の活用」を軸とする県の諸施策に連動して、主に観光系統の文化担当課の再編が進められ、文化財を含む幅広の概念である「歴史文化資源」¹¹⁾の活用を主務とする文化資源活用課の成立に至る。

一方、本章で確認したように、「文化財保存」を軸とした社寺係—文化財保存課の流れとともに、「文化財の活用」という観点は明治期に遡る奈良公園の成立と管理、その派生としての観光行政や社会教育行政と連絡と引き継がれてきていることが明らかである。ここに奈良県行政の文化財保護の特徴が表れているといえる。

3. 奈良県における近年の動向と課題

本章では、先の文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という）の改正等に伴う奈良県（奈良県および奈良県教育委員会）の動向と今後の課題を整理する。

（1）政府等の動向

平成30年（2018）6月、「過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ること等を目的として、文化財保護法と地教行法の改正案が国会で可決された（施行期日は平成31年（2019）4月1日）。

文化財保護法の改正では、

- ・地域における文化財の総合的な保存・活用

- ・個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制

度の見直し

- ・地方における文化財保護行政に係る制度の見直し
- ・罰則の見直し

等が課され、改正がなされた。これに伴い衆参両院において、「保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、十分に留意すること」とする付帯決議が採択された。

地教行法の改正は次の通り。地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようになる（地教行法第23条第1項）。これと文化財保護法改正が連動し、地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を配置とされることとされた（文化財保護法第195条第1項）。

政府では平成26年（2014）度より、地方公共団体への事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和に関し、地方公共団体からの提案を募集し、各提案に係る検討が図られてきた。平成29年（2017）度の提案募集の際、鳥取県・山口県・徳島県・大分県より、「文化財保護に関する事務の所管」について、教育委員会と首長部局の選択性を可能とする制度改正を求める提案がなされた。

この動向に関しては、平成25年（2013）度の文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において、基本的な方針が示されている。すなわち、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するか」という観点から制度設計を行すべき」とされ、4つの要請として、

- ・専門的・技術的判断の確保
- ・政治的中立性・継続性・安定性の確保
- ・開発行為との均衡
- ・学校教育や社会教育との連携

が挙げられ、これらの要請に対応できる仕組みを検討することが必須とされた。

これを前提に、現行（法改正前）では、教育委員会と首長の協議により、教育委員会が所管する事務の一部を、首長部局に委任もしくは補助執行させることができることとなっている（地方自治法第180条第7項）。

文化財保護に関する事務について、首長部局への事務委任・補助執行をおこなっている教育委員会の数は、事務委任が都道府県（1）、政令指定都市（1）、中核市（2）、その他市区町村（12）、補助執行が都道府県（3）、政令指定都市（11）、中核市（12）、その他市区町村（69）（いずれも平成29年（2017）度。文化審議会企画調査会の調査による）。この中には、主な業務は教育委員会に置き、一部の事務（予算・人事等）のみ事務委任・補助執行している場合と、文化財指定等の重要な業務を教育委員会として、他の業務は首長部局に文化財担当部局を設けて実施している場合があるようだ。

（2）奈良県の動向と課題

1) 奈良県の動向

奈良県では現在、文化財の保存に係る事務は主に教育委員会の文化財保存課が、文化財を含む文化資源の活用に係る事務は主に知事部局（地域振興部）の文化資源活用課が担当し、連携している¹²⁾。

奈良県では、平成29年（2017）3月、歴史文化資源活用に力点を置いた『奈良県文化振興大綱』を策定した。また平成33年（2021）度に開園が予定されている文化財修理を中心事業とする「(仮称) 奈良県国際芸術家村」の開設を踏まえて、これから文化財保護体系を検討する必要性から、平成29年（2017）度、教育委員会に「これから文化財保護体系検討会議」を設置した¹³⁾。

このような取組を踏まえ、そして当然、政府による文化財保護法等の改正に向けた一連の動向を踏まえ、奈良県では、文化審議会文化財分科会企画調査会による「中間まとめ」（平成29年（2017）8月31日）に対するパブリックコメントを地域振興部文化資源活用課・教育委員会文化財保存課の連名で提出し、また、荒井正吾知事が中央教育審議会（地方文化財

行政に関する特別部会 平成29年（2017）10月18日において「文化財の保存と活用を地域振興のための車の両輪に」と題する報告をおこなった。荒井知事の報告では、奈良県の文化資源活用に関する取組、文化財の保存と活用に関する奈良県の考え方、当該「中間まとめ」に対する奈良県の意見等が示された。「中間まとめ」に対する奈良県の意見では、都道府県の役割に関する事項、地方公共団体における文化財保護事務の所管（首長部局への移管）に関する事項、美術工芸品の公開におけるいわゆる「60日ルール」に関する事項に対する意見等が強調された。この報告が、文化財保護法および地教行法や関連要項の改正、改訂¹⁴⁾に上記三つの事項等が盛り込まれる決定打となつた。

2) 奈良県の課題

近年の政府等の動向に連動する形で、あるいはその先手を打ち、むしろ政府の動向に影響を与えることもあった奈良県の取組にも課題は多々ある。最後に奈良県が抱える直近の課題を整理して本稿を終えたい。

① 「これからの文化財保護体系」の完成

『奈良県文化振興大綱』は、歴史文化資源活用分野（主に地域振興部文化資源活用課が所管）と芸術文化振興分野（主に地域振興部文化振興課が所管）において推進すべき事項がまとめられた。

これと補完しあうべく、文化財保存分野（主に教育委員会文化財保存課が所管）の体系化を目指し、2017年度に教育委員会に「これからの文化財保護体系検討会議」が設置され、平成29年（2017）度末には『これからの文化財保護体系』の素案¹⁵⁾がまとめられた。この中では、

- ・文化財の保存と活用の一体性
- ・文化財の把握の必要性
- ・修復の透明化・標準化
- ・人材育成・地域づくり
- ・財源確保・持続性

等が重要な課題として示された。

平成30年（2018）度、この会議は教育委員会の付

属機関に格上げされ、現在、体系の完成に向けた検討が進められている（体系は平成31年（2019）度中に完成する予定）。無論、「大綱」や「体系」はそれらを完成することが目的ではなく、それをよりどころとして、より良い施策を実施する事こそが、本来の目的であることを自らの備忘としてあらためて確認しておきたい。

② 文化財保護事務の所管（首長部局への移管）について

中央教育審議会（地方文化財行政に関する特別部会）における荒井知事の報告の中では「（首長部局に事務委任や補助執行ができるにとどまる現状のまま）「中間まとめ」が指向するように保存と活用を文化財保護の重要な柱として位置づけていくこととなれば、首長部局で文化財の活用を主導している現状について法令上の位置づけがかえって曖昧になりかねないことから、知事部局には車の一輪しかないようなことにならないよう、法令上の明確化を必ず行うべき。」「保存と活用を文化財保護の重要な柱として一体的に位置づけていくのであれば、この際、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できることとする法令改正を、今後の検討事項として先送りすることなく、今回の文化財保護法見直しにあわせて優先的に措置すべき。」等の提案がなされた。繰り返しになるが、これが先の文化財保護法と地教行法の改正において本件が盛り込まれる決定打ともなつた。

先の文化財保護法と地教行法の改正を受け、奈良県では平成31年（2019）4月を目処として、文化財保存課を教育委員会から知事部局に移管する準備を進めている。

奈良県では地域振興部文化振興課、同部文化資源活用課、教育委員会文化財保存課は事案により折々に連携しながら県政における文化行政を担ってきたが、文化財保存課が知事部局に移管されることにより、一層の連携が図られることが期待できる。この際、文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において示さ

れた4つの要請（1. 専門的・技術的判断の確保 2. 政治的中立性・継続性・安定性の確保 3. 開発行為との均衡 4. 学校教育や社会教育との連携）を十分に勘案し、担保することが必須となることは言うまでもない。

4. おわりに

奈良県における文化財保護は明治期より、教育は無論、観光振興と共に一体あるいは連動して進められてきた。他県の動向の調査は今後の課題としたいが、おそらくこれは他県の文化財行政の歴史と比べた際の奈良県の大きな特徴である可能性が高い。

政府や他の都道府県の動向と同様、奈良県における文化財行政は現在、「保存と活用」の塩梅に係る大きな転換、改革の渦中にあるが、しっかりした保存を前提に活用の方策が検討されるべきであることは、将来にわたり不変である。先の文化財保護法や地教行法の改正等の動向に重々に目を配りつつ、奈良県の文化財行政の歴史や特性を充分に活かした「奈良県文化財行政モデル」とでもいるべき展開を模索していきたい。

【註】

- 1) 本稿では文化財保護法の理念に鑑み、文化財の保存と活用をあわせた語として「文化財保護」を用いる場合がある。
- 2) 奈良県編 1962『奈良県政七十年史』奈良県
- 3) 奈良県教育委員会編 1957『奈良県教育八十年史』奈良県教育委員会
- 4) 奈良県教育委員会編 1974『奈良県教育百年史』奈良県教育委員会
- 5) 奈良県教育百二十年史編さん委員会 1995『奈良県教育百二十年史』奈良県教育委員会
- 6) 奈良公園史編集委員会 1982『奈良公園史』奈良県
- 7) 大和タイムス社 1971『大和百年の歩み 文化編』大和タイムス社
- 8) 内務卿伊藤博文宛の上申は明治12年（1879）5月30日付。「公園地之義ニ付何 当県下大和国奈良興福寺旧境内及ヒ猿沢池近傍之義ハ千古之堂宇存ニシ名勝旧蹟不勝（中略）木石草花ヲ栽植シ追々体裁相立候中、同県（奈良県）被廢、土地处分方其儘當県ヘ引繼相成候処、（後略）」とある（『奈良公園史』）。
- 9) 奈良県1937『奈良県政調査』。第十一章 観光の

うち「第一節 奈良県に於ける觀光の特異性」および「第二節 觀光行政計画」。

- 10) 奈良公園室とは別に、現地事務所として県土マネジメント部に奈良公園事務所が置かれ、公園内の整備・維持管理を担当している。
- 11) 奈良県地域振興部文化振興課 2017『奈良県文化振興大綱』。奈良県では「歴史文化資源」を「過去の人々の営みに関わる領域の文化資源」「文化財に代表される「現場・現物」及び文献の記載内容、伝承、人物情報などに代表される「抽象概念」の両方を含む」と定義している。
- 12) 奈良県には上記2課以外に、主に芸術文化の振興等を担当する地域振興部文化振興課がある。これら3課や、また必要に応じて他部局とも連携して文化行政を実施している。
- 13) 「これから文化財保護体系検討会議」の委員は次の通り（敬称略）。肩書は発足時のもの。青柳正規（奈良県文化政策顧問）、鈴木嘉吉（日本建築史研究者）、根立研介（京都大学教授）、菅谷文則（奈良県立橿原考古学研究所長）、小林真理（東京大学教授）、中野聖子（NPO法人ならの燈花会の会長）、松本伸之（奈良国立博物館長）、宮廻正明（東京芸術大学教授）。
- 14) いわゆる「60日ルール」とは、文化財保護法第53条に基づき、重要文化財（美術工芸品）等の所有者および管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財等を公衆の観覧に供しようとする場合（重要文化財等の移動を伴うものに限る）に、適切な取り扱いをおこなうべき事項や留意すべき事項を示した「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」（1996年 文化庁長官裁定）の一部をなすもので、
 - ・原則として公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内
 - ・たい色や材質の劣化の危険性が高いものの公開日数は30日以内
 - ・き損の程度が著しいものは、抜本的な修理が行われるまで公開をしない等が示されてきた。近年の展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化等を踏まえて、文化審議会文化財分科会企画調査会のもとに「これからの国宝・重要文化財（美術工芸品）等の保存と活用の在り方等に関するワーキンググループ」が設置。多角的な議論がなされて、この取扱要項が改訂された（平成30年（2018）1月29日）。
- 15) 奈良県教育委員会 2018『これから文化財保護体系案』奈良県教育委員会

特別史跡大坂城跡の整備と活用について －大阪城公園パークマネジメント（PMO）事業を中心に－

久村 宗憲（大阪市経済戦略局）
阪本 恵子（大阪市経済戦略局）
森 穀（大阪市経済戦略局）

1. はじめに

大阪市は大阪平野の中心に位置し西側は大阪湾に面し、北西に兵庫県尼崎市、北に大阪府豊中市・吹田市、北東に摂津市・守口市・門真市、東に大東市・東大阪市、南東に八尾市、南に松原市・堺市の各市と接している（図1）。市制は江戸時代の「大坂三郷」を核として明治22年（1889）に始まり、3度の大規模な市域拡張を経て現在に至る。現在の市域は約225km²、人口約270万人の政令指定都市である。

大坂城跡は昭和30年（1955）に特別史跡に指定されたわが国を代表する近世城郭である。特別史跡を包含して大阪城公園があり、都心にあって水と緑豊かな歴史公園として市民に親しまれている。また、本丸にある大阪城天守閣は市民の寄附によって建設された大阪のシンボルであり、国内外から270万人

を超える（平成29年度実績）入館者を有しております、大阪城公園は大阪を代表する観光名所でもある。

大阪城公園の管理は平成26年度までは公園内のいくつかの施設を除き大阪市が直接維持管理を行ってきたが、平成27年4月から公募で選定された民間事業者が大阪城公園全体を一体的に管理運営する「大阪城公園パークマネジメント（PMO）事業（以下PMO事業と略す）」を実施している。本稿ではPMO事業における史跡の整備と活用を中心に、その概要を紹介したい。

2. 大坂城跡の概要

（1）大坂城跡の変遷

現存する大阪城（図3）は、徳川幕府の西国支配の拠点として元和6年（1620）から寛永6年（1629）にかけて天下普請によって築かれた徳川期の城郭で

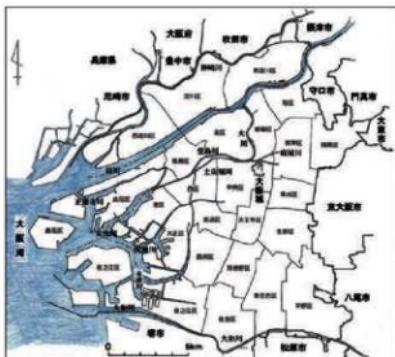


図1 大阪城位置図

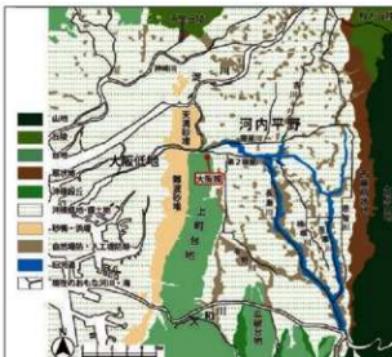


図2 大阪平野中央部の地形分類と大阪城の位置

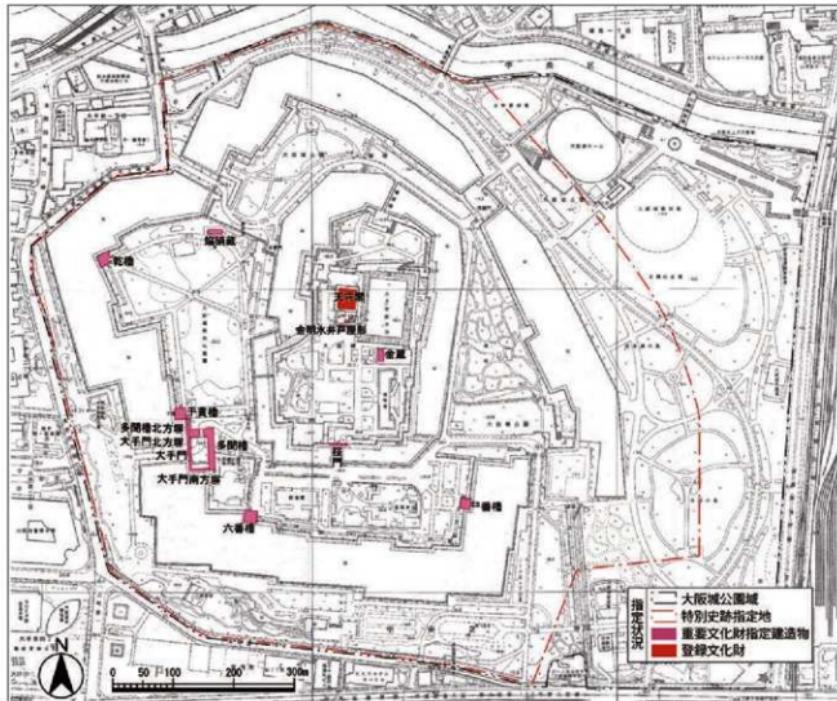


図3 特別史跡大阪城跡、大阪城公園の範囲と指定文化財の分布

ある。本丸には五層五階の天守、現存する二条城二の丸御殿に匹敵するといわれる本丸御殿があったが、天守は寛文5年（1665）に落雷によって焼失し、本丸御殿をはじめ多くの建物は明治元年（1868）の戊辰戦争による火灾によって焼失している。

明治元年から第二次大戦が終結する昭和20年（1945）まで、大阪城一帯は陸軍の重要な軍事拠点であった。本丸には、明治18年（1885）和歌山城二の丸にあった建物を移築し（紀州御殿）、大阪鎮台の庁舎として使い、大阪鎮台が第四師団に改組されからは師団司令部として利用した。城地一帯には多くの軍関係の庁舎や倉庫、工場（砲兵工廠）等が建設される一方、軍の管轄下にあった昭和6年

（1931）には市民の寄附によって天守閣と第四師団司令部庁舎が建設され、大手門から本丸に至る9.6haが大阪城公園として整備された¹³⁾（図4）。

（2）指定等の経過

終戦後、大阪市では大阪城全体の公園化計画を進める一方で、昭和28年（1953）には大阪市長中井光次を委員長とする「大阪城修復委員会」を立ち上げ、文化財の応急的な修復を実施するとともに文化財の早急な保護策が必要であることから城域の史跡指定、残存する城郭建築物の重要文化財指定の検討を行った。その結果、昭和28年3月31日に史跡指定を受け、さらに昭和30年6月24日には特別史跡に指定替えが行われ、今日に至っている。また昭和28年6



図4 大礼記念大阪城公園図に加筆

月13日に大手門、千貫櫓など13棟の建造物が重要文化財に指定されている。

昭和28年に史跡指定を受けた範囲は、東部においては東外堀が砲兵工廠用地として埋め立てられていたことや、工場用地として破壊が著しかったこともある、二の丸外郭石垣から約100mの位置が指定範囲とされていた。その後、平成9年に東外堀が復元されたことから、史跡の範囲は外堀の外約100mのラインに設定され、指定面積は742,500m²となっている（図3）。また、平成9年9月に大阪城天守閣が国の登録有形文化財となっている。

（3）文化財の保存と修復

昭和28年の史跡指定後、昭和29年から文化庁の補助を受け、石垣の修復を継続して実施している。修復工事は崩壊の恐れのある損傷箇所から順次実施し、現在も事業は継続されている。修復に当たっては平成14年度に設置した「特別史跡大阪城跡石垣調

査・整備検討委員会」で決められた基本方針に沿い、物理的な危険性および景観性を考慮して必要性の高いものから実施している²⁾。

また、重要文化財等保存修理については、昭和31年（1956）4月より同34年（1959）3月までは、文化財保護委員会による直営事業として乾槽の解体修理が実施され³⁾、その後は大阪市が補助事業として解体修理を実施している。13棟の重要文化財の修理は、昭和44年（1969）9月30日に竣工した多聞櫓・桜門・金明水井戸屋形の修復をもって終了し⁴⁾、その後は漆喰の塗替えや屋根瓦の補修などを昭和54年（1979）度以降、順次実施している。

（4）大阪城公園を取り巻く状況

大阪城公園はその大半が特別史跡に指定されるとともに、24時間開放された市民の憩いの場として整備されてきた都市公園である。外堀外周をランニングする人達や公園内を散策する人達、望遠レンズをもってバードウォッチングを楽しむ人達、早朝から本丸広場でラジオ体操をする人達など様々な形で多くの市民に親しまれている。

一方、大阪城のシンボルともいえる大阪城天守閣は、戦国期から織豊期を中心とした国内有数のコレクションを有する歴史博物館である。豊臣秀吉や各時代の大坂城を主たるテーマとする専門博物館として活発な研究活動と情報発信を行う一方、大阪城を訪れる多くの来場者が入館する大阪城観光の核をなす施設である。直近10年の入館者数の変化をみると、平成20年度から25年度までは若干の変動はあるものの120万人から150万人で推移していた。ところが、平成26・27年度から入館者が急激に増加している。平成26・27年度に大阪城公園を主要な会場として「大坂の陣400年天下一祭」を大阪府市共同で実施するなど、大阪城の魅力を発信する大規模なイベントを行ったこともあるが、平成26年度からの急増は訪日外国人観光客の増加が入館者数に反映していると考えられる。また、後述するPMO事業の導入が反映された結果と考えている（図5）。

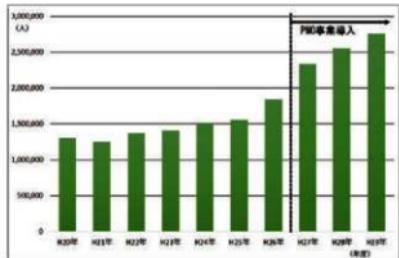


図5 大阪城天守閣入館者の推移

3. PMO事業の導入

(1) 導入に至る経緯

大阪市では平成24年12月に大阪府とともに、世界的な創造都市に向けた観光・国際交流・文化・スポーツの各施策の上位概念となる府市共通の戦略である「大阪都市魅力創造戦略」を策定した。「民が主役、行政はサポート役」との考え方のもと、世界が憧れる都市魅力を創造し、世界中から人、モノ、投資等を呼び込み、「強い大阪」を実現することを目的とするものである。この中で大阪城を中心とするエリアが、世界第一級の文化観光拠点の形成を目指す五つの重点エリアの一つとして位置づけられた。そして、大阪城公園の持続的な魅力向上を図ることを目的に、民間事業者の柔軟かつ優れたアイディアや活力を活用するためPMO（Park Management Organization：公園を一体管理し新たな魅力向上事業を実施する民主的組織）を導入することが掲げられた。加えて新たな大阪城の歴史文化の魅力を創出するため、地下に埋まった豊臣期大阪城の詰ノ丸石垣を発掘して常時公開するなど、重層して存在する大阪城の歴史資源を活用し、世界的な観光拠点とするという目標が掲げられた⁵⁾。

一方で、大阪市では平成23年度に大阪城エリアを世界的な観光拠点とするための検討を目的とした有識者会議を立ち上げ、特別史跡大阪城跡の現状の把握と魅力向上のための取り組みについて検討を行っていた。その検討結果を受けて、平成24年度に「特

別史跡大阪城跡保存管理計画」（以下「保存管理計画」）を策定した⁶⁾。「保存管理計画」では特別史跡大阪城跡の価値を構成する要素を明確にし、それらを適正に保存管理していくための方針と、整備活用の基本方針を示した。そして、「大阪都市魅力創造戦略」で示された方針に沿い保存管理の推進体制のプラットホームの一員にPMOを位置づけ、その導入を検討することとした。

(2) 事前事業提案募集と事業者の公募・選定

PMO事業者公募に先立ち、平成25年7月から10月にかけて民間事業者のニーズを把握することと国有財産法、文化財保護法、都市公園法など法の規制のある中で既存施設の改修や新たな施設の設置がどの程度可能であるかを国等と協議するため、事前事業提案募集を実施した。

PMO事業者の公募については平成26年6月から募集を開始し、2団体からの応募があり、有識者で構成される選定委員会での審査を経て、同年10月に5社（株式会社電通・讀賣テレビ放送株式会社・大和ハウス工業株式会社・大和リース株式会社・株式会社NTTファシリティーズ）からなる「大阪城パークマネジメント共同事業体」を事業予定者として選定した。その後、平成26年12月に市会の議決を経て、「大阪城パークマネジメント共同事業体」を指定管理者として指定し、平成27年4月1日よりPMO事業が開始された。なお、平成27年6月には連合体の構成員により設立された「大阪城パークマネジメント株式会社」を加えた6社の連合体を改めて指定管理者として指定し、平成27年7月からは「大阪城パークマネジメント株式会社」が代表となった連合体がPMO事業を実施している。

(3) 事業の概要

1) PMO事業の仕組み

PMO事業者には、指定管理者として大阪城公園の管理運営の実施（「指定管理業務」）だけでなく、観光拠点である大阪城公園にふさわしいサービスの提供のため、新たな施設の整備や既存の未利用施設の活用などを行う魅力向上事業の実施（「魅力向上



図6 大阪城公園PMO事業の仕組み

業務」)を求めている。権限についても事業展開の自由度を増すため、管理施設の使用許可権限に加え、行為許可権限も事業者に付与している(図6)。図7に示したのは、管理運営対象となる施設と魅力向上事業の提案を求める施設である。当初より管理運営対象とした施設は、建設局が所管する①大阪城公園②大阪城野球場③西の丸庭園④松豊庵と、経済戦略局が所管する⑤大阪城天守閣、教育委員会が所管する⑥野外音楽堂である。そして、史跡外に位置する大阪城公園駅前エリアおよび森ノ宮駅前エリアについては新たな施設整備を含めた提案を求めたほか、未活用であった旧第四師団司令部庁舎や大阪迎賓館についても活用の提案を求めた。

PMO事業者は経費を投資して新たな施設整備や既存施設の改修を行うが、魅力向上事業として設置する建物等については、設置後施設を市に寄附することにより、市の財産として指定管理者者が管理すべき施設に位置づけ管理運営を行うこととしている。また、投資の回収期間を考慮して事業期間は20年としている。

なお、PMO事業者が行う管理運営の経費は大阪市からの指定管理代行料によらず、大阪城天守閣などの有料施設の使用料収入や事業収入で賄なっており、PMO事業者による収入で公園管理をする自立経営となっている。加えて、PMO事業者から大阪市に対し毎年度固定納付金を納めるとともに、単年度の事業収益が発生した場合はそのうち7%を変動納付金として納めることとなっている。



図7 PMO事業者の管理対象区域と施設

事業評価については、管理や整備状況を確認するため、毎月モニタリング会議を実施し、事業年度ごとに事業の実施状況、来園者の満足度、施設の利用率などについて事業報告書により報告することを義務付け、評価を行うとともに、5年毎に事業目的の達成度や事業実施に向けた改善や再投資の検討など、評価・見直しの機会を設けている。

2) 指定管理業務の概要

大阪市が直営で行ってきた大阪城公園内の文化財(建造物、石垣、堀など)、植栽や園地、施設の維持管理をPMO事業者が代行している。文化財については重要文化財の日常的な点検や石垣や堀の保全を行っている。作業内容についてはPMO事業者と大阪市によって交わされる各施設の管理業務仕様書によって定めている。史跡にかかる部分では石垣面の清掃、水堀の水質保全など清掃の回数や時期などを定めている。

大阪城天守閣についても、PMO事業者が管理しているが、5名の学芸員については大阪市経済戦略局所属の職員である。展覧会の企画や資料の収集なども学芸員と連携・調整を図りながら実施することとし、展示更新や展覧会の開催、大阪城の魅力発信のイベントの開催などを活発に行なっている。

維持管理業務は、大阪市の指導のもと植物や施設の管理を行っている。事業開始当初はトイレの清掃や除草業務等の対応が十分でなかった等改善すべき点があったものの、清掃回数を増やすなど、利用者からの意見を反映して迅速な対応が行われており、



図8 東内堀を遊覧する御座舟と本丸の高石垣



図9 魅力向上事業で公開中の多聞櫓内部

おおむね水準に達していると評価されている。

なお、昭和29年から国の補助事業として継続している雁木石垣の積み直しやそれに伴う発掘調査、重要文化財等建造物の大規模改修事業、天守閣南東側で実施している「農臣石垣公開事業」⁷⁾については大阪市の直営事業として行っている。

3) 魅力向上業務の概要

PMO事業の特徴は、日常的な維持管理業務以外に魅力向上事業の提案と実施を求めていることである。現在事業が開始されてから4年目であるが、実施してきた魅力向上事業としては駐車場整備や大阪城公園駅前エリア・森ノ宮エリア（いずれも史跡範囲外）での便益施設の開設、園内の移動手段としての園内交通システムの導入のはか、太陽の広場や西の丸庭園を利用した様々なイベントがある。文化財にかかる事業としては、重要文化財の公開、御座舟による内堀の遊覧（図8）、旧第四師団司令部庁舎の改修と活用などが挙げられる。重要文化財の公開事業については、これまで期間限定で年間数日間の公開であったが、PMO事業導入後は3棟（多聞櫓・千貫櫓・硝煙蔵）の重要文化財と有料エリアである西の丸庭園をセットで見学する見学コースを設定し、土日と夏季長期休暇期間に合わせて実施している。多聞櫓（図9）は嘉永元年（1848）に再建された現存する国内最大規模の多聞櫓であり、明治時代には軍の施設としても使用されていた。千貫櫓は徳川期大坂城の再建が開始される元和6年（1620）

に建てられた大坂城最古の建物の一つで、創建時の大坂城の櫓内部を見学することができる。櫓を出ると、西の丸庭園の芝生広場が広がり、その北辺に貞享2年（1685）に築かれた總石造りの硝煙蔵がある。それぞれの施設にボランティアガイドが常駐している。

4) 旧第四師団司令部庁舎の活用

旧第四師団司令部庁舎の活用については昭和6年に建設されたこの建物を便益施設としてリニューアルしたものである（図10）。建物の建設は大阪市における昭和天皇即位の大礼記念事業として行われ、大阪市が天守閣の建設を含む大阪城公園を開設する条件として陸軍に建設を求められた。建物自体は終戦まで軍の施設として使われた後、戦後は警察関係の庁舎として使用され、昭和35年（1960）から平成13年3月まで大阪市立博物館として40年間使われた。閉館後は限定された利用はあったものの、16年間活用できていない状態であった。

PMO事業者募集にあたって、旧第四師団司令部庁舎を便益施設として活用するための提案を事業者に求め、事業者決定後は建物の所有者である大阪市と協議を重ね、改修内容が決定された。活用に当たっては、耐震補強を行うとともに、意匠については可能な限り建物本来の姿を残すことを基本方針とし、建築史・文化財の専門家の意見を聴きながら、建物の魅力を活かした活用を目指した。

昭和6年の竣工当時の姿をとどめている外壁につ



図10 便益施設としてリニューアルしたミライザ大阪城
(旧第四師団司令部庁舎)



図12 1階に設けられた展示室



図11 保存された竣工時の窓（出入口真上）

いては、劣化が著しかった正面中央部エントランス上の外壁について、新たに全面吹き付けを行った以外は、最低限の補修に留めている。外装の中で最も大きな改変は窓の変更で、竣工時の窓はスチール製の上げ下げ窓であったが、腐食が著しくまた現行法の規程上再利用が困難であったため、違和感のないアルミサッシ枠に変更している。ただ、オリジナルの形を残すため、建物北壁2階に1箇所だけ建設当時の窓枠を残している（図11）。内装については中央階段や廊下のアーチなど、竣工時の姿をとどめ



図13 屋上テラス・レストランから見た天守閣の夜景

ている場所に竣工時の同位置の写真を掲示し、利用者が建物の歴史を感じられるよう努めている。

現在の建物利用状況としては、一階にそれまで本丸広場にあった物販や飲食店を移転させるとともに、大阪城だけでなく大阪観光の幅広い情報提供を行う総合案内所や大阪城の歴史と大阪城公園の見所を紹介する無料の展示施設である「特別史跡大坂城跡」展示室（約65m²）を設けた（図12）。2・3階はレストラン、パーティー会場、屋上は季節限定のテラスダイニングとして使用されている（図13）。地階には待体験施設やイリュージョンミュージアムなどの体験施設が入っている。

旧第四師団司令部庁舎を活用するには耐震改修や設備更新のための多額の事業費やテナント誘致などのノウハウが必要であり、本市が単独で行うには課題が多くかった。今回、活用が実現したのは、大阪城公園全体を管理・運営する事業者に本活用事業も実

施させることで民間事業者の投資を呼び込むとともに、民間事業者のノウハウを活用したことによるものであり、まさに官民連携による手法による効果と言えるではないかと考えている。

5) 事業の推進体制

指定管理業務部分については、基本的に大阪市の施設所管部局（建設局、経済戦略局、教育委員会）がそれぞれの所管施設についてPMO事業者を指導監督し、適切な管理運営を実施している。

PMO事業の導入手続きといった事業全体にかかる総合窓口と魅力向上業務については、経済戦略局が窓口となりPMO事業者との協議を行っているが、PMO事業は特別史跡を含む大阪城公園での施設整備やイベント実施となるため適宜、建設局および教育委員会（文化財保護課）と協議して進めている。

なお、魅力向上業務により整備された都市公園の便益施設として位置づけられる施設は、建設局の所管となる。

現在、事業実施にあたっては、月に1度の3局及びPMO事業者によるモニタリング会議を開催し、意見交換や状況の共有等を図っている。

4. さいごに

平成27年4月にPMO事業という大きな管理及び活用の方針転換があったが、大きな混乱なく管理の引き継ぎが行われ、文化財も適切に保存されている。

平成27年度以降、来園者数は格段に増加を続け、また、毎年度実施している満足度調査でもPMO導入前と同等以上の評価が得られており、概ね順調な滑り出しとなっている。しかしながら20年という長期にわたって民間事業者が管理及び活用することは、活用が推進されるという利点がある一方、ともすれば収益面偏重になりかねないという危険性もはらんでいる。

特別史跡を含む大阪城公園を大阪市のみならず国民の財産として、行政側がしっかりと将来を見据えた舵取りをし続けることが肝要であろう。

【補註および参考文献】

- 1) 大阪市役所 1931「大阪城」付図
- 2) 大阪市 2003「特別史跡大坂城跡石垣調査報告書」
- 3) 大阪市 1961「重要文化財大阪城千貫櫓・瑞穂櫓・金蔵修理工事報告書 付乾櫓」
- 4) 大阪市 1969「重要文化財大阪城大手門・同南方堀・同北方堀・多聞櫓北方堀・多聞櫓・金明水井戸屋形・桜門・同左右堀修理工事報告書」
- 5) 平成28年11月に新たに「大阪都市魅力創造戦略2020」が策定され、計画が継承されている。
- 6) 大阪市 2013「特別史跡大坂城跡保存管理計画」
- 7) 本丸地下に埋まる高さ約6mの農臣時代の石垣を公開する事業。平成25年度から事業実施のための寄附を募っている。

纏向遺跡辺地区におけるGCFを活用した 遺跡整備事業について

橋本 輝彦（桜井市教育委員会文化財課長）

1.はじめに

奈良県桜井市域の北部、JR巻向駅周辺に展開する纏向遺跡は3世紀初頭～4世紀前半にかけて存続した遺跡で、近年ではヤマト王権発祥の地^①として、あるいは邪馬台国東の候補地として特に注目を集めているところである（図1）。

遺跡の調査は現在までに190次を超える発掘調査が継続的に行われているものの、調査面積は南北約1.5km、東西約2kmにもおよぶ広大な面積の2%にも足りず、全体像の解明には程遠い状況である。

この様な中、桜井市教育委員会では平成17年度以降、纏向石塚古墳・東田大塚古墳・矢塚古墳・箸墓古墳などの纏向古墳群を対象とした範囲確認調査を開始し、平成18年には纏向古墳群のうち纏向石塚古墳とホケノ山古墳が史跡指定を受けることとなったが、昭和46年（1971）の調査開始以来指定までに35

年もの時間を要したことになる。

この後、古墳群の範囲確認調査が一定の目途が付いたことを受け、平成21年からは辺地区において範囲確認調査を開始し、当時としては国内最大級の建物遺構を含む居館遺構を確認、平成25年には史跡纏向遺跡として太田・辺地区の一部が、平成29年には箸墓古墳の周濠の一部が史跡指定を受けており、保存と活用への道が探されることとなった。

現在、纏向遺跡では太田地区において史跡公園の整備やガイダンス施設の建築が計画されるとともに、平成28年3月には『史跡纏向遺跡・史跡纏向古墳群 保存活用計画』^②が策定されており、活発な啓発・活用事業が展開される予定である。

2. 辺地区的概要

今回事例を紹介する纏向遺跡辺地区の建物群は、一連の範囲確認調査で検出されたもので、平成21年度に開始された調査はこれまでに8次にわたって実施されている^③。

この調査では、庄内3式期（3世紀中頃）の纏向遺跡の居館とみられる軸線と方位を揃えた4棟の掘立柱建物B・C・D・Fや、櫛・もしくは扉とみられる柱列・井戸などの施設群、祭祀遺構と考えられる大型土坑などが確認されている（図2）。

整備の状況を報告する前に建物群の様子を今少し詳しく紹介しておくこととしよう。

建物群は埋没河川に挟まれた微高地から検出されている。この微高地の西隣接地からは昭和46年（1971）の調査で「纏向型祭祀土坑^④」の代名詞と



図1 纏向遺跡の様子（西北より）

される辻土坑4をはじめとした多くの祭祀土坑が検出されており、今回紹介する建物群と合わせて首長居館および関連遺構の展開が推定されている（図3）。

建物Bは微高地の西側から検出された遺構で、建物規模は東西2間×南北3間（5.2m×4.8m）の高床構造が推定されている。建物Cは東西3間×南北2間（5.3m×約8m）の建物で、建物群の中では唯一近接棟持柱を持つ。建物Dは建物の西半が大きく削平を受けていたが、4間四方（東西12.4m×南北19.2m）の規模に復元できるもので、3世紀中頃の建物遺構としては国内最大の規模を持つものとなつた（図4）。その規模からは居館域における中心的な役割を果たす建物の一つと考えている。

建物Fは建物Dの東方約36mの地点で検出された東西2間（3.4m）以上×南北3間（6.7m）の比較的小規模な建物だが、方位は先の建物B・C・Dと同じ方位を持ち、東西の中軸線も他の建物と一致することなどから、他の三棟と共存していたものと考

えられている。

建物群を取り巻く柱列は、建物B・C・Dを囲む構もしくは塀と考えられるものである。その構造で特徴的なのは建物群西面の平面プランで、建物B部分ではこれに柱列が沿うように西へと突出していた。建物群の南側では柱穴は直線的に検出されており、途中で後世の遺構に大きく削平を受けた部分があるものの、距離にして34メートル分を検出している。

井戸遺構は2基が重複して検出されている。これらは建物Bの西約14mの地点から確認されており、このうちの1基（SK-3001A）は継板を用いた一辺約80cmの方形の井戸枠があり、西側には底に10cm前後の礫が多量に詰められた幅約1mの細い溝が接続していた。

この井戸の構造は縦向遺跡内において珍しいもので、建物群と併存する可能性があることなどを考えると今後の調査の進捗により重要な意味を持つ遺構となる可能性がある。

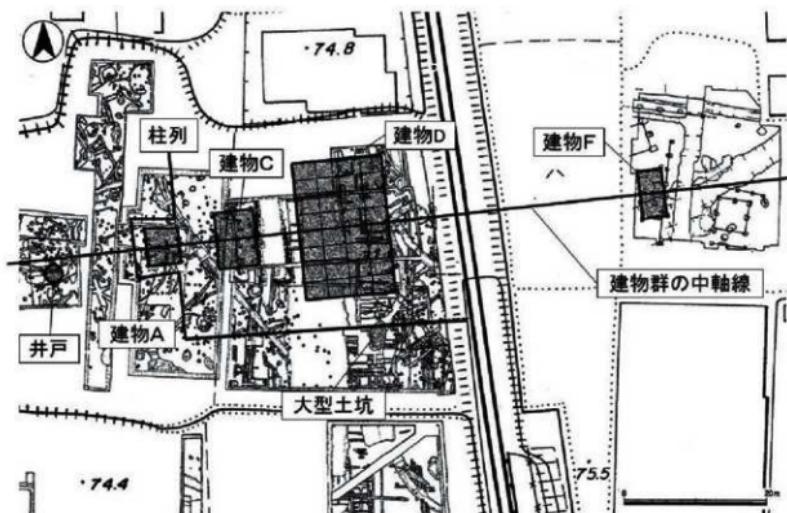


図2 辻地区の居館遺構群

大型土坑は建物Dの南約4mの地点から検出されている。遺構の規模は南北4.3m×東西2.2m、深さ約80cmの隅丸方形を呈し、中からは多くの栽培植物の種子や海産の魚類の骨、鹿、猪、鳥などの動物骨が出土している。土坑の時期は庄内3式期末頃のもので、同時に廃絶した建物群との関係性を考えるならば、建物群の解体時に行われたマツリの痕跡と見ることもできよう。

これら遺構群の状況から、辻地区の微高地上は3世紀前半期の纏向遺跡の居館域であったことはほぼ間違いないと考えられるとともに、複雑かつ整然とした規格に基づいて構築された建物群の検出は國內でも最古の事例となるものである。

纏向遺跡の居館構造は弥生時代から古墳時代への変革期における権力構造や社会の大きな変化を窺うことができるものであるとともに、未だ明らかでな

い飛鳥時代以前の大王の宮などの原形があると考えられることから、周辺地区における一連の調査は我が国における国家の形成過程を探る上で極めて重要な意義を持つものと言えよう。

3. 纏向遺跡の整備事業

(1) 整備の計画

冒頭で記したように、現在、纏向遺跡の整備事業は平成27年度に策定した「保存活用計画」にもとづいて整備計画が策定され、JR巻向駅の西南に隣接した太田地区を遺跡整備の拠点とすべく、史跡公園の整備とガイダンス施設の整備が予定されている。

計画されているガイダンス施設は、ガイダンス機能だけではなく、遺跡を活用した地域住民の交流拠点機能、調査・研究機関である纏向学研究センターを併設することによる研究機能をも併せ持ったもので、調査研究や遺跡の活用、普及啓発など、様々な面からの活用が期待されている。

これまでには整備事業の嚆矢として、平成28年度事業として史跡隣接地に見学者用の便益施設を約4,500万円の事業費をかけて新設を行っている。

便益施設は平屋の鉄骨造りで、床面積は約100m²、多機能トイレにはオストメイトなどの最新の設備を設置している。また、建物内壁や天井面はすべて地元産材である吉野杉の天然木板を張付けるとともに、外装にも吉野杉を用いた縦格子を設置し、木のぬくもりと清潔感を引き出している(図5)。



図3 辻地区調査地全景（西より）



図4 建物Dの様子（南より）



図5 太田地区の便益施設

(2) 辻地区的整備事業へのGCFの活用

桜井市内には16もの史跡が存在しており、これらの管理事業に加え、先の太田地区的整備事業、吉備池廃寺、箸墓古墳周濠、纏向遺跡の公有化事業などを同時に進行しており、遺跡の保存と管理事業は人口約57,000人の小さな自治体にとっては財政的には大きな負担となっている。

先にみてきた辻地区的建物群跡も平成21年の現地説明会では12,000人を超える見学者があり、大きな話題となったものの、調査地は土地の公有化後も説明版が建てられたのみで、見学者からは「建物がどこから見つかったのか」、「建物の様子がわかるものが何も無い」、「大型建物はどの程度の大きさであったのか」などの声が多く寄せられていた。

このような状況から、建物群をできるだけ早く公開し、見学者の便に供するため古代史ファンや纏向遺跡にご理解のある方々の力を借りて、国庫補助事業とは別に事業を推進しようとGCF（ガバメントクラウドファンディング）を導入し、建物跡に立柱を建てる仮整備事業を立ち上げることになった。

この事業費の総額は約2,300万円で全額を桜井市で用意し、寄附金の多寡にかかわらず、整備を完成させることを前提に、用地の造成・舗装から柱を立てる部分の事業費にあたる1,200万円のうちの75%の900万円を目標額に設定し、寄附を募った。

GCFの募集は、桜井市がふるさと寄附金の窓口として活用している「卑弥呼の里・桜井ふるさと寄

附金」を運営する㈱トラストバンクの「ふるさとチョイス」の中のGCFサイトにおいて、平成29年12月1日から平成30年2月28日までの概ね90日間の募集を行っている⁵⁾。

募集の結果、112名の方から1,611,000円の寄附金が集まつたが、目標額の900万円に対しての達成額は17.1%とやや低調なものであった。

この原因としては次の事柄などがあったのではないかと分析している。

①今回のGCFでは、通常のふるさと寄附金と同様に2,000円を超える寄附を行ったときに住民税のおよそ2割程度が還付、控除されるものの、返礼品を採用せず、纏向遺跡における様々な事業の報告となるニュースレターを年1回、3年間の送付のみとしたこと。

②桜井市では毎年秋に東京においてシンポジウムや講演会などを開催しているが、募集時期が12月から2月の時期外れということもあります。イベントでの案内チラシなどの配布が行えず、纏向遺跡への寄附者の最も多い首都圏で広報を行うチャンスが全く無かったこと。

③結果的に実行した広報が市の施設（市役所・纏向遺跡研究センター）のHPでのお願いと、市内施設におけるチラシの配布、数社のマスコミが県内版で掲載したのみであったこと。

④桜井市ではすでに通常のふるさと寄附金の募集の中に「纏向遺跡の調査研究・保存活用」の項目をたてており、桜井市の寄附金の中では最も多くの寄附金を集めている一つとなっているが、GCFを大きくアピールすることができなかっただため、誤って通常のふるさと寄附金に寄附が流れたものもあること。

⑤年末での募集ということで、駆け込みの寄附者もおられる一方、すでにその年の控除枠いっぱいの寄附を済ませた人が多く、整備事業に対する支援を受けられなかったこと。

⑥から⑤の項目についてはその原因の殆どが募集時期の悪さに起因するもので、諸般の事情があつた



図6 GCFのWebサイトのバナー

ものの寄附額が伸びなかつたのは、計画のまづさによるものと考えているが、①の事業報告のみとし、返礼品を出さなかつたのは、教育委員会としての敢えての試みであった。

本事業に対する事業者の手数料は概ね10%である。仮に、これに返礼の上限である30%の返礼品と、返礼品配達に伴う地元連携団体（商工会など）の手数料9%を加算すると、49%が寄附額から引かれることになり、約51%しか事業に充てることができない。所得税や住民税の控除はあるのだから、手数料を引いた残りは全額事業に充てさせていただいた方が、寄附者のご厚意を有効に使わせていただけるのではないかと考えたためである。

結果としては目標額の900万円に対して161万円の寄附額で、GCFが失敗に終わったとの見方を示す方もおられるものの、時期も悪く、返礼も全く受けることができない条件の中でも、敢えて縦向遺跡の整備活用事業のために112名の方に応援を頂けたということは、今後の事業の見通しは明るいとの分析をしている。

(3) 紋地区整備事業の概要

整備事業では、「縦向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会」(白石太一郎会長)の指導を受けながら、発掘調査で確認された建物群のうち、JR線より西側の建物B、建物C、建物Dの3棟の掘立柱建物の柱位置を表示し、それぞれの建物を解説したサイン板と、「史跡縦向遺跡」の標柱を設置することとした。



図7 建物群の復元案

建物群が展開する微高地の約2,500m²に遺構の保護のために真砂土を盛り、クラッシャーを敷き、転圧後に透水性の土系舗装を行っている。

建物の復元案は調査時点で神戸大学の黒田龍二氏に依頼して作成したものがあるが(図7)、今回の整備では現地説明会時に示した柱の表示方法(図8)を参考に、柱穴に残された柱の痕跡など発掘調査で推定された柱材の太さと同じ大きさの柱を用いて、建物Bは径15cm、建物Cは径20cm、建物Dは径32cmの主柱と径15cmの東柱を地上高1mの高さまでの立柱で表現することとした。

なお、表示に用いた柱は、耐久性の面から樹脂製の採用も検討したが、福岡県古賀市鹿部田瀬遺跡における保存剤を加圧注入した木材による野外での整備事例について、古賀市教育委員会からご教示を頂き⁶⁾、今回の整備でもこれを用いることとした。

実際の柱に用いられた樹種は、残念ながら発掘調査では明らかにすることができなかつたため、入



図8 現地説明会時の柱の表示（南西より）



図9 表示された建物Dの柱（南西より）

手・加工の容易な杉材を用いることとしたが、これの入手にあたっては桜井木材協同組合より、3棟分で計65本の柱材の寄贈を受けることができた。

4.まとめ

各方面からのご協力や、入れなどの効果もあり、結果的にこの立柱整備事業は2,300万円の予算に対し、決算では約1,990万円の事業費に抑えることができた。最終的な事業の財源内訳は、年度途中で補助事業として採択していただいた奈良県からの文化資源活用補助金が500万円、ふるさと寄附金からの充当が450万円、GCFが160万円で、残額の約880万円を桜井市が負担ということとなった。

今回のGCFを用いた遺跡整備の試みでは、大きな金額を募ることはできなかったものの、整備後の反応を分析するとGCFの活用は整備事業の存在そのものを広く一般に知りていただく良い機会であることに加え、寄附を頂いた方々には整備された公園だけではなく、纏向遺跡や桜井市に対して親しみを

持っていただく機会にもなっていることが、実感として感じられた。

今回GCFの導入に関わった一人として、個人的には今後も積極的にGCFの活用に取り組んでいきたいと考えている。それはGCFが単に行政の財源不足を補う手法としての効果だけではなく、寄附をしていただいた方々に、遺跡や文化財に対して興味や愛着を持っていただく大きなチャンスにもなり得ると考えるからである。

【補註および参考文献】

- 1) 寺沢薫 2011『王権と都市の形成史論』吉川弘文館
- 2) 桜井市教育委員会 2016『史跡 纏向遺跡・史跡 纏向古墳群－保存活用計画書－』
- 3) 橋本輝彦 2013『奈良県桜井市纏向遺跡発掘調査概要報告書－トリイノ前地区における発掘調査－』
- 4) 石野博信・閑川尚功 1976『纏向』桜井市教育委員会
- 5) ふるさとチョイス 纏向遺跡HP
<https://www.furusato-tax.jp/gcf/240>
- 6) 古賀市教育委員会 甲斐孝司氏よりご教示を得た。



図10 表示された建物群（西北より）

奈良文化財研究所による 特別名勝平城宮東院庭園の活用について

内田 和伸（奈良文化財研究所文化遺産部遺跡整備研究室長）

1. はじめに

平城宮は奈良時代の都平城京の北端に位置し、天皇の住まいである内裏、国家的儀式を行う大極殿院や朝堂院、様々な役所などからなる。平城宮は東に張り出し部を持ち、その南半部を東院と呼んでいる。東院は皇太子の宮殿などに用いられたところである。平城宮東院庭園はその東南隅で奈良国立文化財研究所の発掘調査によって発見され、平成10年には復元・公開されて、現在、国の特別名勝にも指定されている。

特別史跡平城宮跡の内の正門朱雀門から第一次大極殿院を中心とする区域と史跡朱雀大路とその周辺を含む区域が、平成30年に国営飛鳥歴史公園平城宮跡地区（平城宮跡歴史公園）として開園した。東院庭園は公園の計画区域内にあるが、公園としての開園区域にはまだ入っておらず、これまで整備を継続してきた文化庁が引き続き維持管理を行っている。

上記のような経緯から奈良文化財研究所では平城宮跡の活用事業として「東院庭園の宴」を平成25年から6回にわたり開催してきた（表1）。ここで6年間の総括をするとともに、本報告書で課題としてきた文化財担当職員（ここでは担当の研究員）の役割の一つについて言及したいと思う。

2. 東院庭園と庭の宴の概要

東院庭園の概要 東院庭園は東と南を築地大垣、西と北を板垣で区画される、東西約70m、南北約90mの規模を有する。発掘調査では池を中心とした庭園

で、時期毎の遺構変遷が確認されているが、整備では奈良時代末の姿に復元された。中島や出島の護岸には形の良い景石を据え、入り江には拳大の円礫を緩やかな勾配で敷く州浜が施され、池の北端には築山石組みが配置される。池の周りには、東南隅に隅櫓と呼ぶ楼閣、北東に北東建物、西岸に中央建物が配置され、中央建物に接して池の中に棧敷が設けられ、これと東岸とを平橋が結ぶ。北岸は北東建物前で東に張り出し、導水部からの入り江を作り、そこを渡る反橋が架けられる（図1）。平城宮東院庭園は庭園学史上、日本庭園のデザインが確立したことを見すえ構造と評価されている。

事業目的 奈良文化財研究所主催のもとで、この復元された東院庭園を活用し、奈良時代の庭園で行われたであろう宮廷の宴を五感を通じて追体験してもらい、東院庭園あるいは平城宮跡、延いては奈良時代の理解増進を図ることを目的とした。

開催時期 毎年、中秋の名月を意識しての開催はあるが、休日開催等の諸事情があるため、満月になるとは限らなかった。このため満月に近い日の開催時には観月会と称することもあった。秋雨や台風が心配される次期ではあるが幸いに開催できない天候のことはなかった。

次第 日没後の18:30開演で20:00頃閉演となる。主な次第は主催者挨拶、雅楽の演奏、これを挟んでの研究員によるミニ講演2本、ストーリー性を持たせた古代衣装のファッショショーンショーである。

広報 イベントの開催については奈良市市民だよりや奈良文化財研究所HPなどの周知を図ったが、



図1 平城宮東院庭園平面図（奈良文化財研究所「特別名勝平城宮東院庭園」パンフレットより）

表1 東院庭園の宴の実績

開催年月日	月 齋	テーマ	ミニ講演	楽曲			ファッションショー		
				演奏者	演目	特集 舞台	年代設定	題名	主な登場人物
平成25年11月9日	56	-	・太閤にみる食事・ ・参儀した東院南面	大和絃巻実行委員会 「長慶王御想」 藤森 信也	1.創作舞踊	-	天平元年 (729)	長慶王愛妾	聖武天皇と光明皇后 藤原佐麻呂・夫妻 吉田宿禰の長女・夫妻 阿倍内親王
平成26年9月27日	29	雅樂宴	・廟宇の歴史 ・万葉歌	太田豊 雅楽師 他	1.近世後楽 2.萬葉歌 3.舞 4.萬葉歌、打掛曲「大平樂」	-	天平三年 (731)	雅樂宴改組	聖武天皇と光明皇后 吉田宿禰の長女・夫妻 阿倍内親王
平成27年10月3日	19.8	一至二華の選	・太閤からみた当時の食事 ・平城宮の評議	太田豊 雅楽師 他	1.石器尺八と萬葉詩「ふるこ重美」(平鋼琴子) 2.2世の第「こ」名(平鋼琴子) 3.舞曲「新秋鶯」海舟楽	反橋	宝龟八年 (777)	様構宮の選	光仁天皇 東大寺子山部親王 高野新菫と公卿
平成28年9月17日	15.7	様構宮	・東院庭園の利活用 ・東院と木那	太田豊 雅楽師 他	1.蓄「桂樹」 2.芋「平鋼琴子」 3.舞、藤原・太鼓、三ノ技「はいいろ」	構様	宝龟四年 (773)	様構宮の完成	光仁天皇 藤原佐麻呂、魯教内親王 吉田宿禰の長女・夫妻 高野新菫、石由呂
平成29年9月23日	2.9	渤海国	・太閤にみる渤海 ・東院庭園と渤海の庭園	太田豊 雅楽師 他	1.おひんと「夏撰」 2.黄羅撰「桂殿來」	構様	宝龟八年 (777) 五月七日	渤海からの手 荷物取扱便	光仁天皇 孟獲・孟獲、社魯内親王 吉田宿禰の長女・夫妻 高野新菫
平成30年9月22日	12.3	東院玉殿完成	・東院庭園の創建物 ・東院玉殿にまつわった絆草瓦	太田豊 雅楽師 他	1.おりん、第2首「平鋼琴子」 2.芋「平鋼琴子」 3.三ノ技、太鼓、芋、基業、箇、舞曲「桂樹」	構様	神護天皇 元年 (767)	東院玉殿完成	神護天皇 和氣皇子 吉備由利、出雲守益方

新聞各社に前年の写真と事業概要を提供し、記事として取り上げて頂いたことは効果的であった。

参加者 一般参加者100～150人の募集に対してこれを超える応募があり抽選することもあった。これとは別に関係者席を設けて、関係団体や地元自治会関係者等を招待した。参加者には古代食と白酒またはお茶を2,500円で提供した。古代食は地元のホテルの提供で、古代のチーズ「蘇」、魚の乾物「楚割」、干し肉、赤米などである。

体制 所内の体制としては、今年度から文化遺産部遺跡整備研究室が中心となって平城宮跡の活用に関する実践的な研究を行うこととなり、このイベントをその中に位置づけた。舞台演出、講演、広報、涉外、会場設営の各業務を各部局が分担することとして外注も活用した。

運営 音響および舞台への照明設備の設置、会場の椅子・テーブル・足元灯の設置はそれぞれイベント会社に外注した。平城宮跡内、特に東院庭園付近は夜間照明が少なく危険であり参加者の安全確保のために、最寄り駅から会場までのバス送迎を原則とし外注した。また、バスへの案内、会場での受付・アテンダント・整理・誘導・飲食の提供・警備などはイベント運営会社の協力を得た。

難感 東院庭園は夜間利用を想定して整備はしていなかったために、こうした運営を通して照明施設など活用のための施設整備が充分ではないことが実感された。活用を意図した施設整備について検討が必要である。

3. イベントの内容と研究者の役割

6年間の実績は表1に示した通りである。はじめは全体としてのテーマは設けなかつたが、近年はテーマを設定した上でミニ講演および雅楽の演題、古代衣装のファッションショーの舞台設定を決めてきた。前述の通り、復元整備された庭園の時期は奈良時代末、光仁天皇の楊梅宮時代であることから、この時代設定が半数であった。以下、27年度と30年度を例に内容を記し、最後に研究者の役割について

言及する。

(1) 平成27年度

この年のテーマは光仁天皇の楊梅宮の時代の一茎二花の蓮（双頭蓮）とした。

この場所の庭園は『統日本紀』に一回だけ記載がある。奈良時代末期の光仁天皇の時代、宝亀8年6月18日に、楊梅宮南池に蓮が生じ、一つの茎に二つの花が咲いたという祥瑞の記事である。この当時、東院は楊梅宮と呼ばれており、反橋脇の入り江の池底のみが石敷きではないため、ここに蓮が植えられていたと考えられる。現地は遺構を露出した築山石組などがあり、盛土は最小限にしているため入江に根の深い蓮を植えることができずカキツバタなどを植栽している。このためミニ講演では祥瑞やその背景にある天人相関思想、奈良時代における祥瑞の政治的利用などの説明と合わせて、当時をイメージしてもらう合成写真を配布資料に加えた（図2）。合成写真の作成は記録と場としての遺跡を繋ぎ、価値をわかりやすく伝えるインタープリテーションの一

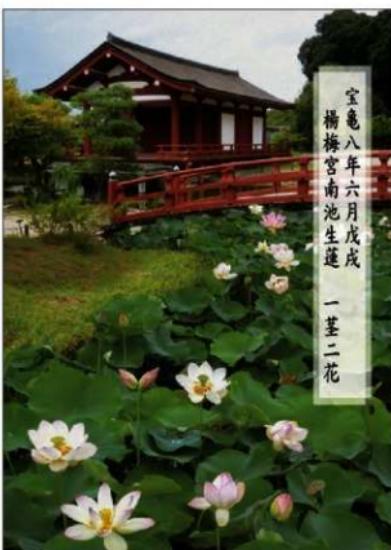


図2 双頭蓮の合成写真

つとして有効だったのではないかと思う。

後半のファッションショーでは天皇と側近たちがこの祥瑞を祝う内輪の宴を開催するという設定で、命婦が反橋を渡って双頭蓮を献上するという演出を行った。

楽曲の選定は雅楽師からの提案を尊重し、その年の正倉院展に展出される阮咸や新羅琴、竽などに因むことが多かった。この年には宝龜八年（777）五月の騎射の際、渤海使も参加し、自国の音楽を演奏したと『続日本紀』にあることから、渤海楽として伝わる『新駄鶴』を選曲した。

（2）平成30年度

この年のテーマは今まで取り上げることのなかつた称徳天皇の時代の「東院玉殿の完成」とした。『続日本紀』神護景雲元年（767）4月14日条には東院の玉殿が新たに完成し、群臣が集まって祝ったこと、その建物には瑠璃色の瓦を葺き、水草の文様を描いたことが記されている。これに関連し、研究員から東院庭園の復元建物や東院玉殿に葺かれた緑釉瓦についての2本のミニ講演を行った。楽曲は雅楽歌謡である催馬樂「更衣」、東大寺大仏開眼法要（752）に際して渡来した僧仏哲が伝えたとされる舞楽「陵王」であった。

後半のファッションショーは、玉殿完成の祝いの後に、天皇と限られた側近の者が内輪の宴を東院庭園で行ったという想定で行った。同年2月14日、天皇が東院に出御し、出雲国造出雲臣益方が神事を奏して外從五位下を受けられ、同行した祝部（^{はよひ}地方の社の下級神職）らも位などを与えられたことに因み、宴に先立ち、称徳天皇から出雲臣益方が位記を授与され、祝部が舞を奉納する演出とし、巫女の経験のある研究員が舞を披露した。

（3）活用の脈絡

文化財担当職員の役割に「テーマ性・ストーリー性のある価値づけや活用事業の提案と実施」が求められているところである。夜間開催のイベントという限定されたものではあるが、我々研究員も文献や遺構の状況などから遺跡や時代背景などの理解を促

し、楽曲も合わせてストーリー性のあるイベントを開催してきたつもりである。

私は以前、遺跡の活用では遺跡本来の脈絡を読み解き、その脈絡の延長でそれを現代的に活かせる脈絡に読み替えたイベントが必要であると提案したことがある¹⁾。たとえば、平城宮大極殿院の南門前では毎年1月17日頃に射礼という年中行事を行っている。天皇御覧のもと全官人が弓を射ることで軍事上も政治体制上も天皇に奉仕することを示す意義がある²⁾。蕃客と呼ぶ新羅や渤海、南方の島々の使者も参加させて帝国を演出したのである。朝庭儀礼全般に言えることかもしれないが、射礼は天皇を中心とする律令国家において意味をなす儀礼であった。従ってそれをそのまま復元しても現代社会においては意味をなさない。そのためには脈絡を編集し、現代社会が受け入れる意義づけが必要になるのである。平安時代の儀式書なども参考に本来の場所で再現行事として演示することの他に、全官人が参加したことによる、市民参加型とすることや、外国からも参加があったことに因み、外国の異なる弓の文化に触れる場とすることなどが考えられる。

本来の脈絡を活かした現代の活用の脈絡を作るのは研究者の大切な役割と私は考えている。

【補註および参考文献】

- 1) 阿部健太郎・内田和伸 2004「射礼とその復原に関する基礎的研究」「遺跡学研究」第1号 日本遺跡学会 p.p.7-24、拙著 2011『平城宮大極殿院の設計思想』吉川弘文館 p.p.291-314
- 2) 立石堅志 2013「平城遷都千三百年祭「古代行事の再現」「『姿』」3号 特定非営利法人小笠原流・小笠原教場 p.p.10-11、立石堅志 2010「序論」「古代行事を再現する」「平城遷都1300年祭—古代行事の再現—の記録」社团法人平城遷都1300年記念事業協会 p.p.11-39

“Utilization of Historic Sites and Heritage for Regional Development and Tourism Promotion”

Report of the Research Symposium on the Preservation and Utilization of Historic Sites in FY 2017

Table of Contents

Introduction

Utilization of Historic Sites and Heritage for Regional Development and Tourism Promotion	1
UCHIDA Kazunobu (Sites Management Research Section, Nara National Research Institute for Cultural Properties)	

I Lectures and Research Reports

Outline of the Symposium	6
1. Keynote Lecture:	
On Policies of the Agency for Cultural Affairs Related to Regional Development and Tourism Promotion.....	7
MURAKAMI Yasumichi (Headquarters for Vitalizing Regional Cultures, Agency for Cultural Affairs)	
2. Utilization of Historic Sites and Heritage for Regional Development and Tourism Promotion	29
TATEISHI Kenji (Board of Education, Nara City)	
3. Region, Cultural Properties, and Governmental Administration	45
KIDO Yasutoshi (Board of Education, Dazaifu City)	
4. On the Utilization of Cultural Properties as a Tourism Resource Seen in the Management and Use of the Place of Scenic Beauty, Former Hori Family Garden	49
YONEMOTO Kiyoshi (Commerce, Industry and Tourism Division, Tsuwano Town [retired])	
5. Current Status and Issues of the Higanbana (Red Spider Lily) Town Development Project	59
HASEGAWA Akihiro (Kamiyodo Hakubō-no-Oka Exhibition Hall, Yonago City)	
6. Regional Development and Tourism Promotion Utilizing the Special Historic Site, Nagoya Castle and Military Camp Remains	65
MATSUO Norihiro (Nagoya Castle Museum, Saga Prefecture)	
Record of the Discussion	79
Supplementary Materials: Execution and Results of the Preliminary Enquete Survey “Utilization of Historic Sites and Heritage for Regional Development and Tourism Promotion”	88

II Case Studies

1. Regional Development and Tourism Promotion Utilizing the Special Historic Site, Fujiwara Palace 103
HAMAGUCHI Kazuhiro (Attraction Creative Department, Kashihara City)
2. Current Status and Issues of Yonago City, Tottori Prefecture 107
SHIMODAKA Mizuya (Economic Affairs Department, Yonago City)
3. Current Status and Issues of Cultural Properties Utilization of Saga City 113
KIJIMA Shinji (Department of Planning and Coordination, Saga City)
4. Regional Development Utilizing the Medieval Manor "Hine no shō Site" 121
NAKAOKA Masaru (Board of Education, Izumisano City)
5. Historic Regional Development in the "Birthplace of Soy Sauce Distilling" 127
YAMAMOTO Takashige (Regional Creation Brand Strategy Promotion Division, Yuasa Town)
6. On Regional Development and Tourism Promotion Utilizing Historic Sites and Heritage in Niigata City 135
AIDA Yasuomi (Culture and Sports Department, Niigata City)
7. Site Management and Utilization of the Dejima Dutch Trading Post Remains 145
YAMAGUCHI Miyuki (Department of Tourism Culture & Heritage, Nagasaki City)

III Related Papers

1. The History and Recent Trends of Cultural Properties Administration in Nara Prefecture 155
TATEISHI Tōru, MOCHIDA Daisuke (Regional Development Department, Nara Prefectural Government)
 2. On the Management and Utilization of the Special Historic Site, Osaka Castle 163
KUMURA Munenori, SAKAMOTO Keiko, MORI Tsuyoshi (Osaka City Government Economic Strategy Bureau)
 3. On the Site Management Project Utilizing Government Crowdfunding at the Tsuji Sector, Makimuku Site 171
HASHIMOTO Teruhiko (Board of Education, Sakurai City)
 4. On the Utilization by the Nara National Research Institute for Cultural Properties of the Special Place of Scenic Beauty, Garden at the Eastern Heijō Palace 177
UCHIDA Kazunobu (Sites Management Research Section, Nara National Research Institute for Cultural Properties)
-

“Utilization of Historic Sites and Heritage for Regional Development and Tourism Promotion”

Report of the Research Symposium on the Preservation and Utilization of Historic Sites in FY 2017

Issued on 10 December 2018

Edited and Published by
Sites Management Research Section
Department of Cultural Heritage,
Nara National Research Institute for Cultural Properties,
Independent Administrative Institution National Institute for Cultural Heritage
2-9-1, Nijo-chō, Nara City, Nara Prefecture, Japan, #630-8577

史跡等を活かした地域づくり・観光振興

平成29年度 遺跡整備・活用研究集会報告書

発行日 2018年12月10日

編集発行者 独立行政法人国立文化財機構
奈良文化財研究所
文化遺産部遺跡整備研究室
〒630-8577 奈良県奈良市二条町2丁目9番1号

印刷者 能登印刷株式会社
〒920-0855 石川県金沢市武蔵町7-10

ISBN978-4-905338-95-6

